

平成23年12月6日

平成23年
第8回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 6 号）

平成 23 年 12 月 6 日（火曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成23年12月6日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで、乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 53 号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで、乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 53 号議案まで

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 4 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 4 号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 2 号）

乙第 1 号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

乙第 9 号議案 工事請負契約について

乙第10号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第15号議案 財産の処分について

乙第16号議案 交通事故に関する和解等について

乙第17号議案 交通事故に関する和解等について

乙第18号議案 交通事故に関する和解等について

乙第19号議案 交通事故に関する和解等について

乙第20号議案 漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について

乙第21号議案 道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 指定管理者の指定について

乙第24号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 指定管理者の指定について

乙第26号議案 指定管理者の指定について

乙第27号議案 指定管理者の指定について
 乙第28号議案 指定管理者の指定について
 乙第29号議案 指定管理者の指定について
 乙第30号議案 指定管理者の指定について
 乙第31号議案 指定管理者の指定について
 乙第32号議案 指定管理者の指定について
 乙第33号議案 指定管理者の指定について
 乙第34号議案 指定管理者の指定について
 乙第35号議案 指定管理者の指定について
 乙第36号議案 指定管理者の指定について
 乙第37号議案 指定管理者の指定について
 乙第38号議案 指定管理者の指定について
 乙第39号議案 指定管理者の指定について
 乙第40号議案 指定管理者の指定について
 乙第41号議案 指定管理者の指定について
 乙第42号議案 指定管理者の指定について
 乙第43号議案 指定管理者の指定について
 乙第44号議案 指定管理者の指定について
 乙第45号議案 指定管理者の指定について
 乙第46号議案 指定管理者の指定について
 乙第47号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
 乙第48号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
 乙第49号議案 当せん金付証票の発売について
 乙第50号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第51号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第52号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第53号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（48名）

議長	高 嶺 善 伸 君	16 番	佐喜真 淳 君
副議長	玉 城 義 和 君	17 番	玉 城 満 君
1 番	上 原 章 君	18 番	仲宗根 悟 君
2 番	島 袋 大 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
3 番	中 川 京 貴 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	21 番	新 垣 清 涼 君
5 番	平 良 昭 一 君	23 番	新 垣 安 弘 君
6 番	仲 村 未 央 さん	24 番	前 島 明 男 君
7 番	照 屋 大 河 君	25 番	新 垣 良 俊 君
8 番	渡久地 修 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
9 番	瑞慶覧 功 君	27 番	照 屋 守 之 君
10 番	山 内 未 子 さん	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
11 番	上 里 直 司 君	29 番	嶺 井 光 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	30 番	赤 嶺 昇 君
13 番	當 山 眞 市 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
14 番	吉 元 義 彦 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
15 番	座喜味 一 幸 君	33 番	前 田 政 明 君

34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君

41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 副 知 事 与世田 兼 稔 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君
 福 祉 保 健 部 長 宮 里 達 也 君
 農 林 水 産 部 長 比 嘉 俊 昭 君
 商 工 労 働 部 長 平 良 敏 昭 君
 文 化 観 光 平 田 大 一 君
 ス ポー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 当 間 清 勝 君
 企 業 局 長 仲 田 文 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん
 知 事 公 室 饒平名 知 成 君
 秘 書 広 報 統 括 監
 総 務 部 新 垣 郁 男 君
 財 政 統 括 監
 教 育 委 員 会 長 中 野 吉三郎 君
 教 育 長 大 城 浩 君
 公 安 委 員 会 長 幸 喜 徳 子 さん
 委 員 会 長
 警 察 本 部 長 村 田 隆 君
 労 働 委 員 会 長 平 良 宗 秀 君
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 長 岩 井 健 一 君
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君

課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案及び乙第3号議案から乙第53号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 社民・護憲ネットの新里米吉です。一般質問を行います。

1、基地問題について

(1)、「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について、県の質問に対する防衛省の回答はどうなっているか。

(2)、10月、11月と大臣や大臣経験者が来県し、知事と会っている。「国外、最低でも県外」について民主体党政権としてどのような努力をしたか。具体的な候補地へ要請したか。なぜ断念し、辺野古へ回帰したか説明があったか伺いたい。

(3)、元アメリカ国防次官補ジョセフ・ナイ氏の「海兵隊をオーストラリアに移すことは賢明な選択」だとの主旨の論文がニューヨーク・タイムズに掲載されたとのことである。知事の所見を伺いたい。

2、土木建築行政（地域課題）について。

(1)、小波津川河川改修について、進捗状況と平成24年度の予定を伺いたい。

(2)、小波津川橋の進捗状況と完成予定について伺いたい。

(3)、浦添西原線（嘉手苅—小那覇）の進捗状況と平成24年度の予定を伺いたい。

(4)、浦添西原線（翁長—嘉手苅）の進捗状況と平成24年度の予定を伺いたい。

(5)、那覇北中城線（翁長—上原）の進捗状況と平成24年度の予定を伺いたい。

(6)、那覇北中城線（幸地—翁長）の進捗状況と平成24年度の予定を伺いたい。

(7)、宜野湾北中城線（安谷屋—渡口）の進捗状況と平成24年度の予定及び課題を伺いたい。

3、文化行政について。

(1)、内間御殿の国指定史跡の意義について伺いたい。

(2)、西原町は、国指定史跡内間御殿内の東江の私有地を政府へ買い上げ要請する予定です。県教育委員会を通して申請することになるとと思いますが、県教育委員会の所見を伺いたい。

4、暴力団排除条例施行後の状況について。

(1)、10月1日の暴力団排除条例施行後、4件の排除事例があったとのことである。4件について説明してください。また、今後の課題について伺いたい。

5、医療行政について。

(1)、県立南部医療センター・こども医療センターの小児集中治療室（PICU）で慢性的な満床状態が続き、手術の延期や救急搬送の受け入れ一時停止など深刻な状況が続いているとのことである。原因と対策及び課題を伺いたい。

6、我が会派の代表質問との関連について、渡嘉敷議員の代表質問との関連で、カジノについて。

知事はカジノ導入に積極的姿勢と感じている。大王製紙前会長の事例が起きても積極的姿勢は変わらないか伺いたい。

仲村議員の代表質問との関連、新たな沖縄振興について。

国が基本方針を定め、県は基本方針に基づき振興計画を策定すると報道されているが、県への説明はあったか。また、これまで県要請や政府と県の協議に際し、政府から今回の報道に関連する話があったか伺いたい。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新里米吉議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題に係る御質問で、民主党政権が辺野古へ回帰したことについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、これまでどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったのか、政府・民主党に対し県民

の納得のいく説明と解決策を求めてまいりましたが、それらは依然として示されていないと思います。

県としましては、日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう、引き続き強く求めてまいります。

次に、土木建築関係の御質問の中で、小波津川河川改修の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

小波津川河川改修事業は、延長3.8キロメートル、総事業費約85億円、事業期間は平成15年度から30年度までの計画となっております。事業の進捗状況は、平成20年度までに、浸水被害が頻発した平園地区付近の被害軽減策として調整池を設置し、一定の効果が発現されております。平成22年度からは、国道329号にかかる小波津川橋及び下流側の河道掘削等の整備を進めております。22年度末の進捗率は約37％となっております。また、平成24年度は、事業費約3億7000万円を要望しており、引き続き小波津川橋を含む下流側の整備を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」への県の質問に対する防衛省の回答についてお答えいたします。

県は、「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について、県外移設ができない理由や具体的な候補地の検討結果等を明らかにするよう求める質問書を去る6月1日に防衛大臣あて提出しました。10月26日の衆議院外務委員会において、神風防衛大臣政務官が現在、回答を作成中であり、準備ができ次第、速やかに回答したい旨の答弁をしておりますが、現時点で回答はありません。県としましては、引き続き政府に対し回答を求めてまいりたいと考えております。

次に、ジョセフ・ナイ氏の論文についてお答えいたします。

ジョセフ・ナイ元国防次官補が米海兵隊をオーストラリアに駐留させるとしたオバマ米大統領の決定に対し、「海兵隊の県内移転は沖縄県民に受け入れられる余地がなく、海兵隊をオーストラリアに移すことは賢明な選択である」など3つの理由を掲げて合理的な決断であるとした論考を発表したことは承知しておりま

す。これが日米両政府の政策にどのような影響を与えるか、現時点では明らかではありませんが、県としては、引き続き情報収集を行いつつ、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築行政（地域課題）についての御質問の中で、小波津川橋の進捗状況と完成予定についてお答えいたします。

国道329号にかかる小波津川橋については、小波津川の河道拡幅に伴い、かけかえの必要が生じたことから、沖縄総合事務局と県の間で費用負担等を定めた「基本協定」を締結し、平成22年度より国において工事に着手しております。整備に当たっては、国道の切り回しの必要があることから、現在、仮設道路の工事を進めており、今後は現河川の切り回しや既設橋梁の撤去及び地盤改良等を実施し、橋梁本体の整備を進める予定であります。現在の進捗状況は、橋梁整備全体の事業費ベースで約21%となっており、平成25年度完成を目指しております。

同じく土木建築行政（地域課題）で、浦添西原線の嘉手苅から小那覇までの進捗状況についてお答えいたします。

浦添西原線の嘉手苅から小那覇までの1キロメートルの道路整備事業は、総事業費約340億円、事業期間は平成15年度から27年度までとなっております。本事業は、現道の交通渋滞の緩和、国道329号西原与那原バイパスとともにマリン・タウン・プロジェクトを支援するため、4車線拡幅するものであります。平成22年度末の進捗状況は、事業費ベースで約86%となっており、平成24年度は6000万円を要望しております。

同じく土木建築行政（地域課題）で、浦添西原線の翁長から嘉手苅までの進捗状況についてお答えいたします。

浦添西原線の翁長から嘉手苅までの2.9キロメートルの道路整備事業は、総事業費約269億円、事業期間は平成21年度から28年度までとなっております。本事業は、現道の交通渋滞の緩和及び沿道環境の改善を図るため、4車線のバイパス整備を行うものであります。平成21年度から事業に着手し、これまで実施設計及び用地測量等を行い、平成23年度からは用地買収に着手しております。平成24年度は、18億4000万円を要望しており、用地買収及び道路改良工事を予定しております。

同じく土木建築行政（地域課題）で、那覇北中城線

の翁長から上原までの進捗状況についてお答えいたします。

那覇北中城線の翁長から上原までの2キロメートルの道路整備事業は、総事業費約53億円、事業期間は平成19年度から27年度までとなっております。本事業は、現道の交通渋滞を緩和するため4車線拡幅するものであり、沿線には琉球大学、同大学病院及び沖縄キリスト教学院大学等の施設が立地しております。平成22年度末の進捗状況は、事業費ベースで約36%となっており、平成24年度は13億8000万円を要望し、用地買収及び道路改良工事を予定しております。

同じく土木建築行政（地域課題）で、那覇北中城線の幸地から翁長までの進捗状況についてお答えいたします。

那覇北中城線の幸地から翁長までの2キロメートルの道路整備事業は、総事業費約117億円、事業期間は平成21年度から27年度までとなっております。本事業は、現道の交通渋滞を緩和するため4車線拡幅するもので、平成21年度から事業に着手し、これまで実施設計及び用地測量等を行い、平成23年度からは用地買収に着手しております。平成24年度は16億2000万円を要望しており、用地買収及び道路改良工事を予定しております。

同じく土木建築行政（地域課題）で、宜野湾北中城線の安谷屋から渡口までの進捗状況と課題についてお答えいたします。

宜野湾北中城線の安谷屋から渡口までの2.6キロメートルの道路整備事業は、総事業費約160億円、事業期間は平成11年度から28年度までとなっております。本事業は、現道の交通渋滞を緩和し、宜野湾市から中城湾港新港地区までのアクセスの向上を図るため、4車線の道路拡幅及びバイパス整備を行うものであります。平成22年度末の進捗状況は、事業費ベースで約69%となっており、平成24年度は5億2000万円を要望し、用地買収及び道路改良工事を予定しております。

課題については、米軍喜舎場ハウジング区間の一部返還交渉のおくれと、トンネル区間に用地難航箇所があり、工事着手がおくれていることであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 文化行政についての御質問で、内間御殿の意義についてお答えいたします。

内間御殿は、琉球王統第二尚氏の始祖金丸（後の尚円王）が王位に即位する以前の旧宅跡に創建された神

殿を中心とした祭祀空間であり、本年2月7日付で国史跡に指定されました。当該文化財は琉球王朝の聖地として整備されていく過程、並びに沖縄における祭祀信仰のあり方を把握する上で重要であることから、「我が国の歴史上又は学術上価値の高いもの」と評価されています。

県教育委員会といたしましては、今後、西原町と連携して整備、活用に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、私有地の買い上げについてお答えいたします。

国指定史跡内間御殿の東江の私有地の買い上げについては、今後の保存や整備、活用を図っていく上で重要と考えております。

県教育委員会といたしましては、平成24年度の文化庁補助を活用し、買い上げが可能となるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 暴力団排除条例施行後の状況に関する御質問の中で、公共工事からの排除事例及び今後の課題についてお答えいたします。

県警察では、沖縄県暴力団排除条例の施行に伴い、県の事務及び事業への暴力団の介入を阻止するため、暴力団関係業者の実態把握に努めているところであります。今回、暴力団へ積極的に資金提供を行っていた豊見城市内の建設業者が、県及び豊見城市の公共工事の指名業者となっていることが明らかとなり、指名業者からの排除措置をとっていただいております。そのほか、那覇市旧庁舎解体工事現場や、名護市の国立療養施設工事現場に暴力団幹部が経営する労働者派遣会社が孫請として介入し、それぞれ違法に労働者を派遣していた事件で、労働者派遣法違反により検挙し排除したところであります。

県警察といたしましては、暴力団の介入を阻止するため、引き続き暴力団関係業者の実態把握を徹底するとともに、建設業界に対する条例の周知徹底を図り、元請業者はもとより下請、孫請業者に至るまで暴力団排除対策を浸透させてまいりたいと考えております。

なお、今後の課題としては、公共工事のみならず条例に規定されている県の事務及び事業における措置として、公有財産の管理及び役務提供等に対する暴力団の介入を阻止するため、県市町村等の関係機関・団体への働きかけや支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての御質問の中で、県立南部医療センター・こども医療センターの小児集中治療室の満床状態の原因と対策及び課題についてお答えいたします。

県立南部医療センター・こども医療センターに設置している6床の小児集中治療室においては、ことしの7月ごろから小児重症患者が増加傾向にあり、満床となる状態が多くなっています。一方で、一般小児病棟においても長期入院患者等の影響により満床の傾向にあることから、状態が改善した患者を小児集中治療室から一般小児病棟へ移すことができず、手術の延期や救急搬送の受け入れを制限する場合があります。これらの状況に対応するには、他の医療機関との連携ネットワーク体制を構築し、医療機能に応じた役割分担を行うことで、医療資源の有効な活用を図ることなどが課題となっております。そのため、病院事業局としましては、琉球大学附属病院や県立中部病院などの重症小児患者にも十分対応できる医療機関や、一般小児患者に対応できる医療機関との連携強化を図り、小児集中治療室の機能が維持できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 我が会派の代表質問との関連についての中、知事のカジノ導入についての積極的姿勢は変わらないのか聞きたいについてお答えいたします。

大王製紙前会長の事例につきましては、新聞等により報道されている範囲において承知しているところであります。

県におきましては、これまで統合リゾートの導入に伴う経済効果や懸念事項について、調査研究を進めてきたところでありますが、その導入につきましては、賛否両論あることから、県民のコンセンサスを図ることを前提にこれから調査研究を進める考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、国の基本方針に基づき県が計画を策定するとの報道についてお答えいたしま

す。

国は、去る9月、沖縄政策協議会の振興部会において、新たな計画に関し、「沖縄振興における県の主体的な役割と国の責務の双方を勘案しつつ、沖縄県が策定主体となり、国が支援する方向で法制的に検討する。」との基本方向を示したところであります。これに基づき、現在国が他の地域振興法を参考にしながら、計画の法律上の位置づけの検討を進めていることは県としても認識をしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 基地問題について再質問を行います。

先ほど、いまだに回答されてない、検討中、作成中であるということがありました。防衛省に県は6月1日に質問を出している、あれから半年以上たっているんですよ。あの冊数はというと、随分大きな活字で書いてありますよね。新聞の小見出しに近いぐらいの大きな活字の質問なんです。それで中身は実質8ページ程度ですよ。その8ページ程度の大きな文字で書いた質問状に対して半年以上かかってまだ作成中ですよ。これは防衛省は知事に対して、沖縄県民に対して随分失礼だと私は思うんですよ。許しがたいあり方だと思っているんですが、知事の所見を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の件は、我々も防衛関係の方に会うたびに催促はしておりますが、残念ながらまだ手元に届いておりません。ですから、彼らは彼らなりに内部でまとめることを引き続き続けているのではないかと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 非常に重要な質問をしておられるわけで、私は前にも取り上げたことがありますけれども、それに対して国が責任を持って回答できない。たった8ページ、あれは新聞記事ぐらいにするとA4で2ページぐらいですよ。それに対して、防衛省は回答もし切れないというのはとんでもない話だと思えますよ。それでいて10月、11月、大臣や大臣経験者が来県しているわけですね。ところが、ここでもなぜ辺野古に回帰したか、まともに回答できていない。そのことを先ほど県のほうも答弁の中で、いまだに示されていないということをおっしゃっておられます。これもとんでもない話で、結局県の質問に対する回答はしない、それからなぜ回帰したかも答えない。なのに、10月、11月と大臣や大臣経験者がもうこれでもかこれで

もかと押し寄せて、辺野古に押しつけるための、沖縄に基地を押しつけるための口実づくり、実績づくりをしている。これはとても許せる話じゃないと思うんですが、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） なかなか返事が出てこないという点については、議員おっしゃるように幾ら何でも遅いのではないかというようなこととか、それからもう県外移設だよということの要求も我々はその都度やっております。ですが、今おっしゃるような状況で、辺野古ということを恐らく頭に置いて進めているという方向がまだ変わっていないというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 本当は思い切った発言をしたいんだろうけれども、歯切れが悪い答弁だと思っております。腹の中では煮えくり返るような思いではないかと推察をいたしますけれども、来県した大臣の中に、踏まれてもけられてもという発言をした人がおりました。踏みつけられてきたのは政府じゃなくて私たちじゃないでしょうかね。それについて知事の所見を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） もうこれは大分の前のお話ですから、今はどうかなという気もしないでもないんですが、確かに表現と用語、主語とあれが違うかなという感じを私も持っておりました。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 この踏まれてもけられてもと発言した大臣は沖縄に見えたときに、国外・県外については鳩山氏個人の責任にしたんですよ。そういう発言をしたでしょう。ところがこの本人も国会で追及されていますが、本人自身がかつて国外・県外と言ったということで国会で追及されていますよ。彼だけじゃないです。実は鳩山さんだけがクロースアップされていますが、これまで民主党が創立されて以来、民主党の代表をなさった方が沖縄に来たときには、みんな国外・県外あるいは県外ということ発言してきています。岡田さんなどは代表になったときに5・15行進の後の平和団体、平和センターなどが中心になって主催している県民大会のあの席上で、私なんかも目の前で聞いている中で、大きな声で自信を持って国外・県外と言っていました。この人たちがみんなくると変わっていった。だから、この問題は鳩山の責任じゃなくて、民主党政権総体としての責任なんです。このことを私たちは明確にしていく必要があると思っているん

です。このことを考えましたときに、民主党政権にとっては県内移設を断念することが沖縄県民に対する信義だと思うんですが、知事の所見を伺いたい。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御質問で、確かに当時2年前に民主党さんとして県外というようなことはお1人の話ではなく、いろんな方が言っておられたと思います。ただ、あれから民主党が政策変更をして政府も変更をしております。ですから、これについて私たちはその説明を求めているんですが、きちっとした回答がないという状況でいるということですね。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論これは信義の面でといいますが、そしてあとは公約とかマニフェストとかそういうものに対する考えだろうと思います。ですから、これは信義論だけでいくのか、いろんな状況を踏まえて民主党さんとしてそういう決定をされたのかがよくわかりませんが、新里議員のおっしゃるような受けとめ方もそれはあり得ると思いますね。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 知事も同じような気持ちで対応されたほうがいいんじゃないかと思います。

実はきょうの新聞にもバーニー・フランクさんが「沖縄での海兵隊の機能は、今や日本の政治を不安定化させることでしかない」という見解を出されております。鳩山元首相は、辺野古以外のところを探す努力を続ける必要があると語ったと、きょうマスコミ報道されています。

アメリカでは、バーニー・フランクさんは、去年の7月に当時下院の金融委員長・歳出委員長をしておられるときにも海兵隊撤退論を既にマスコミに報道をしておられたわけですね。そしてその後、知事もよく御存じのレビン上院軍事委員長も辺野古移設を柱とする在日米軍再編については「幻想だ。履行できないにもかかわらず履行できるふりをするのは意味がない」とこういう発言をしておられた。そして去る12月1日の上院における国防権限法案の可決、さらにジョセフ・ナイ氏が沖縄県内で動かすという公式な計画は沖縄の人々に受け入れられそうにないという一連の流れの中で、きょうのまたマスコミ報道です。

まさにもうアメリカでもこの現行計画、あるいは海兵隊について沖縄への駐留、あるいはアジアへの駐留

も含めて非常に疑問を持つ人がふえつつある。鳩山総理が二転三転といえば二転三転ですが、またかつて彼が言ったことを発言し始めると。しかし、これはどちらもそれぞれに政治的影響力を持つ人たちですよね、今私が挙げた人たちは全員影響力を持っている人たちです。こういう発言が出てくる中で、やっぱり今大事なことは、前から言っているんですが、沖縄が団結する、オール沖縄で今こそ辺野古はだめだ、県内移設はだめだということを私たちがしっかりと持って、そして県民総体、県民世論を大きく盛り上げて運動を盛り上げて日米の政府に迫っていくということが非常に重要だと思います。知事に所見を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員のお話は、ストーリーとしてお話としてなかなか筋は通っておられると思います。そして私も辺野古はなかなか事実上不可能であるという言い方はしておりますが、やっぱり県外を求めたほうが移設・返還、そして一日も早い返還というのが基本的な目的ですから、そして跡利用に入る。そういう方向では県外を探したほうが早いというのが私の意見ですから、かなりのところまで議員の考えと似ているところがあると思います。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 次に、カジノについて再質問を行います。

きのうもかなりカジノについて取り上げられていました。

実は、知事もよく御存じだと思うんですが、2007年の6月に当時のハワイ州知事リンダ・リングルさんが来県されて知事と意見交換をされております。マスコミ報道によると、そのときリンダ氏は、ハワイのカジノ導入について家族で楽しめる観光地を目指している。独特の自然と文化を味わいに来ていっていると言っている。否定的な考えを示されております。知事は沖縄は観光業においてハワイを参考にしてきた、これからも交流をしていただきたいと伝えたと言われている。ハワイはカジノに否定的ですが、知事はハワイを参考にするお考えはありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無論ハワイは世界的な観光地としても10年、20年、30年も前から沖縄がモデルにして一生懸命頑張ってきた大きなモデルだと思います。そういう中で、アメリカの50州ある中でも、州によって物の考え方が違う、これはもう当然だと思います。ですが、私はこのカジノビジネスというか統合リゾートという考え方は、ビジネスの世界では当然あり

得る。現実に世界じゅうであちこちでやられていますから、産業という意味ではとことん追求してその実現可能性を求めていくというのは私は当然だと実は思っております。ただ、その過程でマイナス面をどうやってクリアするか、プラス面はどういうところがあるかはよく調査をして公開をし、県民の意見をきちっと聞いたらどうかと。私は申し上げていますように、基本的には県民のコンセンサスがなければ入れない、入れられないという考えには変わりありません。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 2007年の2月に来県した海浜ツーリズムの専門家、シンガポール国立大学のトーコワン教授はこうおっしゃっています。沖縄は美しい海などの自然や歴史文化など豊富な観光資源を持っている。カジノ導入を急ぐべきではない。観光消費額の増加に貢献する中国人富裕層を対象にしているとしても、彼らはマカオやシンガポールに流れる。沖縄の美しい海はエコツーリズム、歴史文化など別々の観光資源を連携をさせるなど、今ある観光資源を見直し、付加価値のある観光商品を考えるべきだと述べて沖縄におけるカジノ導入については否定的です。御所見を伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の方のお話は、私直接伺ったことはありませんが、今おっしゃっていることは大部分、私も含め沖縄の人にわかりやすい考えだと思いますよ。しかし、だからといってIRという統合リゾートの中にカジノを入れるというのを結論としてノーということに必ずしもいかないと私は思っています。ですから、これは世界じゅうである現実を見ながら、マイナスがあるとすればそれを減らしながら、このビジネスとしての可能性はやっぱりきちっと追求すべきだと最後の1点で違うと思いますが、基本的な考え方は似ていると思いますよ。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 かなり基本的に違うんですが、国会議員で組織している国際観光産業振興議員連盟がカジノ合法化に向けて動いています。カジノリゾートは国内10カ所程度といって想定しているようです。国内の大都市にカジノができることになるわけです。そのときに沖縄もつくり、東京もつくり、大阪もつくり、こういう形になってくるわけですが、そうなりますと国内の富裕層、当然自分の近くに沖縄よりも大規模なカジノができるわけですから、そのほうが魅力もあるし、飛行機を使わなくて車で行けるわけですよ。沖縄にカジノで来るわけがない。さら

に、先ほどから話がありますように、中国の富裕層も沖縄に来るわけがない。こういう状況がもう見えてきています。

そういう中でもさっきからおっしゃっているように非常に積極的なんです、県民の理解が得られないとできないとは言いながらも非常に知事の積極姿勢は明らかです。それでも積極的に進めるおつもりですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） あのですね、あらゆるビジネスがかなりどこにおいても競争にある、しかもグローバル化している現在ではこの分野だけが競争ではないんです。ですから、私たちは競争を避けるニッチ部分が見つかれば非常にハッピー、そうでないとすればあらゆる産業はもちろん競争の中でやっていく、そういうことを言っておられると思うんです。だから、東京、大阪その他と競争ができるかというのはぎりぎりビジネスの最後の設計をするときに当然これは考えるべきことです。ですから、沖縄だけとなると楽だろうという予感しますよ。ですけれども、日本の中で沖縄だけというのはなかなかこれは難しい部分があって、そういう中でもビジネスの可能性があるかというのは当然最後きちっと詰めるべきものだと思いますが、ただ競争があるからノーだということになるとなかなかこれは沖縄にビジネスが生まれてこないという論理にもつながりかねないと思いますから、きちっと追求すべきはすべきだと私は申し上げているんです。

○議長（高嶺善伸君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 私は、11年前にもカジノ問題を取り上げました。そのときに私が話したのは、当時沖縄の経済界がラスベガスに行ってすばらしいと、沖縄もラスベガスみたいなものをつくろうと言っていました。私はそれに強く否定したわけです、議場でですね。

ラスベガスのようにアメリカの大資本が大きな資本を投下してつくられた、しかも世界のエンターテインメントが集まるラスベガスと沖縄を比較する、沖縄がまねるようなことはできないと言ったんです。そんな大資本もないし、そのようなアメリカが砂漠の中につくり上げたラスベガスと沖縄とはこれは参考にもならないと。むしろ参考にすべきはハワイだとあのとき私は言いました。ハワイは当時——きのうも話がありましたけれども——どういう状況だったのか説明をしました。3期以上の議員の皆さん、当時聞いたと思います。ハワイはきのうもあったように、ハワイの観光イメージに合わないと言ってハワイの州議会が長い間議論した結果、結論を出したんです。それだけじゃなくて、2007年にも来られてハワイ州知事は同じようなこ

とおっしゃっているわけです。ハワイ州はやっぱり青い海、青い空、そしてハワイの観光イメージは明るく、清潔なイメージ、それとカジノは合わぬと言っているわけですよ。まさに沖縄にも当てはまる話です。そのことを考えないといけない。沖縄にはさらに人情豊かと。人情の豊かとあの大王製紙の社長がやったようなああいうこととは全然合いませんよ。イメージとしてちょっと考える必要があります。沖縄の観光イメージが崩れる危険性があるんです。

そして先ほど競争の話がありました。そのとおりなんです。世界のカジノで観光客が中心になって利益が上げられるところはどこなのかです。国際競争力のあるカジノなんです。それはどこか、マカオであり、今できているシンガポールであり、古くからのラスベガス、これがまさに三大カジノですよ。アメリカも各州いろんな意見があって、カジノを入れてないところもある。しかしほとんどが入れている。そのほとんど入れているところは国際競争力がない。どうなっているか、ほとんどが地元が使っているんですよ、あれは。これは調べればわかりますよ、皆さんわかるはずですよ。地元の人を使うんです。国際競争力のあるところは観光客が来てちゃんと経営が成り立つけれども、国際競争力のない小さいカジノは地元が使っているんです。沖縄もそうなる可能性がありますよ。そうなった場合に今問題のあるデメリットが大きく浮かび上がってくる。この問題を考えないとカジノ論議はできない。まさに今、夢物語的なカジノ論争になっているけれども、このカジノの持つ問題点を我々はしっかり考えていかないと、後で後悔をしてしまうだろうと。だからそこにおいては知事は先ほどと同じどころか、全然論点が違うということを話して終わります。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

通告に従い質問します。

(1)、辺野古移設のための環境影響評価書を提出すれば県民の怒り・マグマが爆発すると、知事として政府に伝えるべきです。

(2)、普天間基地の閉鎖・撤去、海兵隊の撤退を求める時期に来ているのではないかと。

(3)、普天間基地が返還されたら沖縄と宜野湾市のまちづくりはどのような展望が切り開かれるか。同時に、沖縄経済はどのように発展するか明らかにされたい。そのために普天間基地返還跡地の利用計画を急いで進め、全県民に明らかにして展望を示すことが重要ではないかと。

(4)、普天間基地及び県内の米軍基地での投機的な目的での買い占めなどの土地取得の現状は、県外・国外も含めてどうなっているか。また、跡利用計画を進めるためには買い占めや投機的な取得は法で規制する必要があるのではないかと。

(5)、普天間基地跡地での公共用地の先行取得の進捗状況と、国からの財政支援について。

(6)、先行取得のための財源確保のための県債、市町村債の発行による基金創設について伺います。

1960年に米国で平時において軍属を軍法会議にかけるのは違憲との判決が出ました。軍属はその対象外ではないのか。今回の運用改善というのはもともと対象外のものを地位協定に含めるという意味で改悪になっているのではないかと。

T P P 交渉参加について。

(1)、すべての関税と非関税障壁の撤廃は、現在の沖縄振興計画の中での沖縄が優遇されている関税を初めとした制度がすべてなくなるか、全国一律となると思われるが、どのような影響になるか。また、次期沖縄振興計画の制度設計も台なしになるのではないかと。

(2)、建設、土木業への影響について。

ア、7億6500万円以上の公共工事が結果として国内に開放され、本土ゼネコンや大手企業が参入し、県内の建設・土木業は太刀打ちできなくなるのではないかと。

イ、県の公共工事発注の大方針である県内企業優先、分離・分割発注が禁止されることが明らかになってきている。本土企業の参入で県内建設・土木業が淘汰される危機的状況になるのではないかと。

ウ、総合事務局発注公共工事の県内企業優先発注を要請してきたが、最近の実績とT P P 参加によって県内優先発注ができなくなった場合の影響はどうなるかと。

(3)、コンサルタント契約、物品購入など750万円以上の県発注契約の総件数、金額は幾らか。これらがすべて海外・国内開放となり、県内業者は締め出されるのではないかと。影響はどうなるのか。経済波及効果はどれだけのマイナスになるかと。

(4)、医療の分野で現在の病院窓口患者負担の3割が10割全額負担になったらどうなるかと。

(5)、安い労働力が東南アジアなどから流入した場合、失業者の増加、賃金のさらなる低下につながるのではないかと。

(6)、I S D 条項について、具体的にアメリカの企業がメキシコ政府を訴えた事例について説明してください。

(7)、T P P問題は農業だけでなくすべての分野に悪影響を与えます。全国の中で一番大きな被害を受けるのが沖縄だと思われるがどうか。危機意識を持って参加阻止の立場を明確にすべきである。

不発弾について。

(1)、現在の不発弾の処理と避難指示などはどの法律に基づいて行っているか。

(2)、不発弾処理にあと80年もかかると言われている。自然災害法に準拠したり申し合わせ事項的なもので対処するのではなく、不発弾処理に関する明確な法律制定を国に求めるべきであります。

(3)、同時に、沖縄県としても不発弾の処理に関する条例を制定すべきであります。

(4)、不発弾の原因は何か。それを常に明確にして、戦後生まれが80%を占めるようになった現在、次世代に正しく伝えていくために不断の努力が求められているが対応を伺います。

公営団地の増設について、7月の県議会の政府要請団と内閣府との意見交換の際に、社会資本整備が大きく進んできたとの認識を内閣府が示したことに対して、沖縄の低所得者世帯比でも公営団地の整備が大きくおこなわれている実態を示し認識を問いました。内閣府の沖縄政策統括官は、沖縄県民の生活の問題など、それぞれに応じて詳細に分析しながら引き続き進めていきたいと述べていました。県として増設計画をきちんと立てるべきであります。

消防行政について。

(1)、不足している消防士の増員について、次年度から具体的にどのように取り組むのか。

(2)、東日本大震災への消防緊急援助隊の特殊勤務手当がない問題を取り上げて改善を求めてきたが、その後の県の対応と那覇市を初め市町村の対応について伺います。また、条例を整備しても今回の東日本大震災の派遣には適用できないと県はこれまで答弁していましたが、遡及して適用できるとの情報を県に提供し対応法を申し入れました。その後の県の対応と市町村の対応について伺います。

皆伐で自然を壊す現在の森林行政の体制を抜本的に見直し、世界自然遺産登録も見据え、貴重な自然の保護を進めるという観点からの沖縄型の林業のあり方などを進める体制に改めるべきではないか。そのためにも環境生活部の自然保護の体制との統合も含め統括監クラスを配置した「世界自然遺産登録推進室」に積極的に発展させてはどうか。

県道龍潭線の整備促進と首里交番の現地建てかえの進捗状況について。

中城御殿の整備計画の策定に当たっては、計画段階から地元の意見を反映させるべきであります。

首里城入り口のタクシー乗り場の設置と、地元住民の交通安全確保は県の責任で行うべきであります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡久地修議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場の閉鎖等についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は、同飛行場の危険性の除去であります。一日も早い移設・返還の実現が必要であると考えます。

県といたしましては、日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に政府として取り組むよう強く求めているところでございます。

次に、T P Pに係る御質問の中で、T P Pによる沖縄県への影響及び県の考え方いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

T P Pは、幅広い分野についての水準の高い自由化交渉であると言われております。我が国の経済活動や国民生活に大きな影響を与えることが予想されております。そして、それにもかかわらず国民に対する情報提供が少なく、沖縄県を含め全国から、これまで訴えられてきました懸念等が払拭された状況にはありません。

沖縄県では、国内農業への影響などが懸念されることから、十分な農業対策が打ち出されない状況におきましては、T P Pに参加しないよう適切な対応を求めますとともに、農家が安心して生産に取り組める万全の対策について、農業団体等と連携をし、国に対し強く要請をしているところでございます。

今後とも、T P P交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携をし適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、環境影響評価書を提出すれば県民の怒りが爆発すると政府に伝えることについてお答えいたします。

政府は、普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を、年内に提出できるよう準備を進めているとしておりますが、県としては、政府要請の際や関係閣僚が来県するその都度、辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は事実上不可能である旨、繰り返し申し上げてきたところであります。

次に、日米地位協定についての御質問の中で、日米地位協定上の軍属の扱いと運用改善についてお答えいたします。

日米地位協定第1条におきまして、軍属について定義されております。外務省に照会したところ、米軍人・軍属の公務中の犯罪については、日米地位協定上、米側が第一次裁判権を有するとのことであります。しかしながら、軍属の公務中の犯罪については、2006年以降、事実上、米側による懲戒処分しか科され得ない状態であることが明らかになりました。

先日公表された米軍属に対する裁判権の行使に関する日米間の新たな枠組みでは、米軍属の公務中の犯罪のうち、米側が裁判にかけない場合で、被害者が死亡した事案などについては、日本側が裁判権を行使することへの同意を要請することができ、これに対して米側が好意的考慮を払うとする手続が整備されました。この新たな枠組みにより、ことし1月の交通死亡事故で加害者の米軍属が起訴されたことは、日米両政府が県民の声にこたえたものと理解しており、一定の前進があったものと考えております。

次に、不発弾についての御質問の中で、不発弾の処理や避難指示の根拠法についてお答えいたします。

不発弾の処理は、自衛隊法附則4に基づき自衛隊が実施しております。また、不発弾処理に伴う住民避難については、災害対策基本法第60条第1項に基づき、市町村長によって避難勧告を行っております。

なお、不発弾処理に係る関係機関の役割については、国・県・市町村の関係機関で構成される「不発弾等処理対策協議会」において、責任分担覚書等を交換し役割分担を行っております。

次に、不発弾処理に関する法律制定の国への要求についてお答えいたします。

県内の不発弾をすべて処理するには約70年以上かかると推定されており、不発弾処理の加速が喫緊の課題であると認識しております。このため、「沖縄不発弾等対策協議会」の枠組みにおいて、国・県・市町村が一体となって取り組んでいるところであります。

県としましては、現在の枠組みの中で県や市町村における磁気探査事業の推進や、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設等によ

り、不発弾処理を加速化することが現実的であると考えております。

御指摘の不発弾処理に関する法律制定を国に要求することにつきましては提言として承り、検討してまいりたいと考えております。

次に、不発弾処理に関する条例の制定についてお答えいたします。

不発弾処理については、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。したがって、一義的に国の事務として実施される必要があり、現在、自衛隊や総合事務局など国の責任のもと、市町村や関係機関と連携して不発弾の処理を実施しているところであります。このため、県条例において不発弾処理を規定することにつきましては、関係法令等との整合性を考慮の上、慎重に検討する必要があります。

次に、不発弾の原因の明確化と次世代へ伝えていく努力についてお答えいたします。

不発弾の原因は、改めて申すまでもなく、さきの大戦において本県が激しい戦闘の場になったことによるものです。このため、国の責任において戦後処理の一環として取り組むべきものと考えております。

県においては、これまで国や市町村等の関係機関で構成される「沖縄不発弾等対策協議会」においてポスター等を作成し、不発弾とは何か、不発弾の危険性について児童生徒や住民への周知を図ってきたところであります。県内の不発弾処理には約70年以上を要すると推定されていることから、今後も不発弾問題についての実情が次世代へ継承されるよう、国や市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、消防行政について、消防士の増員に対する取り組みについてお答えいたします。

平成21年度、消防庁が実施した調査によると、県内の消防職員数は1500人で、国の指針が示す目標数2826人に対して53.1%の充足率にとどまっており、消防職員の充実を含む消防防災体制の強化は重要と考えております。消防職員の定数は市町村の条例で定められるものであり、また、当該経費については普通交付税による財源措置が行われております。このため、一義的には市町村が職員の適正配置を行うものとされております。

県としては、国の指針が示す消防職員数の目標に近づけるよう、今後の防災対策の見直しの中で消防職員の適正な数や増員の必要性等につきまして、市町村と十分調整、意見交換をしてまいりたいと考えております。

次に、緊急消防援助隊の特殊勤務手当についてお答えいたします。

東日本大震災における緊急消防援助隊の特殊勤務手当につきましては、本年6月、県から緊急消防援助隊登録消防本部消防長あてに、その支給に係る必要な規定の整備につき検討していただくよう通知したところです。これにより、10月には東部消防組合において「緊急消防援助隊手当」（日額3000円）が設けられ、他の緊急消防援助隊登録消防本部においても条例改正等の準備が進められているものと聞いております。

緊急消防援助隊の派遣費用につきましては、東日本大震災における出動に対し、各消防本部が新たに特殊勤務手当を整備の上、さかのぼって支給した場合においても、国は災害発生日にさかのぼり国庫負担の対象とすることとしております。このため、県においては、11月に緊急消防援助隊登録消防本部消防長に対してその旨通知したところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場跡地のまちづくりの展望と沖縄経済の発展についてお答えいたします。

普天間飛行場など、今後、中南部都市圏で生ずる大規模な基地返還跡地は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であります。そのため、その跡地利用においては、周辺市街地と連携しつつ良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進などにより経済効果の高い世界に誇れる魅力あるまちづくりを推進し、沖縄全体の発展につなげていく考えであります。

普天間飛行場の跡地利用計画につきましては、現在、全体計画の中間取りまとめの段階まで進展してきておりますが、今後はさらに調査を進め、地権者や県民等とも意見を交換し、沖縄の未来につながる具体的な跡地利用計画を示していきたいと考えております。

同じく基地問題に関連をして、米軍基地での土地取得の現状と規制についてお答えいたします。

県におきましては、米軍基地用地の土地取得の実数を把握しておりませんが、普天間飛行場の土地所有者について、宜野湾市軍用地主会の資料によりますと、平成23年11月30日現在、県内在住者は2983名、県外在住者は164名、国外在住者は7名となっております。また、県内米軍基地の土地所有者について、防衛省の資料によると、平成21年3月31日現在、県内在住者は約3万2000名、県外在住者は約2000名、国外在住者は

約200名となっております。

軍用地売買の規制については、契約自由の原則や財産権の制限にかかわることであり、法で規制することは慎重に検討する必要があると考えております。

なお、県では、今後の大規模返還跡地における公共用地の確保という観点から、跡地利用に関する新たな法律において国等による公共用地先行取得制度を求めているところであり、その制度活用により軍用地の投機的な取得の抑制につながるものと考えております。

同じく基地問題に関連して、普天間基地の公共用地先行取得の進捗状況及び基金創設についてお答えいたします。1の(5)と1の(6)は関連いたしますので一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

普天間飛行場においては、宜野湾市が平成13年度から公共用地の先行取得を実施しているところでありますが、厳しい財政状況もあり、取得予定面積約21ヘクタールのうち約2.1ヘクタール、およそ10%の取得にとどまっている状況であります。

国による財政支援について、内閣府は平成24年度概算要望において、公共用地を先行取得する際に発行する起債の利子補給のための経費を要求しているところであります。先行取得に係る財源のあり方についてはどのような方法があるか、今後、研究していきたいと考えております。

次に、ＴＰＰ交渉参加についての御質問の中で、ＴＰＰ参加による沖縄振興特別措置法に基づく制度への影響等についてお答えいたします。

ＴＰＰは、幅広い分野についての水準の高い自由化交渉であると言われており、我が国の経済活動や国民生活に大きな影響を与えることが予想されております。しかしながら、政府が公表する情報が少ないため、現行の沖縄振興特別措置法に基づく制度への影響を予想することは現時点においては困難であります。

新たな計画の目的は、21世紀ビジョンで県民が描いた将来像を実現することであり、さまざまな社会・経済的な環境変化の中においても、その時々状況に応じた政策手法を選択しつつ、計画の目的である県民が求める5つの将来像の実現等に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） ＴＰＰ交渉参加についての御質問の中で、本土企業の参入により県内建設業に与える影響についてお答えいたします。3の(2)のアと3の(2)のイは関連しますので一括してお答えしま

す。

ＴＰＰへの参加により地域要件が緩和されると、県外企業の進出で競争が激化し、中小企業が多い本県では受注機会が減少する等の影響が考えられます。

県としましては、より慎重な検討が求められると認識しており、今後公表される情報を注視しながら、県全体として十分な議論を行っていきたいと考えております。

同じくＴＰＰ交渉参加で、総合事務局における県内企業への発注実績とＴＰＰ参加による影響についてお答えいたします。

沖縄県においては、県内企業への優先発注を促進するため、平成20年度から沖縄総合事務局へ要請を行っており、受注機会の拡大が図られております。その結果、総合事務局における県内企業の過去３年間の受注割合は、平成20年度が48.6%、平成21年度59.4%、平成22年度が64.5%となっております。

なお、ＴＰＰへの参加によりＰ４協定が適用されると仮定した場合、国の公共工事の国際入札基準が６億9000万円から７億6500万円に引き上げられると聞いております。

県としましては、今後公表される情報を注視していく必要があると考えております。

次に、公営団地の増設についての御質問で、公営団地の増設計画についてお答えいたします。

公営住宅については、昭和40年代後半から50年代前半に建設した大量の団地が建て替え時期を迎えていることから、現在、新設や増設については予算の制約上、厳しい状況にあります。しかしながら、本県は全国に比べ公営住宅を必要とする低所得者階層の割合が大きいことから、現在、見直しを進めている「沖縄県住生活基本計画」において、借り上げ公営住宅を検討していきたいと考えております。

次に、県道龍潭線の整備についての御質問で、県道龍潭線の整備促進についてお答えいたします。

龍潭線は、山川交差点から鳥堀交差点までの延長1.2キロメートル、幅員16メートル、総事業費約93億円の街路事業で、事業期間は平成11年度から25年度までとなっております。このうち、山川交差点から池端交差点までは今年度で概成し、池端交差点から鳥堀交差点までは平成25年度の完成に向け整備を推進していく考えであります。

次に、中城御殿の御質問で、地元の意見を反映させることについてお答えいたします。

中城御殿は、1873年（明治６年）に世子殿として建設された沖縄県の重要な歴史建造物と認識しておりま

す。このため、整備計画については、学識経験者等で構成する「中城御殿跡地整備検討委員会」を設置し、整備のあり方を検討しているところであります。

具体的には、建築物等の復元レベルの設定、各エリアの整備方針、管理方法等を検討しております。また、地元からは、中城御殿の中にコミュニティーが図れる場を設置してほしい等の要望もあり、これらの要望についても反映できるよう検討していきたいと考えております。

次に、首里城公園の御質問で、タクシー乗り場の設置と地元住民の交通安全確保についてお答えいたします。

首里城公園の入り口となる県道49号線と県道50号線の交差点部におけるタクシー乗り場の設置は、首里城の周辺環境整備や観光客の利用促進及び地元住民の交通安全確保のためにも重要であると認識しており、早期設置に向け検討しているところであります。

設置に当たっては、利用形態や管理方法等の課題があることから、今後、タクシー協会や県警等関係機関と調整していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） ＴＰＰ交渉参加に関する質問のうち、750万円以上の物品購入などの総契約件数、金額についてお答えいたします。

各部署が行った調査では、平成22年度における750万円以上の物品購入等の契約は、合計で819件、319億2005万7000円となっております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） ＴＰＰ交渉参加についての中３の③のイ、県内業者への影響及び経済波及効果についてお答えいたします。

入札参加に係る地域要件の緩和が仮に行われた場合、競争が激化することが予想され、中小企業の多い本県においては、県内事業者への受注機会の減少、あるいは経営基盤の弱体化が懸念されます。ただ、現時点においては、これらに関する情報が必ずしも十分じゃないことから、経済波及効果を把握することは困難であり、今後の国の方向性に注視し適切に対応してまいりたいと考えております。

同じくＴＰＰ交渉参加についての中で、国外から安い労働力が流入した場合の影響についてお答えいたします。

T P P 交渉においては、貿易や投資を活発化させるための商用の入国や滞在手続の簡素化、ルール化とともに、貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止や国際的に認められた労働者の保護などについて議論されております。

国からの情報によりますと、労働者の国境を越えた移動の自由化については議論の対象になっておらず、T P P 協定によって外国人単純労働者の流入が容易になるような事態は考えられないとされております。現時点ではこれ以上の詳細な情報がないため、T P P による県内雇用環境への影響を予測することは困難であります。

今後とも、交渉の内容と県内雇用環境への影響の把握等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） T P P 交渉参加についての中、医療費が全額患者負担となった場合の影響についてお答えいたします。

我が国では、社会保障としての必要十分な医療は保険診療として確保することが原則とされており、現在は、国民皆保険制度により必要な医療が適切に提供されていると考えております。医療費が公的医療保険制度によらず全額患者負担となった場合、受診控え等により必要な医療が適切に受けられなくなるなどが懸念されます。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 森林行政の体制についての中で、沖縄の林業のあり方についてお答えします。

ヤンバルの森は、希少な動植物が生息・生育することから重要であると認識しております。一方、林業は地域の主要な産業となっており、雇用や定住化に重要な役割を果たしております。このことから、ヤンバルの森林については、自然環境の保全と利活用との調和を図る観点から、保全する区域と林業生産や自然体験活動として利活用する区域等にゾーニングを行うとともに、収穫伐採につきましては、択伐などを含めさらなる環境保全対策の実施に向けて、関係機関と連携して検討しているところであります。

また、機能性成分を含むハンノキなど特用樹の植栽や、琉球漆器の材料となるエゴノキなど、成長の早い早成樹の植栽を進め、持続可能な林業を振興していき

たいと考えております。さらに、森林の新たな利用として、豊かな森林資源を生かした森林セラピーや森林ツーリズム等の自然体験活動を推進し、自然と共生する雇用の確保にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 森林行政の体制についての御質問の中で、森林行政の体制と自然保護の体制との統合についてお答えいたします。

ヤンバルの森を含む琉球諸島が世界自然遺産に登録されることは、自然保護や地域振興の面からも望ましく、登録に向けたヤンバル地域の国立公園化には地域の合意形成が必要不可欠であると考えております。そのため、自然環境の保全と持続可能な利用を図る観点から、ゾーニング等による森林保全のあり方を検討するとともに、エコツーリズム等観光振興や地域ブランドによる特産品の開発など総合的な取り組みを行っていくことが重要であると考えております。

世界自然遺産登録に向けては、森林行政との連携も含めて体制の整備を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 県道龍潭線の整備促進と首里交番の現地建てかえの進捗状況の御質問の中で、首里交番の現地建てかえについてお答えいたします。

首里交番につきましては、県道29号線いわゆる龍潭線拡幅工事に伴い、同交番の敷地及び建物の一部が削減されることとなっております。同交番につきましては、首里地区の各自治会長を初め地域住民から県議会へも陳情がなされるなど、現所在地での建てかえの要望が寄せられているところであります。

県警察におきましては、首里交番を現所在地に建てかえし、その機能を維持するため、那覇市に用地提供の要請を行ったところ、那覇市より、交番に隣接する旧首里支所跡地の一部を提供するとの回答をいただいたところであります。

県道29号線拡幅工事につきましては、平成25年度中に完成予定であるとのことから、県警察といたしましては、平成24年度に必要な予算を確保した上で、年度内に現地建てかえを行うこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 申しわけございません。ＴＰＰに関する御質問で１つ答弁漏れがございましたので、おわび申し上げまして再度答弁させていただきます。

ＴＰＰ交渉参加についての御質問の中で、ＩＳＤ条項についてお答えいたします。

ＩＳＤ条項とは、協定義務違反により投資家が損害を受けた場合に、投資先の政府を相手として、当該案件を国際仲裁機関に提訴できる手続を定めた条項であります。

政府公表資料によりますと、北米自由貿易協定の事例として、アメリカの投資家がメキシコ政府に対し仲裁を提起した案件は１４件で、そのうち請求の一部が容認された事例は３件となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、どうも答弁ありがとうございました。

けさの新聞で「海兵隊「撤退できる」」ということで、今まで海兵隊抑止力論の誤りとかそういった私たちは議論の提起もしてきましたけれども、海兵隊は冷戦の遺物だという、きょうの新聞では、「今や日本の政治を不安定化させることでしかない」と、障害になっているというような論を有力議員が展開しているんですね。その件について、知事、どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 本日の朝刊には、バーニー・フランク下院議員の説として、今おっしゃったような説が掲載されていたということは承知しております。私もこれを読んでおります。また、もとなる原本も読ませていただいております。これが政府の政策にどのような影響を与えるかというのは現時点では明らかではないわけでございますが、引き続き情報収集をやっていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 私は、政府がどういう態度をとるかじゃなくて、沖縄県としてやっぱりそういう障害になっているという立場に立ったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。それで、知事、きょうは普天間の基地を固定化させないという立場でどうするかというのを私なりに知事に御質問したいと思うんですけども、実は、私の娘夫婦が豊見城に住んでいまして、夫が会社の都合で急遽、遠いところに転勤になったん

です。ところが、娘は出産を間近に控えていて、そして長女の２歳になる子供が保育園に入ってたばかりで、そして転居先に保育園が探せないということで、夫が単身赴任したんです。そして、来年３月に追いかけて行くんですけども、その際、２カ所の家賃の負担が大変だということで今、我が家に一時帰宅して、３月にまた転居していくんですよ。

この話は置いておいて、知事、普天間基地ですが、知事は先ほど言いましたね。一日も早い危険性除去のために早く移したほうがいいと。移設先が見つからない。保育所の先が見つからないのと、移設先が見つからない。そういうときに、かといって固定化させていいのかと、１５年間ずっと動かない。これからもさらに固定化させていけないと。私たちは閉鎖・撤去すべきだということを言っていますけれども、知事は自分のあれからいくと、早く移設先を探したほうが早いとずっと言っていますよね。そういう知事の主張に立っても、一歩進めて、じゃ、移設までの間は自宅に帰ってもらいましょうと。本国に一時帰ってもらいましょうというのは、これは知事のこれまでの主張と合致すると思うんですけども、知事いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 話としてはおもしろいんですが、ちょっと例えが理解がよくできないところがございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 だから、海兵隊は本国にとりあえず帰りなさいと。政府との間で移設がどうのこうの言うんだったら、まずは帰って、沖縄からまず出ていってもらおうと。その後、どこに配置するかというのを議論すればいいんじゃないですかと、知事が言ったら大きいと思うんですよ。いかがですか、わからないと言うのでもう一回。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の主張がそういうストーリーだとしても、どうも私のほうとしては今のお話をきちっと日米両政府にやれるかどうか、自信はありませんね。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 とにかく一日も早い危険性の除去のためには、まずは本国に帰ってもらおうということが私は大事だと思います。そして、きょう、普天間基地の固定化を許さないという立場から、県と宜野湾市の跡利用計画策定を急ぐと。これはいつ返されてもいいように早急に私は跡利用計画を進めていくことが大事だと思うんですけども、この辺は知事どうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほど答弁申し上げましたけれども、現在、跡地につきましては宜野湾市と連携をしながら、その全体計画の中間取りまとめの段階、これは基本構想の段階、これを24年までに行う予定です。その後、基本計画の策定に取りかかると、そういうスケジュールになってございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 部長、この計画ではいつまでに返してもらおうというスケジュールになっているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 当初の予定は2014年ではないかというふうなことでございましたけれども、これは御承知のとおりめどが立たないというふうな状況になっているということでございます。ただ、そのことはさておきながら、今、申し上げましたように、その跡利用計画については着々とその準備を進めているというふうなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この皆さんの「みんなでつくろう夢のある町」という計画書を見せてもらいましたけれども、部長、この計画の目玉は何でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 「沖縄21世紀ビジョン」、それからまた、現基本計画の中でもその跡地利用というふうなものの位置づけについては議論いただいているわけでございますけれども、県土構造の再編というぐらいの大きなインパクトを持つものというふうになん位置づけております。この中には当然、沖縄本島を縦断する公共交通システムだとか、それからまた、産業振興のための用地だとか、さまざまな県民が求める機能整備、都市化の整備をこの中に盛り込んできているというふうな状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

渡久地 修君。

○渡久地 修君 この計画書、説明を受けましたけれども、4つのまちづくりの案があって100ヘクタール

の大規模公園というのがありますね。これは非常にいい案だなと思うんですけども、この4つに共通している、4つ公園が配置されていますけれども、その中に当時の、戦前の天然記念物に指定されていた宜野湾のリウキュウマツ並木、これの復元がこの4つの案に共通して書かれているんですよね。このリウキュウマツ並木街道、これについてちょっと説明してもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員が言われている話は、「宜野湾並松（ジノーンナンマチ）街道」とかつて言われたものだと思います。首里から宜野湾を通過して国頭に至る宿道（すくみち）の一部だと、そういうイメージの松並木の街道かと、こういうふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 皆さん方が復元するというのは、これは当時の写真ですけども、（資料を掲示）2499本の当時の国指定の天然記念物で、代表的な街道だったと。これが戦争のときに日本軍が切り倒して戦車のいわゆる障害物にしてなくなったというものですけれども、これが復元されるということは、私はこれは非常にすばらしい、当時の琉球王朝をしのばせるものにもなるなと思うんです。農林水産部長、このような天然記念物だった松並木を復元する方法及びこの2499本の松の確保の準備、そういったものに対応できるか。そしてこれは何年ぐらいでこういう松並木ぐらいになるのか、風景をつくることができるのか、ちょっと教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 議員が今、御説明したとおり、戦前そこに2000本余りの天然記念物に指定された松並木があったというふうに聞いておりまして、松並木の復元につきましては、これは高木ということではなくて、やはり苗木からしっかり植えることによって、根もつきまして成育もいいと考えておりまして、そういう面でまず苗木を育てると。その場合、大体その苗木は3年程度でいい苗になりまして、それを植栽して10年程度では街路樹並みの景観ができますと。さらに50年後には15メートルまで成長するので、かなりの復元ができる環境です。そういう意味では、今の計画が進展しまして、後には関係部局と連携してそういった並木も取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、普天間基地の跡地、大規模公

園100ヘクタールつくると、そしてこのような琉球王朝時代をしのばせるような松並木もこの4つの案にあって、私、非常にいいと思うんです。そして未来に向かっていく町という意味では、そういう計画は急いでつくって明らかにしていくということが大事だと思うんですけれども、知事の決意と夢についてちょっとお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、いろんな構想をまだ練っている部分があります。ですから、それを都市計画とかきちっとした計画化するにはまだ二、三年はかかると思います。そういう中で、今、議員もおっしゃったそういうイメージというのは沖縄の人の気持ちにぴたっと来る部分ではありますが、私ももう少し事務方と議論が必要だと思うのは、やっぱりあれだけ広大なものが返ってくる中ではインダストリアルパークとか実はいろんな議論がこれからあり得ると思うんです。ですからそういう産業系の部分も含めてインダストリアルパーク的なものがどういう国立公園なのかも含めて、もう少しきちっと詰めていく部分が残っておりますが、私もそれはなるべく早くつくって県民に見ていただきたいという気持ちは強く持っております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ急いでやってもらいたい。そして、先ほど公共用地の先行取得について、部長、県の取得の数、言いましたか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 県はまだ普天間基地について先行取得はしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 県が先行取得ゼロという理由は何ですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現状においてまだその計画が固まっていない段階で、その先行取得もまだ実施をしてないわけでございますけれども、今後、さまざまな計画を具体化する中で、県有地の確保についても検討していくことになろうかというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 いわゆる沖縄県のそこに公共用地を張りつけるというのは幾らの計画ですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これから具体的な計画を整理をする中で、その具体的な県として取得すべき公

共用地の面積というふうなものを確定をさせていくことになろうかというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 県営住宅320戸、高等学校1校、その他文化施設、沖縄県でやるという計画書も皆さん立っていますけれども、そういう意味では急いで公共用地を取得する必要があると思います。それで、跡利用計画を進めていく上で3つの点を新たに提案したい。

1つは、土地の買い占めをいかに防ぐかということ。先ほどありました国外・県外、土地の投機の対象になってはいけない。これは調べるのはかなりきついと思うんですけれども、それで部長は制限するのは非常に難しいと言っていましたけれども、知事、北海道で同じように今、全国で水資源の買い占めが大問題になっているんですよ。北海道ではこの水資源、交付税に対する条例、これを研究して、条例のたたき台まで出ているんです。だからそれも参考にして、この跡利用計画をスムーズにしていくために知事に販売するときは届け出るとかの条例とかいろんなこういったものを僕は研究する必要があると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今おっしゃった水も含めて公共用地、県側の買い取りについては、今必要であれば、ちょっとこれは研究させてください。必要な条例も議会にお願いすることはやぶさかではありませんし、必要だと思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ研究してください。そして2つ目、先行取得のための財源確保ですけれども、県は起債とかいろいろすると思うんですけれども、私は跡利用推進のための、先行取得のための県民債というのを発行したらどうかなと。いろいろ調べてみたら、愛知とかいろんなところで県民債を発行しているんです。ほとんどが学校の危険校舍改築のために使うとか、いろいろやっています。それから今度12月2日に国が復興国債というのを発行しました。100円につき100.00円。100円買ったらいきなり100円戻ってくると。これは1万円以上という個人向け国債の発行。これを県民向けに県民が買えるような公共用地先行取得債というのを発行してやっていく必要があると思います。この県民債の発行はいろんな効果があると思うんです。1つは、これを購入することで県民が跡利用計画に参加を促進していくというもの。もう一つは、より多くの県民が購入することによって県民は固定化を許さないぞという意味を日米両政府に大いに示してい

くと。そして3つ目には、やっぱり財源も確保できるという意味でこの県民債、先行取得県民債というのはどうですか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員が言われる県民債ですけれども、県外の自治体において道路とかそれから公園、河川、高校、そういう身近な公共施設について活用の事例があるということは聞いております。今の御提案も含めて今後の公共用地の財源のあり方について研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ僕はこれを研究して、宜野湾市は、先行取得を進めたいけれどもお金がないから、毎年2筆しか買えないと言っていたんですよ。だからこの県民債で貸し付けができるのか、あるいは宜野湾市が発行するのを含めて、先ほどの答弁でありましたこの起債の償還についても、来年度国が手当てするわけでしょう、利子補給について。そういう意味ではぜひこの県民債は有効だと思います。そして、場合によっては知事、あの2499本の松の苗木、これも県民に1本1本買ってくださいというそういう提案も含めて多くの県民が跡利用計画に参加していくということが固定化を防ぐ、そういう意味では県と宜野湾市が急いでやる一つの手だと思うんですけれども、いかがですか。最後をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） きょうはいろんな御提案もたくさんいただきまして、ちょっと実務的に詰めはやらさせていただきますが、非常に興味深い御提案だと思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それで知事、急いで私はこの皆さん方が進めている計画を進めていただきたいと。それで、今、6人体制だと聞きました。実は私たち沖縄振興特別委員会はこの前、普天間基地の中に調査に行ったんです。司令官から説明を受けて基地の中をぐるっと回りました。もう文化財が結構残ってしまっていて、文化財の調査もやられているけれども、まだまだ圧倒的に体制が不足しているという話もありましたので、現在の6人体制をやっぱりふやす問題とか、あるいは市とも協力しているんな県の体制も含めて全体的な体制を強化していくということでやっていく必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現状の作業では6名とい

うことで、総務部長がしっかりやっております。今後、その計画の進捗に合わせて必要な体制をまた検討していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 私たちは今まで基地を返せという大きな運動をやってきました。今もやっていますけれども、こういった集会とかデモに参加できない人たちとかそういった人たちでも参加できるような跡利用計画への県民債とか、松を買うとか、そういったのも含めて県民全体で固定化を許さないという立場でやっていくということは大事ですので、そういういろんな意味での体制強化を含めて、知事、ぜひやっていただきたいと思います。

次に、消防ですけれども、具体的にこれまで3回連続して取り上げてきました。次年度は何人ふえる予定ですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県下の18本部におきまして、平成23年から24年にかけての増員の予定は12名でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 53%で12名しか来年ふえないという点ではまだまだ努力不足だと思いますので、ぜひこれは続けてください。

そして土木建築部長、T P Pですが、私は分離・分割発注が禁止されるのを一番恐れているんですよ。県内企業優先、分割発注というのを。今の政府調達W T Oで第2条で禁止されていますけれども、それについて教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） W T O協定では金額が設定されていますので、そういった面からすると分離・分割発注が難しくなると。

○渡久地 修君 協定2条で分割は禁止されているでしょうと聞いたんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） W T Oに関しては分離・分割は禁止されております。

○議長（高嶺善伸君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、ＴＰＰですね、先ほどの答弁で農業の分野で壊滅的打撃と言っていましたけれども、私たちは皆さん方が何もやってないと批判しているんじゃないんですよ。ＴＰＰになったら、沖縄県が相当被害を受けるよということにとっても危機意識を持っている。特に中心になっている建設業の海外を開放されるということで、海外を僕は危惧しているんじゃない。国内のゼネコンが入ってくるんですよ。現にこれまでの４件全部本土企業にとられた、分割発注禁止される、これまでのものが全部本土企業がどっど入ってくる。750万以上も本土企業が入ってきたら、沖縄の建設業、沖縄の中小企業は大打撃ですよ。このことを一番心配している。知事、どうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） おっしゃるように、今、農業団体を中心に大変だという話は伺っておりますが、無論、建設業についてもいろんな議論があります。きょうの議員のお話は参考として受けとめさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 それでは、午後一番、一般質問を行ってまいりたいと思います。

社大・結の奥平でございます。

まず初めに、知事の政治姿勢について伺いをいたします。

(1)、中期防衛力整備計画における島嶼防衛強化について伺います。

ア、自衛隊の南西諸島への配備計画について知事の認識を伺う。

イ、与那国島における沖縄防衛局の自衛隊配備計画、住民説明会は、知事が言う住民の理解が得られるよう徹底した説明になっているか伺います。

ウ、住民からは島の資源を生かした地場産業の振興、隣接する台湾との国境交流を通して独自の島おこし、地域活性化への取り組みを行ってきたし、これからも行っていきたいとしている。軍隊の配備は隣国との不必要な緊張を生み出し、島民や県民を危険にさらすことになる。知事の見解を伺います。

(2)、沖縄本島から隔絶した「国境離島」としての与

那国島の自立・発展に県はどのような支援ができるのか。また、地域の切実な課題やニーズにどう対応しているかの見解を伺います。

(3)、下地島パイロット訓練空港問題について伺う。

ア、どのような目的と経緯でこの空港ができたのか。

イ、空港建設に伴い地元と県や国、航空会社の間にどのような取り決めが交わされたか。

ウ、ＪＡＬ撤退に伴う法的処置について説明と対応を求めます。

エ、従来の民間パイロット訓練飛行場として訓練機能の強化もしくはその活用を国に対し強く求めるべきではないか、知事の見解を伺います。

オ、宮古空港はスカイマーク参入等があつて、キャパシティの課題もあり、スポットの混雑が続いている中、去る11月に中国東方航空からチャーター便就航の打診を受けるなど実現をすればさらに混雑が予想されます。そこで3000メートルの滑走路を持つ下地島空港を受け入れ空港として国際線機能を持たせた空港として利活用の可能性調査ができないか、当局の見解を伺います。

2、沖縄県がん対策推進条例について伺います。

(1)、骨子（案）へのパブリックコメントで県民の意見とするのですか。

(2)、これまで幾度となく関係者や関係機関との意見交換を行ってきたにもかかわらず、それさえなかったかのようなすかすかの内容になっている。県は、どのような条例を目指そうとするのか伺います。

3番、教育行政について。

(1)、県立高校編成整備計画について伺います。

ア、平成14年から23年の編成整備計画をどのように総括をしたのか。

イ、学校規模1学年4ないし8学級の適正化の根拠と教育効果について伺います。

ウ、学校統廃合と地域との関係性について教育長はどのような認識をお持ちか。

エ、フューチャースクール設置について住民説明会が行われたようだが、教育長の見解を伺います。

(2)、小中校統廃合問題について伺います。

ア、島嶼県ゆえに本県には多くの小規模校・複式学級が存在します。昨今、社会性や教育効果の側面から、「適正規模校」を盾に学校の統廃合が強引に進められてきている。小規模校や複式学級は学校教育の観点からどうあるべきか。また、「適正規模校」の法的根拠、教育効果の根拠について教育長の見解を伺います。

4 番目、県立病院事業について伺います。

(1)、第 3 回「病院経営再建検証委員会」で病床利用率、入院患者数、外来患者数が未達成との報告があった。理由は何か。

(2)、7 対 1 看護体制維持のため、別病棟などからの応援が相次いでいると聞く。その現状を示せ。

(3)、看護師の十分な増員がない体制で病棟閉鎖や休床が相次いでいる。病棟開設目的の医療に支障が出ていると聞くが、現状と解決への方策を示せ。

(4)番目、公的医療を提供するには、公的病院でないとできない。これは伊江事業局長が八重山県立病院長時代におっしゃった言葉であります。そういう信念は今でも堅持しているかお伺いいたします。

答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 奥平一夫議員の御質問に答弁をいたします。

まず、知事の政治姿勢の中で、自衛隊の南西諸島への配備計画についてという趣旨の御質問にお答えいたします。

防衛白書では、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に必要最小限の部隊を新たに配備するなど、南西地域の態勢強化が示されております。自衛隊の配備につきましては、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識いたしております。しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、同じく政治姿勢の中で、下地島空港の設置目的及び経緯についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

下地島空港は、本格的なジェット化の時代の到来に向け、パイロット養成が急務となった昭和40年代当時の状況を背景に、航空会社の強い要望と国の航空審議会答申を受け、国内唯一のパイロット訓練飛行場として、昭和47年に建設が開始され、昭和54年7月に供用が開始されております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 奥平一夫議員のJAL撤退に伴う法的処置についてお答えいたします。

下地島空港の年間運営経費については、県と航空会社間の覚書に基づき、これまで日本航空と全日本空輸

が負担しております。日本航空は、経営再建の取り組みを進めている途上にあり、同空港における訓練を平成22年5月から実施しておりません。また、日本航空はことしの3月に本覚書を平成23年度限りで解約する旨通知するとともに、平成24年度以降は維持費を負担しないことを県に申し入れております。県としましては、日本航空が撤退した場合、下地島空港の存続は極めて困難であること、操縦訓練以外への転換は容易でないこと、同空港が日本航空を初めとする国内航空会社の強い要望により建設された経緯などから、1年程度の予告通知で撤退することには応じられないとしてこれまで協議を重ねてきました。しかしながら、日本航空は平成24年度以降の維持費負担に応じられないとの主張を変えていないことから、現在、弁護士等の意見を踏まえながら民事調停などによる対応を視野に入れた検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、与那国島における住民説明会についてお答えいたします。

去る11月17日、与那国島における沿岸監視部隊等の配置について、与那国町と防衛省は共催による住民説明会を実施しております。今後とも引き続き地元の理解と協力を得るよう、丁寧に説明を行うなど最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、軍隊の配備が島民や県民を危険にさらすことになることについてお答えいたします。

県としましては、自衛隊による離島を含む国土の防衛は重要であると考えております。自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応のみならず、近隣国との友好関係などの観点から、政府において適切に検討されるものと認識しております。しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、与那国島の自立・発展に対する支援についてお答えいたします。

いわゆる「国境離島」である与那国島は、我が国の領海及び排他的経済水域の確保や貴重な海洋資源の利用等に重要な役割を果たしております。一方で、沖縄

本島から遠隔の地にあり、人口規模も小さいことから、割高な移動コストが住民生活を圧迫しているほか、医療、教育等の基礎的生活条件が不十分であるなどの課題を抱え、若年者の流出等により人口が減少するなど地域活力の低下が懸念されております。このような与那国島を含む県内離島の状況を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）（案）」においては、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、割高な交通コスト・生活コストの低減、高校進学に伴う経済的負担の軽減、患者等の通院に係る交通費負担の軽減などの定住条件の整備や、離島の特色を生かした産業の振興など、総合的な離島振興策に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、空港建設に伴う関係者との取り決めについてお答えいたします。

下地島空港の整備に当たり、国と県においては、同空港を民間航空機訓練及び民間航空以外の目的に使用させないこと、建設・維持管理費について訓練等による収入で賄うことが確認されております。国との確認事項を踏まえ、県と当時の民間航空4社においては、空港維持費、残地取得に伴う経費の一部について練習使用料として支払う旨の覚書が交わされております。また、県と地元地主会においては、買収の方法、買取価格などの諸条件が確認されております。

同じく知事の政治姿勢で訓練、機能強化や活用を国に求めることについてお答えいたします。

下地島空港の供用開始から約30年を経た現在、訓練のシミュレーター化の進展や、ライセンス制度の改正など、パイロット訓練を取り巻く環境は大きく変化しており、さらには、日本航空の訓練中断の影響もあり、引き続き訓練飛行場として維持していくことは困難であります。そのため、今後の利活用のあり方などについて総合的に検討し、国を初めとする関係機関との調整を図りたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢についてで、国際線機能を持たせた空港の利活用可能性調査の実施についてお答えいたします。

今後の調査検討に当たっては、下地島空港の利活用、運営のあり方及び地元への経済効果等とあわせて、国際線就航の可能性についても検討していきたいと考えております。なお、宮古空港の駐機スペースについては、スカイマークの参入により過密になってい

ることから、県では、同空港の新たな駐機スポットの設置に向けた検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 沖縄県がん対策推進条例についての中、骨子（案）への意見及びどのような条例を目指しているかについてお答えします。2の(1)と2の(2)は関連しますので一括してお答えします。

がん対策推進条例の策定に向けて患者関係者等からの意見を聴取することを目的に、これまで計7回にわたり連絡会及び作業部会を開催してきました。同連絡会では「沖縄県のがんの現状と課題」を踏まえ、条例に盛り込んでいく項目を骨子（案）としてまとめてきました。また、広く県民に意見を求めるためのパブリックコメントについては、作業部会において検討し、1、条例の目的、2、関係者の責務、3、県が行うべき施策、4、推進体制といった4つの基本的な項目について実施することとしたものです。パブリックコメントの結果も連絡会での意見と同様、離島に対する支援や患者等の経済的負担軽減に関するものが最も多く寄せられました。

条例案の策定に当たり、現在、各市町村や関係団体等へも意見照会を行っているところであり、これらの意見も踏まえつつ、地方自治法等関係法令にも照らし、沖縄の実情に合った条例を目指してまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、現行編成整備計画の総括についてお答えいたします。

現行の編成整備計画においては、生徒の多様な変化や社会の変化に対応するため、教育内容や教育方法の改善とともに、新しい学科の設置や新しいタイプの学校への再編を推進してまいりましたが、一部継続して次期計画で検討することとなった学校もあります。

次に、適正規模と効果についてお答えいたします。

高校の適正規模については、全国状況では4から8学級の編成が65%を占め、教育の活性化が図られており、標準的な編成となっております。適正規模の学校においては、生徒が相互に切磋琢磨して高めることができること、学習の面からも適切な教員配置ができること、教育活動の中で生徒の選択肢が広がること、生徒会活動や部活動、学校行事等が活性化し、他者と

のコミュニケーション能力を高めることができることなどが考えられます。

次に、編成整備実施計画についてお答えいたします。

編成整備実施計画につきましては、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し素案を策定しております。学校の再編統合により、社会の変化や生徒の多様化に対応し、生徒の視点に立った学校づくりを念頭に置き、学校の活性化を高め地域の中学生及び保護者にとって、より一層魅力的な学校づくりを推進することが重要であると考えております。

次に、地域説明会についてお答えいたします。

フューチャースクールは、「学び直し」を具現化することや、心因性の不登校や発達障害による学校不適応等の多様な学習ニーズに対応できる学校として基礎・基本の定着から、進学にも対応できる教育課程を設置し、生徒の自信とやる気を引き出すことを目標としております。

学校の再編等につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要であると考えております。今後とも引き続き地域での説明会や学校関係者と十分に調整を図りながら、編成整備計画の策定をしてまいります。

次に、学校の適正な規模の法的根拠等についてお答えいたします。

学校教育法施行規則第41条では、「12学級以上18学級以下を標準とする」としており、その教育効果として、集団学習の充実、児童生徒相互の多様な学び合いや人間関係の醸成等、学習活動や学校生活の活性化が図られると考えます。

県教育委員会としましては、小中学校の統廃合は、設置主体である市町村教育委員会が地域と十分な話し合いを行い、理解を得て進めていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院事業についての御質問の中で、病床利用率等の目標の達成状況についてお答えいたします。

病院事業局がことし11月10日の第3回経営再建検証委員会に報告した県立病院改革プランにおける目標の達成状況については、稼働病床利用率で0.5%、入院患者数で約2万3000人、外来患者数で約3万2000人、目標値を下回る結果となっております。その要因としては、地域の医療機関の充実が図られている中、これ

らの医療機関との連携が十分でなかったことや、医師及び看護師の不足による診療制限や休床が考えられます。そのため、病院事業局においては、患者の確保に向けて、地域の医療機関との連携強化による患者の紹介・逆紹介の推進、医師及び看護師の確保に取り組んでいるところであります。

次に、7対1看護体制の病棟支援の状況についてお答えいたします。

南部医療センター・こども医療センター及び中部病院の7対1対象病棟では、業務量の平準化を図り、適切な看護サービスを提供するために、病棟の空床状況等を勘案して、病棟運営に支障がないように病棟間や各部門間の応援を行っております。

次に、病棟閉鎖や休床の現状と解決方策についてお答えいたします。

看護師不足による休床は、中部病院で平成21年2月から52床、南部医療センター・こども医療センターは平成19年11月から14床となっております。休床している病床の再開については、看護師確保の見通し、経営への影響、地域の医療環境等を踏まえて検討していきたいと考えております。

次に、公的医療の提供に関する考え方についてお答えいたします。

県立病院は、地域の中核的な公的医療機関として、一般医療に加え、救急医療、離島・僻地医療、高度・特殊医療等のいわゆる政策医療を担い、地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしています。

病院事業局としましては、今後とも県立病院が公的医療機関としての役割を安定的かつ継続的に担うことができるよう体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは再質問をさせていただきます。

この先島諸島への自衛隊の配備問題、これについては国土の防衛は重要であるということでお認めになるという方向なんですけれども、これまで知事は一貫していわゆる沖縄県の基地の負担軽減をずっと言ってきました。しかし、きのう、おとこの質問の中ではこの負担軽減は自衛隊とは別物であるという答弁をされていましたが、その辺の真意をちょっとお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私が申し上げる基地負担の軽減というのは、主として米軍基地負担の軽減を言っ

ております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 これまで新聞発表しか知りませんけれども、この防衛大綱の中では南西諸島への自衛隊の配備の増強という言葉がうたわれております。私が言うにはという発言でしたけれども、自衛隊配備については何ら問題はないという認識なんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私は、自衛隊の配備はすぐれて国が考えるべき技術的・事務的な課題だというふうに考えております。

何ら問題がないかという御趣旨はちょっとよくわかりにくいんですが、ただし住民というか県民ないしはその地域の人々との理解と協力を得るようによく努めてもらいたいというのは、無論申し上げているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それではお聞きしますけれども、今回配備予定の自衛隊、装備はどれぐらいでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 1 時 52 分 休憩

午後 1 時 53 分 再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 具体的な人員、規模等についてはまだはっきり聞いておりませんけれども、沿岸監視部隊さらにそれに付随するレーダー等の装備を配置するというふうに聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それは今おっしゃっているのは与那国への配備ということですね。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） そのとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 今議論しているのは、南西諸島への配備ということですよ。全体的に南西諸島に一体どれぐらいの人員と装備を予定しているのかということをつわらなきゃならないと思いますがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 具体的な数字といたしますと、よくわからないんですが、平成 23 年の防衛白書によりまして、「南西地域の防衛態勢の強化」といたしまして、航空自衛隊といたしましては、情報収集のレーダー、「迅速な展開・対処能力の向上」、「防空能力の向上」と。陸上自衛隊は、「即応性、航空輸送

力などの一層の向上のため、第 15 旅団を改編」、防空能力としては「第 6 高射特科群を廃止し、第 15 旅団内に中距離地对空誘導弾などを配備した高射特科連隊を新設」、海上自衛隊につきましては、「潜水艦増勢による情報収集・警戒監視」など 4 項目、それから航空自衛隊につきましては、「旧式固定式 3 次元レーダーの新型固定式 3 次元レーダーへの更新」、それから先ほど申し上げました「沿岸監視部隊の配置」、「初動を担任する部隊の新編事業着手」といったものが列挙されております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 知事はそれをそのまま許容するというふうに理解していると思っていいですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 現在のところ、ちゃんとした正確な数字、中身は今公室長が答弁した程度ですが、これは政府に対してきちっと内容について説明は求めていきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 視点を変えてちょっと質問させていただきます。

今度の自衛隊配備は——特に与那国なんですけれども——これは新たな基地の建設という認識ですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私は、米軍基地については基地の整理縮小と言っている中での基地になります。自衛隊についてはその外だと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ですから、それは基地の建設という認識ですかとお聞きしているんです。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ですから、基地の過重負担という価値観、観点から言う基地というのは米軍基地を私は言っておりますよ、自衛隊基地は言っておりません。ですから、議員の御質問に対しては過重負担の中に入っておりませんから、基地の建設は対象になってないということですね。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 その負担軽減という言葉だけを、今の与那国への自衛隊配備が新たな基地の建設にならないのかということだけを聞いているんです。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） あなたのおっしゃる基地の建設という意味が私よくわからないから、想像で申し上げますと、自衛隊基地の建設とは言えるのではないかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 知事としてはそれが負担にはならないと、離島住民の皆さんの負担にはならないという認識なんですね。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これはある意味で与那国の人々の御意向も聞く必要はあると思うんですが、ただし島嶼防衛についての配備の問題というのはすぐれてこれは国の仕事ですよ。ですから、あとは議会と協力を得られる努力は、最大限自衛隊・防衛省はやるべきだということで、一体これが過重な基地負担になるのかならないのかという点ではいろんな人の意見を総合しないと、まだ今定かには申し上げにくいんですが、これはすぐれて国の仕事ですから。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 これは与那国だけに限ったことじゃなくて、隣の石垣あるいは宮古島についても波及してくる、あるいは計画として予定をされているということなんで市民生活にプレッシャーが相当かかってくると思うんですね。しかし知事はそうでもないという、これは国の仕事だからというふうにおっしゃるわけですね。そこで、沖縄県の21世紀ビジョンの今素案ができていますね。その計画の中に基地のない沖縄を目指すというふうに記してありますけれども、それと今の話は何かそこが出てきやしないかなという気がするんですけども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まずビジョンの中での基地のない沖縄を目指すという場合の基地は、主としてこれはまず米軍基地を頭に置いているという点が第一。さらに目指すということは、そういうものが要らなくなるような環境条件及び安全保障環境が改善されていく、そこへの取り組み、我々の貢献も含めてということですから、その20年後にそこで完璧になくなるであろうということは現実的な予測には入っていないと私は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは次に、知事のこれまでの発言をとらえてちょっと質問させていただくんですが、自衛隊による離島を含む国土の防衛は重要という発言をされています。その防衛するという発言の背景に何かから何を防衛するのかと。まず、いわゆる仮想的にど

こから防衛するのかということだと思っんですが、どこを指しているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問には非常に答えにくい部分があって、あえて質問されていると思うんですが、こういうものはお国に質問をしてください。私どもは国の防衛大綱であるとか、防衛白書で言う東シナ海における安全保障環境が厳しくなり始めているのではないかという白書を中心にした考え方を頭に入れていますから、あの白書の範囲内でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そうは言われましてもそこに住む我々にとっては、非常にプレッシャーがかかってくるものですから、一体どこから何を守ろうとしているのか想像はできるんですけども、知事が本気でどういうふうに思っているかということをお聞きしたかっただけです。でも、これは極めて国の専権事項だということですから、もう少しお聞きしたいと思っています。

実は、米軍と自衛隊の一体化、あるいは深化という話がよく言われますね。そうなりますと、この自衛隊は南西諸島に配備をされていく。当然に米軍と一緒に行動してくるわけですね。それはお認めになりますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 自衛隊と米軍とのどういう形での一体化かというのは、私どもは技術的な中身はよくわかりませんけれども、安全保障条約があり、そして日米同盟と言われるような表現で防衛上緊密になっていくとすれば、この自衛隊・米軍の共同訓練などを含めてきっちり訓練がしっかりとやられて現実的ないろいろな事態に対応できるように訓練するというのは、これは当然の流れだと思いますよ。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 与那国の外間町長の自衛隊配備の背景は人口流出と経済の落ち込みだと。しかし、自分は米軍が来ることを絶対許さないという発言をされていますけれども、知事はどう考えますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 御質問がちょっと理解しにくい部分があるので、これも推定で申し上げますけれども、与那国町長が今おっしゃったように地域振興というような観点の切り口から言われたとすれば、それは与那国町長のお考えでしょう。そして自衛隊そのものが持っている緊急、急患輸送であるとか不発弾の処理だとかいろんな機能を防衛に加えて持っているという面で、どの面を重視するかというのはあるかと思うんですね。ですから、与那国町長さんがそういう御見解を持っているとすれば、それはそれで一つの考えです。しかし、もともと自衛隊の配備というのは、緊急輸送であるとか、急患輸送であるとかそういうことも仕事のうちですが、やはり防衛にかかわる情報の収集とか幾つかの機能をきちっと働かすためのものだと私は理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 今の僕の質問は、米軍とのいわゆる共同防衛という観点でその話をしたわけですが、ちょっと答弁をはぐらかされてしまいましたけれども、時間がないので先へ行きます。実は、自衛隊の南西諸島への配備について、これはことしの2月に、前の内閣官房副長官補の柳澤さんという方が今度の配備についておっしゃっているんですね。中国を前提にした動的抑止に、中国にしてみれば先島を重点的に占領する意味はほとんどない。本当に戦争する気になれば、米軍施設にミサイルを撃ち込むだけだと。自衛隊の先島配備について生き残り策ではないかという見方をしているようです。私は全く意味がないと思う。外交的には相手の外交措置や緊張を高めるというデメリットもある。そういう発言に対して知事はどのような考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の柳澤さんのその発言といますか、そのメモの部分は背景抜きで議員から聞かされた感じでは、人それぞれいろんな考えがあるものだという印象は持ちますが、ただ東シナ海の話というのは無論沖縄も含めて日本は特に中国、東アジアの国々とはこれから未来永劫、仲よくやっていく。文化交流、経済交流をしっかりと進めていく、当たり前のこととして、ただこれは防衛白書にまつまでもなく、いろんな報道の中でその国の巨大な軍備費の増強とい

うのが不透明性があるとかよく言われている話というのはだれでも知っていることですから、そういう中を含めて我々は自分たちのエリアを自分たちが持つ自衛隊でいろんな形で可能な限りの防衛の基礎をとって、基礎的なことはやっておくというのは当然のことだと私思っておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 知事の御意見を伺いました。

そこで続けて——これは質問じゃありません、これは柳澤さんのちょっと御意見ですけれども——そもそも軍事力を動かしたりふやしたりすればこれは安全保障上のジレンマだが、相手もリアクションをとってくる。だから防衛だけに頼ってはいけない。中国なら中国とどう事をおさめていくか、外交をしっかりとやらないといけない。それを抜きに自衛隊の増強だけやっていたら、かえってマイナスが大きくなってくると、そういう御意見であります。

次に、与那国の自衛隊配備についてちょっとお伺いいたしますけれども、知事はいわゆる最大限の努力をすべきだというふうにおっしゃっていますが、これは自衛隊に対しておっしゃっているんですか。それとも与那国町に対しておっしゃっているんでしょうか、ということでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 防衛省及び自衛隊に対してですよ。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そこで知事、つまりこの与那国の皆さんがどう考えているかというその民意というものをとらえたときに知事はどんなふうに考えていらっしゃるんですか、民意というものを。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと待ってくださいね。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、御質問の民意というところでございますが、なかなかこの件におきましては地元の方々がどう考えているかというのは、今、意見が二分されている状況だと考えておりまして、過去には町長あるいは議会で誘致決議が出ているといったこと、あるいは報道にありますように反対派が少なからずいると、そういったことをやはり総合的に勘案すべきだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 与那国におきましては、町長ほか500名近い皆さんが署名をして自衛隊誘致の要請を出して、今自衛隊いわゆる防衛省が動き出しているわけですね。

そのことについて知事としては、これは民意に沿うものとして考えていらっしゃるのか、あるいはいやいやまだそうではないとか。知事は最大限の努力をすべきというお話ですけども、どのように最大限の努力をしていけばいいのか、その辺をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうも私にさせていただく御質問としてはいかがかとは思いますが、与那国町長が選挙で選ばれた町長でまさしく民意をしょって町長になった方の誘致ですから、これはそういう意味では民意に沿ったものだと思えると思いますし、町としての独自のお考えを持ってそういうことをやっておられるという以上、この御質問は私じゃなくて防衛省か与那国町長にやっていただきたいというのが私の考えです。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それで今実際に現実問題として地元の住民が分断をされてしまっていて大変な問題になっているんですね。ですから、隣近所でもあるいは親戚同士でもなかなか折り合いがつかないという状態が続いています。そういう意味で非常に憂慮すべき事態だと思っているんですね。

そういう意味では、知事としても何らかの收拾策といたしますか、乗り出すべきではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさしく最大限の努力を防衛省・自衛隊にまずしっかりやっていただきたいと考えております。無論、ある地域で民意が極端に2つに割れて激しく争い合うというような事態は当然これは避けるべきだと思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次、与那国町の自立・発展への県の支援について伺いをしたいんですが、実は与那国町長はこの若年層の流出と離島苦への対処に対して、万策尽きたというふうにおっしゃったそうなんです。つまり、県の離島振興、いろんな政策の支援を仰いでいるはずなんですけれども、なぜそういう万策尽きたというふうに言わしめるほど県の離島振興の対応が弱いのか、あるいは弱くはないのか。この辺についてちょっと伺いをしたいと思います。いかがです

か。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 離島振興につきまして、これまでも内閣府と連携をしながらさまざまな補助事業に投下をしてまいりました。その結果、一定の成果も上がっているわけですが、全国的な一つの流れとしまして少子・高齢化とか人口減少というふうな、特にそれが離島においてより大きくあらわれる、そういう一つの傾向があったかと思えますけれども、今般のこの「沖縄21世紀ビジョン」計画の中では、この離島の持つさまざまな課題を議論をする中から新しい離島の総合的な離島振興策というふうなものを打ち出しております。既に実験事業として例えば与那国町も求めてきております交通コスト、移動コストの低減の問題につきましては、これは実験事業として既に走らせておりまして、これから県としては精いっぱい離島の振興というふうなものをこれまで以上に力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 離島振興の中で、定住条件の整備、国境離島に対する支援の拡充、これはもう知事の公約でもありますから、しっかりと本当に国境離島で今隔絶されたこの海域の中でなかなかそういう定住条件の整備というのは難しいし、人口流出がどんどん続いています。そういう意味ではそういう苦しさがないければ自衛隊配備なんてことは、恐らく町長も考えていなかったと思うんですけども、そういう意味でぜひ県におかれては、あるいは知事を先頭に、こういう国境離島の存在というものをしっかりと見据えて手厚い政策をしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、下地島パイロット訓練飛行場について伺いをしたいんですが、まず知事に確認をしたいのは、この下地島空港というのは国策で建設されたという認識をお持ちなのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） お答えします。

ジェットパイロット養成が急務になった昭和40年当時の状況を背景に、航空会社の強い要望と国の航空審議会答申に基づき、当時の運輸省は適地調査を実施し、その結果、下地島が最適候補地に選定されておりますので、そういった経緯からも国の政策によって下

地島空港が計画、設置されたと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 国策でできた下地島空港が、今、JALの撤退によって相当厳しい局面に直面をしております。

ちょっと休憩お願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

奥平一夫君。

○奥平 一夫君 この地図がございます。（資料を掲示）これは、日本航空がかいた下地島周辺開発の構想図。これは40年前の——実は岸本忠三郎さんという我々の大先輩の県議が書かれた本の中に示された地図ですけれども、ヨットハーバーであったり、ホテル、高級バー、ゴルフ場、病院、娯楽センター、さまざまありますね、航空大学校と。こういう施策が並べられて、つまり沖縄の経済振興策の一環であるということ公表したんですよ。これがJALが撤退し、40年たって何にもできていないこの状態、知事、この現状をどう思われますか。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 40年前の計画という名において、今にわかに、知事、現沖縄県政の当局者に聞いてもちょっとお答えようがないというのが正直なところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 答えようがないというのは、どういう意味ですか。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） まず、なぜ開発ができなかったのかとこう言われても、当時で言うと日本航空が恐らく下地島開発に関してさまざまなリゾート計画としての海浜計画があったということなんだと思いますけれども、その計画というのは各都市ごとのいわば観光地入域客であるとか、さまざまな諸条件によって実現できるかどうかというのが決定していくわけですから。当時、下地島空港には民間航空路線も開設するという中で、やがて客が来ないからだんだん定期便もなくなっていったと、こういう時代背景の中で企画された恐らく青写真というか本当の初めの段階の構想図だと思いますので、その構想が実現できなかったかどうかを今沖縄県に問われてもどのようにお答えできるのか、あるいはどのようなことを質問しているのかちょっとよくわからないということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 副知事、おかしいと思いませんか。国策でやったんですよ。誘致する際は血も流れたんです。さんざん住民が二分されたんです。今の与那国に似たような感じですけども、それを国策でやって40年たったからそれまではわからないということでは住民は納得しないと思います。どうですか。放置するなら放置するでいいですよ。それぐらいの考えしかないんだったら、しょうがない。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 下地島の開発計画、これにつきましてはもう議員御承知のとおり、現状においてはまた宮古島市から提案のある跡地利用計画が議論の俎上に上っているわけでございます。この計画も恐らく復帰を控えてさまざまな希望、夢を持ってつくられた計画だというふうに思います。しかしながら、御承知のとおりこの下地島周辺だけじゃなくて沖縄全体が復帰後、あるいはまた日本全体もそうですけれども、オイルショックだとかあるいはまたバブルの崩壊とか、さまざまな経済状況が変わる中で、こういう個別の民間の開発計画もやはり計画されてはまた頓挫する、これの繰り返しであったわけです。そういうふうな意味合いにおいては、これはこれで一つの計画として描かれたものであったんだろうと思われるわけですが、その後を含めてこれまで下地島のこの開発計画については地元も県も一生懸命これまで議論を重ねて今日まで至っているというふうに思っております。

現状においては、宮古島市との間で農用地の拡大を含めて利用計画を今進めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 私は何も40年前の約束のこの絵をそのとおりやりなさいという意味じゃないですよ。今、JALが撤退をして空港施設の管理者は大変だというわけだから、もうじり貧になっていくのは目に見えているわけですよ。ですから、県が国やJALに対してどういう姿勢で臨んでいくかということを私は皆さんに訴えているわけですよ。その辺はまた時間がないので、次の機会にしたいと思っています。

その下地島空港を国際線の着陸空港として利活用できないだろうかという質問をいたしました。現在、中国とか台湾からのチャーター便就航の流れがあります。これは那覇空港もそうですし、石垣もそうですし、宮古もあります。そういう意味で今実は那覇空港も非常に受け入れの厳しい状況があります。宮古空港もスポットが非常に足りない、スカイさんが入ってき

て非常に混雑をしているというようなこともあって、下地島空港はどうだろうという話をしているわけですよ。いかがでしょうか、もう一回。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（日間清勝君） 宮古空港において、国際チャーター便の就航時に以前、パーテーションとって仮設の囲いを設置することにより国内線旅客との混在がないように対応した実績がございます。宮古圏域においても、今後国際線誘致の取り組みを推進していく中で、ターミナル施設における国際便旅客専用スペースの確保が課題となっていくことから、今後私たちは常設のC I Qの施設の整備について検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 今台湾から、遠東航空、それからきのうも出ていました復興航空、そしてもう一つはマンダリン航空、こういう航空会社が那覇への乗り入れ、沖縄への乗り入れを非常に希望しているというお話がありました。そういうこともあって、かなり那覇空港の国際線のスポットでは非常に厳しいのではないのかなというふうなこともあるものですから、整備されるまでの間、下地島空港やあるいは離島の空港を活用していくというそういう考え方はありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃる方向での活用というのは、やっぱり必要になってくると思います。今の既成の那覇空港を初め宮古の空港にしても非常に容量的にある限界がないわけではありません。ですから、そういう意味でお客様の増加のぐあいによっては地域の空港、島の空港をフルに活用することが必要になると思います。ここら辺ちょっとそういう方向の展開ができるように大至急詰めてみたいと思っています。

○奥平 一夫君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 教育長にお伺いをしたいと思っています。

地域説明会ではほとんどの地域から異論が出ていますね。それについてどういうことが理由でそういう反対の意見が出ているか、お伺いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 私ども実は今回の素案を策

定する際には、いろんな社会の変化とかあるいは入学者の状況とかをかんがみながら素案を策定して発表したわけです。そういうさまざまな説明会を通していく中で今いろんな御意見を拝聴している状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 もう一つお伺いしたいと思います。

この小中学校の統廃合の問題なんですけれども、国連機関の世界保健機構は、学校は小さくてはならない。生徒100人を上回らない規模でとはっきり述べています。小さな学校にこそ大きな力が隠れているのではないのでしょうか、御意見をお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 小規模校には小規模校なりのまたよさがあるかと思います。ですから、今の議員のおっしゃった件につきましても、今後編成整備を策定する際に考慮できるところは考慮したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に、病院事業局長にお伺いしたいと思います。

休床やいわゆる病棟閉鎖、恒常的な満床状態は、つまるところ看護師や医師不足が根っこにあるのではないだろうか。ここにメスを入れない限りこの問題は解決しないというふうに私は思っています。

そこで、その解決のキーワードは定数改正ですよ。そこで問題となるのは総務部なんです、人事と予算を握っている。私は、事業局へのその権限移譲をぜひやるべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 前の議会でも少しお答えしたことがありますけれども、例えば定数条例は、知事部局、総務部サイドで管理しているわけですが、これを仮に病院事業局それから企業局も一緒なんですけれども、そういう形で分けて定数条例をもし持たせたとしても病院事業局長は議案の提案権はございません。そうするとこの定数条例を改正しようとする場合でもやっぱり知事部局のほうに調整した結果として知事部局のほうで議案として提案するという手続をとるものですから、同じような形になるわけですよ。そういった意味で、定数条例を持たせても効果はないということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 今、総務部長がおっしゃったように、私たちはそういった定数について現

場も踏まえて検討して必要な人数ということを一応提案は総務部を通してやっているというふうな状況がございます。ですから、直接いわゆる議会への提案はできないというふうに認識しております。

○奥平 一夫君 だから権限移譲どうですかという話ですよ。答弁断ってないでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 奥平議員、時間ありませんので……。

○奥平 一夫君 答弁漏れですよ。人事と財源の権限移譲どうですかと聞いているんです。総務部長はいいですよ、まだ病院事業局長の話を聞いてないから。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

一応人事権というふうな形では持っているというふうには認識しております。ですけれども、それを決めて議会への提案となると、やっぱり総務部を通してというふうな形になっているのではないかというふうに認識しております。

○奥平 一夫君 ありがとうございます。終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 皆さん、こんにちは。

議席18番、社民・護憲ネット、仲宗根悟であります。

今議会は、沖縄防衛局長発言に伴っての大臣の発言があったり、いろんな議論がございますが、今国会のほうでもいろいろ議論を交わされているということで私は割愛いたしまして、ローカルニュースをお伝えしたいというふうに思っています。

読谷村では、去る11月に婦人の集いということで、村内23区ありますが、その中から日ごろ練習を重ねてこられた婦人会の皆さんが、コーラスであったり、あるいは日舞、琉舞そして沖縄芝居と、これはもうプロ顔負けの非常に完成度の高い演技が繰り広げられて、非常に感動いたしました。婦人会の皆さんも日ごろ忙しい中で練習を積み重ねて、1日、日曜日の発表であるんですが、何か観光につなげる方法はないのか、あるいは読谷村で盛んに行われている民泊の生徒たちを巻き込んでの活性化につなげるようなことはできないのか、あるいは小学生や中学生につなげて情操教育ができないものかということで、可能性というものに非

常に刺激を受けて、広大無辺に今チムドンドンというような状況であります。県大会も行われるということでもありますので、どうぞ県民の皆さん、御観覧いただいて堪能していただきたい、そういうふうに思っております。案内を申し上げたいと思います。

さて、質問を行いたいと思います。

知事の政治姿勢に関してまずお聞きをします。

地位協定運用改善に関し、どのような見解がお聞きします。

普天間移設を辺野古とする日米合意の理解を求めるとする閣僚や党幹部の要請はどのようなものであったのか。そしてまた、どう対応したのか伺います。

普天間移設は、辺野古を初めとする嘉手納統合案など、県内どこにも移設不可能との姿勢は変わらないか。また、政府の要請に対しどのように臨むのか伺います。

八重山教科書問題をめぐる混迷は、一体何が原因だととらえているのか伺いたいと思います。

2番目に、健康・福祉向上に関してであります。

高齢者やその家族が安心して暮らせるよう介護サービスの充実を図る介護支援専門員の養成や老人福祉施設整備など、高齢者が安心して暮らせる環境づくりの施策を展開している中で、介護労働者の離職者が全国平均に比べ依然高い水準にあるとしています。介護職は非正規雇用の割合が高く、社会的評価が低い。その中であって処遇改善につながっていない現状があると指摘をしています。その対策について伺いたいと思います。

本県の健康問題に生活習慣病やメタボリックシンドロームの増加が挙げられ、全国と比較しても高い水準であり、注意喚起を促す広報等で健康づくりに対する意識啓蒙に努めているところであります。その生活習慣病の改善、健康・長寿の回復の取り組みについて、その特定健診受診向上に各市町村とも努めているところでありますが、現状と課題についてどうか伺いたいと思います。

3番目、地域を支える産業の育成の創出に関してであります。

「エキスポ・ジャパン」と銘打ったアニメや漫画、そしてゲームの3ジャンルを一度に紹介する国際的な総合イベントを2012年2月、読谷村で開催する方向で準備が進んでいるとしています。事業の内容、県とのかかわりについて伺いたいと思います。

特別自由貿易地域の企業誘致の取り組み状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

中城湾での定期船実験における内容、そして今後の

展開について伺いたいと思います。

4 番目は、農林水産業の育成に関してであります。

おきなわブランド創出、拠点産地の取り組み状況を伺います。

東京や大阪でトップセールスを展開する県産農産物販売プロモーション強化対策の状況、そして成果について伺います。

ヤンバルの森の天然記念物や希少動物の生息地を奪う大規模な皆伐について県の見解を伺うものです。

5 番目に、公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の整備計画に関してお聞きをいたします。

事業推進に当たって、基本的な考え方は何なのか伺います。

周辺地域の理解を得る努力はどのようになされているのか伺います。

6、観光振興に関して伺います。

観光関連事業者でつくる沖縄観光の未来を考える会の「アクションプラン2020」を発表した。県の進める「ビジットおきなわ計画」や文化観光スポーツ部の施策との整合性をどう図っているのか伺いたいと思います。

那覇—台湾線に中華航空に加え新たに復興航空が参入することが決定的となったとしております。大きな戦力アップになると思いますが、県の見解を伺いたいと思います。

最後に、我が会派の代表質問との関連についてであります。仲村未央議員の指定管理者制度の問題に関してであります。公募が原則としておりますけれども、公募を行わない例もあるのかどうか伺います。

公募になじまない、そして公募を行わないことに相当の理由がある場合は公募によることなく云々ということについて、検討経過はどのように県民に公表されているのか伺います。

公共性、そして公益性の面から考えると、必ずしも公募を行わず、その施設の設立理念が保たれるような措置が必要ではないか伺います。

今回議案の候補者の65%、約3分の2が同じ団体、そして3回の指定がほとんど重なるというような状況があります。実質競争になっていないのではないのかということについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根悟議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、閣僚や民主党

幹部の要請についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る9月の野田内閣発足後、川端沖縄担当大臣、一川防衛大臣、そして玄葉外務大臣を初め何人かの閣僚や党の要職にある方々が沖縄を訪問されておられます。大臣の皆様からは、まず日米合意に基づき、普天間飛行場の辺野古移設を進める旨の発言もありました。私といたしましては、多くの県民が反対している県内の状況を踏まえたと、辺野古移設案は実現は事実上不可能である旨繰り返し申し上げてきたところであります。

県といたしましては、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯にこの件に取り組むよう強く求めているところでございます。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、県内移設は事実上不可能との姿勢などについてという御質問にお答えいたします。

県といたしましては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。そして県といたしましては、日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決する方策であると考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう、引き続き強く求めてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢に関して、日米地位協定の運用改善に対する見解についてお答えいたします。

先日公表された米軍属に対する裁判権の行使に関する日米間の新たな枠組みでは、米軍属の公務中の犯罪のうち、米側が裁判にかけない場合で被害者が死亡した事案などについては、日本側が裁判権を行使することへの同意を要請することができ、これに対して米側が好意的考慮を払うとする手続が整備されました。この新たな枠組みにより、ことし1月の交通死亡事故で加害者の米軍属が起訴されたことは、日米両政府が県民の声にこたえたものと理解しており、一定の前進があったものと考えております。新たな枠組みの実効性については、今後その内容を精査していきたいと考えております。

県としては、米側に裁量のある日米地位協定の運用

の改善では不十分であると考えており、引き続き日米地位協定の見直しを求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 知事の政治姿勢に関しての御質問で、八重山教科書問題の原因についてお答えいたします。

教科書採択問題につきましては、拙速過ぎる規約の改正、協議会の運営のあり方や手法等について地域住民等から疑義が生じたことが混乱の要因の一つであると考えております。

教科書の採択権限は3市町教育委員会にあることから、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただき、一日も早い解決をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 健康・福祉の向上に関しての中の、介護労働者の処遇改善対策についてお答えいたします。

財団法人介護労働安定センターが公表しております介護労働実態調査によりますと、県内介護労働者の離職率は依然高い水準にあり、離職の要因となる労働条件等に関する不満としては、仕事内容の割に賃金が低いこと、人手が足りないこと、業務に対する社会的評価が低いことなどが挙げられております。

県では、介護職員の処遇改善を図るため、平成21年度から介護職員処遇改善交付金事業を実施しており、平成22年度には1人当たり月額平均1万4786円の賃金改善が図られております。また、労働基準法の遵守に関して介護保険法が改正されたことを受け、事業主を対象として雇用管理及び労働法規遵守の徹底のための研修会を実施することとしております。さらに、介護職員の就労意欲を高め、職場定着化を図るため、介護職員を対象とした資質向上のための研修事業を継続して実施しております。

続きまして、特定健診受診率向上に係る現状と課題についてお答えいたします。

平成22年度市町村国保の特定健診受診率は、速報値で34.4%となっており年々増加しているものの、目標値である65%に達していないことから、受診率の向上を図る取り組みが課題となっております。

県が平成21年度に実施した「特定健診に関する県民

意識調査」によると、未受診者の多くが「多忙・必要性を感じない・面倒」そういう理由を挙げております。また、市町村国保へ未受診者の状況について調査したところ、その約3割が通院中であることがわかり、定期的に医療機関へ通院している方は特定健診を受診しなくてもよいと考えていることが推測されます。このため、県では、国保の広報番組等を通じて、通院中の方も特定健診が必要である旨周知を図っております。また、多忙や面倒といった理由により未受診となっている方については、市町村国保による受診勧奨を促進するとともに、医師会との連携により健診を受けやすい体制を構築するなど特定健診受診率の向上に努めております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 地域を支える産業の育成の創出に関しての中の、「エキスポ・ジャパン」の事業内容と県のかかわりについての御質問にお答えいたします。

御質問のイベントにつきましては、マンガ、アニメ及びゲームに関する展示ブース、イベントやセミナーを行う内容で、現在はまだ実行委員会の設立に向けた準備段階であると聞いております。

県としましては、主催団体における今後の取り組み状況を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、観光振興に関しての中の、沖縄観光の未来を考える会のアクションプランと県の計画や施策との整合性についてとの質問にお答えいたします。

先日、一般社団法人沖縄観光の未来を考える会が公表したアクションプランにおいては、「国際競争力の強化」や「観光地としての魅力の向上」、「環境共生型観光の実現」など、2020年までの観光振興に関する戦略が掲げられております。これらの戦略につきましては、県の「ビジットおきなわ計画」や現在策定中であります「第5次沖縄県観光振興基本計画」の中におきましても同様の施策を基本方向として掲げているところであります。また、同計画の基本施策には、観光振興の推進体制について県民を含めた観光関係者との協働体制を強化し、一体性・一貫性を持った観光振興に取り組むことも盛り込んでおります。

県としましては、今後とも観光関係者等との情報共有を図り、官民一体となった沖縄観光の振興に取り組んでまいります。

同じく観光振興に関しての中の、復興航空の新規参

入についての質問にお答えいたします。

那覇—台北路線については、日台間で航空会社が新規就航や増便を自由に決定できるオープンスカイ協定の締結により、中華航空に加え復興航空が新規に就航すると聞いております。同路線が2社体制になることは、利便性向上や航空運賃の低減化につながると考えられることから大いに歓迎したいと考えております。

県としましては、中華航空と復興航空の両航空会社と協力し、台湾におけるプロモーションを積極的に行うことにより、より多くの観光客誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 地域を支える産業の育成の創出に関する御質問の中で、特別自由貿易地域の企業誘致の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県では、企業の誘致を促進するため、知事のトップセールスによる企業誘致セミナーの開催や県外の企業を招いて視察ツアーを実施するなど積極的な取り組みを行っております。

企業の立地状況は、分譲地に8社、賃貸工場に19社、素形材賃貸工場に3社、合計30社が立地しており、雇用者数は約500名となっております。また、IT津梁パークにおいては、入居企業数が14社立地しており、雇用者数は400人を超えております。

県としましては、今後とも引き続き積極的な企業誘致活動に取り組み、魅力的な投資環境の整備に努め、さらなる企業の立地促進と雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 地域を支える産業の育成の創出に関しての御質問の中で、定期船実験における内容及び今後の展開についてお答えいたします。

現在、中城湾港新港地区は定期航路がなく、中部圏域の貨物の多くが那覇港からの搬出入を余儀なくされ、物流効率化のために定期航路の確保が重要と考えております。そのため、ことし11月21日より鹿児島から那覇港を経由する航路で、週1便の定期船就航の実証実験を開始したところであります。

今後の展開としては、実証実験を通して物流コストの低減効果や時間短縮効果等を検証した上で課題の把握と対応策を検討し、定期船就航の実現を目指してま

いります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の育成に関しての中で、おきなわブランド拠点産地の取り組みと県外での販売プロモーション対策についてお答えします。4の(1)と4の(2)は関連しますので一括してお答えします。

県では、消費者等から信頼される定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地として90地区を認定し、ハウス等の施設の整備、新品種の普及を推進するなど、おきなわブランドの確立に取り組んでおります。

県外での販売促進については、市場関係者への販売促進キャンペーンやセミナーの開催、沖縄食材の魅力を発信するアンテナレストランの設置、おきなわレシピサイトによる県産素材活用レシピの開発普及などを実施しております。その成果といたしましては、平成23年4月から10月までの実績で、大手量販店における沖縄フェアの開催店舗数の拡大として前年同期間の約30店舗から約200店舗に、高級レストランにおける県産食材を活用した約40品のメニュー化などが取り組まれております。

同じくヤンバルの森の皆伐についてお答えいたします。

ヤンバルの森は、希少な動植物が生息・生育することから重要であると認識しております。一方、林業は地域の主要な産業となっており、雇用や定住化に重要な役割を果たすとともに、木材やキノコ等の林産物の供給を通して他産業の振興や県民生活にも寄与しております。このことから、ヤンバルの森林については、自然環境の保全と利活用との調和を図ることが必要であると考えております。

森林伐採につきましては、環境保全の観点から、市町村及び伐採事業者に対し、収穫伐採方法や保全対策の実施など適切に対応するよう指導しているところであります。また、収穫伐採につきましては、伐採箇所の分散化や面積の縮小化に努めるとともに、択伐の実施も含めさらなる環境保全対策の実施に向け関係機関と連携して検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の整備計画に関して、事業推進に当たっての基本的な考え方についてお答えいたします。

県では、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えることを目的に、公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場を整備することとしております。当該処分場の整備につきましては、安全・安心なモデルとなる処分場とすることを基本とし、地域との信頼関係を構築し合意形成を図ることが重要であると考えております。

県としましては、今後とも関係自治体や地域の方々への説明を積み重ね、先進地視察を行うなど、理解と協力を得ながら早期整備が図られるよう努力していきたいと考えております。

次に、周辺地域の理解を得る努力についてお答えいたします。

処分場の整備に向けましては、平成19年3月に公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の候補地として3カ所を決定し、周辺地域に対する説明会の開催など合意形成に向けた取り組みを行っております。また、平成22年度には事業の見直し調査を実施し、施設規模を36万立方メートルから15万立方メートルへ変更するとともに、施設構造を従来のオープン型から被覆型の処分場へ見直しを行っております。

県としましては、施設規模等の見直しを踏まえ、名護市及び本部町の候補地について関係団体などに説明を行うとともに、本年3月に地権者等、11月には地域の関係者による広島県や島根県の先進地視察を行ったところであります。また、今月中旬には前回の視察に参加していない地元の方々の先進地視察を再度計画しております。今後とも、このような取り組みを踏まえ地元との合意形成に努め、早期整備が図られるよう努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 我が会派の代表質問との関連の質問のうち、公募になじまない施設とその理由の公表について、7の(1)と(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

今議会に提案した議案のうち、公募を行っていない施設として平和の礎があります。当該施設を公募としなかった理由としては、国立戦没者墓苑等平和の礎に隣接する施設を管理している団体に管理させることにより、効率的・効果的な運営が見込まれるなどによるものであります。

また、公募を行わない理由につきましては、これまでも所管課のホームページで公表しているところであります。

次に、公募を行わず、その施設理念が保たれる措置についてお答えいたします。

県の運用方針におきましては、公募が原則となっておりますが、対象施設の適正または効率的な管理運営を確保するため公募を行わないことに相当の理由がある場合は、例外として公募によることなく選定することができることとなっております。今回公募した施設につきましては、これまでの指定管理者制度の運用状況などを勘案し公募することが適切であると判断されたものであります。

次に、競争になっていないのではないかという趣旨の質問にお答えいたします。

今回の選定で23施設中17施設、割合にして約75%は複数の応募があったところであり、一定の競争原理が働いているものと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それでは再質問をさせていただきますが、今の指定管理者制度に関してまずお聞きしたいと思います。

この制度は18年度よりスタートして、ことし新しく24年度の候補者を含めて3巡目を迎えるということで、この2回、そして3回目を迎えた段階でいろいろ見えた部分といいましょうか、そういったことがあろうかと思うんです。これまでの問題、そして課題を洗い出しながら、非常にこの辺で検討が必要だというふうに私は思っています。

先ほど公募しない事例は1カ所あるんだと、この公共性やいろいろかんがみて1カ所だけは公募にかけずに追加でそのまま行ったということでもありますけれども、この公募の例外について、そして指定管理者の選定に当たってももちろん残りは原則公募としたわけなんですけれども、これ以外にその公募の指定管理制度に関する運用方針の中でもやはり公募の例外という検討はされたと思うんですが、その検討に至っては所管する各部局でされているのか、あるいは全庁的な庁議の中で例外的な措置はありますか、どうですかというような内容の検討がされたのかなということについてお聞かせいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 運用方針におきまして原則は公募ですけれども、制度の趣旨とか目的にかんがみて、公募にしないで管理運営の確保を図れるのであれば公募を行わないような例外規定を設けているわけですね。その例外規定が6つほど例示されています。その例示を受けて各部局のほうで、これは公募になじまないという判断があれば、その選定委員会を経なが

ら公募しないということになっていきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 じゃ、あくまでも公募にかけるか、あるいは例外にするかという部分は各部局内だけの判断と、全庁的な検討としてはやっていないということでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） はい、そのとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 この辺も課題といいましょうか、検討の余地はあるのかなと思ったりもするんですが、知事、やはり県の施策の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に云々ということで、この運用方針の中にもちゃんとしっかり示されているわけなんですよ。ですから、やはり公募になじむか、あるいはなじまないのかといった施設は、県の施策として密接に関係する、政策についても密接に関係する施設もあると。それを補完する形でできた組織・団体だってあるんじゃないですかと。その辺は県の施策を十分補完する、反映させる組織が公募にかけられるかというような部分があっていいのか。この辺は政策上の問題ですから、例外的にも認めてもいいんじゃないのかなということで、全庁的な検討があったのかどうかと。検討の課題も私たちは見えにくいのであえてきょうこうしてお聞きしているので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 議員がおっしゃるように、ある意味で、今回3回目を迎えました。確かに同一の団体等々が指定管理される状況も少し出てきているのかなという感じがします。

もう1点は、この指定管理というのはある意味で公物管理なんです。公物管理と申しますと、例えば運動公園であるとか、それからさっき言った平和の礎もそうなんですけれども、運動公園的な形態、それから県営住宅の家賃徴収関係とか、万国津梁館とか、そういうものがございすけれども、ある意味で県民に利用させたり、それから部屋を貸したり、そういった業務なんですね。そういった業務なものですから、公募しなくてある特定の団体に任せるとことはなかなか難しいところがあります。ただ最近、団体の指定のほうにも業務が単なる管理じゃなくて、ある面でソフト面も付加した形の指定管理をしようとしている動きがございす。そういったものが色濃く出るのであれば、確かに県の施策と管理とは不離一体という形にな

りますので、そのときにやっぱり公募になじまないという判断をしてもいいのかなと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 おっしゃるように、もちろんそれぞれの機能を利用した運用形態というのがあるわけですよ。こちらは、おっしゃったように福祉に関係する施設であるとか、あるいは運動場や公園だとかいうような形であるわけですよ。やはり一定程度の県の施策を補完する施設や、あるいはそういった団体が管理をしているところだってあるわけなんですよ。その辺もやはり3回も迎えていますからいろいろ見えてきたと先ほども申し上げたとおり、その辺について、これは繰り返しになりますけれども、全庁的な議論がされていない、検討がされていないということにはいささかちょっと疑問を呈したいなと。部局に任せきりで、部局から出てきたものを庁議で今回の結果ですと見せられたときに、あら、こうなっているのという部分もあるんじゃないのかなという気がしてならないんですね。その辺についていかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 今の議員の件も踏まえて、確かに各部局に任せるといっても、各部局もなかなか判断しにくいところがあるかと思いますが、総務部を中心に、そういう施設を管理している部局の皆さん等含めて、こういうケースの場合については公募しなくてもいいという判断ができるのではないかと、少く施設ごとにチェックしながら協議してみたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひ、そういうことがいただきたいんです。やはり施設の設置目的ですとか、設置理念というのがあるわけで、その理念にかなうような運営のあり方があるかと思いますが、県の施策を反映する最もふさわしい団体、そしてそのために設立された団体だってあるはずなんですよ。

また、もう一つ大きな問題としては雇用の問題です。

今3回目を迎えるわけですが、やはりここがコストの削減だとかそういうのが前面に出て、非正規労働者を8割も抱えて多いんだと。官製ワーキングプアを助長しているんだというような言い方をされている方もいらっしゃるわけですよ。そういった感覚からしても、せっかく例外措置を置きながら、そこで働く専門性の高い労働者が常に3年ごとに雇いどめに不安を抱えているというような就労の実態だってあるわけなんですよ。

冒頭にも申し上げましたとおり、これまでの課題を洗い出して、ぜひ検討が必要だと思うんですが、その件について知事はどういうお考えをお持ちでしょうか。知事からお聞きしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 確かに今回の指定管理者制度というのは、地方自治法の改正に基づきまして各都道府県さんともやっているわけですが、確かに雇用問題、労働問題の視点から見ると、短期で期間が決められている、それを公募にする。競争原理が働くという形になりますと、どうしても正規雇用じゃなくて短期雇用等々が醸し出されているということは私も認識しています。そのあたりをこの指定管理者制度の中でどういう形で改善していくか、これが課せられた課題だろうと思っています。そのあたりも含めてもう一度、今回で3回目を迎えましたので、その次にやるときにそのあたりも含めてしっかり検証しながら、どう対応するかについては検討していきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 例外的な措置の検討、それから働いている雇用も含めていろいろ議論あるいは検討を重ねていていただきたいというふうに希望を申し上げます。

次に、公共関与による最終処分場計画についてですが、以前は残余容量に関してかなり逼迫をしているんだと。ところが、平成15年あたりから3万5000トンあったのが、リサイクル率が高くなって最終処分場に持ってくるごみ量が減少しているということで約8800トンだと。既設の残余量も比較的緩やかなようではありますが、今後、どのぐらい残余量もつのか、そして、今進めている計画がいつごろまでに整備を終えてスタートしなくちゃいけないのかという時間的なスケジュールをお聞かせいただけないですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 現在の管理型の産業廃棄物の年間の処分量——これは処分量といいましても民間の処分場で処分している量なんですが——約8000から9000トンということで、現在の民間の処分場の容量から計算しますと4年弱という形になっております。若干1つの施設については、あと何万立米が増設の余地は残しておりますけれども、いずれにしても現在の許可状況では4年以下ということになります。

それに関連して、じゃその前にしっかり公共関与による管理型の最終処分場をつくらなきゃいけませんけれども、今まさに鋭意地元の方々の理解を得るという

合意形成をしておりますので、合意形成がうまく整えば、1年間の基本計画策定とか、地域の話し合いを済ませた上で基本計画、それから実施計画、着工ということで大体3年ぐらいをめどに今後整備していくということになると思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 これまで進められてきたオープン型から被覆型にかわるというような大きく違う点はここだと思うんですが、それにしても36万から5万と7分の1強の規模に小さくはなるんですが、私もこれをいただきましたが、（資料を掲示） まずこういった大きな特徴はどういったことが挙げられますか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 見直した規模は36万から15万ということで、基本的には大体15年の埋立期間ということになっておりますけれども、大きな違いは、やっぱり被覆型にするということで屋根つきですので、飛散、それから悪臭の防止、それから水処理が極端に少なくなると、自前のその中の水処理だけで循環して使えるというような形で、なるべく周辺的生活環境、自然環境に影響を与えないというのが大きな変更点だと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 今、大きな特徴は水処理だと言いましたが、これまでオープン型の管理型ですと水の処理の施設に相当莫大なコストがかかっていたと。ところが、今回進めるのは水処理はコストはかからないと。周りの河川や海にも処理した排水は流さないんだというようなことですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 基本的には議員がおっしゃるとおりなんですけれども、オープン型になりますと当然汚水・排水の管理ということで非常に難しく、そして大量の汚水処理をしなくちゃいけないということで、建設費もそうですし、維持管理コストも物すごく高いという面のいわゆるデメリットを克服するという意味で被覆型は非常にコストもかからないですし、いわゆる場内でも散水をする必要がありますので循環して使うということで、施設外には水は出さないというのが大きな特徴であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 その周辺地域の理解というんでしょうか、見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） これまで長い説明会

とかいろんな形で話し合いを積み重ねてきております。その中で一地域について地元の意見にも耳を傾けて、場所を少しフレキシブルに対応したりをしながら対応してきましたけれども、地権者の方々のある程度の同意、そして地域の皆様方に先進地にも行っていたいておりますので、それを見た感想などからすると、少しは合意形成、理解が得られつつあるなという感触は受けております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 理解を得られつつあると、部長はこうおっしゃっておりますけれども、理解を示している、傾いている理由というんでしょうかね、そういった示している部分の中には、構造が被覆型で飛散もしないと、そして水処理に関しても以前の水処理ではなくて、中で散水する程度の水処理でしかないですよというのも理解の一つに挙げられるわけですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 地域の方々が先進地に行つて視察したものはオープン型というものと、それから被覆型（クローズドシステム）の2つなんですけれども、オープン型の場合は非常に管理が徹底していてオープン型なのににおいを出さないとか、それから飛散もないとか、そういう非常にきめ細かい管理をしているということ。それから、クローズの場合はそういったものがもともとから備わっていますので、その両方のいい点を生かして、管理もしっかりやってもらってクローズ型にしてもらいたいと、そういう方向であれば地域の皆さんにとっても少しいいのかという意見は、視察に行った方々の意見としてはあります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 私も少なからず産廃場のある村から来ておりまして、被覆型ですから安全性にはいいですよと、オープン型よりまさにいい施設になろうかと思うんですが、これまで産廃場の実態はずさんな使われ方をしてきたと。そしてその不適正処理問題がたびたび取り上げられてきたということで迷惑施設なんだというような言い方をされてきたわけですね。迷惑施設の原因をつくったのは、もちろん当事者の管理する仕事をなさる方々もそうなんですが、この監視や指導のあり方を怠ってきた県の環境行政の責任もあるかと思うんですよね。こうした中で業者の不適正処理に追いつかない部分もありましたということで、県の皆さんも反省の弁を述べているわけなんです、この信頼構築には何をすべきか、あるいはあるべき姿は何なのかということを常に問い続けてほしいと思うんですよ

ね。ですから、こうすることによって信頼を得る、理解を得るという環境行政が構築できるんじゃないかというふうに思うんですが、どうぞ部長、その点についていかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） もうおっしゃるとおりで、これまでのいろんな指導不足などもあって、沖縄市のごみ山問題とか、それから不法投棄の事例とかさまざまあります。しかし、そういったことを踏まえながら、今しっかり改善とかいろんな形で向かっているとありますので、やっぱりそういう県としてのしっかりと行政を示すことによって、これから廃棄物処理というのはしっかり事業者も行政もやってもらえるんだなという、そういうふうな形で推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それでは次に、農林水産業の育成に関してお聞きしたいと思います。

おきなわブランドの創出、その拠点づくりに関しては差別化が図られて、生産所得向上が図られると、そして生産意欲や後継者育成にもつながる取り組みがなされているということは私も認識をしております。おきなわブランドは、全国でも上位を占める品目が数多くありますよね。先日、私も機会がありまして南大東のほうへ農業視察ということで同行させていただいたんですが、私はきびだけだと思いましたが、向こうはカボチャもつくっているんだということで非常に驚きました。どんどんどんどん本土へ出荷しているというようなことで非常に驚きでした。そして、実態として大規模な農家の皆さんに営農指導ですとか、技術指導というのは結構あるんだそうなんですが、小規模といいましょうか、技術が及ばないというんでしょうか、各農家にこういった形があるんだというようなお話も伺いまして、この辺の技術指導の取り組みであつたり、これをさらに強化するべきだというふうに思っているんですが、その指導員のあり方、増員だとかこの辺について、部長、どうお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 営農指導につきましては、これは県の普及員とそれからJAの営農指導員がいまして、連携した形で進められて営農指導となっていますけれども、特に普及センターについては、これは主幹というのがいまして、これはどちらかというと課題を集中的に解決していこうということで各センターに配置をしております。そういう意味で、そういう取り組みの中でやはりちょっと指導が薄いとか、あ

るいはまた積極的にやるという場合は、その主幹とプロジェクトを組みましてやる手法になっていますので、先ほど議員からあったことについては、各普及センターにもそういう課題があるよということを伝えながら、普及指導についてはしっかりやっていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 経労委も東京市場へ視察に行きました。本当に沖縄産というだけで相当飛びついて売り切れになる状態だということで、非常に人気度が高いということなんです。ですから、生産体制の中でも——市場関係者もおっしゃっていたんですが——小規模のところにも行き届くような仕組みづくりも必要だというようなことも勉強しましたし、ぜひその点について力をつけていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 こんにちは。

社大・結の会、新垣清涼、一般質問を行います。

まず初めに、先々月に行われました世界のウチナーンチュ大会、大変お疲れさまでした。いい大会になったと思っています。

それでは質問をさせていただきます。

まず1番目に、交通安全対策です。

(1)、暴走族対策について伺います。

日ごろ、基地からの爆音でいつも苦しめられているんですが、地域住民から、基地から派生する爆音と同じように夜間に繰り出す暴走族の騒音も大変だという訴えがありまして、地域住民の迷惑になっているこの夜間に繰り出す暴走族、特に高齢者や病気で入院中の方々には夜中の騒音は精神的・肉体的にもその負担が大きいと思います。

そこで、ア、暴走族根絶対策の取り組みについて、現状と課題、今後の取り組みについて説明をお願いします。

次に、イ、暴走族を根絶する条例制定についてですが、他府県で暴走行為を根絶する条例を制定している県はありますか。それから県内市町村はどうなっていますか。

次、2番目に、障害者支援について伺います。

県内の基幹公共交通であるバスのバリアフリー化が進んでいないため、車いす利用者が乗れる低床バスがわずか18台、導入率2.5%で全国平均の45.8%を大きく下回っているようです。数が少ないために利用者には非常に不便であるといえます。

そこで伺います。

(1)、福祉・教育施設等への公共交通機関を利用しての移動について、利便性を高めるためには増車が必要だと思います。これは民間バス業者に対してであります。行政としての支援はどうなっていますか。

次に(2)、歩道の形状についてであります。

車道から民間側に入るときに車が出入りするために歩道部分が斜めに切り下げられているところがあります。歩道の幅が広ければ問題はないんですが、狭いところは車道側から入るときに急勾配になって車いすでそこを通るときに傾いて非常に怖い思いをしているようです。改善が必要だと思いますが、調査をされたことがありますか。

(3)は取り下げます。

3、基地行政について。

(1)、普天間基地の国外・県外移設についてであります。

私たち県民は、戦後27年間米国の占領下に置かれ、米軍による事件・事故に多くの県民の人権が踏み込まれてきました。復帰後は日本政府によるさらなる米軍基地の押しつけが行われ、今また米軍普天間基地を辺野古移設という形で押しつけられようとしています。一体いつまで私たち県民は日本政府から差別扱いを受け続けなければならないのでしょうか。次の世代、子や孫たちのためにも今こそ私たち県民は心を一つにして日本政府による米軍普天間基地の県内移設をね返さなければと思っています。

先日、行われた大阪府知事選挙と大阪市長選挙のダブル選挙は、「大阪維新の会」が勝利しました。あの選挙で対立候補を支持したとされている民主党野田総理は記者会見で、民意が示されたのであればしっかりと受けとめなければならないと発言されています。それが民主主義であり、民主国家であればそうでなければならないと考えています。

では沖縄県民の民意はどうでしょうか。

昨年は名護市長選挙、そして県議会の決議、県民大会、そして県外移設を公約した仲井眞知事の当選、これほど沖縄県民の民意がはっきりしているのに総理や閣僚になると沖縄の民意が見えなくなり、アメリカしか見えなくなってしまいます。そして言葉では、誠心誠意説明し理解を求めるとしているが、実際は強引に

高圧的に米軍基地は沖縄に押しつけ続けていこうという日本政府や防衛省の思惑が見えてきました。それが田中前沖縄防衛局長の発言であり、一川防衛大臣の発言ではないでしょうか。私たち県民はこれ以上、基地の負担を認めるわけにはいきません。

そこで伺います。

野田政権になってから何度も閣僚や元大臣が来県し、知事と会談をされています。また、自民、民主の全閣僚や議員が前名護市長などと会談をしていることもマスコミで報じています。こんな中で、前沖縄防衛局長の発言、そして一川防衛大臣の発言、そして防衛省は県軍用地等地主会に対し、契約更新に応じる地主と拒んでいる地主を区別するためと説明して提出させた更新同意のコピーを根拠に地主の同意を得たと解釈でき、更新手続が行われると伝達していたことが明らかになりました。許せません。政府による辺野古移設の取り組みについて知事の見解を伺います。

次にイ、アメリカへ米軍基地に苦しむ沖縄の声を届けることについて。

アメリカに変化が起こっています。米上院軍事委員会のレビン委員長、マケイン筆頭理事、ウェッブ議員、ジョセフ・ナイ元国防次官補などの沖縄の海兵隊に関する見解がマスコミで報じられています。今こそ県知事を先頭に議会代表とともに、アメリカへ県民の声を届けるときではないでしょうか。知事の決意を伺います。

ウは取り下げます。

エ、地位協定の抜本的な改正を求めることについて。

ことし1月に沖縄市で交通事故を起こし、與儀功貴さんを死亡させた米軍属の被告が、事故から10カ月が過ぎて在宅起訴されました。ところが、今回も運用改善というまやかしかでしかない。知事の見解を伺います。

(2)、普天間基地から発生する爆音被害について。

400名余の宜野湾市民は、2002年に普天間米軍基地から爆音をなくしてほしいということで裁判を起こしました。裁判所は、2010年7月に同訴訟の控訴審判決があり、米軍機が発生させる爆音の違法性を認定しました。しかし、飛行をとめることはこれまでの司法判例を踏襲し、国の支配が及ばない第三者行為であり、国は米軍による普天間飛行場の活動を制限できないとした。米軍機の飛行による爆音を違法と認定しながら、その根源である飛行の差し止めを命じないというのは矛盾していると思います。裁判官は、宜野湾市のど真ん中にある普天間基地を世界で最も危険な基地と

認定し、その普天間基地に米軍は来年オスプレイを配備する計画を発表しました。オスプレイは、開発当初から何度も墜落事故を起こし、多くの犠牲者を出し、欠陥機とも言われている輸送機であります。オスプレイが普天間基地に配備をされると、私たち市民・県民はその墜落の恐怖におびえながら生活しなければなりません。何としてもオスプレイの配備をとめさせなければなりません。そのためにも私たち普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団は第二次の爆音差し止め訴訟を計画しています。現在原告募集を行い、ことしじゅうの締め切りで来年3月には提訴する計画であります。

ア、普天間基地へのオスプレイ配備について、県と宜野湾市が防衛省に提出したオスプレイについての質問書への残りの回答はどうなっていますか。オスプレイの安全性等は確認されたのでしょうか。

イは取り下げます。

4、東京電力福島第一原発事故の影響について。

(1)、国や東京電力の発表について。

政府や東京電力は、福島原発事故の放射性物質の影響について国民への説明責任を果たしていないと思います。放射性物質はあの事故で、陸・海・空にも大量に放出されていました。その証拠にいろんな場所から放射性物質に汚染された箇所が見つかり、汚染された食品が見つかっています。お茶の葉からの検出、牛肉からの検出、お米からの検出などいろいろと出てきています。このような状況で県民の健康は大丈夫でしょうか、知事の見解を伺います。

(2)、食品の安全性確保について。

このような状況の中で、特に子供たちは食品から受ける内部被曝の影響被害を受けやすいと言われていています。県内の学校給食の食材はどのように調達されていますか。

(3)、自然エネルギー政策の取り組みについて。

県の取り組みと今後いつまでに、何をどのぐらい普及、あるいは改善目標としているか伺います。

5番目に、農業振興政策について伺います。

(1)、食料自給率についてであります。県民が食する食料品は県内でどれぐらい賄われているのか。それが食料自給率だと理解しているんですが、食料自給率及びカロリーベースで表示されています。その中にさとうきびの生産量が含まれているんですが、私たちはさとうきびを主食としているわけではありませんので、その意味がなかなかわかりません。

そこで伺います。

ア、カロリーベースと生産量（額）ベースの違いに

ついて説明を求めます。

イ、県内の食料自給率をそれぞれの数値での説明をお願いします。

(2)番目に、地産地消の取り組みについて。

県産農産物の県外移出品目と県外からの移入品目でベストテンは何があるか。

(3)番目に、就農支援と後継者育成について。

今年度の県の取り組みとその成果について伺います。

6番目に、会派代表質問に関連した質問ということで、環境影響評価書の提出断念を求めることについて知事の決意を伺います。

先ほども申し上げましたけれども、普天間では基地があるために爆音被害を認めてもその運用に関しては国は口出ししないと言っています。辺野古に基地をつくった場合に、事業者が日本政府になっているんですが、運用は米軍ということになります。そうすると余計口が出せなくなるのかなと。そういう意味ではやはり知事は県民のそういう健康、財産を守るためにはここは政治家としてそういう評価書を出したら県民は怒りますよということをしっかりと表示すべきではないかと思っています。先週は事務次官や大臣がお見えになったときに、このぐらいにしておきましょうねということで知事が席を立たれたことについては、シタイヒャーと僕もテレビを見ながらエールを送ったところなんです。そういう意味でもぜひしっかりと県民を代表してそのことを常に表明していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、基地行政に係る御質問で、政府による辺野古移設の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

政府は、日米合意に基づき普天間飛行場の辺野古移設を進めるとの方針を示し、環境影響評価書を年内に提出する準備を進めているとのこととあります。県といたしましては、地元の理解を得られない辺野古移設案を実現することは、事実上不可能であり、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むべきであると考えております。

次に、農業振興に係る御質問の中で、就農支援と後継者育成に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県では、新規就農希望者など多様な担い手の育

成、そして確保を図るため、市町村、農業団体、農家代表等で構成します「沖縄県農でグジョブ推進会議」を開催し、担い手の総合的な対策を講じているところでございます。具体的には、その第1に、新規就農相談センターの就農相談、そして第2に、農業大学校における実践的な研修教育、そして第3に、就農希望者を対象としたサポート講座、そして第4に、耕作放棄地の再生利用による農地の確保やハウスの整備、第5に、農業研修に必要な経費の貸し付けや助成などに取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 交通安全対策についての御質問の中で、暴走族根絶対策の取り組みの現状と課題、今後の対策についてお答えいたします。

本年10月末現在、暴走族については26グループ、286名を把握しており、前年同期に比べて7グループ、54名の減少となっております。これら暴走族は、特攻服を着用し、現場で合流した他のグループや期待族等と一緒に暴走する、主に幹線道路において深夜から未明にかけてゲリラ的に暴走する等の現状にあります。

県警察では、暴走族根絶のため、専従捜査班や白バイの夜間投入による取り締まり、暴走行為が頻繁に行われている道路での大規模検問、ビデオ撮影等探証活動に基づく事後捜査による被疑者の検挙等を実施し、本年10月末現在11グループ180名を検挙しており、これは前年同期に比べて検挙人員において30名の増加となっております。また、暴走族を出さない対策として、暴走族グループの解散等を含む離脱支援活動、中高生等を対象とした講話や個人面談による加入阻止活動、暴走族や期待族が蟠集するコンビニや駐車場の管理者対策、地域住民や関係機関・団体と連携した暴走族追放住民大会等の支援活動等の各種対策を講じているところであります。

取り締まりや各種対策の結果、暴走族グループの減少や110番通報が減少に転ずるなど、ある程度の成果が認められるところでありますが、いまだ暴走族の根絶に至っていない状況にあることから、今後も引き続きこれらの諸対策を継続していく所存でございます。

次に、暴走行為を根絶する条例制定についてお答えいたします。

沖縄県内ではこれまでに沖縄市、那覇市、宜野湾市、浦添市、うるま市、糸満市、豊見城市、名護市、

北谷町、恩納村の10市町村で住民の安全と平穏の確保及び少年の健全育成を図る目的で暴走族追放条例を制定しております。全国では北海道、千葉、神奈川、愛知、九州では佐賀、熊本、鹿児島等の24道府県で同様の条例が制定されております。現在暴走行為が頻繁に敢行されている沖縄県内の市町村では、暴走族追放条例が制定されている状況であり、県内全域に効力を及ぼす県条例の制定については、今後必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 障害者支援についての中、福祉・教育施設への公共交通機関を利用しての移動について、行政としての支援はないのかの問いにお答えいたします。

沖縄県では、平成9年3月に「沖縄県福祉のまちづくり条例」を制定し、多数の人が利用する施設等のバリアフリー化を促進しています。同条例に基づき公共車両については、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備の努力義務を定めており、各事業者において車両の整備に努めていると考えております。また、第3次沖縄県障害者基本計画では、乗り合いバス路線への低床バス導入の目標を定めており、平成22年度末時点では33台が導入されております。

続きまして、歩道の形状についてお答えいたします。

歩道の形状については、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき整備基準を定め、各事業者に対し適合義務を定めております。具体的な整備基準としては、歩道の高さや傾斜などの基準を定めております。また、道路法等の関係法令においても当該条例と同様の整備基準が定められており、各事業者においてはバリアフリー化の整備に努めていると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地行政についての御質問の中で、アメリカへ沖縄の声を届けることについてお答えいたします。

米国政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え、理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。知事は就任以来3回の訪米を行い、去る9月の訪米では、安全保障や日米同盟に関する専門家等が参加する「沖縄クエスチョン」において、辺野古移設案は事実上不

可能であるという沖縄の実情を説明し、レビン、ウェッブ、マケイン米上院議員との面談の中では、各議員から、辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。今後とも必要に応じて訪米し、粘り強く訴え続けていくことが重要であると考えております。

次に、新たな日米合意に対する見解と日米地位協定の見直しについてお答えいたします。

先日公表された米軍属に対する裁判権の行使に関する日米間の新たな枠組みでは、米軍属の公務中の犯罪のうち、米側が裁判にかけない場合で、被害者が死亡した事案などについては、日本側が裁判権を行使することへの同意を要請することができ、これに対して米側が好意的考慮を払うとする手続が整備されました。この新たな枠組みにより、ことし1月の交通死亡事故で加害者の米軍属が起訴されたことは、日米両政府が県民の声にこたえたものと理解しており、一定の前進があったものと考えております。新たな枠組みの実効性については、今後その内容を精査していきたいと考えております。

県としては、米側に裁量のある日米地位協定の運用の改善では不十分であると考えており、引き続き日米地位協定の見直しを求めていると考えております。

次に、オスプレイ配備についてお答えいたします。

沖縄県としては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では、当該配備については反対であります。沖縄県が提出したオスプレイ配備についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありましたが、米側に照会中のため回答できていない項目があり、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めているところであります。

次に、会派代表質問に関連した質問で、環境影響評価書の提出断念を求めることについてお答えいたします。

政府は、普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を年内に提出できるよう準備を進めているとしておりますが、県としては、政府要請の際や、関係閣僚が来県するその都度、「辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は、事実上不可能である」旨、繰り返し申し上げてきたところであります。環境影響評価書が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であ

り、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 東京電力福島第一原発事故の影響についての御質問の中の、国や東京電力の発表についてお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する政府や東京電力の発表については、事故の状況や放射性物質などに関する発表がしばしば訂正される状況がありました。このような政府や東京電力の対応に関するマスコミの世論調査によると、国民の多くが「信頼できない」、「適切でない」と回答しております。国民の生命や社会経済全般にわたり多大な影響を及ぼしている重大な事故であることから、政府や東京電力においては引き続き適切な対応が求められます。

続きまして、自然エネルギー政策の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、自然エネルギーの普及促進のため、平成21年度から太陽光発電導入支援補助事業を実施しております。あわせて、今年度からは「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、沖縄本島北部や宮古島で風力発電や太陽光発電等の自然エネルギー導入拡大に向けた実証事業に取り組んでおります。また、亜熱帯型省エネ住宅のガイドライン制定に向けた実証事業やEVバス導入拡大のための運用実証に取り組んでおります。

県としましては、今後とも市町村等と連携し、自然エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 東京電力福島第一原発事故の影響についての御質問の中で、食の安全性確保についてお答えいたします。

国におきましては、福島第一原発事故を受け、食品の安全確保のため、緊急時に飲食物の暫定規制値を設定し、出荷制限等安全対策をとっております。現在は、緊急時の対応から平常時の対応とするため、平成24年4月を目途にさまざまな知見をもとに新たな規制値の設定作業を進めております。

県としましては、機器整備等検査体制を整えるとともに、国や他の都道府県と連携を図りながら県内の食

品の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業振興政策についての中で、食料自給率のカロリーベースと生産量ベースの違いと県内食料自給率についてお答えいたします。5の(1)のアと5の(1)のイは関連しますので一括してお答えします。

国によると、カロリーベースの自給率は、重さの異なる個別の食料の自給状況を総合的に示す指標として、国民1人当たりの消費熱量に基づいて算出し、供給カロリーを求めることとしております。一方、生産量ベースの自給率は、個別の品目ごとの自給状況を把握するために、品目ごとの生産量をもとに供給率を計算しております。日本の食料自給率は、国際機関や各国の統計により把握が可能であり、生命と健康の維持に不可欠な食料を示すものとしてカロリーベースを用いております。そのため、国や各都道府県別の自給率をカロリーベースで公表しておりますが、生産量ベースの自給率は公表されておられません。なお、平成20年度の沖縄県のカロリーベース自給率は、40%となっております。

同じく県外移出品目と移入品目のベストテンについてお答えします。

県外への移出品目は、カボチャが最も多く、次いで、マンゴー、トウガン、サヤインゲン、ゴーヤー、オクラ、温州ミカン、タンカン、スイカ、トマトの10品目となっております。県外からの移入品目は、県中央卸売市場において、タマネギが最も多く、次いで、大根、バナナ、ニンジン、パレイショ、キャベツ、白菜、レタス、ミカン、リンゴの10品目となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 まず暴走族根絶条例についてですが、やはり県内でも10の市町村が制定されているということですが、そういう意味では県条例が必要だと思います。暴力団根絶条例についても制定して、そして市民・県民から、場所を使いたいという相談があってそれを断るために連絡があったりとか、みかじめ料を断りたいという相談が出てきているわけですから、そういう意味では条例制定が暴走族については僕はかなり効果が上がるのではないかなと思っています。いま一度決意をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 議員おっしゃるとおり、24県で制定されております。沖縄の場合には10市町村でということで、現在暴走族行為がよく行われております58号の沖縄管内、あるいは浦添といったあたりが一番多いんですけれども、そちらの対策を中心に今考えているものですから、10市町村で道交法にもない規定等も盛り込みながら、今現在対処しているというところでありまして、県内一斉の条例を制定する必要があるかについてはもう少し慎重に検討させていただきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひその取り組みをお願いします。

それから障害者支援についてなんですけれども、障害者基本条例、今準備されていますよね。その中でそういった移動権というのはどういうふうに位置づけられていますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 移動権に関しては、福祉のまちづくり条例等を含め、公共交通機関、事業者等に適合義務等求めているところであります。今回、我々県民から幅広い御意見をいただいて、障害者の条例を今検討しているんですけれども、その中で例えばいろんなところに出かけていってどういうふうな障害による生活上の困難な事例があったとか、あるいは差別の事例があったとか、そういうことを踏まえて今まさにいろいろ幅広い議論中であります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 これから整備されるわけですから、ぜひそういったいわゆる弱者と言われている皆さんの声をしっかりと聞いていただいて反映させていただきたいと。お願いします。

それから、アメリカへの声を届けることについてなんですけど、やはり今アメリカの中で先ほども申し上げましたように、ウェッブさんだとか、沖縄に関しても知日派と言われている方だとか、あるいはアメリカで上院・下院にいろいろ影響力のある方が、けさも新聞に出ていたんですが、この沖縄にはもう知事がおっしゃるように辺野古移設は無理なんだと。そしてこの日米両政府で合意した県内移設ということが日本政府とアメリカの関係も悪くしているし、沖縄と日本政府の関係もちょっとすっきりしない、ぎくしゃくしてい

るようなところもありますよね。そういう意味でも日本政府がなかなか重い腰を上げない。そういう中ではやはりアメリカは民主主義の国として非常に自分たちを自負していますので、そういうところで日本政府に言ってもなかなかちが明かないので、ぜひアメリカの皆さんで日本政府を変えてほしいみたいなことをちょっとよいしょしながら、訴えることも必要じゃないかなと思っているんですが、どうでしょうか、知事。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員がおっしゃるように、アメリカ政府を動かしてむしろ日本政府を動かすというほうが早いのではないかと、ないしはそういう方向のほうが現実性があるのではないかという御趣旨の御質問だと思いますが、そういう考えに私は反対ではありませんが、やはりこれは日米両政府の二国間できちっと決められているものでもありますし、ある種の国内問題の面もないわけではありません。ですから、ちょっとこれはいろいろな手を使って日米双方の政府にやっぱり働きかけざるを得ないなというふうに今は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 日本は、今私たちが感じるのは、政府のほうが議会よりも強い感じがします、日本の場合は。でもアメリカは今議会のほうが、議員の皆さんがいろいろ沖縄の思いが伝わっているのかと思うぐらいいろいろおっしゃっているわけですよね。そういう意味でアメリカの議会の議員の皆さんに訴えて、そしてアメリカ政府を動かし、私たちはまた片方では日本の政府にあるいは国会議員もいらっしゃるわけですからお願いをして、その声をしっかりと訴えていく。この両方からやったほうがより早く、スムーズに行くんじゃないかなという思いであります。ぜひ知事、検討していただいて、お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 冒頭おっしゃったように、知日派といえますか、評論家、日本政策をよく勉強している人々とか、それからアメリカ政府、そして今の上院議員、議会、いろんなマスコミの皆さんもおられますし、いろんな分野の人を通じてファクトをきちっと届けて、そして沖縄が主張していることがむしろ現実的なんだよというのをきちっと伝えて日米両政府が動いてもらうというのが最も理想的だとは私は思っておりますが、いろんなやり方を議員おっしゃったように、よく研究していろんな戦術——と言ったら変ですが、効果の出るような方法を見つけて頑張ってまいり

たいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひ県民の先頭に立って、普天間基地が一日も早くアメリカなり県外に移っていくよう頑張ってください。お願いします。

それから福島原発事故についてなんですが、機器を整備されるということですが、来年4月というのはちょっと遅いかなと。今やはりこういった毎日毎日私たちは食事をしているわけですよ。あの検査対象地域という十何カ所でしたか、そこから県内の給食会は食品を入れているわけですから、そういう意味では前倒してでもやはりそういう機器の整備をして取り組む必要があると思います。そうすることによって子供たちの健康はもちろんです、保護者の安心も得られるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 現在、食品中の放射性物質超過事例というのは、幾つかの県で出ているわけですが、現在17都道府県に及んでおります。基本的にはその中でしっかり検査をして、いわゆる摂取制限を超えた食料品については、流通はしないという前提で動いているわけですね。今おっしゃるような県における検査体制というのは、それでも不安を持っている県民、消費者の皆さんのためにこういった形でそれにこたえるか。それから県産品を県外に出すという事業者に対して、どういうふうな形で対応するかという視点で今機器整備を行っているわけですが、現体制でもある程度の検査はできますし、今予算計上して緊急に買おうとしているものを加えてしっかり検査体制を整えようというようなことであります。

○新垣 清涼君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、発言通告に基づいて質問を行います。

初めに、我が党の代表質問に関連して、田中前沖縄防衛局長発言と一川防衛大臣発言について知事の見解を問うものです。

次に、知事の基本姿勢について。

(1)、辺野古新基地建設問題について。

ア、多くの大臣が来県に際し、知事に対して普天間基地問題、辺野古移設問題、環境評価書の提出などの要請を受けておりますが、日米両政府の圧力や懐柔をはねのけて、県民の先頭に立って「辺野古基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去」を貫く知事の決意について伺います。

イ、環境評価書問題について。

県議会の代表団として防衛副大臣にお会いをしました。そのときに防衛副大臣から、5000ページを超える評価書を準備しているとの発言がありました。辺野古基地建設のための評価書は提出すべきではないと思います。

ウ、埋立申請への対応について。

銃剣とブルドーザーによる基地建設にも匹敵する辺野古基地建設のための埋め立ては絶対に認めないとの立場を知事は貫くべきです。見解をお伺いします。

エ、県民の闘いの広がりについて。

沖縄県民の普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設反対、辺野古新基地建設反対の粘り強い運動と世論の広がりは、太平洋の海を越えて米国政府、議会関係者や米軍基地に苦しめられている国々の人々にも大きな影響をもたらしております。知事の見解を問うものです。知事を先頭に県民が団結して、全国の人々と連帯して4・25県民大会の思いを貫くことが県民の願いを実現する確かな力であります。知事の見解を問うものです。

普天間基地問題について。

(1)、垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを普天間基地へ配備することを日本政府は認めています。オスプレイは開発段階も含めてこれまで6回墜落し、34人の兵員を死亡させているいわくつきの新型機。爆音も着陸時にCH46を上回るという調査結果が出ています。人口密集地にある世界一危険な基地に世界一危険な軍用機を配備することは、市民の命をないがしろにした計画であり絶対に認められません。知事の見解を問うものです。

(2)、このような人口密集地で爆音をまき散らし、墜落の恐怖を与える基地はアメリカ本国にはありません。米国では住民に被害を与える基地は閉鎖・撤去するのがルールです。この基準からすれば、普天間基地は当然無条件に撤去すべきではありませんか。知事の見解を問うものです。

高江ヘリパッド建設反対について。

(1)、豊かな自然の中で平穏に暮らしたいと求めていることに対し、アメリカの戦争訓練のためなら危険なオスプレイを配備して住民の暮らしも自然も問答無用で破壊しても構わないという日本の異常な対米追随、米軍優先政治の実態を示しています。自然と住民生活を破壊するオスプレイパッド建設は断念すべきであります。

日米地位協定の抜本的改定について。

(1)、米軍属の裁判権について、「公務中」を理由に

在日米軍の軍属の犯罪がだれからも裁かれないことに被害者の母親が怒りの訴えをする中で、日米両政府が一定の対応をせざるを得なかったもの。今回の合同委員会の合意は、犯罪を極めて限定し、米側の好意的な配慮によって対応が左右されるものとなっています。これでは根本的な解決にはなりません。米軍属が軍法会議にかけられないのだから、日本が第一次裁判権を持つのは当然であります。日本側が厳正な裁判権を行使することを明確にすべきです。地位協定の抜本的な改定が必要です。

与那国自衛隊配備問題について。

(1)、日米合意のもとで、日米両政府がアジアと世界の共通の戦略目標を確認し、米軍、自衛隊の一体化を一層進めることを目指しています。この方向で自衛隊を増強するための方針文書の新防衛大綱のもとで自衛隊配備と与那国空港や港を米軍の掃海艇の基地にすべきではありません。知事の見解を問うものです。

(2)、新しく民間の土地を購入して自衛隊基地を建設するやり方は全国に何力所ありますか。

教育行政について。

(1)、教科書採択問題について。

ア、八重山教科書問題に対する現状と対応について、当局の見解と対応を問うものです。

(2)、義務教育未修了者問題について。

ア、夜間中学珊瑚舎スコーレへの支援について。

イ、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業の全県的な取り組みについて。

ウ、義務教育未修了者に対する全県的な対応と夜間中学について、当局の見解と対応を問うものです。

(3)、文化財行政について。

ア、国指定重要文化財「新垣家」の修復事業について、進捗状況と事業予算の確保について当局の見解と対応を問うものです。

戦争遺跡保存について。

(1)、戦争遺跡の保存など戦争体験者の証言、記録収集・保存については大変重要なものです。当局の対応と見解を問うものです。

私学校舎改築補助について。

(1)、これまでも何度か提案してまいりましたが、私学の校舎改築整備のための補助助成制度の実現について当局の見解と対応を問うものです。

県立病院事業について。

(1)、県立病院経営再建計画の到達点と今後の課題について伺います。

(2)、島嶼県の沖縄において、宮古・八重山などの離島住民の命を守るための医師、看護師等の人材を確保

するために必要な離島勤務に対する手当、離島増嵩費については、公的な医療を確保する政策経費として繰り入れの対象とすべきであります。

(3)、経営改善に努力してきた現場の医療関係者の努力と奮闘を評価すべきです。決算特別委員会で病院長が、みんなで経営改善のために頑張ってきた。その結果が給料の引き下げということでは申しわけない。全体のやる気をなくしてしまうとの苦渋に満ちた発言をしていました。給与の削減はやるべきではありません。

(4)、人材の確保が重要です。医師、看護師、医療従事者を確保して7対1看護体制の確立、休床病棟をなくし県民の命を守る体制を強化することが必要ではないか。

(5)、経営形態については、独立法人化は断念すべきであります。県民の命を守るかけがえのない不採算性の多い公的な医療等を行う県立病院を守るためには、一般会計からの繰り入れが必要です。過去10年の繰り入れ基準の年平均65億円は必要であると思います。当局の見解と対応を問うものです。

林道事業について。

(1)、これまでの林道の対費用効果は連結林道としていたのか。森林環境保全整備事業実施要領に基づいて行われる森林環境保全整備事業で同要領に定める森林環境保全整備事業のうちの管理道ではないのか、

(2)、管理道であるとする費用対効果指数はどうなるのか。当局の見解と対応を問う。

県有地道路整備について。

(1)、那覇市寄宮の県有地の生活道路整備について、那覇市建設管理部長は議会で、「ご指摘の区域西側5本の生活道路につきましては、県有地となっており、県が管理を行っております。そのことから、土地の管理者である県が整備を行うこととなります」と議会答弁をしております。早期に県が整備すべきではないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田政明議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の基本姿勢についての中で、普天間基地の県外移設の実現についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成21年9月の政権交代以降、名護市長選挙や県議会の意見書議決、そして県民大会など、県内の状況は大きく変化しております。普天間飛行場の県外移設及び早期返還は、県民の強い願いであると認識いたして

おります。

県といたしましては、普天間飛行場の県外移設に向けた効果的な施策等につきまして検討を進め、引き続き日米両政府に対応を強く求めてまいりる所存でございます。

次に、普天間基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の無条件撤去についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の無条件撤去が実現することは厳しいと考えており、日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の基本姿勢についての御質問の中で、辺野古移設反対と普天間基地の閉鎖・撤去を貫く知事の決意についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は、同飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。

県としては、日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう、引き続き強く求めてまいります。

次に、環境影響評価書を提出すべきではないということについてお答えいたします。

政府は、「普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を、年内に提出できるよう準備を進めている」としてありますが、県としては、政府要請の際や関係閣僚が来県するその都度、辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は事実上不可能である旨、繰り返し申し上げてきたところであります。環境影響評価書が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、公有水面埋め立てを認めない立場を貫くことについてお答えいたします。

現時点で政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておりません。仮に提出さ

れた場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、オスプレイ配備についてお答えいたします。

県としては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

次に、オスプレイと高江ヘリパッドについてお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。

沖縄県が提出した北部訓練場への影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありましたが、米側に照会中のため回答できていない項目があり、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めているところであります。

次に、日米地位協定の抜本的改定についてお答えいたします。

先日公表された米軍属に対する裁判権の行使に関する日米間の新たな枠組みでは、米軍属の公務中の犯罪のうち、米側が裁判にかけない場合で被害者が死亡した事案などについては、日本側が裁判権を行使することへの同意を要請することができ、これに対して米側が好意的考慮を払うとする手続が整備されました。この新たな枠組みにより、ことし1月の交通死亡事故で加害者の米軍属が起訴されたことは、日米両政府が県民の声にこたえたものと理解しており、一定の前進があったものと考えております。新たな枠組みの実効性については、今後その内容を精査していきたいと考えております。

県としては、米側に裁量のある日米地位協定の運用の改善では不十分であると考えており、引き続き日米地位協定の見直しを求めていると考えております。

次に、与那国の自衛隊配備問題について、与那国への自衛隊配備と空港、港を米軍の掃海艇の基地にすることについてお答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざま

な緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう最大限の努力をするべきであると考えております。

なお、与那国空港や港を米軍の掃海艇の基地にするとの説明を受けたことはありません。

次に、新しく民間の土地を購入して自衛隊基地を建設するやり方についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、自衛隊施設の整備に伴い土地を取得する際は、土地の所有者から購入することを基本としており、新しく民間等の土地を購入して自衛隊施設を建設した過去5年間の事例としては、高知駐屯地、同演習場及び徳島駐屯地の3カ所があるものと承知しているとしております。

次に、我が党の代表質問に関連しまして、田中前沖縄防衛局長の発言に対する知事の姿勢と防衛大臣に対する対応についてお答えいたします。

11月30日に中江防衛事務次官、12月2日には一川防衛大臣が相次いで来県し、田中前防衛局長の処分の報告と謝罪がなされております。沖縄防衛局長という要職にあり、真摯に沖縄の基地問題の解決・改善に取り組むべき立場にありながら、県民を侮辱し傷つけ、女性を蔑視するような発言は極めて遺憾であると言わざるを得ません。

県としましては、政府において、今後このような事態を引き起こすことがないように努めるとともに、沖縄県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むことは当然であると考えております。また、一川防衛大臣の責任については、沖縄の基地問題の解決を図る立場から極めて重く考えており、沖縄県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むよう、改めて強く求めたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、八重山教科書問題の現状等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、11月28日に3市町教育委員会の教育長を招聘し、解決に向けた意見交換を行ったところであります。教科書の採択権限は3市町教育委員会にあることから、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただき、一日も早い解決をお願いしたいと考えております。

次に、珊瑚舎スコーレの支援についてお答えいたします。

平成23年度より、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業を開始しております。当事業における学習機会の提供業務を珊瑚舎スコーレに委託しております。その支援の内容は、非常勤講師の謝金、教材費、印刷製本費等となっております。

次に、全県的な取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、対象者の実態調査を全市町村教育委員会と協力して進めております。なお、現在、那覇市において対象者への学習機会の提供を行っております。

今後は、那覇市以外の地区においても、必要に応じ委託先の拡大を行う予定であります。

次に、義務教育未修了者への対応と夜間中学についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、義務教育未修了者の中学校卒業の認定について、文部科学省が主催する中学校卒業程度認定試験を実施し対応しているところであります。

なお、夜間中学校につきましては、対象者から各市町村教育委員会に対して設置要望等もないことから、現在のところ設置の予定はありません。

次に、「新垣家」の修復事業についてお答えいたします。

新垣家住宅は、那覇市壺屋に所在する伝統的な壺屋陶工の住宅形式を知る上で唯一残された貴重なもので、国の重要文化財として指定されております。「新垣家」の修復事業は、平成21年度から平成27年度までの7年計画でほぼ計画どおりに進捗しております。また、本年度になって新たに住宅周囲の擁壁工事の必要が生じたことから、次年度から国庫補助事業で実施できるよう文化庁と調整しております。

県教育委員会としましては、今後とも文化庁や那覇市とも緊密な連携をとりながら予算確保に努めてまいります。

次に、戦争遺跡保存についての御質問で、戦争遺跡の保存についてお答えいたします。

戦争遺跡は、沖縄戦の実相を現代に伝える貴重な遺産であることから、その保存を図ることは重要であると考えております。県内の戦争遺跡につきましては、平成10年度から平成17年度にかけて県内全域を対象として所在確認調査を行った結果、979件の戦争遺跡を確認しております。この成果を受けて、平成22年度から5カ年計画で現地での実測調査や保存状態等の詳細

調査を行い、保存に向けて取り組んでいるところであります。

県教育委員会といたしましては、県内市町村教育委員会と連携し、戦争遺跡の適切な保存が図られるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 戦争遺跡保存についての御質問の中で、戦争体験者の証言、記録の収集保存についてお答えいたします。

戦争体験者の証言記録の収集保存につきましては、沖縄戦の実相を正しく伝えていくため、県が直接収集を行ってきたほか、各市町村などからの資料の提供を受けて証言集などを作成してまいりました。また、戦後50年の節目である平成7年度からは、新たに戦争体験者みずからの証言映像の収録に取り組んでおり、平成22年度までに641件の収録を行い、628件を公開しております。

県としましては、戦争体験者の高齢化に伴い、収録が可能な期間は限られており、対象者が年々少なくなっていくことから、遺族連合会等を通して証言希望者の戦争体験収録をできるだけ早期に行っていきたいと考えております。収集した記録につきましては、平和祈念資料館で展示するほか、平和学習の教材として貸し出しなどの活用を行っておりますが、今後は、収集した戦争体験者の証言等をインターネット上で公開し、県内外及び国外からも閲覧できるようにするなど、証言等を活用した平和発信にも積極的に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 私立学校校舎への改築補助制度の実現についての質問にお答えいたします。

私立学校は、私人の財産を投じ、建学の精神に基づく特色ある教育を実践することを目的として設置されるものであることから、その施設及び設備に関する経費は設置者である学校法人が負担することが基本であります。しかしながら、私立学校施設の耐震化が進まず老朽化している現状から、児童生徒の安全な教育環境の確保が課題となっております。

このような観点から、県では、新たな沖縄振興のための制度として、私立学校施設の改築に対する補助制度の創設を国に要望しており、支援の実現に向け取り組んでいるところであります。

次に、県有地の生活道路整備についての質問にお答えいたします。

住民の生活のために必要な小規模の生活道路の整備につきましては、市町村及び自治会が中心となっていくべきであると考えております。県有地にある那覇市寄宮の生活道路の整備につきましては、那覇市において補助制度が設けられておりますので、自治会等がこの制度を活用して整備することが望ましいものと考えております。

このため、県としましては、当該土地を那覇市に無償提供して維持管理していただくことや、自治会が道路整備を行うのに必要な手続について協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院事業についての御質問の中で、経営再建計画の到達点と今後の課題についてお答えいたします。

平成22年度の決算において、収益面では診療報酬のプラス改定や南部医療センター・こども医療センターでの7対1看護体制の導入、入院患者数の増加等により収益が増加したこと、費用面では、材料費の縮減等に取り組んだ結果、経営再建計画の3つの目標は達成しております。

今後の課題としては、公的医療機関としての役割を果たすために必要な医療機器等の整備、人材の確保に努めつつ、約70億円の長期債務を解消し収支の均衡を図ることが必要と考えております。

次に、病院現場への評価と給与の削減についてお答えいたします。

病院事業局においては、平成22年度までに経営再建計画の目標である経常収支の黒字化等を達成するなど、経営改善の取り組みは成果を上げております。このことについては、一般会計繰入金の増額支援のみならず、職員の努力もあったと考えております。

一方、県立病院が安定的・継続的に医療を提供するためには、医師、看護師等の人材確保はもとより、施設や医療機器の整備・更新等を適切に行う必要があります。また、今後10年間で公立病院特例債等の約70億の長期債務を償還する必要があります。

病院事業局においては、これらを勘案して平成23年度から10年間の収支見通しを作成した結果、平成24年度以降、経常収支は再び赤字に転じ、現金資金も減少するなど非常に厳しい経営状況となる見込みとなりました。そのため、病院事業局としては、さらなる経営

体質の強化を図る必要があると判断し、給与体系の見直しを行うこととしました。

次に、人材の確保による体制の強化についてお答えいたします。

県立病院が地域の中核的医療機関として県民へ安定的かつ継続的に医療を提供する体制を整えるためには、人材確保は重要な課題であると考えております。7対1看護体制については、現在、南部医療センター・こども医療センターと中部病院で実施しておりますが、他の県立病院への導入については、看護師確保の見通しや経営への影響等を考慮しながら検討を行っているところであります。また、看護師不足等により休床している中部病院等での休床再開についても、看護師確保の見通しや経営への影響、地域の医療環境等を踏まえて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 離島医療に関する繰り出しについてお答えいたします。

総務省の繰出基準には、離島医療に要する経費、いわゆる離島増嵩費としての項目はありませんが、離島における医療提供体制を安定的に確保する観点及び地方公営企業法の趣旨等を踏まえ、今後、関係部局で検討していきたいと考えております。

続きまして、経営形態及び一般会計繰入金についてお答えいたします。

県立病院の役割である地域において必要とされる医療を持続的・安定的に提供していくためには、病院経営の自立性と健全化を高めることが重要であり、県立病院の経営形態については、このことを踏まえ検討を行う必要があります。

県においては、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組みを検証した上で最終的に判断することとしております。また、不採算医療等の政策医療を県立病院が実施する場合は、地方公営企業法及び総務省の繰出基準に基づき、一般会計から繰り出しを行っているところであります。

なお、平成24年度一般会計繰出金についても、同法の趣旨及び繰出基準を踏まえ、政策医療の内容・範囲等も考慮して設定していきたいと考えており、現在、関係部局で調整を行っているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 林道事業についての中で、連結林道、管理道とその費用対効果についてお答えします。10の(1)と10の(2)は関連いたしますので一括してお答えします。

本県の林道は、連結林道と森林管理道、森林施業道の3つがあります。連結林道は、市場距離の短縮等を図るため、林道と林道等との相互間を峰越し等により連結する林道であります。森林管理道と森林施業道を補完する森林施業道は、森林整備を行う目的で整備される林道であります。

現在、着工を休止している林道については、森林環境保全整備事業実施要領に基づき実施される森林管理道及び森林施業道であります。森林管理道及び森林施業道の費用対効果の算出に当たっては、「林野公共事業における事前評価マニュアル」に基づき、各路線ごとに費用対効果を算出し、その結果が1.0以上であることを確認しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 どうも御答弁ありがとうございます。

林道問題については、また次回、深めていきたいと思います。

最初に、県有地の道路整備なんですけれども、那覇市の私道補助というのは、認定道路とかその他が入ってなくて個人有地で道路に提供しているところなんです。そういう方々の道路を整備するということでしたんです。私も地域の要求でやったことがありますけれども、これはなかなか多くの要求がある中で限られているんですね。それはそういう面で私有財産を提供して道路にしているところの舗装をどうするかということで管理道路でもないということで、その中で出たのがこの私道路を舗装するものなんです。だからこれを県有地で、県のをこれに使いということになると、そういう道路を提供している、私有財産を提供している方々の予算がなくなるんですよ。だから私はそういう意味では市議会の部長の答弁も入れていますよ。これは非常に乱暴ですよ。だから少なくともわずかなものです。そういう面では自治会負担とか云々じゃなくて、やはり県有地として提供して、地代も取っているわけだから、そういう面ではその責任として、私はやはり住民や自治体に負担を負わせるのではなくて、特に銘苅は、あの戦争の中の土地を銃剣とブルドーザーで取り上げられた。多くの方々がかわりに代替地としてきたところですよ。そういう面でそのところはしっかりと県の責任において、市民の

道路予算を無駄にしないということで明確に御答弁をお願いしたいですね。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 私どもは那覇市の答弁書を入手しました。那覇市のほうからは県有財産だから、県有地だから県が整備すべきであるという答弁になっています。そしてさらに「県に要請をしていきたいと考えております。」という答弁になっているわけですが、いまだ要請はございません。

もう一つは、これは実を言うと平成15年度に那覇市の仲井真地区で同じような問題が起こっています。県有地についてこの補助制度を使って仲井真地区の自治会が道路を整備しています。そういった例もありますので、私どもとしては、やはりこれは自治会、那覇市等で整備すべきものだと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 それについては、現状においてそういう要求が出ているわけですから、私はその方向で再度皆さんには求めたいというふうに思います。

私学の校舎助成です。これは3つ含めて何度も言ってきましたけれども、一方では私学でありながら、県や国の予算が出ると。しかし、沖縄県の人材に貢献してきたこの私学にはないと。これは国の制度でなければ、沖縄の戦後処理の問題としてぜひこれは実現してほしいというのは、これは道理にかなったことだと思うんですね。知事、そこのところはぜひそういう方向で私は具体化することが必要だと思いますけれども、このところを改めて知事の御意見をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時13分休憩

午後5時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほども答弁しましたように、今、国にそういった制度についての要望をしています。ただ、要望がもし仮に実現しなくても、23年度予算、当初予算を審議しているときに県議会の附帯決議がついています。その附帯決議を重く受けとめて、もし国のほうでその制度ができなくても、一般財源を活用して何らかの措置をとりたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 ぜひそういう方向でお願いします。

それから教育委員会、義務教育未修了者の問題ですが、長年頑張ってきた珊瑚舎スコーレの役割が認められて、夜間中学がないというのは沖縄県だけ

しいんですけれども、私は、本来、義務教育未修了者に対する責任はやはりちゃんとやらないといけないんじゃないかと。ただ、今、那覇には珊瑚舎スコーレがありますよね。そういう意味で中北部を含めて、その場合にはそこにも委託をしていきたいという場合のそういう具体的な対応はどうなるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、今現在の段階では実態調査をしております、その結果に基づきながら平成20年以降の事業の規模を決定していこうという考え方でございます。今、実は、夜間学級、夜間中学校の件につきましては、実態の把握等、市町村への情報提供を行っていく中で実態調査を行っておりますけれども、全国的には夜間中学校は8都道府県で35校あるという調査がございます。そういう中で今、本県といたしましては実態把握に努めていると、そういうところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 ぜひこれは珊瑚舎スコーレと同じように、戦後の処理の問題として対象者になっている方々、例えば沖縄市とか名護市とか、そういう意味で少なくともそういうところの対応ができるようにはやるべきですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほども答弁しましたように、那覇市以外の地区につきましても、必要に応じまして委託先の拡大を考えております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 教科書問題ですが、私は沖縄県がとっている、教育委員会がとっている態度は正しいと思います。やはり3市町の13名の教育委員全員が集まった協議会で採択をしたと。これが9月8日、やっぱりそれが何よりも結論が出ているんじゃないかなと。しかし、それがどうしておかしくなったかということでは、この間、議事録も出ていて、玉津氏などの教科書を読む必要がなかったとかいういろんなものを含めてある中で、非常に乱暴なことがやられているということがありますし、それから、県教育委員会の対応として、文科省がこの9月8日の成立してないというのを石垣市と与那国の教育長が送った文書になっていると。そういう意味で皆さんは、沖縄県は、その協議会で発言した人が、いわゆるそういう文書を送るのは不当だということで明確に文科省には通知をしていますよね。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 八重山採択地区のいわゆる

石垣市の教育委員会の教育長と、そして与那国町の教育長が9・8の全員協議の状況について無効であるという文書を発出しております。行政上の文書としては、私どもは特段無効であるとか有効であるとかという見解は示しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 皆さんの10月31日の文科省への報告資料で、協議に参加し終始意見を述べ続けた教育長が、直後に協議の無効を文書で訴えたことは不当であると。これは皆さんの文書ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） はい、そうでございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 それで9月8日までは、前にも聞きましたけれども、文科省とも合議をしていたと。それで、私はこの9月13日に玉津石垣市教育長が自民党の教育部会に呼ばれて、そこで文科省の担当に呼ばれて圧力を受けたと。そこからやはりその政治的圧力によって本来のものがおかしくなっているなど。それにまた民主党政権が呼応しているという面では、まさに適切な手続をしてきた。そしてこの2人の教育長がみずからも意見を述べておきながら、こういうことをやったことは不当であるという県教育委員会のこの文書がある中でも無視して、いやいや9月8日はそうじゃないんだというところでそれを押し切って、竹富町なども有償にするとかこういう憲法違反のやり方をしていることは許せないと思います。これは必ず道理にかなった形で頑張っていかなければならないと思いますので、ぜひ県教育委員会は沖縄県民の大きな期待にこたえて最後まで頑張っていたきたいということを要望しておきます。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時19分休憩

午後5時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

前田政明君。

○前田 政明君 代表質問に関連してですけれども、田中局長の発言というのは本当に許すことのできない発言ですけれども、基地のない平和な島はあり得ない。それから審議官級の話では、来年夏までに普天間飛行場の辺野古移設で進展がなければ、普天間飛行場はそのまま残る。これは本当に防衛族の思っていることじゃないかなと。この人は1996年に沖縄に赴任しておりますが、そのころSACO合意、多分これはケビン・メアさんとかグリーンさんとか含めて防衛局で一

緒に仕事をしたのかなと、私は新聞を見て思ったんですけれども、その人たちからすれば、15年前の状況ではみんな同意していたのに、何でこうなっているのかと。これは本当に許せないというような形の怒りというか、そういうふうにもなっているのかなと。そういう面でも本当にこれは今の大臣が毎週毎週来て、とにかく御理解をということで辺野古に基地を押しつけようとするそのあり方の本音を語ったんじゃないかなということで、私は本当に看過できないものだと思いますけれども、ここのところもう一度御感想なりお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 前防衛局長の発言につきまして、今、議員が御質問のとおりさまざまなことに言及しているということを聞いておりますが、どこまで実際の発言があったのかわかりませんが、先ほど答弁しましたとおり、沖縄の防衛局長という要職にあり、真摯に沖縄の基地問題解決・改善に取り組むべき立場であると。その立場にありながら県民を侮辱し傷つけ、さらに女性を蔑視するような発言をしたということでありまして、極めて遺憾であると言わざるを得ないということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 環境影響評価についてですけれども、アセスの前提は住民合意があると、これは決算特別委員会でしたか、部長はその住民合意の前提がなっていないと、県民の多くが反対していると。できるならば個人としては、自分としてはそういう前提がないわけだから、評価書を提出してほしくないということを部長は言っておりましたけれども、改めてそのころの御意見ををお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 委員会での発言は、一般的に環境アセスを行う場合に、その事業は当然実施されるというのが前提であります。そういった中でいわゆる環境への影響をより科学的にどう保全していくかという措置を講じていてもらいたいということを審査するのが環境影響審査ですので、そういった意味で一般的な話としていわゆる事業実施についてコンセンサスが得られているということが求められると、そういう意味で辺野古の場合はそういうのがなかなかできていないという意味でそういう発言をしたもので

あります。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 私はそのとおりだと思います。

それで基地問題、知事、もう時間がないものですから、私はやはり4・25県民大会の決議から後戻りしないと。すなわち県民が力を合わせて2年前に知事も準備書などでは少し沖合に寄せていただければというふうに言っていましたけれども、知事も知事選挙の公約も含めて、県民とともに今、辺野古は不可能だと。そういう意味で実質的に県内は無理だということで頑張っておられますし、そういう面ではこれから来るさまざまな日米両政府の圧力などに屈することなく、県民とともにあの4・25の決議を最後まで断固として貫けば、私は必ず辺野古の基地は断念できますし、世界で最も危険な普天間基地を撤去することが現実のものになると思いますけれども、そのところ知事の決意をもう一度お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 4・25の県民大会もそうですけれども、基本的には普天間基地が非常に危険だと。そしてもう基地たり得ないと私は思っておりますし、その危険性を除去して早く返還してもらおうということが政策目標でありますから、その実現に向かってしっかりと頑張りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 病院事業ですけれども、検証委員会を見ていると非常に矛盾していて、人材はふやさなければいけない、しかし給料はカットすると。そうすることでこの前の決算特別委員会でも頑張ってきた病院の院長さんは、本当に心配だと。職員の皆さんが頑張ってきて給与削減とはもう本当に耐えられない。ぜひとも公務員としての誇りを持って引き続き頑張ってほしいと、内部崩壊はしないでほしいと言っておりましたが、これはこれまで大体少なくとも65億ぐらいが繰り入れられていますけれども、84億円やってきて急に50億円、24年度からは50億ですというような繰り入れが前提になって、この持続的な経営が困難になろうとしていると。そういう面で当然、少なくともこれまでどおりの繰り入れをやるべきなのに、何で50億という数字がひとり歩きしているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 検討委員会では、県立病院が今後安定的に持続的に、しかも発展的に地域で担っている医療行為ができるような状況になっているかということを今、検討してもらっているところがあります。その中で、基本的などの程度のという目安

みたいな条件設定をしないことにはそういうふうな議論ができませんので、そういうことで目安としてそれを置いて、その中で各種の問題点を専門家の立場から意見を聴取しているというところであります。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 全然説得力がないですけれども、要は経営形態について、基本方針では病院のあり方について経営改善が健全な経営が達成できるかと。現行の経営形態の存続を検討するというのが24年4月を目途にやることになっている。そのときに頑張ってきた、そして3つの目標を全部クリアしてきたと、それを65億そのままいけば、独法化の方向なんてないですよ。引き続き全適で公的医療ができる。そのときに84億円から急に50億円にして持続的な経営ができない、公的医療の困難な状況をつくっているというのは許されないんじゃないですか。そのところもう一度御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 繰入金を50億にするということを決めたわけではなくて、仮にそういういろんな条件を設定した場合に、10年ぐらいのスパンでどういうふうな県立病院の経営の状況になるのかということの数値の上で、あるいは病院の経営に直接かわっている方々を委員になってもらって検討してもらっているわけです。

繰入金に関しては、先ほど申しましたように、決めるルールがありますので、それにのっとってきちっと決められていくことになると思います。

○前田 政明君 もう時間ですから終わりますけれども、65億入れたら賃金のカットとかそんなことやなくても、しっかりみんなはやる気があるんですよ。ちゃんとそういうふうにしてください。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん こんにちは。

社大・結の比嘉京子です。

通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、さきの田中前防衛局長発言に対してであります。政府は言葉を尽くして謝罪をしておりますが、言葉の根底にある意識や考え方は全く変わっていないと私は考えます。これまでも多くの問題発言がありました。

知事は、このような発言の本質的なもの、根底にあるものは何だとお考えでしょうか。所感をお伺いしたいと思います。

2番目に、病院行政についてお伺いいたします。

第3回病院事業検証委員会は、下記の事項について9月議会決算特別委員会の論議を踏まえて検証されたのかお聞きします。

- (1)、平成24年度の繰入額について。
- (2)、収支及び給与比率について。
- (3)、退職金の推移について。
- (4)、定数のあり方について。

3番目に、教育行政について。

(1)、育鵬社の中学校用公民教科書の表紙に沖縄県が入っていないことに関して知事の見解を求めます。

(2)番目に、国庫補助事業の終了に伴い各留学制度が今年度で終了するようだが、次年度以降の計画はどうなっているのか伺います。

4番目に、人材育成事業について。

(1)、知事2期目の公約である「アジア諸国に「留学・研修1000人」計画を推進します」について具体的な説明を求めます。

(2)番目に、万国津梁産業人材育成事業について。

ア、海外留学・グローバルOJT派遣の具体的な内容について説明をお願いします。

イ、若者の国際交流事業について、具体的な内容について説明をお願いします。

5番目に、男女格差の是正について。

(1)、世界経済フォーラムによる2011年版「男女格差報告」によると、日本は135カ国中98位と先進国中で最低水準を推移しています。これは各国の男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数の順位であり、国会議員や管理職の女性比率、男女の賃金格差など社会の方針決定への女性参加度を示す指標のようであります。認識を伺います。

(2)番目に、男女格差と政治、経済、雇用、国際競争力との関係について県の認識を伺います。

(3)番目に、全国に先駆けて各分野に「クオータ（割り当て）制」を導入することを検討する考えがあるかどうか伺います。

6番目に、財産の処分について。

(1)、県立浦添看護学校の土地及び校舎等の積算根拠を示していただきたい。

(2)番目に、土地及び校舎等のそれぞれの金額は幾らですか。

7、我が会派の代表質問に関連して1点だけ質問をいたします。

八重山地区教科書採択問題について、12月1日付で石垣市と与那国町の教育長が情報提供として文科省に直接育鵬社版公民教科書の冊数を報告したということではありますが、手続としてこれはどういうふうと考え

ればいいのか、県教育委員会の見解を伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉京子議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、沖縄防衛局長の発言についての御質問ですが、11月30日に沖縄防衛事務次官、そして12月2日には一川防衛大臣が相次いで来県し、田中防衛局長の処分の報告と謝罪がなされております。

沖縄防衛局長という要職にあり、そして真摯に沖縄の基地問題の解決・改善に取り組むべき立場にありながら、県民を侮辱し傷つけ、そして女性を蔑視するような発言は極めて遺憾であると言わざるを得ません。

県といたしましては、政府において今後このような事態を引き起こすことのないよう取り組むべきであることと、そして沖縄県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むことは当然であると考えております。

次に、教育行政に係る御質問の中で、育鵬社の中学校用公民教科書の表紙に沖縄県が入っていないということについてどう思うかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

教科書問題につきましては、教育委員会で対応しておられます。そしてこの教科用図書の表紙に沖縄県が入っていないということについては大きな違和感を覚えるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 病院行政についての中、経営再建検証委員会における検証についてお答えいたします。

現在、「県立病院の経営再建検証委員会」においては、病院事業局が提出した収支推計をもとに、検証項目の一つである「持続的な経営の健全化の達成見込みがあるか」を中心とした検証が行われております。決算特別委員会後の11月10日に開催された第3回検証委員会においては、「退職金の推移」、「収支及び給与比率」について検証が行われております。「退職金の推移」及び「収支」については、決算特別委員会の審議等により、退職手当推計の修正を行い、改めて収支推計（試算）を提出し、説明が行われております。

「給与比率について」は、給与比率の適正化に向けた取り組みに関する説明が行われております。なお、収支推計において、「平成24年度の繰入額」については

50億円で試算し、「定数・人員体制について」は一般5病院で7対1看護体制で導入することとして、第2回委員会では説明が行われており、その後に変更等の説明は行われておりません。

続きまして、財産の処分についての、県立浦添看護学校の土地、校舎等の積算根拠についてお答えいたします。

県立浦添看護学校の土地及び校舎等の処分予定価格については、二者の不動産鑑定業者において、土地の地価動向の地域分析及び建物の状況分析等を踏まえて鑑定評価された額の平均値を積算根拠として算出しております。

続きまして、土地、校舎等の処分予定価格についてお答えします。

県立浦添看護学校の土地の処分予定価格は3億2380万円、校舎等については8022万円であります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、次年度以降の留学制度計画についてお答えいたします。

平成10年度に開始しました国費による「沖縄県高校生米国派遣事業」は、合計で362名の高校生を米国へ派遣し、今年度の派遣でもって終了することとなっております。次年度以降は県費による「高校生の国外留学生派遣事業」を推進するとともに、新たな留学制度である「国際性に富む人材育成留学制度」を国に対して要望しているところでございます。

次に、人材育成事業についての御質問で、アジア諸国への留学・研修についてお答えいたします。

県教育委員会におきましては、職業教育の充実を図るため、「専門高校生国外研修事業」でアジア諸国へ高校生を派遣をしております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問で、行政手続等についてお答えいたします。

石垣市と与那国町の教育長が発出した9月8日の協議が無効とする文書につきましては、行政機関から発出された文書と承知しております。

文部科学省初等中等教育局教科書課から12月2日付で12月末をめぐりに文部科学省に報告するよう求めた事務連絡につきましては、義務教育課のほうから3市町教育委員会あてに事務連絡で送付したところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 人材育成事業についての中で、海外留学・グローバルOJT派遣についてお答えいたします。

沖縄県においては、高度な専門性と国際性を有する産業人材を育成するため、約13億5000万円の基金を造成し、県内企業等の産業人材育成事業と若者の国際交流事業を今年度からおおむね7年間実施する計画であります。この中の産業人材育成事業では、海外展開に必要な研修とあわせて、国内外の先進的な企業や海外大学院等へ派遣・留学を実施してまいります。また、各ビジネス分野の専門家を招き、企業等の課題に対応した実践的な指導を行う研修も実施してまいります。このようなグローバルに対応できる人材育成を通して、県内企業の海外進出や販路拡大、また、海外企業とのネットワーク形成などにより経済の拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 人材育成事業についての中、若者の国際交流事業についてお答えいたします。

若者の国際交流については、「アジアユース人材育成プログラム」事業を実施しております。

本事業では、アジア各国と県外の高校生を沖縄県に招聘し、県内高校生と一緒に約3週間のプログラムを行い、国際的に活躍する人材を育成するとともに、沖縄を中心としたアジアの交流ネットワークの推進を目的として開催しております。本年は、8月6日から23日にかけてアジア13カ国から26名、県外から11名、県内から11名、計48名の高校生を対象に18日間実施しました。なお、プログラムはすべて英語で行い、環境をテーマとした講義とグループディスカッション、また体験型のワークショップなど多彩なメニューで構成されており、閉会式では参加青年による20年後の理想的な世界を形にした「2031年のビジョン」を発表し、大きな感動と達成感を得るとともに、文化や国境を越えたかけがえのない友情を築きました。

沖縄県としましては、来年も本事業を実施し、未来のアジアを担う若者を沖縄で育成することで、21世紀ビジョンで提唱する「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向けて今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 男女格差の是正についての御質問の中で、2011年版「男女格差報告」の結果についてお答えいたします。

各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数」につきましても、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータをもとに順位づけがなされたものであります。2011年版におきましては日本の総合順位は、135カ国中98位となっております。特に、我が国においては、政治分野及び経済分野における男女差が大きいという結果が出ていることから、これらの分野における女性の参画を今後全国的に引き上げていく必要があると認識しております。

県としましては、引き続き男女共同参画施策を進め、日本のジェンダー・ギャップ指数の改善へつなげていきたいと考えております。

次に、男女格差と政治、経済、雇用、国際競争力との関係についてお答えいたします。

我が国におきましては、政治、経済を初め多くの分野において政策・方針決定過程への女性の参画は十分でなく、重要な課題であると考えております。女性が各人の個性を生かし、能力を発揮できる社会環境を整備することが女性の政策・方針決定過程への参画を推進するとともに、これからの日本の経済社会の活性化にもつながるものと認識しております。現在、県が策定作業を進めております「第4次沖縄県男女共同参画計画」においては、家庭、職場、地域、社会全体と4つの分野における男女共同参画施策をそれぞれ示しております。この中で女性のさらなる政策・方針決定過程への参画促進や雇用分野等についても取り上げており、今後とも同計画に基づき男女格差の是正に取り組んでまいります。

次に、各分野への「クオータ制」導入を検討することについてお答えいたします。

国におきましては、平成22年12月に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画において、特に早急に対応すべき課題の一つとして、実効性のある積極的改善措置いわゆるポジティブ・アクションの推進を挙げております。県におきましては、積極的改善措置の一つとして、県審議会における女性登用率向上のため、登用目標値として35%を設定しております。また、県の男女共同参画審議会の委員構成につきましては、沖縄県男女共同参画推進条例第20条において、「審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。」と定め、クオータ制を採用し

ております。その結果、現委員15名中、男性6名、女性が9名となっております。その他の審議会におきましても、女性委員の登用率の目標を定め、引き続き積極的な登用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、比嘉京子さんの再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時49分休憩

午後6時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

比嘉京子さんの再質問を行います。

比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、再質問させていただきます。

知事に一言、教科書検定のことで意見を述べたいと思いますが、答弁はよろしいかと思います。

例えば沖縄県が入っていないということで、今黙っていていいのかという話で、例えば北海道が入っていなかったらどうなるのか、世界地図に日本がないときは黙っているのか。そういうことも含めると、これは子供たちが手にとって、表紙からこれは検定にかかっているわけなんです。ですから、どういうことであれ、やっぱり沖縄県の立場としてそういうことで意見を言うということは私は必要ではないかなというふうに考えています。

では次に進みます。

最初に病院問題について再質問を行います。

まずそもそも論なんですけれども、福祉保健部長にお聞きします。

県立病院の公的役割、県が取り組む今後の姿勢についてお伺いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 医療はかなり広範囲にわたります。ですので、いわゆる政策医療と呼ばれる分野に関して県全体のバランスを考えて、県立病院にいろいろな目標を立ててそういう機能を持ってもらうと、そして安定的に維持してもらうと、そういう役割があると思います。それがいわゆる政策医療と呼ばれるものです。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 県立病院の公的役割というのをもう少し具体的にお話しただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 通常、日本の医療の場合は国民皆保険制度ですので、一定の治療行為をすれば定額で収入が入ってきます。その収入によって運営されるというのが大原則ではあるんですけども、その収入を充てて賄えない医療というのが存在するのでもまた一方の事実でありまして、その辺の例えば救急だとか、小児の特別な医療だとか、離島だとかそういうことに関しては政策的に大所高所から判断して政策医療として計画的に維持していく、そういう役割があると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今後もその政策医療、もちろん僻地等も含めて、いわゆる民間で担えない医療を充実させていくということで理解をしたいと思います。

次の質問に移りますけれども、平成23年度の8月累計の経営状況が出ておりますけれども、純利益と経常利益は幾らでしょうか。また、目標値についてどれくらい上回っているのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時17分休憩

午後6時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

8月までのいわゆる純損益が20億2464万ですね。それから経常利益が23億166万です。

○比嘉 京子さん ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時20分休憩

午後6時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 純損益に関しては9億3404万です。それから経常利益に関しては、10億3127万でございます。目標値との差ですね。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 一応割合をお聞きしたかったんですけども、金額はわかりました。

次に、経常利益が23年8月までの累積では幾らですかということもお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 23億166万5998円です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これは8月時点ですね。そうす

ると、皆さんが第3回の検証委員会で示された23年度の経常収支は幾らというふうに出されたんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時22分休憩

午後6時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

23年度の経常収支は、27億4000万になります。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 23年度8月累計で23億であるわけですね、5カ月で。そうすると23年度が27億というのは低く見積もり過ぎていませんか。少なくとも30億台には行くんじゃないかというふうに考えられませんか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

この推計はあくまで平成22年度のいわゆる収益をベースにしておりますので、現時点でのこのような乖離は起こってくるんだろうというふうに思っております。

それから今後あと8月時点のころですので、約7カ月分どうなるかということを含めた見通しではまだ十分把握できないというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、人件費比率について伺います。

病院再建検証委員会の記録を読ませていただきますと、前もって委員の皆さんが——多分3名だったと思うんですけども——その人件費比率について前もっての質疑等があったと思います。そのことで関心度が高いなということはわかるんですが、人件費比率の高さがよく問題になっているわけなんです、その人件費比率を左右する因子といいますか、それはどういうものがあるのでしょうか。特に主なものからお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

沖縄県の場合は、離島の病院を持っているわけですから、その離島の病院の職員のいわゆる特例、準特例手当、それから救急医療を24時間365日やっているということで、やはり時間外手当がかなりそういった給与費の増につながっているんじゃないのかなというふうには考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これらのお話は県民の命を守るためには必要不可欠な経費ですよ。そのことでもし比率が上がっているならば県民的には納得できる話ではないかなと思うんですね。そのことを何と比較しているのも高い高いと言われているのかということについてはいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） よく言われているのは、いわゆる自治体病院の黒字病院ですね。そういうところとの比較でよく言われているのじゃないかと。そういうところとは病院の置かれた事情というのも大分違うわけですから、その辺を考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん まさに今局長おっしゃったとおり、私は比較している対象の資料を出してもらったんですよ。そうすると条件があんなにも違うところと比較して何の意味があるんだろうかというふうに思っているんです。少なくとも我々が10対1のときを7対1の病院と比較している。先ほどおっしゃったように離島を抱えていない病院とも比較している。そうすると離島手当等がかさむのは当然のこと。それから専門病院と総合病院ともごっちゃにして比較をしている。それから病床数が今休床しているのも込みで、もとの定数に比較している。これはたくさん挙げられるんですよ。そういうことをもう少しならして比較した上で、高いなら高い、低いなら低いと言われるのは、私は妥当だと思うんですよ。そういうことをなさらないで今比較をして、その数字が検証委員会でひとり歩きしているわけなんですよ。そのことについては、私はどうもおかしいということを決算特別委員会でも申し上げてきたんですけども、今回も生かされている様子はありません。

それで今言ったさまざまな要因を減じて、ならして、まず比較する数値を出すということをまず私は希望したいんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時28分休憩

午後6時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 現在は、全国平均は病院の機能等にかかわらずすべての病院の平均としてそれとの比較をしております、公営年鑑からとったものですね。そして今後は、提供している医療機能にどういう違いがあるのかとか、あるいは類似する都道府

県とどう比較するべきかとか、さらにベンチマークとするものを何かもっとほかに求めるべきなのかという検討はされるべき。ただ、これはぜひ話しておきたいんですけども、専門家にそういう数値的なことを検討してもらいます。その検討を受けて行政はその検討をどうすればいいのかというのはまた次の段階の行政判断が働いてくるわけですので、その辺もまた御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 検証委員会という専門の場に出されている数字そのものに問題があるんであって、専門家の判断がその数字に誤りがあれば誤った判断につながるわけですよ。だから、少なくとも離島増嵩費や医師手当、それから前に調整数の廃止やりましたね。6.2億円。そういうのは基本的に引いた上で比較をしていかないと、比較対象として成立するんでしょうかという議論をしているつもりですが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時31分休憩

午後6時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 県立病院の状況は具体的に把握している県立病院事業局において数値等の修正が必要であれば修正されて、それで検討されることになると思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ比較対照になる意味のあるところと比較ができるようお願いをしたいと思えます。

それからもう一点は、先ほども出ていました繰入額なんですけども、私、一点お願いがあります。先ほどからずっと皆さんから資料請求をしていただいているところでぎりぎり2時台も3時台も来ているわけなんですけども、病院事業局からこの繰出金の積算根拠の資料を21年度から23年度を出していただきました。しかしながら、24年度はありません。これはぜひ委員会の前までに出していただくようお願いしたいんですけどもいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

この点については、今関係部局といろいろ折衝中でございますので、また後ほどその件に関して決まりましたらお答えいたしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。
○比嘉 京子さん 休憩をお願いします。
○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時33分休憩

午後6時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。
比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 我々になぜそういう数字が出てくるのかということを検証させられないということになっちゃうわけなんですよ、今の話は。ですから、そういうことではやっぱり議会の権能という意味から言っても私は成り立たないと思いますので、ぜひ提出の方向でよろしく願いいたします。

次に、八重山教科書問題についてお聞きしたいと思います。

まず地区協議会の役割と法的根拠についてお聞きしたいと思います。これから私がお聞きしようとすることは、市町村と県と国の役割、権限、そしてその法的根拠についてお聞きしたいと思います。

1点目に、地区協議会の役割と法的根拠をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） まず八重山採択地区協議会の規約がございまして、その3条に役割がございしますので、その3条を読ませてもらいます。「協議会は、採択地区教育委員会の諮問に応じ、採択地区内の小中学校が使用する教科用図書について調査研究し、教科種目ごとに一点にまとめ、採択地区教育委員会に対して答申する。」と、こういったことからして、やはり市町村教育委員会から諮問を受けて、調査研究して選定した教科書について市町村教育委員会に答申するというのが役割かと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん じゃ、地区協議会の8月23日のその答申というものについては法的な拘束力はあるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今申し上げましたようにあくまでも答申ですので、法的拘束力はございません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、答申は採択ではないということでありましたけれども、では採択の権限はどこにあるんでしょうか。その法的な根拠をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実はこの採択の権限ですけ

れども、これも地教行法の23条の6号によりますとこう書かれております。つまり教科書の採択権限は市町村教育委員会にあるとそういったことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 例えば今回のように、答申が出ていてその答申に例えば従わない異なる教科書を選んだという竹富町のような場合、このような場合は合法と見るんでしょうか、どう見たらいいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今回のような答申と異なるいわゆる教科書を採択した竹富町教育委員会のケースにつきましては、先ほど申し上げましたように採択権限は各教育委員会にありますので、合法でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時37分休憩

午後6時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 法的根拠は、地教行法——正式名称は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条の第6号でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 答申は決定ではない。しかし、各市町村の教育委員会にその採択の権限があると。だから答申どおりにしなくても一応その権限は認められているという理解でいいわけですよね。そこまではわかりました。そうすると答申は決定ではないということですが、その答申の決定ではない答申に今回文科省は採択したものとみなした決定を有効か否かというような判断を下しているその根拠はどこにあるんでしょうか。そこからとてもわかりにくい今回の問題になっているのではないかなと思っているんです。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 文部科学省は答申に基づいた採択を求めていますけれども、その中で法的根拠はございません。

○比嘉 京子さん もう一度最後のほうお願いします。

○教育長（大城 浩君） 法的根拠は示されておられません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、そもそも沖縄県や文科省のこの教科書採択におけるなし得る権限というのはどう

いうものがあるのでしょうか。その法的根拠もお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） これも先ほど申し上げました地教行法の第48条にございますように、都道府県、市町村に対して文部科学省は指導助言または援助を与えることができるということがありますけれども、その中で必要な指導助言、また援助を行っているのが現状でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん いわゆる指導助言と援助を与えるというのは、沖縄県のなし得る権限と文科省がなし得る権限というのは、法的根拠は別だけれども同じ権限であるというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今の御質問は、この指導助言等については法的拘束力があるかないかの御質問だと思います。一般的には、法的拘束力はないとされていると理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この9月8日に3市町教育委員全員による協議がありましたよね。それまでの文科省は県教育委員会に対してどのような指導をされてきたんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は文部科学省は、協議して同一にしなければならないということと、協議に当たっては各教育委員会の合意を得るとそういった見解を示しておりました。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 整理をしますと、文科省も沖縄県教委も指導助言、支援はできるけれども、それについてお墨つきを与えたり、何か特定の判断を下すということは、一応なし得る権限の範疇にはないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） そのとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 9月8日まで県教委には3者を統一のものにするようにということとずっと指導を繰り返してきたというペーパーをいただいたことがあるんですが、これは今の権限としてはなし得る権限に合致するわけですね。そうしますとその後なんですね。私今回の大きく混乱を起こしている大もとはやはり文科省だろうと思っているんです、私の考えでは。というのは、まず関係法令そのの不備、それをまず放

置してきている責任ですね。その次に、やっぱり有効か無効かのお墨つきを与えたというこの点、それからもう一点は、その日を根拠に有償か無償かまで言及をしている点、私はこの点に対しては、文科省のやはり問題点は大きいというふうに考えるわけなんです。そうしますと、今もう皆さんのほうからたくさん出ているのはやっぱり憲法問題ですね。例えば義務教育を無償とするという26条の2項であつたり、それから法のもとの平等であるという原則であつたり、ひいては識者等は99条にまで至るような抵触するのではないかとというようなところまで言っているわけですね。そうすると、私は今回は本当に文科省が沖縄県に指導してきたことを、ある日きびすを返したように転回をしたというそういうところから私はこの混乱が大きく広がっていると。そこを戻すために今後もう一度協議を促していく。あと3市町に対する今後のとるべき責任というのはどういうものがありますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり先ほどから申し上げましたように、採択の権限は3市町教育委員会にございます。したがって、協議の有効かあるいは無効かの判断につきましては、3市町教育委員会の立場であるわけですね。したがって、採択権を有するこの3市町教育委員会に対しまして我々県教育委員会が特定の教科書をどうのこうの全く言えない状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 3市町の教育委員がそれをまとめていくという責任があるわけですね。そこを言っていないといけないということが今の県の立場ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） これは義務教育諸学校の無償措置に基づきまして、採択地区内においては、種目ごとに同一の教科書を報告しなさいとそういうことがございますので、2つの法律に基づいて我々は肅々と同一の教科書を出すような指導をしている状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、次に財産処分について再質問を行います。

土地が議案案件となっていない根拠は何でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時45分休憩

午後6時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 広さの関係です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これが議題ではないので本筋ではありませんけれども、やっぱり8000万円のものとは3億円余りのもので、8000万は議案なんだけど3億は議案じゃないと。そして同じ一方で議案に例えば交通事故等の和解等で10万円以下も議案になってくると、これはなかなか県民にわかりづらい。これはやっぱり法規を改正する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時46分休憩

午後6時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 処分とかそういった場合については、それぞれ地方自治法でこれは施行令も含めて決められているものですから、それについてはもし法律改正という形をとらない限りはなかなか難しい点でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、本論の再質問をいたします。

まず建物についての耐用年数というのは何年と考えたらいいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 耐用年数というのは我々評価しているのは、現時点の建物の評価を鑑定士にお願いして、これはあと何年使えるかということ、それぞれ修理にどれぐらいかけるかとかいろんなまた別の要素がありますので、現時点でのこの建物の評価を県側の立場から専門家が評価するし、あるいは移譲先のほうの立場から評価して、それが一定の額よりも広がっていかなくてかなり接近していたものですから平均をとったとそういう説明です。

○比嘉 京子さん ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時48分休憩

午後6時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 国庫償還の関係からいいますと、47年が耐用年数ということのようです。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、次に資料の提出をぜひ委員会までをお願いしたいと思うんですが、再調達減価の積算根拠、それから残価率の積算根拠、2者の業者が5%と10%出しているんですね。その計算の過程がわかる資料をいただきたい。お願いしたいんですがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 出せる資料を出します。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、土地についてお聞きしたい。

土建部長にお聞きしたいんですが、基本的な用地交渉のときの買収価格というのはどのような手順でどう決めていくんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 鑑定評価をしてその評価に基づいて用地単価は決定しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 鑑定評価というのをもう少し詳しくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 近傍の取引価格とそういったのを含めて参考にして単価を決定しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では福祉保健部長にお聞きするんですが、今回の土地の売却の坪単価は幾らですか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時50分休憩

午後6時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 坪単価で行うのではなくて、平米当たりですね……

○比嘉 京子さん 平米じゃなくて坪でお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時51分休憩

午後6時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 失礼しました。9万7084円です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 坪単価ですか。私はこの数字ちょっとクエスチョンなんですけれども、浦添とかで地域との土地を勘案してというときにこんなような金額というのは実際には道路に面しているところには本当にあるんだろうかと。私はこれを見る限り、かなりの大たたき売りをしようとしているのではないかとそういうふうに思っているところです。引き続き委員会でやりたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 皆さん、こんばんは。

最後の質問者になりまして、議場からはもうそろそろ終わらないかなというような目線で見られておりますけれども、期待にこたえて一生懸命頑張っております。

それでは、質問通告に従いまして質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、普天間飛行場移設について、国は環境影響評価書を提出する準備を進めておりますが、提出後の県民世論はどのように変化していくとお考えなのか伺いたします。

(2)番目、これまでも何度か取り上げてまいりましたが、二重行政の撤廃という観点から、沖縄総合事務局の県への移譲をさらに求めていくべきではないかとお尋ねしたいと思っております。

続いて、基地問題について。

先月、沖縄振興に関する特別委員会の委員で普天間飛行場の視察をしてまいりました。司令官からいろいろお話を聞きましたし、飛行場内をバスでぐるりと回ってまいりましたが、この普天間飛行場の跡地の利用も今進めている段階でどうも気になった点が、この普天間飛行場内の鍾乳洞の存在であります。

そこでお尋ねいたしますが、その規模と状態についてどう把握されているのでしょうか。

そして、さらなる調査の必要性はあるのかどうかお尋ねいたします。

(2)番目、住宅防音工事対象区域の拡大及び告示の引き上げについてお尋ねいたします。

この問題は、軍転協としても取り上げておりますが、県の取り組みと国からの回答についてお尋ねいたします。

続いて、地域住民を代表とする団体からの要望への取り組みについてお尋ねいたします。

3番目、沖縄振興一括交付金についてであります。

この配分、子育て支援事業についてはどうなのか。

続いて、移動コスト低減事業への配分についてお尋ねいたします。

(3)番目、市町村との配分及びそれらの決定方法についてもお尋ねをいたします。

4番目、一般家庭での太陽光発電の普及についてであります。

設置戸数と全国と比較してみてもどうなのかということをお尋ねします。

続いて、全戸に設置されると、その発電量は現行の火力発電所の出力規模からすると何割相当になるのかお尋ねいたします。

続いて、加速させるための県独自の取り組みについてお尋ねをいたします。

普及を進めていく上での電気事業者との課題についてもお尋ねをいたします。

5、浦添看護学校民間譲渡の進捗についてお尋ねいたします。

運営を予定している法人の準備状況はどうでしょうか。

昨年12月議会で提起された附帯意見への取り組み状況についてお尋ねをいたします。

今年度の修学資金は昨年度と比べて増額をされましたが、その増額された修学資金への反応と次年度に向けた十分な額の確保についてどのような取り組みをされているのかお尋ねをいたします。

6、図書館行政についてであります。

先月、図書館がリニューアルをされました。私が見た感想で言うと、ようやく他府県並みの図書館がこの沖縄県立図書館にも整備されたなというふうに思っております。多額な予算を費やして利用者のためになる施設として新たに生まれ変わった図書館でありますけれども、このリニューアル後の来館者の推移と反応についてお尋ねをいたします。

続きまして、図書館人採用と配置についての進捗についてもお尋ねをいたします。

最後に、「わらべうた」の採譜、継承、またはそれらを使った保育事業への取り組み状況についてお尋ねをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里直司議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、沖縄総合事務

局の県への移譲についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国の出先機関の原則廃止に向けた改革は、昨年末に閣議決定された「アクション・プラン」に基づき、沖縄総合事務局も対象機関となって進められております。

沖縄県は、政府の「アクション・プラン」推進委員会において、去る7月、沖縄総合事務局の事務・権限の沖縄県への移譲を正式に表明をし、さらに10月の委員会で、関西広域連合及び九州地方知事会の各知事と歩調を合わせて閣議決定に沿った改革の着実な推進を求めたところであります。

県といたしましては、二重行政の是正はもとより、地域・住民ニーズへの柔軟な対応等の観点から、引き続き沖縄総合事務局の事務・権限の移譲を閣議決定に沿って進めていくべきと考えております。

次に、沖縄振興一括交付金（仮称）の配分についてという御趣旨の御質問の中で、子育て支援事業についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の子供たちが健やかに育ち、豊かな可能性が発揮できる環境づくりを推進することは県政の重要な課題の一つでございます。特に、待機児童解消のための保育所入所待機児童対策特別事業基金の継続・拡充や、民立民営が多い放課後児童クラブの環境改善のための新たな支援措置などが必要であると考えております。

このため、県といたしましては、沖縄県の抱える子育て環境の改善に向けた認可化促進や放課後児童クラブへの支援が図られるよう、より自由度の高い沖縄振興一括交付金（仮称）の活用を含めて検討し、結果を出してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、環境影響評価書提出後の県民世論の変化についてお答えいたします。

普天間飛行場の辺野古移設案は、地元名護市長が反対し、名護市議会議員も反対派が多数を占めており、さらに県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対している状況であります。

環境影響評価書が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還

を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

県民世論の変化については、現時点で行政として申し上げる立場にはないと考えております。

次に、住宅防音工事対象区域拡大等の県の取り組みと国の回答、住民要望への対応についてお答えいたします。2の(2)のアと2の(2)のイは関連しますので一括してお答えします。

県は、地元自治体からの要望等も踏まえ、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅の対象化など、騒音対策の強化・拡充を図ることについて機会あるごとに政府に対し要請を行っているところです。政府からは、本年5月23日付で軍転協に対し、対象区域拡大については、現在実施中の調査結果を踏まえれば拡大する状況にはないが、引き続き状況把握に努め適切に対応する、告示後の住宅防音工事の助成措置の拡大については、全国の状況を踏まえつつ検討したいとの回答がありました。

県としては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、日米両政府に対し粘り強く騒音対策の強化・拡充を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 基地問題についての御質問で、普天間基地内の鍾乳洞の規模と状態についてお答えいたします。

これまで洞穴調査は沖縄県教育委員会において概要調査を実施し、宜野湾市教育委員会においても調査が行われております。これらの調査から、普天間基地内には48カ所の洞穴が確認されており、規模としては、長いものでは400メートル以上あるものから、短いものでは4メートルという状況でした。その状態としては、つらら状の鍾乳石やシカの化石のほか、場所によってはクモやヤスデ類なども確認されております。

次に、調査の必要性についてお答えいたします。

普天間基地内の洞穴調査につきましては、今後、関係機関との連携を踏まえた詳細な調査が必要と聞いています。

次に、図書館行政についての御質問で、県立図書館のリニューアルについてお答えいたします。

県立図書館では、地域活性化交付金を活用して、住民のニーズに応じた子育て支援やシニアサポートの図書の実装及びコーナーの設置、ＩＣタグを用いた蔵書管理システムの導入、トイレの改修等館内をリニューアルし、11月11日に開館しております。

リニューアル後 2 週間の来館者数は 1 日平均 1073 人で、昨年度と比較して約 9 % 増となっております。なお、1 日平均の貸し出し冊数は 901 冊で、昨年度の 1 日平均冊数 588 冊から大幅にふえております。

来館者からは、「利用しやすくなった」、「きれいで開放的になった」などとの声があります。また、広く周知を図るため、リニューアルの P R を兼ねた「図書館まつり」を 12 月 4 日に開催したところです。

県教育委員会としましては、今回整備された各コーナーを活用した課題解決支援に係る行事、レファレンスの充実、市町村立図書館と連携した遠隔地サービス、蔵書の充実等に力を入れていきたいと考えております。

次に、図書館職員の配置等についてお答えいたします。

図書館は、地域における読書活動や学習・情報の拠点としての役割を担っており、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する職員の果たす役割は重要と考えております。本年度の県職員採用中級試験においては、司書資格を条件とする職員の採用試験を実施したところであり、今後とも有資格者を計画的に配置し、図書館行政の充実に努めてまいります。

次に、「わらべうた」の採譜等への取り組み状況についての御質問で、「わらべうた」の採譜、継承についてお答えいたします。

「わらべうた」の採譜は、各地域の市町村史の編さんや関係団体等により採譜記録などの取り組みが既に幅広くなされているところでございます。幼稚園においては、行事や日常の遊びの中で活用されたり、生活発表会やお年寄りとの交流等で教材としても活用されております。

県教育委員会としましては、今後とも採譜や継承活動を助成し、支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄振興一括交付金（仮称）の配分についての御質問の中で、移動コスト低減事業についてお答えいたします。

離島の定住条件を改善し、その振興を図るためには、交通コストの軽減が重要な課題であると認識しております。内閣府においては、平成 24 年度概算要求において「沖縄離島移動コスト低減事業」を要求しているところですが、県としましては、対象路線の選定や運賃設定等において離島住民の意向が反映できるよう、より自由度の高い沖縄振興一括交付金（仮称）と

しての事業化を求めていると考えております。

次に、同じく沖縄振興一括交付金に関連をいたしまして、県分と市町村分の配分方法についてお答えいたします。

沖縄県としましては、市町村分を含めた沖縄振興一括交付金の総額が沖縄県へまとめて交付されるよう国へ求めているところであります。県と市町村間の交付金の配分のうち、ハード事業については、これまで県と市町村との間で実施事業を調整してきた経緯を踏まえ、県及び市町村が作成する事業実施計画に基づき配分額を決めることを検討しております。一方、ソフト事業については、住民ニーズはあるものの、これまでの高率補助制度では対象外とされてきた事業を市町村においても展開できる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 一般家庭での太陽光発電普及についての中で、太陽光発電の設置戸数と全国との比較についてお答えいたします。

県内の住宅への太陽光発電導入状況は、平成 23 年 10 月末時点で 9540 件となっております。

全国との比較については、平成 22 年 12 月時点で設置件数が 47 都道府県中 35 位、設備容量が全体合計が同 35 位、平均設備容量が同 3 位となっております。

続きまして、県内全戸に太陽光発電を設置した場合の発電量についてお答えいたします。

県内の持ち家住宅約 25 万戸すべてに 4 キロワットの太陽光発電を設置すると仮定した場合、年間約 10 億 7000 万キロワットアワーの発電が可能と推計されます。

なお、火力発電の出力や稼働率は発電機ごとに異なることから一概に何基分に相当するとは言えませんが、平成 22 年度の沖縄県内の需要電力量約 75 億キロワットアワーの約 14 % に相当いたします。

続きまして、太陽光発電の普及を加速させる県独自の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、県独自の取り組みとして、平成 21 年度より太陽光発電を設置する住宅を対象に定額 2 万円の補助を行っております。平成 22 年度までの 2 年間で 843 件、総額 1686 万円の補助を行っており、今年度は 800 万円を予算計上し、現在予定者を公募中であります。

県といたしましては、今後とも市町村と連携し、太陽光発電の普及促進に努めてまいります。

続きまして、太陽光発電の普及に関する課題についてお答えいたします。

太陽光や風力発電は天候等による出力変動が激しいことから、大量に電力系統に接続された場合には電力の安定供給に悪影響を及ぼすことが懸念されております。具体的には、配電系統における適正電圧範囲からの逸脱、急激な出力変動による周波数の変動等が考えられます。

現在、沖縄県内においても「離島独立型系統新エネルギー導入実証事業」や「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」等を通して、こうした課題への対策を検証しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 浦添看護学校民間譲渡に関する運営法人の準備状況についてお答えいたします。

県立浦添看護学校民間移譲に当たっては、保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所並びに学校教育法に基づく私立専修学校として新たに設置申請を行う必要があります。これらの申請手続について、9月に専修学校の設置に係る県の第1回審議会、11月に看護師養成所の指定に係る国の実地調査を終了しており、手続は順調に進んでおります。また、専任教員については、現在、在学生の引き継ぎを円滑に行うため、4名の教員が浦添看護学校において実務研修として学生指導に当たっております。

新たな学校設置には、学校教育法等に基づき設置者による校舎等の所有が要件となっていることから、本議会に「校舎等の財産処分」を提案しているところであります。学生の教育環境を支障なく引き継ぎ、看護師養成が継続できるよう議員各位の御理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、付随意見の進捗について。

付随意見については5項目ありました。1点目の修学資金の拡充については、今年度の予算が1億4168万円となっており、昨年度よりも約6500万円拡充したところであります。2点目の修学資金の免除規定に急性期病院を盛り込むことについては、本年2月議会において条例を改正したところであります。3点目の院内保育所整備等勤務環境改善を図ることについては、平成24年度から院内保育所の整備に加えナースプール事業を実施するなど勤務環境のさらなる改善を図ってまいります。4点目の通信制の導入等については、既存の養成校との意見交換を踏まえ、引き続き検討してま

いります。当面は、通信制の学生の授業料や生活費の支援について、修学資金により負担軽減を図っていきたいと考えております。5点目の民間移譲後の看護師不足対策を図ることについては、養成所運営補助等による看護師養成や新人看護職員研修事業、再就職支援事業等による離職防止対策の充実を図っているところであり、引き続き看護師養成・確保対策について県の役割を強化していきます。

続きまして、看護師等修学資金の状況についてお答えいたします。

看護師等修学資金貸与事業においては、申込者が昨年度より171名増加し315名となり、そのうち241名に貸与したところであります。本年2月の条例改正で免除規定の緩和を行ったことにより申込者がふえたことから、9月補正で予算を拡充し、現在100名の追加募集を行っているところであります。次年度においても、今年度の予算額約1億4000万円と同額の予算を確保することとして調整しているところであります。

続きまして、「わらべうた」の保育所への取り組み状況についてお答えします。

保育所保育指針においては、子供が豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにするため、子供の発達過程に合わせた季節感ある歌や子供に安らぎを与える「わらべうた」を提供していくことが望ましいとされており、「わらべうた」については、ほとんどの保育所において日々の保育や敬老会への慰問、お遊戯会などの行事で取り入れていると聞いております。

「わらべうた」は、人々の生活に根差した各地域の言葉で歌い継がれており、子供たちに伝承していくことは意義深いものであると考えており、その活用の促進に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは、早速再質問させていただきます。

知事にお尋ねします。環境影響評価書の提出というのは、今議会でも各議員から、各会派から出ている質問なんですね。それで、私は、この観点は県民世論というか、県民民意というものをどうお感じになられていて、それを総合して知事は政治判断を下していくというのも一つの判断の持ちようだと思っているんですね。それが今、公室長からは、現時点で行政では考えられないとおっしゃっていますので、改めて知事にお尋ねしますけれども、県民の大多数が望んでいない基地の移設を進めるということになれば、県民世論は今後どういう形で政府に対して向けられるのか。知事の

感想でもいいですので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時23分休憩

午後7時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御質問の、アセスの提出があれば県民世論がどういうふうに変化していくだろうかという御質問だとすると、これはなかなか予測が難しいとしかお答えする方法がないんですが、ただ、1年前あたりの民主党さんが政権をとってきたこの流れの中で、辺野古への移設に対する反対意見というのがかなり強いということを勘案しますと、それが弱くなっていったということは余り考えられないと思います。ですから、当時の自民党、公明党さんの時代に出してきた辺野古のアセスの最終段階のものを民主党さんがそのまま受け継いで、日米合意もあり何回か確認もされているので、それを持ってくるということは、やっぱりそれはある種の反発が加わるだろうという予測はできますが、ただ、これは私個人のもので、県知事としての予測というのはなかなか言えないと思います。

一方で、政府が辺野古へのアセスについて持ってくるだろうということも、これまた前から予測されていた部分でもありますから、県民がどういう判断、民意としてどういうふうに変化するかというのは、当然のこととして日米合意をやってくるに違いないというような部分との兼ね合いからいきますと、どんなふう動くかまさしくそれぞれの予想があって、私のほうでは知事として行政を預かる身としてこうだということとはなかなか言いにくいというのが結論でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 知事が議会で答弁されているのは、評価書提出を断念せよとは言わないという話をされています。事務的に進むだろうというこの手続でありますけれども、確実に県民は怒りというか、政府に対しての信頼というのは失っていくと思うんですね。その信頼を失ってしまうと、沖縄と日本との関係、沖縄と政府の関係、沖縄と本土の関係というのは非常に難しくなりやすいし、ひいては沖縄は基地を74%も抱えて押しつけられている中で、基地の運用そのものが厳しくなりますよということは、閣僚の皆さんとお会いするときにはぜひ知事のお考え、行政の長としてではなくて、知事の政治家としての感想としてでも伝えるべきではないかなと。その部分が実はそれほど実感とし

て持っていないというのは、私は今までいろんな閣僚の皆さんや党の幹部の皆さんにお会いしました。その都度、その都度伝えてはいますけれども、なかなか伝え切れていない部分もありますので、ぜひそういうことをお伝えになられたほうがいいと思うんですけれども、知事、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 非常にポイントをつかれているので、逆にお答えがしにくい面がないわけでもありませんが、しかし、東京からお見えになる閣僚が何人もかわられて、初めに鳩山さんとその閣僚、それからもう一方の総理大臣とその担当大臣、そしてまた今度は野田さんとどんどんかわって総理はかわる——防衛大臣はお二人目ですけれども——いろんな方がかわって来るもので、その都度ゼロから申し上げるわけで、そのときにはこれは厳しいですよというのは何度も重々申し上げているわけで、日米両政府が幾ら政府の間でお決めになっても、沖縄県も当事者の一人ですよと、これ抜きであなた方が何かやれると思ったり、やろうとするというのは非常に無理がありますよというのは何度も申し上げているつもりです。むしろ我々のほうが日米関係に余りひびが入らないように気を配っているのに何ででしょうかというぐらいのことを、失礼ながら申し上げたりもするんですが、ここは議員が今おっしゃったようにもう少し激しく、厳しく申し上げる必要があるかもしれません。マグマが動きますというぐらいの表現は使っておりますけれども。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 ここは県民の民意というものが膨らんでいる、燃えていくとかというかそういうよく例えで言われますけれども、燃えるだけだとか、怒りが爆発するだけじゃなくて、沖縄と国・本土の関係を見据えたこれからのことを考えていくと、かなり深刻な問題になるだろうと、私自身は危惧しています。そのことを知事もおっしゃられていると思いますので、そういう関係性のところからも単なる行政的な手続ではなくて、ぜひしっかりとらえていただきたいということは申し上げるべきだろうと、最後に重ねて申し上げたいと思っています。

続きまして、二重行政の撤廃という観点からの総合事務局の県への移譲についてであります。

知事から答弁がございました、二重行政の撤廃というのはもとよりと。その後の地域・住民ニーズの柔軟な対応が必要であるという観点というのは、私にとっても初めてというか、前々から聞いていたつもりですけれども新鮮に受け取りました。それで、これは企画

部長からお答えいただければいいんですけれども、地域・住民のニーズに柔軟に対応するためにも総合事務局は移譲したほうがいいと言われる根拠というか、これまでの関係というのを御紹介をいただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 二重行政の是正というふうな言葉の中にそれが入っているかなと思いますけれども、多くの県では、広域的なものについては国の機関がやるというふうなことであります。沖縄県の場合は、沖縄というこの圏域の中で、県もそれから総合事務局も同じような地域を対象として道路なり、港湾なり、似たような種類の事業をやると。そういう意味では、効率的なやり方をもう少し工夫してできる余地がかなりまだあるだろうと、これまでの経験からそういうふうに理解をしているわけでございます。

そしてまた、国家財政が非常に厳しくなっていく中で、今後ある程度社会資本の整備も整ってくる中で、より戦略性のある、競争力のある社会資本の整備をどう効率的にやっていくかと、そういうふうな観点から住民のニーズというふうなものをとらえたそういう事業の実施というものが必要なんだというふうなことだというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 私は、今度の沖縄振興計画について知事がおっしゃっている、もう沖縄県である程度の事業はできるんだと、その観点からも直轄事業に関する、あるいはその二重行政を是正するという点で総合事務局の移譲を求めていると。

もう一方、ちょっと質問が飛んでしまいますけれども、一括交付金の実施を求めていく、その実施をする中で市町村との関係をどうしていくのかというところが、これはまさに三角関係というか、密接に関連している話であると私は思っています。そこで、市町村との配分とそれらの決定方法がワーキングチームをつくって進められているということを私は聞いておりますけれども、そろそろもう予算が決まるという中で、これはいつになったら県としての、あるいは市長会、町村会との正式な場に格上げをする、そういう決定をされるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと実際の国からの資金の処理については、私は厳密にはわかりにくいところはあるんですが、確かに予算が20日過ぎにはもう決まるという中で、私たちは一括交付金というのを約1年半前から政策協議会、政府の中に大臣をヘッドとす

る沖縄振興部会というのをつくってもらって、その中で一括交付金、しかも民主党さんのマニフェストにある政策としての位置づけを我々もお借りしてやっていこうと、それを法律の中に書いてやっていこうということでやってきて、民主党さんとしては3・11があって大変忙しくてなかなか決まらなかったのを、当時の幹事長さんが7月にまとめていただきました。大体我々の要求する方向で、さらに沖縄協議会ということで県連の皆様も入ったところで決めていただき、政府側に投げ込んで、政府側は政策協議会というのが9月26日ごろに受けとめて、大体その方向でやりましょうということになったんですが、その月末には概算要求というものを出さなければいけなくなって、大体これは11年目、または新年度の始まりというのは既存の予算の影響というか、それがほとんど入っていますし、新しいものがなかなかまだ展開をしていない、これはまだ計画ができていないですから、法律が通っていないので、このあたりの予算の要求が非常に難しい。さらに、一括交付金の仕組み、中身が決まらないまま概算要求の締め切りがあって、実はスタートしているものですから、これまでの10年分の考え方に沿って11年度、新年度の分というのは実は出ているんですね。さらに、その中で概算要求をどこまでやっていいという重点項目に沖縄も入っていますから、その分だけ上乗せして2437億円ということで要求されています。この中で一括交付金というのも実は程度がどうもありそうできて、純粹にある額があって、これが100%自由に使えるようなイメージのものと、これが第1ですね。第2に、戦略交付金と言われ通常の今までやってきたひもつきのといいますか、ミシン目がきちっと入ったようなもの、これが県とか市町村が今やっている公共事業費ですよ、大抵やっているもの。そして、こういうものの中で戦略交付金というのが360億円——これより少しふやすようですが——これも一応自由度はあるんですが100%自由ではないという、少し使い勝手の面で難がある。さらに、ソフトを中心とした一種の調整金という言葉で自民党時代は呼んでいたものが、この中に上乗せするような形で案をつくったらどうかというのも各政党によってありまして、ここがもしできれば、これは何百億円になるかわかりません。このあたりは比較的自由度が高いものが生まれる可能性があります。そして全く変わらないものが、総合事務局を中心に実行している国直轄事業、ここはまたこれからあと何日かで決まっていくと思うんですが、総合事務局の移管に伴って段階的にここを一括交付金化していったらどうかというようなことも書かれていま

す。つまり、ちょっと濃淡のある一括交付金の仕組みができてくる可能性があります。今、初年度としてはそれと額ですね。我々は2300億円ですっととまって減らされてきていたものを3000億と言っていますから、この総額のところが一体どうなるかによって、かなり真っ白な自由に使える分の量が決まる可能性があります。

ということで、実はどうも何種類かの一括交付金でも呼ぶべきものが出てきそうで、この内容が実はまだはっきりと見えないんです。ただ、どうもそんな種類になりそうです。それを踏まえて、実は総務も苦労していると思います。来年度の県の予算編成をどんなふうにやっていくかということですから、この12月から1月にかけてばたばたとこれを組み立てていかざるを得ないと、今こんな状況にあります。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 御説明ありがとうございます。

細かい話はちょっと部長にお伺いしますけれども、その見えない中身を今後どう配分していくかという質問ではあるんですけども、ただ、ある一定の額を市町村分に配分されとした場合には、当然これは配分基準等を決めなくちゃいけないと思うんですね。これはもうワーキングチームを開催して11月28日に一たん終わっているんですよ。その次が見えてこないの、私は、その財務省原案と言われる案が出る前に、こういう形でいきますということは、どこかで近いうちにというか、この1週間ぐらいで出すべきじゃないかなということでお尋ねしています。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） まだ市町村とのワーキングチームで検討している中で――4回終わっているわけですけども――この中であらあら市町村の希望を含めた考え方というのが示されてきている。それがまとまった段階で、あるいはまた予算の形が見えてきた段階で、こういうふうな形でやろうというふうな正式なゴーサインを出せるかと思っておりますけれども、今、この中であらあら検討されている中身としては、一括交付金もこれは2種類あるんだろうと。これまでの公共部門のハードの部分とそれからまたソフトの事業部分。それぞれ配分の仕方というのは違ってくるだろうというふうな議論がワーキングチームのほうではやられております。そのハードのものについては、これまでのような形で事業実施計画をつくって年度ごとにはめていくやり方、そしてソフトについては一定の配分基準で考えるべきではないかと、そういう議論が整理をされてきているというふうな状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 部長、ですから、その大まかな方針というものを原案が出る前に沖縄県は用意していますよということを伝える必要があるとは思っているんです。そうしないと、沖縄県は用意していないんじゃないかというふうに見られるわけなんです。そういう見られ方というのは困ると思うんですけども、しかし、沖縄県が求めてきて政府もやろうとしている中で、県と市町村が一体となってこの一括交付金を求める地域というのは沖縄しかないんですよ。だから、沖縄型の一括交付金のあり方を県がこういうふうにして考えているという方針というものを、やっぱり原案が出る前に出すべきだという話なんですよ。だから、ぜひ出していただけないでしょうか。もう日が迫っていますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これについては、今まさに検討を進めてきている話なので、今申し上げた形でもう大体考え方というふうなものは整理をされてきている。そこは市町村のほうとも相談をしながら、その考え方を示していく時期を考えて出していきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 では、次に移ります。

普天間基地内の洞穴調査についてでありますけれども、これは前回調査をしたのはいつなのか教えていただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 最初の県教育委員会におけるいわゆる実態調査報告されたのは1979年でございます。そのときに31の洞穴を確認してございます。

○上里 直司君 直近で言っても1979年……。

○教育長（大城 浩君） 1979年ですね。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 1979年に調査をして、宜野湾市も調査をしています、宜野湾市の調査と同じ調査なんでしょうか。30年も月日がたっていて、現状の洞穴の状態というのを皆さんは把握されているんでしょうか。私が今、喫緊でこれが必要だろうなと思っているのは、跡地の調査も必要でしょうし、こういう洞穴調査をしないと、その上に何を建てるのかということが進められないんですよ。あるいは、30年間もずっと調査が入っていない状況の中で、貴重な文化財的な資料というものがどうなっているのか。教育長が先ほど答弁されたのは、詳細な調査が必要だというふうに言っていますけれども、私は、もうこれは次年度、その次ぐ

らいには取りかからないといけないような緊急性を帯びているような気がするんですよ。これは企画部長も大体同じような趣旨で聞きたいぐらいなんですけれども。そこで、やはりもう少しスピードを上げて、宜野湾市の教育委員会さんとも調整しながら、この現状を把握をしていくつもりはございませんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 県教育委員会としましては、文化財としての価値のあるものが洞穴内には数多くあることは十分承知しておりますので、今後、宜野湾市やいわゆる関係機関、県の企画部等々と連携しながら早目早目に検討や調査を行っていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 次に行きます。

知事公室長にお尋ねいたします。住宅防音工事の対象区域の拡大及び告示の引き上げについて、再三機会あるごとに要請されていると答弁ありました。しかし、要請をしても返ってくる反応というのはずっと一緒だと思うんですね。これはどうやって県の主張や、あるいは騒音被害に対して県民が受けている被害に応じた工事区域の拡大、あるいは告示の引き上げを求めていくのかというのは重要だと思うんですよ。改めてそういう策があるのかどうか。あるいは、今軍転協の中ではたくさんの米軍基地由来の問題を一つのパッケージにして要請していますけれども、この工事そのものというのは住民の生活と直結していますので、これにひとつ集中してどうなんでしょうかと、ひざを詰めて防衛省とやりとりをするということをお考えにならないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） そもそも軍転協は、昭和53年以来、累次にわたって毎年毎年要請行動というものをしてまいりました。昨年、初めて軍転協が行いました緊急質問に対して政府から回答が返ってきた。これは初めてのことでありまして、これは民主党政権になってから改善された点でございます。そういう中で、住宅防音工事対象区域につきましては、先ほど申し上げましたように、第1種区域を拡大するような騒音状況にありませんが、今後とも引き続き騒音状況の把握に努め、適切に対応してまいります。回答としては余り期待が持てない回答なんですけれども、それでも現時点では、ひとまず回答があったということをおどもは評価をいたしております。さらに、これは軍転協の会員と詰めまして引き続き要望していこうということです。

これに特化した要請というものは、軍転協の多数の項目の中で、実は昨年絞り込みをやりました。いろいろな項目にかなり長い年月を経て詰め込んでおりましたので、そういった整理の中で、やはり議員がおっしゃるようにこれは住民生活に直結していると、騒音被害を受けている方々の苦しみを考えますと、早急に解決したいということで強く訴えることも考えていきたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それで、これは4番の太陽光発電の普及についてとちょっと関係します。

軍転協から要請している中で、太陽光発電システムの設置助成の早急な制度化を図ることとあるんですね。この回答が、「同システムを一定の地域に集中して設置した場合、配電系統に電圧上昇等の悪影響を及ぼすことなどの問題があったことから」云々とあるんですよ。ここは太陽光発電の普及の課題と実は同じなんです。これは全国的な課題を示したものであるんです。そこで、沖縄において太陽光発電が各家庭に設置が普及していく中で、これは同じような課題が含まれていると思うんですけれども、沖縄県内において、これらの問題が事業種として同じようなものなのか、あるいは設置普及というのは可能なのかどうか、どういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員から御指摘があったように、いわゆる太陽光発電を導入するときの問題、周波数がどうで、人口が多くなると電力事業者側に非常に負荷がかかるとかそういった問題があるということは承知しております。しかしながら、そういう技術上の障壁をクリアして、あるいはクリアする努力も踏まえて、県あるいは軍転協が求めるような空調機の電気代の負荷を減らしていくことは必要なことだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 この課題は打ち返しがあって、正式に防衛省からの答弁として出てきている話なので、同システムを一定の地域に集中して設置した場合というのは、当然それは起こり得る話なんです。別にそれを分散させればいい話であって、沖縄の場合は広大な地域に被害を受けている区域があるわけですから、これは当たらないわけなんです。この同一したシステムというのは、完全にそういうことにはならないはずなんです。ですから、こういう問題も出てくるわけなので、繰り返し打ち返されたものにさらに打ち返していく取り組みをぜひ期待したいと思っていますの

で、よろしくお願いいたします。

飛び飛びになりましたけれども、移動コストの低減事業の配分について。

先ほどから聞いていますと、次年度、内閣府が上げた概算要求基準の中には実はこれは入っているんですね。しかし、県が今考えている中で、どこまで実施をするのかというのが疑問なんです。例えば、11月に石垣市議会が要請に行かれていて、宮古島で航空運賃の低減を図っているのを石垣でもやってほしいという切実な要請をされているんですね。例えば、そういう今の石垣島についても、次年度やろうとしている事業というのは、県としてやろうとする意思はあるのか。あるいは政府との関係の中でネックになっている部分は何か、お答えいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この移動コストの低減につきましては、これは現計画の議論の中で一番重要な課題として提起をされてきた問題です。それは小規模離島も含めて、また宮古、石垣のそういうふうな離島も含めてどのように低減を図っていくか。そういう課題を解決するために一括交付金的な重要な財源を使って仕組みを考えていこうというふうな考え方で今作業を進めております。

内閣府は、基本的にはこういう広大な海域に存在する県の課題として移動コストというふうなものについての課題認識は持っていただきまして、これは2年前ぐらいから実験事業をやっております。現状は、高校や病院のない小規模離島、これをもう少し深掘りするような形のものを内閣府は考えております。その中では、那覇—石垣、それから那覇—宮古は除外をするというふうな考え方に立っているわけでございますけれども、県としては、基本的には例えば鉄道を一つの指標にしながら、できるだけ軽減できる方策をすべてのものについてできないか、少しこの辺を工夫をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 これはどれぐらいの額が妥当なのかという話が次に出てくると思うんですよ。そもそも論で言うと、私は、やっぱり沖縄本島から宮古島、石垣島、その他の小さな島嶼も含めて低額で行けるぐらいの構想が必要じゃないかなと思うんですね。これには財政的な負荷も相当かかるんですけども、しかし、そういうのができたら、島の交流人口もふえるでしょうし、生活している皆さんにとってもメリットのある事業で、まさにこういう事業こそが一括交付金で対応する本当にメリットのある事業だと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思っています。

もう残りも少なくなっていますので、教育長、「わらべうた」の話ですね。随分頑張っていただいているんですけども、今、各幼稚園だとかで独自に取り組まれているんですよ。これは保育所も同じだと思うんですけども、もう少し制度的にこれをどういう形で展開していくのかということを検討していただきたいんですけども、それはいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私どもも、この「わらべうた」の持つ役割は大変重要と考えておりますけれども、実は課題もあるんですね。何かと申し上げますと、「わらべうた」が地域で歌い継がれているために全体的な把握が難しいと、そういった状況がございます。ですから、今の議員さんの御提言も含めながら、検討できるところは検討していきたいと思っています。

○上里 直司君 どうもありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明7日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 照 屋 大 河

会議録署名議員 池 間 淳

平成23年12月7日

平成23年
第8回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成 23 年 12 月 7 日（水曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成23年12月7日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで、乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 53 号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで、乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 53 号議案まで

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 4 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 4 号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 2 号）

乙第 1 号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

乙第 9 号議案 工事請負契約について

乙第10号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第15号議案 財産の処分について

乙第16号議案 交通事故に関する和解等について

乙第17号議案 交通事故に関する和解等について

乙第18号議案 交通事故に関する和解等について

乙第19号議案 交通事故に関する和解等について

乙第20号議案 漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について

乙第21号議案 道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 指定管理者の指定について

乙第24号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 指定管理者の指定について

乙第26号議案 指定管理者の指定について

乙第27号議案	指定管理者の指定について
乙第28号議案	指定管理者の指定について
乙第29号議案	指定管理者の指定について
乙第30号議案	指定管理者の指定について
乙第31号議案	指定管理者の指定について
乙第32号議案	指定管理者の指定について
乙第33号議案	指定管理者の指定について
乙第34号議案	指定管理者の指定について
乙第35号議案	指定管理者の指定について
乙第36号議案	指定管理者の指定について
乙第37号議案	指定管理者の指定について
乙第38号議案	指定管理者の指定について
乙第39号議案	指定管理者の指定について
乙第40号議案	指定管理者の指定について
乙第41号議案	指定管理者の指定について
乙第42号議案	指定管理者の指定について
乙第43号議案	指定管理者の指定について
乙第44号議案	指定管理者の指定について
乙第45号議案	指定管理者の指定について
乙第46号議案	指定管理者の指定について
乙第47号議案	公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
乙第48号議案	公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
乙第49号議案	当せん金付証票の発売について
乙第50号議案	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第51号議案	県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第52号議案	県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第53号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 伸 君	17 番	玉 城 満 君
副議長	玉 城 義 和 君	18 番	仲宗根 悟 君
1 番	上 原 章 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
2 番	島 袋 大 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
3 番	中 川 京 貴 君	21 番	新 垣 清 涼 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	23 番	新 垣 安 弘 君
5 番	平 良 昭 一 君	24 番	前 島 明 男 君
6 番	仲 村 未 央 さん	25 番	新 垣 良 俊 君
7 番	照 屋 大 河 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
8 番	渡久地 修 君	27 番	照 屋 守 之 君
9 番	瑞慶覧 功 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
10 番	山 内 未 子 さん	29 番	嶺 井 光 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	30 番	赤 嶺 昇 君
13 番	當 山 眞 市 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
14 番	吉 元 義 彦 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
15 番	座喜味 一 幸 君	33 番	前 田 政 明 君
16 番	佐喜真 淳 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん

35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君

42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（１名）

11 番 上 里 直 司 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 副 知 事 与世田 兼 稔 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君
 福 祉 保 健 部 長 宮 里 達 也 君
 農 林 水 産 部 長 比 嘉 俊 昭 君
 商 工 労 働 部 長 平 良 敏 昭 君
 文 化 観 光 平 田 大 一 君
 ス ポー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 当 間 清 勝 君
 企 業 局 長 仲 田 文 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん
 知 事 公 室 饒平名 知 成 君
 秘書広報統括監
 総 務 部 新 垣 郁 男 君
 財 政 統 括 監
 教育委員会委員 鎌 田 佐多子 さん
 教 育 長 大 城 浩 君
 公安委員会委員 翁 長 良 盛 君
 警 察 本 部 長 村 田 隆 君
 労 働 委 員 会 長 平 良 宗 秀 君
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 長 岩 井 健 一 君
 事 務 局 長
 代表監査委員 又 吉 春 三 君
 選挙管理委員会 阿波連 本 伸 君
 委 員 長

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君

課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長中野吉三郎君は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として教育委員会委員鎌田佐多子さんの出席を求めました。

また、11月22日から12月2日までに受理いたしました請願1件及び陳情21件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案及び乙第3号議案から乙第53号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ばない議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん おはようございます。

一般質問3日目、トップバッターの新政クラブ、山

内です。どうぞきょうも一日よろしく願いいたします。

それでは早速、一般質問を行います。

まず1、知事の政治姿勢について。

(1)、環境影響評価書の提出について、知事の見解と今後の作業日程を伺います。

(2)点目に、田中前防衛局長の暴言問題です。

評価書提出をめぐり、その発言、その後更迭されましたが、これまでの女性、沖縄を侮辱する、愚弄する、本当に空っぽな官僚、米国追従の傲慢な政府の体質があらわになり、まさに政府の沖縄切り捨て姿勢が露呈したこの間、さらに一川防衛大臣においては謝罪の中で、重いお荷物を背負うことになったとの発言。沖縄県が66年間も日米安保の名のもとで国の大きな負担を担ってきた歴史と犠牲の認識もない大臣に我が国の防衛が担えるはずがありません。対応した知事の毅然とした態度を評価いたします。防衛大臣の任命責任、それと本人の免職を求めるべきではないのかその見解を伺います。

(3)、日米地位協定改定について伺います。

改定に向け、扉は少し開いたと考えます。今後どのように取り組んでいくのか。遺族を支える会での取り組みは県民を動かし、特に若者に地位協定問題を提起をいたしました。日米両政府に改定を突きつけるには県民総ぐるみの闘いにしていかなければなりません。県民の関心を高めていくためには、シンポジウムや県民大会を開催する計画がないのか、伺います。

次に2、カジノエンターテインメント構想について伺います。

(1)点目は削除をいたします。

(2)点目の、県民のコンセンサスはどのように得るのか。最終判断の目途はいつになるのかお尋ねいたします。

3点目、「沖縄子ども振興計画」(案)の策定について。

(1)、「おきなわ子どもを守るネットワーク」やほか団体から、県にも政府にも要望を提出しております同計画について議論が重ねられておりますが、その進捗状況についてお聞かせください。

次に4、子育て支援策について伺います。

(1)、里親支援について、沖縄県の里親の数、委託率、全国との比較についてお尋ねいたします。

(2)点目に、里親支援相談員の設置状況を伺います。

(3)点目に、児童養護施設を卒園する若者の自立支援策について、運転免許取得や資格取得支援等の状況を伺います。

(4)点目に、児童養護施設の児童相談員の職員配置状況と今後の計画を伺います。

(5)点目に、次年度の子供育成事業の方向性、新しいメニューについてお聞かせください。

次に5、「復帰40周年記念事業」について伺います。

18の事業が計画されているようですが、具体的に事業の計画の進捗状況を伺います。

6点目に、観光政策について伺います。

古来からの沖縄文化として、また戦後の沖縄の復興の中での楽しみとして闘牛は人々の生活の一部として発展してきました。観光闘牛としても期待が高まっています。

そこで伺います。

(1)、沖縄闘牛は県内外の老若男女の熱狂的なファンに支えられています。沖縄県の観光政策の目玉メニューとして県内外に広くアピールすべきではないのか見解をお聞かせください。

(2)点目に、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、世界遺産指定11年が経過いたしました。保存管理の重要性が提起されている中、観光との連携強化が指摘されております。観光メニューの取り組みについて計画を伺います。

7点目に、新エネルギー政策についてです。

地球に優しい低炭素社会を目指すには、官民一体となった取り組みが必要であることは言うまでもありません。バイオエネルギーについて伺います。

(1)、県内のバイオエネルギーの利活用の状況をお聞かせください。

次に(2)、県内のCO₂排出量の動向と今後の対策を伺います。

次に8、住宅防音工事事業についてです。

地域で結成されました住宅防音問題地域連絡会とともに、防衛省で要請を行いました。きのうも上里議員からる議論がありました。防衛省の対応に光が見出したのが現実です。

今回は1点だけ、太陽光発電設置については沖縄電力との対応強化が必要だという政府の見解が示されました。県の取り組みを伺います。

9点目については取り下げます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) おはようございます。

山内末子議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、田中沖縄防衛

局長の発言に係る御質問にお答えいたします。

11月30日に中江防衛事務次官、そして12月2日には一川防衛大臣が相次いで来県し、田中前防衛局長の処分の報告とそして謝罪がなされました。沖縄防衛局長という要職にあり、そして真摯に沖縄の基地問題の解決や改善に取り組むべき立場の方の発言としては、県民を侮辱し傷つけ、そして女性を蔑視するような発言は、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

県としましては、政府において、今後このような事態を引き起こすことがないように努めるとともに、沖縄県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むことは当然であると考えております。

次に、カジノエンターテインメントに係る御質問の中で、カジノ導入に関する県民のコンセンサスに係る御質問にお答えいたします。

県におきましては、統合リゾート導入に関する調査研究を進めておりますが、県民からは賛成の意見がある一方で、慎重な御意見、そしてまた反対する意見などがあります。

カジノ導入に関する県民のコンセンサスにつきましては、「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律案」の内容等を踏まえて、県民世論の動向を勘案し、そして総合的に判断していくべきものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、環境影響評価書提出への知事の見解と今後の作業日程についてお答えいたします。

環境影響評価書が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。その際は、関係法令に規定されている手続きに基づき作業を進めていくこととなります。

次に、地位協定改定に向けた今後の取り組みについてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じて要請活動を展開してきたところであります。現在、県は、民間団体からの要望に応じて職員を派遣し、地位協定見直し要請の内容等について説明を行っており、こうした取り組み等を通じて同協

定見直しの必要性を発信しているところであります。

県としましては、引き続き渉外知事会や軍転協等の関係機関とも連携しながら、シンポジウム等の開催も含め、効果的な情報発信の方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、住宅防音工事事業について、住宅防音工事に関し太陽光発電設置についてお答えいたします。

住宅防音工事が実施された住宅への太陽光発電システム設置に関し、去る5月の軍転協要請に対する政府の回答では、平成21年度までの調査の結果、同システムを一定地域に集中設置する場合の技術的な問題について検討が必要であり、今後、技術開発の動向、費用対効果及び環境問題に対する社会情勢の変化等の観点を含め、総合的に検討し、同システム設置助成の制度化について判断したいとのことでありました。県としましては、去る10月、軍転協を通じ、太陽光発電システム設置助成を早急に制度化するよう、改めて政府に求めたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 沖縄県子ども振興計画の進捗状況についてお答えいたします。

本県においては、平成23年11月に取りまとめた「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）（案）」の中で、将来の沖縄を担う子供たちが健やかにはぐくまれ、豊かな才能が発揮できるよう、地域における子育て支援など、子育てしやすい環境づくりに取り組む基本的な考え方を示しております。県としましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）」の具体的な施策等の策定に当たって、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の基本方針との整合性を図りながら、関係団体が求めている「沖縄子ども振興計画（仮称）」の内容を含め、市町村、関係団体や一般県民の意見を取り入れながら整理していきたいと考えております。

続きまして、沖縄県の里親の数、委託率、全国との比較及び里親支援相談員の設置状況について、4の(1)と4の(2)は関連しますので一括してお答えします。

平成23年10月1日現在、沖縄県の登録里親は140名となっております。また、要保護児童のうち、里親に委託している児童は172名で、全委託児童数に対する里親委託率は約31%となっており、全国の里親委託率の10.8%を大きく上回っております。里親支援相談員の設置について、厚生労働省は、平成24年度予算概算要求において、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設や乳児院に

「里親支援担当職員」を配置する予算を計上しているところであります。

県としましては、今後、「里親支援担当職員」の予算編成の動向、具体的な要件等を確認した上で配置を検討していきたいと考えております。

続きまして、児童養護施設を退所する児童の自立支援策についてお答えいたします。

児童養護施設等を退所する児童に対しては、自立生活を始めるための支援を行うため、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の支給を行っております。また、県においては、自動車運転免許取得に係る費用の助成制度の創設等について、九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通じ、繰り返し国に対し要望しているところであります。なお、厚生労働省は、平成24年度予算概算要求において、児童養護施設等を退所する児童の自立支援の充実を図るため、児童の就職や大学等進学時の自立生活支度費の充実、自立に役立つ資格取得に要する経費の支給等に関する予算を計上しているところであります。

県としましては、引き続き、国等の予算編成等の動向を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、児童養護施設の児童相談員の職員配置状況と今後の計画についてお答えいたします。

児童養護施設の職員配置については、児童福祉施設最低基準において詳細に定められておりますが、県内の児童養護施設は、児童指導員、保育士、職業指導員、栄養士、調理員など、同基準に基づいた職員配置がなされております。一方、国においては、本年7月に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、職員配置基準のあり方の検討がなされ、児童福祉施設最低基準の改正が行われるとともに、さらなる人員配置の引き上げが検討されております。

県におきましては、国の動向を踏まえながら、職員配置等について実態に即した運用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「子ども育成事業」についてお答えいたします。

内閣府においては、平成24年度の沖縄振興の重点施策として、「沖縄子ども育成特別事業」を新規に要求しているところであります。その事業内容は、沖縄県における子育て環境の改善を図るため、現行の待機児童対策特別事業基金の継続・拡充や一定の質を確保した認可外保育施設への支援措置などの待機児童解消に向けた取り組みを行うこととしております。さらに、放課後児童クラブについては、実施主体である市町村

において、公的施設移行の計画を策定し、公的施設活用予定のクラブの移行までの間の家賃助成を行うことを新たに盛り込んでおります。

県としましては、その実現に向けて内閣府などと連携し取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 復帰40周年記念事業についての御質問の中で、復帰40周年記念事業の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県は、来年、平成24年に復帰40周年を迎えます。この大きな節目を契機として、県民一人一人がよりゆとりと豊かさを実感できる自信と誇りの持てる沖縄の創造に向かっていくスタートとなるよう復帰40周年記念事業を実施することとしております。現在、「記念式典の開催」、「県民愛唱歌の制定」、「全国豊かな海づくり大会の開催」など18事業を復帰40周年記念事業として位置づけし、各担当部局において事業実施に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） おはようございます。

観光政策についての中での、闘牛を観光メニューとして県内外へアピールすることについての御質問にお答えいたします。

県内の闘牛大会につきましては、9市町村13力所の闘牛場において年間約20回程度開催され、年間の観客数は約3万人となっております。現在、うるま市観光物産協会では、闘牛とエイサーを活用した観光メニューを開発し、県内外からの観光客の誘致に努めております。また、沖縄観光コンベンションビューローの情報サイト「おきなわ物語」や、沖縄県のイベント広報誌において、県内各地で開催される闘牛大会の情報を発信しているところであります。

沖縄県としましては、今後とも闘牛を新たな観光資源のメニューとして位置づけ、各地域や観光関係団体と連携を図りながら県内外へのアピールに努めてまいりたいと考えております。

同じく観光政策についての中での、世界遺産を取り込んだ観光メニューの取り組みについての質問にお答えいたします。

世界遺産に登録されている「琉球王国のグスク及び

関連遺産群」は、沖縄の魅力を世界に発信できる貴重な文化資産であり、年間約300万人が訪れる魅力的な観光資源であると認識しております。このため、これら世界遺産を含む文化資源の活用を図り、新たな観光メニューの創出を促進するため、文化観光戦略推進事業等を実施しており、首里城祭におけるイベントや今帰仁グスク歴史劇「北山の風」公演等への支援を行ってきているところであります。また議員もよく御存じだと思いますが、うるま市勝連城跡では、「肝高の阿麻和利」グスク公演が自主的に上演され、多くの方々から高く評価されているところであり、またつい先日には、地域が主体となった第1回勝連城まつりが盛大に開催された旨も聞いております。これらを総合的に見て、世界遺産など文化資源は本県における観光メニューとしての価値はかなり高いものであると言えます。

県としましては、今後とも各市町村、旅行会社及び関係機関と連携を図りながら、これら世界遺産を大いに活用した観光メニューの開発や、プロモーション活動などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 新エネルギー政策についての、県内のバイオエネルギー利活用についてお答えいたします。

県内のバイオエネルギーの利活用については、うるま市の株式会社バイオマス再資源化センターが、建設廃材等を原料とする木質ペレットを年間約2万トン生産できる設備を有しており、沖縄電力では、具志川石炭火力発電所において、この木質ペレットを最大3%混合し、使用しております。また、宮古島市においては、年間約400キロリットルの生産可能なE3燃料普及のための一貫した製造・流通システムを整備するなど取り組みが進められております。さらに、県内すべての製糖工場においてパガスを利用した発電が行われております。なお、琉球大学等においては、藻類を利用した炭素回生システムによる二酸化炭素の吸収・利活用の研究が行われております。

県といたしましては、今後ともバイオエネルギーなど新エネルギーの導入促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 新エネルギー政策に

についての御質問の中で、県内のCO₂排出量の現状と今後の対策についてお答えいたします。

県内における温室効果ガスの総排出量は、直近の2007年度では、二酸化炭素換算で1386万トンとなっております。これを基準年の2000年度と比較しますと11%増加しております。このことから、県としましては2010年度に新たに「沖縄県地球温暖化対策実行計画」を策定し、低炭素エネルギー利用の推進や公共交通の利用促進、家庭や業務系施設の省エネの推進などを重点施策として位置づけております。

各種施策の推進に当たっては、県民、事業者、学識経験者及び行政関係者から成る沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会を本年11月15日設置したところであり、同協議会が中心となって進行管理を行うことにより、全県的な取り組みにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 一通り御答弁ありがとうございます。

それではまず知事のほうから伺いたいと思います。

田中前防衛局長の件ですけれども、けさの新聞に、発言からすぐに更迭をされましたがまだ処分がされていないと。その処分をされていない理由というのが官僚の抵抗というんですか、報道を見ますと国家公務員法第99条「信用失墜行為の禁止」ということで処分をしようとしたら、このオフレコ発言で処分をされた前例がないですとか、あるいは法律を破ったわけではないとかということで、本当にまさに官僚の傲慢な体質それが露呈されているものだと思っておりますが、すぐに更迭されたときに県民の皆さんからトカゲのしっぽ切りでは終わらせないでくださいという言葉が出たんです。ところが、このトカゲまだしっぽが残っている。その事実について知事の今の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員のおっしゃった件は、お気持ちは私もよくわかるんですが、ただこれは国の後は処分の形、具体的に実行を見守るほうがいいと今は思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 実は、きょうの夕方には、女性の皆さんたちがその発言を受けて抗議集会を行います。その中で、私たちが目指しているのは別にこれは女性だけの問題ではないんですよ。女性だけではなくて、本当に沖縄県を冒瀆をしている、人権の冒瀆だと

ということで、そういう考え方の官僚がこの沖縄県の基地問題を担っているということに対して、本当に怒りを込めて今夕集会を行います。そういう作業を進める中で、まだ処分もされていない。その処分をされない理由というものが、本当にこれは公務員の体質ということを書いてしまえばもうそれで済みかもしれませんが、こういう沖縄の状況に対して一川防衛大臣はこちらに謝罪に来ました。謝罪に来たにもかかわらず、処分ができていない。これはもうまさに政治家として政治主導といった民主党政権が官僚に頭が上がらないといったのが本当に目に見えているんですけども、その大臣もまさに知事と対面したときに、重い荷物を背負わされたと。言語道断だと思いますよね。重い荷物は私たち県民がずっと背負ってきたということを書き込んである中で、この問題に対しても処分もできていない事実、そこをしっかりと県知事としてはやはり処分を含めて大臣のその言葉の軽さ、そしてその対応の悪さ、沖縄県民を侮辱しているようなこの今の対応についてしっかりと県民を代表して言葉を発すべきだと思いますが、その件いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃることは非常によくわかります。そして私は事務次官とか、大臣がお見えになったときに、侮辱である、とても遺憾である、極めて遺憾だということを含めて申し上げたつもりであります。

ですから、それ以上につきましてはやはり国の処分の中身をぜひこれはもう少し見たほうがいいのではないかと私は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん この件については、きょうも齋藤官房副長官がいらっしゃると思いますので、そこでもしっかりと県民のその怒りというものを、今現在の世論をしっかりと発言していただきますよう要望いたします。

地位協定改定につきまして、今回の與儀功貴君の起訴について、これは皆さんからするとあくまでも運用改善ということ、そしてその中には米軍の好意的配慮だとか、そういう条件付きの改定だということではなかなか評価が低いんですけども、遺族側からすれば本当に遺族がしっかりとその中で身を挺してこの問題にしっかりと声を発さなければこの問題はそのままやみに葬り去られた。その件について本当に遺族のかかった時間、それから当たり前のことが当たり前じゃないこの沖縄の現実を全国にこの問題が発せられたという

ことは、この重圧に耐えながらこの間闘ってきた遺族に対して、私は知事として一県民が本当に政府に向けて、それから米政府に向けても、それから警察機関に向かって立ち向かっていったこの勇気とこの熱意に関して知事からまず遺族にねぎらいの言葉をかけてあげるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） この点も議員おっしゃるように、遺族の心情は察するに余りあります。そして頑張ってきたことに対しては大変心から哀悼の意を表し、敬意も表するところです。

それで今度の日米両政府において、地位協定そのものが改定されたわけじゃないんですが、運用も確かにシンパスティックコンシダレーションのもとと、こういう表現になっていますが、やっぱりこれはこれで一歩前進と私は現実的にはそう思いますので、ただ遺族の方に対してもっと県はきちっと対応すべきでないかという点に対しては先生のお言葉として受けとめさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 県民を守るトップの立場として、本当に遺族をねぎらうということは、その亡くなった與儀功貴君の遺志を弔うということにもなりますので、その言葉を聞けて大変遺族としては今喜んでいることかと思えます。

今まさにその中で今回の事故を通して米軍属の公務中、それが不起訴になっても本国では結局軍法会議にもかけられない、宙ぶらりんな、あいまいなすき間が出てきたわけですね。そこは地位協定の中でも本当にどうすればいいんだということで第一次裁判権、米軍は軍属に対しては別にそこで軍法会議にはかけないと言っているわけですから、そこは日本政府がしっかりと主張して民主国家としてここは本当に第一次裁判権を放棄ではなくて、この部分に対しては関係なく主張できるところだと思うんですけども、公室長の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御指摘の軍属に対する公務外の事件・事故、犯罪等についての措置でございますけれども、これは政府の説明でありますけれども、日米地位協定のもとでは米軍人・軍属の公務中の犯罪については米側が第一次裁判権を持っている。ただし、軍属の軍民の公務中の交通事故などは2006年以来事実上米側による懲戒処分しか科され得ない状態であったと、これは政府が認めております。これは非常に県としましても、日米関係にとっても非常に不均

衡・不公平な状態であったというのが共通の認識であります。

したがって、今回運用の改善という形で米側が好意的考慮を払うという形ではありますが、そういう日本側で訴追の道が開けたということは、先ほど知事が答弁されましたように、一定の前進であるというふうに考えております。しかしながら、今後こういうふうな事件・事故は起こり得てほしくないわけですが、同様のケースがあった場合にいわゆる今回の合意がきちっと運用されるかどうか、そのあたりはまだ不透明でありまして、そういうものをしっかり見守っていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん これは作業部会の中でも十分と議論のできる問題だと思っております。しっかりとそこをやっていただきたいと思います。

それから先ほどシンポジウムの問題を私あえて取り上げましたが、別にシンポジウムでなくてもいいんです。県民にしっかりと地位協定というものが何ぞやということを知識、そして意識を高揚させるという何かしらの県としての姿勢、県としての対応が必要なんではないかということで、事例を挙げてシンポジウム、あるいは県民大会を今提起をいたしました。例えば米軍と事件や事故に遭ったとき、トラブルに遭ったときにどこにどうすればいいのか、それを県民はわからないんです。事故に遭って初めてわかるんです。ですから、それを沖縄県は県民の本当に危機管理としてしっかりとマニュアルをつくるですとか、そういった対策をこれまでとってこなかったというのもこれまで本当にそういった意味でこれは県の弱さというんですか、その政策をしっかりとやってこなかったというのはこれがこの日米地位協定をこのまま改定できなかった、あるいは今の問題が本当に大きくクローズアップされているのだと思いますが、今後こういった点について対応策、あるいは政策を講じていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御指摘のとおり、これだけの広大な米軍基地を抱えている本県で、日米地位協定について県民の知識と意識を高めることは大変重要であると考えております。

県が何をやっているかと申しますと、例えば現在シンポジウムを計画しておりますが、県政出前講座という広報課がやっているものがございまして、これはそういう県の施策全般でございしますが、そういうものに対して説明を求めたい、知りたいという一定の

人数の方がおられた場合、これは県の担当者が赴きまして、その詳細について御説明を申し上げるということをやっております。したがって、こういう広報活動をやっていくことと、それから実際にそういう米軍絡みの事件・事故に遭われたときに、これはどういうふうに対応するかとこういうことにつきましては、一義的にはこれは沖縄防衛局が窓口になるわけですが、これまでは沖縄弁護士会等がそういう取り組みをやっておられますし、県としましてもそういう団体とも連携をしながらそういう不利益が生じないように取り計らっていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん まだまだ私たちの周りでは、事件・事故だけではなくてこの間もありました地位協定に絡んだ土地の問題ですとか、いろんな角度から学ばなければならぬところがたくさんあると思うんですよ。そういった観点から、本当にこれをほっておくというのはこれは大きな問題、大きな壁が余計高くなるということですので、ぜひそういった観点から本当に沖縄県の問題としてこれは国と国の問題ではなくて、沖縄県では改定はもちろん進めながらもこういったところを対処していく策というのは沖縄県が独自で政策を強くつくっていかねばならないと思っていますので、そこをしっかりと立てていただきたいと思います。

その件でもう一点、例えば事件・事故に遭ったときに——この間公室長の報告の中でこれまで復帰後8199件の事故があったと。ということは、年間200件ぐらいの交通事故がありますよね。そういった中で、公務中・公務外いろんながありますけれども、なかなか補償問題がうまくいっていないというのが事実です。ですから、その点で、国民の財産を守る、命を守るという立場から、この地位協定とは別に日本にいる駐留米軍構成員等による損害賠償法というものを立法に向けて取り組むべき時期に来ているんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 公務中・公務外の米軍人・軍属による事件・事故の賠償につきましては、地位協定第18条に規定がございます。その中で、公務証明を出したりとか、そういった手続があるわけですが、一義的に窓口は沖縄の場合は沖縄防衛局ということになります。ただ、議員御指摘のように、なかなか損害賠償が被害者の望むようなケースになっていないとか、あるいは処理が遅いとかいうケースがこれはあると聞いております。そういうものの対策につきまし

ては、これは県としてもしっかり申し入れてまいりまし、現在の地位協定の条項を厳格に国に適用していただく、あるいは県民の視点に立ってしっかり対応していただくということが現時点では必要だと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん もちろん地位協定をしっかりと改定をしながらそこで対処をしていくのが一番です。ですけれども、それがなかなかできない現実を考えたときに、この現実はどう対処していくかということで、実はこの問題は小泉政権のときに沖縄県の被害者の会が一度俎上にのせたことがあるんです。ところが、小泉郵政改革の選挙の真ただ中でちょっとやむやになったという事実がありますが、そのときはかなりいい形でできるようなところまで実はいったんですよ。ですから、そういうことがありますので、前例がないわけではありません。これからぜひこれは県選出の国会議員の皆さんたち、あるいはほかの国会議員の皆さんたちとも連携してぜひ取り組んでいただきたいと思います。その件、与世田副知事どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） まず米軍人・軍属の損害賠償、特別な損害賠償をつくる立法の議論というのはちょっと私も承知していませんけれども、私の弁護士の経験からいきますと、あえて新しい特別法をつくるまでもないのではないかと。法律としては十分現在の民法の規定、損害賠償の規定で足りていると。ただ問題は、例えば公務中の損害賠償については日本政府が責任を負う、公務外については個々人の個別が負うと。なおかつ個々人の議論の中でいうと、損害賠償の判決を得た後に強制執行等において多大な問題が出ているというのは弁護士がひとしく抱える問題なんです。特に、どこに転勤しましたかとかこういうような議論の中で、実際上アメリカというのはなかなかオープンにしていだけない。なおかつ御承知のように、海外に強制執行しようというような形で考えたとしても大変なことなんです。ですから、そういうふうな意味において例えば日米地位協定の中で、住所をオープンにする。あるいは逃げて行かれる方について政府が何らかの補償をする等々を含めたそういう手当てがなされるべきじゃないかというのは十分考慮に値する。もしそういうようなものを特別法だというふうに考えておられるんだしたら、ひとつ実務的には検討に値するかとは思いますが、ちょっとそういうような問題意識は持っていますけれども、今日米地位

協定の改定あるいは運用の中で、いわば個々の問題を絞って取り組んでいく必要があるんじゃないかなと。ただ、交通事故に関してだけは公務中じゃない損害賠償にするために任意保険に必ず入るようになんというふうな形で、表に出ているいわゆるYナンバー車は任意保険に入っているという意味においては相当被害としては救えている。その他損害については別の手続になっていますから、ちょっとそこがいわば空白かなというふうに思っています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 確かに、任意保険に入っても巧妙なんです、米兵も。入ってもすぐに脱退するんです。そういう観点から、とにかく今地位協定の改定にしっかりと取り組んでいく。それと並行しながら実務的な県民の本当に不利益のあるところをしっかりと対処していく策は県として取り組んでいただきたいと思います。

次に、アセスの問題について。

昨日からの答弁でもありました。アセスの問題につきましては、アセスの結果は知事の埋立許認可の判断とは連続性はない、拘束性はないということで受けとめました。環境生活部長、それでよろしいんですね。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） はい、法的拘束力がないという話はしておりますけれども、アセスの結果というのは一つの大きな判断材料ということで、埋立承認に関してもいろんな判断材料ありますけれども、その前段としてのアセスの意見というのは法的拘束力はありませんけれども、大きな重みは持っているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん もちろん大きな重みは持っておりますが、その埋立許認可については知事に大決断が迫られてくるということなんですよ。知事のこれまでの動向、それから意思を伺っておりますと、本当に辺野古は無理という考え、それはもう強調しておりますし、それを覆す、あるいは翻意にする要素は今みじんもないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問の答えですが、

私は今辺野古は事実上不可能だということで、県外、国内の県外を中心に探すべきだということを申し上げております。そして一方で、先の話ですから仮定をもとに今ここで申し上げるといのは実は余り適切だとは思わないんですが、今の御質問に即して言えば環境データを踏まえて埋立法上の技術的な基準というのがいろいろあるようです。ですから、それをクリアしているか、それからいろんな多くの人々の意見を聞いて知事が判断するという形になっております。

そういう中で、私は今県外だと。あそこの辺野古は事実上不可能だということを申し上げておりますから、そういう意味でその立場は変わりませんけれども、ただそういう手続面での申請ないしはその動きが出てきたときに、私の考えはそうだから、中の事務手続をきちっとやらない、意見を聞かないというわけにはいかないと思います。ですから、きちっとどうであれ、相手の意見はよく聞いて改めて最終的に私の方向も踏まえて結論を出すということになると思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん しっかりと聞いて、しっかりとノーと言っていて、しっかりここでもうこの問題の決着点がつくと思います。日本政府があきらめるのはそのときだと思いますので、ぜひそれを主張してください。お願いいたします。

それから新エネルギー問題についてですが、バイオエネルギー、県内の市町村が実施しておりますバイオマスタウンについての事業ごとの検証、それがなされているのか少しお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） バイオマスタウンの件につきましては、まだ市町村と十分情報交換——一部この間やってはありますけれども——これから十分情報は収集していきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん それもしかりと検証しなければこれは総合的な問題の把握になりませんので、ぜひお願いいたします。

それから新エネルギービジョン、昨年策定されておりますが、基本計画、実行計画の策定はどうなっているのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） たしか6月議会でもいろいろ御意見があったと思うんですが、原発の事故等も受けてやはり新エネルギーの課題というのがさらに大きくなっておりますので、その辺の目標値等もう少し再検討が必要かなと思いますので、その辺も含

めて次年度あたりもう少し踏み込んだ計画をつくれなにか今検討しようと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん カジノについてですが、県民のコンセンサスを得るためのポイントは。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 現在まだこのIR議連を通して議論が今されているところでございまして、国の動向を注視しながらこれからどういうふうな法律になっていくのか、その動きを見ながらそのポイントというのは今後検証されるべきだということふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 復帰40周年記念、ぜひ闘牛大会を開催していただいて、闘牛ですね、700頭から今200頭ぐらいしかいないんですよ。これを機にまた闘牛の熱狂的なファンを魅了させるためにも県知事賞もあります。ぜひまたこれを機会に広げていくためには闘牛大会、復帰記念大会の開催を要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 おはようございます。

きょう朝、起きて、所感何を述べようかなと思ったら、知事も就任5周年ということで、私も議員をさせてもらって10年になりました。結婚が1995年の12月、もう約16年になりまして、子供も2人できました。家もつくりまして、こういう形でまた政治もさせてもらって、年も34歳だったんですがもう51歳になりまして、人生100年と考えたら折り返しなんです。賞味期限80年と考えたらもう大分過ぎてしまったなというところもありまして、大分私も変わりました。34歳、格好いい男だったものがもう51歳になるとおなかも出てきた状態になってきているんですが、16年というのはやっぱり長いですね。しかし、沖縄県においてはこの15年、16年、基地問題というのは全く変わってないというのが現状ではないでしょうか。いまだに普天間基地の辺野古をどうするかということも決まらなですし、75%ある米軍基地の整理縮小も遅々として進んでない。そして、知事が就任5周年であります。就任当初、普天間は3年で閉鎖できるんじゃないかということをお仲井眞知事はおっしゃっていました。そしてこれからもやっぱり沖縄はリーディング産業である観光を1000万人にもっていくんだと。そして失業率も全国並み4%、それを頑張ると。そして2期目の1年を

やがて迎えております。昨今の前局長の発言、そして防衛大臣の大したことないんじゃないかというような認識、それをやめさせ切れない民主党の野田総理、やっぱりリーダーの決断が今求められている時期だというふうにも思っております。知事もこれからあと3年、やっぱり知事が沖縄のリーダーとしてもっともっと決断をしていく時期になってくるのかなというふうにも思っておりますので、質問に入らせていただきます。

それでは、知事の政治姿勢について。

(1)、知事就任5年目、基地問題や振興策のみずからの評価を伺う。

(2)、普天間基地移設問題、固定化を避ける知恵と対策を伺う。

(3)、環太平洋・アジア諸国との経済連携協定の協議が加速しています。振興計画とあわせて知事の見解を伺います。

(4)、来年は復帰40周年、そして日中国交40周年など節目の年ではありますが、中国並びに台湾との歴史、地勢、経済的関係をさらに構築する政策を伺います。

(5)、ハローワークや能力開発、職業訓練の国・県・市町村の連携強化について伺います。

(6)、子供の貧困対策の取り組み、県内の生活保護世帯状況と自立支援策について伺います。

(7)、識名トンネル偽装契約など公共工事における透明性確保の欠落であります。責任の所在を明確にすべきではないか伺います。

振興計画の進捗状況について。

きょうの新聞で「一括交付金法制化へ」、「新沖縄法に明記」するということで報道されております。そして、今週9日、あさってには税制大綱が決定されていきます。

その中で伺います。

(1)、知事が要請する一括交付金と3000億円の実現性について見解を伺います。

(2)、政府税制調査会の沖縄振興税制要望に対して見解を伺います。

(3)、今回の基本計画・基本プロジェクトとこれまでの計画との違いを伺います。

(4)、沖縄の中小企業を元気にする税制と輸送費の低減の進捗状況を伺います。

(5)、離島児童・生徒支援センター（仮称）の進捗状況を伺います。

(6)、特別振興対策調整費の増額を求めるべきではないかをお伺いいたします。

那覇空港について。

沖縄のリーディング産業である観光を発展させるためには、玄関口である空港、港湾をしっかりと整備することが最も重要であり、観光立県沖縄を深く認識しなければならず、一時しのぎの対応では沖縄観光の足かせとなります。

そこで伺います。

(1)、那覇空港の処理能力は限界に近い。離発着状況等の現状を伺う。

(2)、那覇空港ビルディング株式会社の状況を伺う。

(3)、国際線ターミナルビル改築計画の進捗状況と課題を伺う。

(4)、J T Aを県民の翼にすべきである。県の支援体制について伺う。

農連地区防災街区整備事業についてであります。

県は、7割の所有であり大地主であり組合であります。後発再開発の旭橋再開発や牧志・安里の再開発はほぼ完成しました。農連地区再開発がおくることがさらなる那覇市中心市街地の衰退を招くこととなります。

(1)、整備事業の現状と課題について伺う。

(2)、個別利用区などの権利変換計画の覚書締結について伺う。

(3)、ポケットパークなど周辺整備事業の検討状況を伺う。

答弁により再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 當間盛夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、知事就任5周年目の基地問題に対する評価いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、あらゆる機会を通じて基地問題の解決に全力で取り組んでまいりました。また、3回の訪米では、日米地位協定の見直しを初め、沖縄県の基地負担の軽減を米側へ強く訴えてまいりました。基地の整理縮小につきましては、泡瀬ゴルフ場、ギンバル訓練場等が返還されるとともに、嘉手納ラブコンが日本側へ移管され、与那国島上空の防空識別圏の見直しが行われたところでございます。

日米地位協定につきましては、政府が地位協定の改定を提起することから、早急に方針等を明示し、見直し作業に着手するよう求めているところでございます。また、沖縄政策協議会の中に米軍基地負担軽減部会の設置を求め、沖縄の基地負担の軽減に向けた議論が行われているところであります。

普天間飛行場移設問題につきましては、一日も早い危険性の除去が喫緊の課題であり、同飛行場の県外移設と早期返還の実現を強く求めているところであります。しかしながら、基地問題につきましては、県民が求める前進が図られたとは言いがたく、引き続き解決に向けた努力が必要であり、日米両政府に対し粘り強く働きかけていく所存でございます。

次に、知事の政治姿勢の御質問の中で、知事就任5年目の振興策への取り組みへの評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、雇用の創出・拡大、そして企業誘致などの産業振興に取り組みますとともに、医療・福祉、子育て・教育などの県民福祉の向上に全力で取り組み各種施策を展開してまいりました。これまでに沖縄ＩＴ津梁パークの整備、さらに沖縄中小企業振興条例の制定、ドクターヘリの導入、沖縄国際アジア音楽祭の開催などにつきまして実現してまいりました。また、沖縄県産業・雇用拡大県民運動、いわゆるみんなでグッジョブ運動の展開、さらにトップセールスというような形で観光客の誘致、県産品の県外・海外への販路拡大、そして情報通信関連産業の集積の拡大、そして畜産、園芸などのおきなわブランド産地の育成によります農林水産業の振興、そして製造業や建設業の振興、雇用拡大と産業振興に取り組んでまいりました。さらに、那覇空港の国際物流拠点化の推進や世界最高の研究・教育水準を有する大学院大学の設置推進など、沖縄県の持続的発展を支える基盤の整備に取り組んでまいりました。

加えて、保育所入所待機児童の解消対策や妊婦健診の拡充、そして離島・僻地の医師確保対策、これらを初め新石垣空港の建設や伊良部架橋の整備によります離島・過疎地域の活性化、さらに県立病院の健全化に向けた取り組み、その他多くの振興策につきまして事業化を図ってきたところでございます。これら振興策の実施により、就業者数の増加や失業率の改善、そして入域観光客数や国際貨物取扱量の増加など、産業の振興や県民福祉の向上につきまして着実に成果を上げてきたものと考えております。

今後とも、これら振興策の推進とともに、国に求めています新たな沖縄振興策の実現により、「沖縄21世紀ビジョン」で示されました沖縄の将来像の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の固定化を避ける対策等についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は、同飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。

県としては、今後とも総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて県外移設に向け取り組むよう、粘り強く求めるとともに、国民世論を喚起するため、シンポジウムの開催などさまざまな方策を検討し実施することとしております。また、米側にも沖縄の実情と県の考え方を理解してもらう必要があると考えており、去る9月の訪米において、有識者等とのネットワークの構築を図るとともに米議会議員と意見交換を行ったところであり、今後とも米政府への訴えを含め、こうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、経済連携協定の協議が加速していることと振興計画についてお答えいたします。

世界経済のグローバル化が進む中、通商貿易国家ともいえる我が国にとって、貿易の自由化は常に直面している課題であるといえます。政府は、昨年11月に我が国に特に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携協定については、特定品目に配慮しつつ、交渉を通じて高いレベルの経済連携を目指す趣旨の方針を閣議決定しております。

去る11月11日に総理が交渉参加に向けて関係国との協議入りを表明したTPPについては、幅広い分野における水準の高い自由化交渉であると言われております。

一方、新たな計画は、21世紀ビジョンで県民が描いた将来像の実現に向けた取り組みの方向や基本施策を明らかにしたものでありますが、TPP等による環境変化があっても、計画の目的である将来像の実現等に変更をもたらすものではないと考えております。

沖縄県としては、今後とも政府が公表する情報を注視しながら、どのような影響が生じるのか見きわめてまいりたいと考えております。

次に、振興計画の進捗状況についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の実現の見通しについてお答えいたします。

沖縄振興一括交付金については、平成24年度概算要求組替え基準や政府から示された「新たな沖縄振興の検討の基本方向」（沖縄政策協議会）において、「一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされており。

沖縄県においては、11月28日にも藤村内閣官房長官を初めとする政府関係要路に対し総額3000億円の確保と使途の自由度の高い沖縄振興一括交付金の実現に向けて要請をしてまいりました。沖縄県の要望については、現在、国の予算編成過程の中で調整が進められているところであり、政府予算案において沖縄県の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の実現されるよう、引き続き政府に求めているところであります。

次に、政府税制調査会の沖縄振興税制要望に対する見解についてお答えいたします。

沖縄振興税制については、去る12月1日に開催された政府税制調査会の調整結果報告の中で、「政府内において折衝を継続していることなどから判断を保留するもの」とされており、検討が行われているところであります。

沖縄県としましては、この後策定される税制改正大綱に、今後の沖縄経済の新たな展開に資する沖縄振興税制が確実に反映されることを期待しているところであります。

次に、今回の基本計画・基本プロジェクトとこれまでの計画との違いについてお答えいたします。

復帰後40年を経た現在、グローバル経済の進展とともに本県周辺のアジア諸国が目覚ましい成長を遂げる中、我が国は地方分権、環境問題等への国民的関心の増大、人口減少、少子・高齢化など大きな時代潮流の変化に直面しております。また、本県においてもこれまで以上に自然、伝統文化、安全・安心な暮らしなどを求める県民ニーズの変化や基地跡地の整備、離島の振興、公共交通システムの整備など、本県固有の課題もより顕在化しつつあります。

このような状況を踏まえ、今回の計画は離島性ゆえの不利性の克服や全国的に人口減少となる中、なお人口が伸び続けている地域であることなど、沖縄の持つ潜在力の発揮、発展するアジアの活力を取り込み、我が国経済を牽引する可能性のある種々の沖縄の特性に適合した県の主体的施策展開をより可能とする県計画として策定することとし、これに国の支援を受ける仕組みとすることとしております。

本計画では、現沖縄振興計画の「民間主導の自立型経済の構築」を継承する「強くしなやかな経済の構築」と、これにより支えられる「沖縄らしい優しい社

会の構築」を施策展開の基軸に位置づけ、「沖縄21世紀ビジョン」で示された県民が求める5つの将来像の実現に取り組むとともに、「基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用」や「離島の条件不利性克服と国益貢献」などの固有課題の克服・解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、沖縄特別振興対策調整費の増額についてお答えいたします。

沖縄特別振興対策調整費は、内閣府に計上されている使途未定の補助金で、沖縄県の要望に応じて内閣府が財務省の承認を受けた後、所管省庁へ予算の移しかえを行い事業を実施しております。従来の補助金に比べると、機動的な事業の実施が可能となっております。しかしながら、省庁の縦割りの弊害など国の協力が得られず事業化を断念するものもございます。また、個々の事業ごとに財務省の承認を得る必要があることなどから、事業数が多くなるほど事務的負担が増大することもあります。そのため、県では、新たな沖縄振興のために必要な事業を主体的に選択できるように、各省庁への移しかえを行わず、内閣府で計上して執行できる予算で特別調整費より自由度の高い沖縄振興一括交付金（仮称）の創設を国に求めているところであります。

次に、那覇空港についての御質問の中で、那覇空港の離発着状況等についてお答えいたします。

那覇空港における国有機及び旅客機を含めた年間の離発着回数は、平成21年で約12万5000回となっております。滑走路1本の空港としては、年間の離発着回数が福岡空港に次いで全国で2番目に多い現状となっております。

次に、那覇空港ビルディング株式会社の状況についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社の状況について、同社の2011年3月期の決算報告によると、売上高は前期比2.4%増の93億600万円、経常利益は13.3%増の11億3400万円、当期純利益は15.4%増の6億3900万円、利益剰余金は13.2%増の54億8900万円となっております。また、同社は4月より4部8課から2部4課に組織再編を行うとともに、6月より取締役数を16人から13人に減らしてローコスト体質を構築するなど、経営基盤の強化に努めていると聞いております。

次に、国際線旅客ターミナルビル改築計画の進捗状況と課題についてお答えいたします。

新国際線旅客ターミナルビルの整備については、事業主体である那覇空港ビルディング株式会社が、昨年度の基本設計に続き現在実施設計を行っており、次年

度以降2年間で建設工事を行い、平成25年度末を目途に供用する予定と聞いております。

県としては、同社に対し極力早期の供用開始ができるよう申し入れており、引き続き同社及び国等の関係機関と連携して早期整備に向けて取り組んでまいります。

次に、J T Aに対する県の支援体制についてお答えいたします。

現在、J T Aにおいては、機材更新への対応や格安航空会社の新規参入、さらには燃料高騰など同社を取り巻く経営環境の変化に対応すべく、資産効率や生産性の向上のほか、固定費の削減などを内容とする構造改革に取り組んでおります。

一方、県では、生活路線である離島航空路線の確保・維持を図るため、同社への補助金交付などの支援を行っております。

県としましては、J T Aの経営の健全性及び航空路の確保が重要であると考えており、今後とも株主として事業計画や経営状況について意見を述べていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、中国並びに台湾との歴史、地勢、経済的関係をさらに構築する政策についてお答えいたします。

平成24年は日中国交正常化40周年を迎える節目の年であると同時に、沖縄・福建友好県省15周年でもあります。現在、県においては、中国との相互連携の強化や沖縄の魅力発信につなげる交流事業等の取り組みを検討しているところであります。また、沖縄県の経済振興を図っていくためには、成長が著しい中国を中心とするアジア諸国の活力を取り込むなど国際経済を大きく視野に入れ、輸出型産業の育成やアジアと連携したI T産業の振興、航空路線の拡充等による海外観光客の誘致拡大、国内外からの投資促進などを戦略的に展開していくことが重要であります。

その一環として、沖縄県では、北京市に沖縄県産業振興公社を通して事務所を年度内に設置する予定であり、台湾、上海、香港などの他の海外事務所とも連動させ、観光客誘致や沖縄物産の販路拡大などに取り組んでまいります。また、県内企業の海外展開を促進していくため、「万国津梁産業人材育成事業」による国際的にネットワークを有する人材育成を行うとともに、製造業、農林水産業、情報通信関連産業等が一体

となって海外展開に向けた戦略的な取り組みを促進してまいります。

続きまして、同じく知事の政治姿勢の中の、ハローワークや能力開発、職業訓練の国・県・市町村の連携強化についてお答えいたします。

本県の雇用情勢の改善のためには、ハローワーク等の国・県・市町村が密接に連携し、諸施策を効果的に実施することが重要であります。このため、「地域雇用創造推進事業」を県内5地域の市町村において実施し、それぞれの地域で雇用拡大を図る事業への支援や人材育成等に取り組んでおります。また、みんなでグッジョブ運動では、新たに地域において産官学が連携した協議会を設置し、地域の雇用課題の共有と相互協力によりその解決に取り組んでまいります。さらに、国・県の公共職業能力開発施設では訓練対象者、訓練内容が重複しないよう連携を図りながら、職業能力開発機会の提供の充実を図っております。

県としましては、地域の実情に合った雇用対策を推進していくため、引き続き国及び各市町村との連携を強化してまいります。

次に、振興計画の進捗状況についての御質問の中の、県内中小企業を元気にする税制と輸送費低減の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県では、将来の沖縄経済を牽引し得る地域産業の活性化を促進するため、沖縄産業イノベーション制度の創設と投資税額控除や適用地域の拡充等について国と調整を続けているところであります。

御質問の中小企業を元気にする税制については、去る11月30日に全国一律の制度として中小企業者等に対する法人税率の引き下げ案が国会において成立したところでありますが、新たな制度で沖縄県が求めております産業イノベーション制度は、沖縄版の中小企業を元気にする税制の一つと考えております。

輸送費の低減につきましては、沖縄県が本土市場から遠隔地にあり、製造業等の中小企業に限らず農林水産業等の振興にとっても県外輸送コストの低減は大きな課題となっております。このため、県としては、現在、国に要望している沖縄振興一括交付金等を活用し、輸送費の低減に向けた施策が実施できないか、関係部局で連携して検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 子供の貧困対策及び県内の生活保護世帯の状況と自立支援策についてお答

えいたします。

ここ数年の県内生活保護世帯の動向を見ますと、全国と同様に増加傾向で推移しており、平成18年度の1万4846世帯が、平成23年7月には2万1256世帯となっております。子供の貧困については、格差が固定化した次の世代に連鎖していくことを防止することが重要な課題であると考えております。そのため、県においては、生活保護や子ども手当を初め就学援助や児童扶養手当など、生活困窮世帯に対する経済支援を行うとともに、各種相談支援等を行っております。今後は、貧困の連鎖を起こさないよう、生活の援助だけでなく自立の取り組みについても教育庁を初め関係機関と連携し、対策の充実を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル工事問題の責任の所在についてお答えいたします。

今回の問題の責任については、11月30日に開催した第三者委員会において、今回の問題の原因の検証や請負者からの返還の可否も含めて審議することとしており、その結果を踏まえて責任の所在を明らかにしていく考えであります。

次に、農連地区防災街区整備事業についての御質問の中で、現状と課題についてお答えいたします。

本事業は、「那覇市農連市場地区防災街区整備事業準備組合」を事業主体として、平成22年度国庫補助採択され、23年度に組合設立認可、27年度の工事完成を目指してきたところであります。本事業は、宿泊施設を計画していた企業が事業参加の見込みがないこと、また、分譲住宅を計画している企業との調整に時間を要している状況であることから、事業計画の見直しが必要となっております。

このような状況のため、事業計画の再検討及び事業進捗のおくれが課題となっております。可能な限り早急に事業計画を見直し、計画どおりの事業進捗を達成するように、県としては、那覇市及び準備組合と調整を行っていきたいと考えております。

同じく農連地区整備事業で、個別利用区などの権利変換計画の覚書締結についてお答えいたします。

当該事業の個別利用区を計画する上で覚書締結の必要性について検討している街区があります。その対象となる街区については、国土交通省との調整により県が「権利変換を希望しない旨の申し出」による転出補償金を受け、そこで施行者に帰属される保留地を特定

分譲することにより、県が個別利用区を取得できないか、また、その際、事業計画認可申請までに特定分譲に係る覚書の締結が必要か検討している状況であります。

同じく農連地区整備事業で、ポケットパークの検討状況についてお答えいたします。

那覇高校前から開南交差点を経由し与儀交差点までの延長約800メートルについては、真地久茂地線の街路事業として、平成19年度から幅員28メートルの4車線の拡幅整備を進めているところであります。当該道路の整備の一環として、南部圏域と那覇市を結ぶバス交通の拠点で、バス利用者の乗降等で人が集まる新栄通り側の開南バス停背後地に、バス利用者や歩行者の滞留場としてのポケットパークの設置を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 振興計画の進捗状況についての御質問で、離島児童・生徒支援センター（仮称）の進捗状況についてお答えいたします。

現在、複合施設である「離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）」の設置を国へ要望しているところであります。国からは、寄宿舎を設置してはどうかとの提案を受けていますが、新しい計画の中の制度提言という機会をとらえ、引き続き多様なニーズに対応できる離島児童・生徒支援センターを要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 答弁ありがとうございました。

それでは、まず当局のほうから、農連市場の再開発についてなんですが、この再開発は22年から国庫補助で補助対象になっているんですが、22年の補助対象事業、そして23年度の補助対象事業、これはどういう形で金額とか変化していくのか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 22年度は実施設計等で3000万円を予定し実施しております。23年度は組合設立認可、事業計画認可等を予定し、約3億7200万を予定しておりましたが、計画がおくれていることから、予算の変更が生じております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 本来22年度に使うものが23年度、今やっているわけですね。23年度（今年度）でやるべき補償だとかいろんなもの含めて3億7500万がこの事業

のおくれということでどうなるかわからない。この3億7500万、今年度やった事業というのはどうなるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今年度使う分を残して、一部執行できる分は頑張りますけれども、ちょっと見通しが厳しい分は別のほうに予算を変更したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 執行できないということは、これは別になる。だから24年度（新年度）に関してどうするんですかと。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今年度予定した分を新年度に予算要求する形で、予算要求を見直ししているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この再開発は本当に那覇市の中心市街地の核となる部分なんですよね、知事。それで、当初、ホテル、宿泊施設ができないということでこれをまた変更するわけですね、利用計画。それが無理だという形になってきたものですから、でも経済状況を見ると、マンションをつくるディベロッパーさんもなかなか経済状況うまくいかないというものからすると、戸数を減らさないといけないんだということになってくると、これは再開発の保留床の金額が合わなくなってくるわけですね。ちょっとその分からすると、建築するディベロッパーさんも、建築のほうも我々がディベロッパーの責任を持ちますと。マンションの建築は責任を持ちますよと言ったんですけれども、先ほどの答弁のほうでそのマンションのほうも今危うくなっている状況がある。ということは、皆さんこれはどういうふうな把握をされているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 当初の計画ではホテルの見込みがあったものですから、マンションの計画もそれに応じた戸数を計画していたんですけれども、ホテルの見込みがちょっと厳しいものですから——もちろん今も当たってはありますが——マンションのほうからはその規模を縮小するというのが提案されております。その中で、県としては、那覇市とともに事業計画が成り立つような計画に向けて今、調整してい

るところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この部分でもう一つの問題は、権利変換になってくるわけですね。その権利変換の覚書をどうつくるかによってこの事業はまた進んでくるわけですが、なかなか土建部のほうと管財を担当している総務部の見解が違うわけですよ、この権利変換に関して、覚書をどうするんだと。先ほど部長の答弁は、金銭を云々して買い戻しということが土建部のものではあるんですが、総務部は法令、いろんな形を見るとなかなかそういうわけにはいかぬということがあるんです。これは総務部、どういう見解になるんでしょう、この権利変換に関して。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど質問にありましたように、70%は県有地になっているわけです。県としては、この県有地の部分、旭橋再開発と違って権利床は求めない、土地を求めたわけですね。その土地を求めるとなると、個別利用区を設定してそれを確保するということになるわけですが、この事業の中では県有地の中はほとんどが借地になっているものですから、その区別そのものは個別利用区をとるわけにいかない、権利者がいるものですからね。そういう関係で言いますと、今言った形で保留地との部分で何とか調整しながらやる手があるんですけれども、今、覚書という提案が土木のほうから出されておりますけれども、これにつきましては、例えば既得する保留地がどこに、何に利用されるのかとか、それからもう一つは、予算経理上の問題で、今覚書を即締結するというわけにはいかないだろうという課題がありまして、その課題解決も含めて今、土木建築部と調整しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ありましたように、7割は県の所有でありますので、やっぱり総務部も土建部と一緒に、どうあるかということをしつかりと調整をして、早目にこの解決をしてもらえればありがたいなというふうに思っています。

もう一つ、県の個別利用区の活用はこの農連の再開発によって最も重要な場所になるんですよね、その部分は。4カ所もあるわけですから、その活用をどうするかということになるんですが、この分の提案ですね、部長、那覇市さんとかその準備組合さんのほうからどのような提案がされているんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 那覇市からは駐車場の計画が今、提案されているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 駐車場の提案、これは前々から私もその分でのお話もさせてもらいました。

もう一つ、知事、今、県立郷土劇場がいろんな形で誘致をということになっているんですが、この県立郷土劇場やっぱり7割は県の所有であるわけですから、その郷土劇場を向こうにもって行って農連市場を活性化していく中で平和通りとか国際通りにつなげていくことができるんじゃないかなと思うんですけれども、知事、この県立郷土劇場という提案というのをどう受けとめますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） ただいま御提案のありました件につきましてですけれども、現在、ちょうど文化交流発信拠点の検討委員会を開いております。その中でこれまでもお話ししてまいりましたけれども、今、そのあり方を含めて実際に検討を進めているところでありまして、その中で市町村から今8つ、要請・要望があります。那覇市のほうからはまだ要望がないものですから、ぜひそういったものを含めまして検討の中に含めて考えていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 県有地でもあるわけですから、その活用という意味からすると、この郷土劇場をここに作るというのは最もいい方法じゃないかなというふうに思っていますので、ぜひ検討のほうもよろしくお願いをいたします。

この事業、先ほどちょっと事業計画を見直さないといけないというところがありましたので、県はなかなか協議会のほうにこれまで参加するという機会がなかったと思うんですけれども、これから協議会に対して県はどのように対応されていきますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほど申し述べたように、平成24年度組合設立認可を目指しているために、23年度中にその判断をしないといけないことが

ら、積極的に参加して、那覇市と一緒に連携して調整に当たりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 7割の大地主であるわけですから、県がしっかりとかわって、その事業をしっかりと進めていくんだという決意をぜひなさってください。よろしく願います。

それでは、振興計画についてなんですが、私は9月の質問で、やっぱり沖縄の産業を育成するためには電気料金を低減化していく必要があると。もっと電力に関して政治的意思を示す必要があるんだということを質問をさせてもらいました。今回の質問の中にも輸送コストの低減ということを質問させてもらっておりまして、これは知事に何かというと、今、3・11の大震災、原発事故の中で水が問題になっているんですよ。沖縄から東北だとか関西だとか関東方面に結構水が送られているわけです。酒どころでもあります久米島、水も豊富にあるんですよ。その久米島で1日1万ケースですよ、本じゃなくて。1万ケースつくって水を販売する業者が、もう今の定期航路に乗せては間に合わないということで、自分で船をチャーターしても久米島から本島に水を送ると。沖縄からまた本土にという形でやっていきたいということが言われております。これを計画している方々がいて、部長、輸送コストの軽減のためには、我々、燃料だとか使用量だとかという軽減も必要なんですけれども、これは船の建造費、やっぱり船がないと輸送コストをどう軽減してもないわけですから、その船を例えば琉海さんなりほかの県内の運航している業者に建造費を例えば100%、いや100%は無理ということであれば90%を補助してその建造費を出すということの提案はどうでしょうかね。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 物流コストの低減は、先ほどの久米島の件も含めて非常に大きな課題でございます。それで、現在、企画部、農林水産部、商工でいろいろどういう方式がいいかということも含めて、どのぐらいの額が必要かということも今後具体的に詰めないといけないわけですが、2つの方法が考えられるわけですね。1つは、毎年予算を措置して助成していく方法、もう一つは今、議員がおっしゃる船舶を購入して何らかの形でそういう仕組みができるのか。どちらがコスト的に安くなるかということを考えてみた場合に、実は琉球海運さんにも少し聞いてみて、船の耐用年数は15年、大体R O R O船ベースで言うと15年です。減価償却、残存価額を除いて仮に9割

ぐらい補助した場合に、船の輸送コストというのは人件費等が約30数%かかります、船員とかそういうもの。それから地上コスト等がかかかりますので、大体2分の1ぐらいの輸送費の軽減にはつながらんのかなと。そうするとR O R O船、1万トンクラスだと約50億から60億ぐらいかかる。これが15年で安定的に活用できれば、そのほうがコスト的には安くなる可能性はあるということですが、そういう船を行政が購入して琉球海運さんなりそういう仕組みが可能なかどうか、この辺はいろいろ検討しなきゃいかぬですが、一つの案としては受けとめておきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 沖縄の物づくりになるとこの輸送コストの軽減が最も重要だと思いますので、その船舶をぜひ沖縄で公設民営化で、民間のほうにこれを委託してさせるということ。知事、船を買えば10年でその振興策が切れても船は残るわけですから、そういった部分でのコスト軽減にはもっていけるといいますので、ぜひその辺も検討してもらいたいなと。それと、コンテナをちゃんとリースして、それにも補助をしていくということをやってください。よろしくお願いします。

次に那覇空港、今の物流コストもそうなんです、やっぱり沖縄のリーディング産業の観光をこれからもっと伸ばすためには、那覇空港の平行滑走路、そして今、改築の計画が入っています国際線のターミナルということをやったり加速的にやっていかなければ対応が難しいんじゃないかというふうに思うんですね。那覇空港の発着回数が2010年では自衛隊の2万回ということも含めてくると13万回という数になっているんですが、部長、この発着処理能力というのは、この那覇空港はもうそろそろ限界の状態に近づいているんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 那覇空港の離発着の年間処理能力約10万5000回というふうに言われておりまして、先ほど答弁をさせていただいたとおり、21年で約12万5000回というふうなことで、これは非常に逼迫した状況になっていると認識をしております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 その限界を超えつつあるという中で、もうジャンボ機がないわけですよ。ジャンボ機がないものですから中型機、小型機になってくる。今、久米島のほうにおいてもジェット機が最終便で飛んでいたものが、これをR A Cにかえると。でも、週に2回飛ばします。週に1回だったものをもう一回ふやし

ますよと言うんですけれども、那覇空港は結局その離発着がまたふえるわけですよ、小型機がそういう形で。それプラス国外からの分が出てくるということになってくるわけですから、やっぱりそういう意味を含めてもっとふやさないといけないと。きょうも新聞を見ると、台湾とのオープンスカイでまた見込まれてくるといことがあるんですけれども、国際線の増便見込み、来年に向けてでもいいですが、どのような形で就航が見込まれているんでしょうか。

○企画部長（川上好久君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 来年の1月に中国国際航空、これは那覇—北京線を週2便で就航するということになっています。それからまた、4月上旬には台湾の復興航空が就航を計画をしているとこれはそういう報告があるというふうなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 海外からも呼ばないといけない、格安航空にも対応しないといけないということになると、平行滑走路はやっぱり早目につくらないといけない。しかし、国の空港特別会計というものは社会資本整備ということで統合されてきた。22年度の国の空港整備勘定というのは4600億あったものが、23年度は3600億ぐらいに減っているわけですよ。これはやっぱり各地方空港がそういった燃料の部分を下げてくると、利便性をよくしていこうということをやっているわけですから、その収入が減ってくるということなんですけれども、我々の滑走路の増築計画は、アセスで3年、概算工期7年、事業費1900億という見積もり方をしているんですが、これは財源の確保をどうするんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員が言われるように、空港整備特会、空港整備勘定は非常に厳しいという話を聞いております。しかしながら、沖縄県的那覇空港の離発着の状況については国のほうも十分理解をしてもらっております。そういう意味では、国のほうとも連携をしながら早目に着工が開始され、また完成ができるような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 知事、国土交通省の事業課長に電話

をしたら、アセス3年が来年で終わりますと。ところがそのアセスが決まったからすぐ着工だという話ではなくて、それを検討していくということになるわけですから、やっぱり仲井眞知事が国土交通省にこの那覇空港は重点空港なんだということで重点化をぜひ国土交通省に求めるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御指摘のとおり、心持ちおくれぎみに展開していきまして、アセスが来年度で終わりなんです、本来なら並行して設計に入りいんなことが可能なんです、今、国交省との調整がおくれぎみになっております。自衛隊の分も含めてこれはかなりいろんな便がいろんな地域から入ってきていることと、あわせて機体が小型化しているというようにことも影響を受けてか、便数が非常に多くなってタイトになっています。おっしゃるようにぜひこれはまた改めて国交省に強く要請をして、あれは国の空港ということで早く滑走路を完成させてもらいたいというのは強く我々も申し上げていますが、航空局長との話でもPFIも含めてちょっと別の形も含めて早く完成する方法を我々も研究をし、国交省と早く完成する方向で展開できるように頑張っていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 国際線旅客ターミナルなんです、那覇空港ビルディング株式会社の県の今の株式割合と、その役員の役員報酬、その内訳と職員の総数、そのまた内訳をちょっと教えてもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後0時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 平成23年12月1日時点における同社の株式総数3万5000株のうち、県の持ち株数は1万524株で約30.1%の出資比率となっております。それから、県のほうから取締役として1人出向をさせております。そして、個別の報酬の額はちょっとわからないんですけれども、取締役、那覇空港ビルディング全体で13名おりまして——これは常勤・非常勤を含めて13名で——報酬の全体が5238万6000円とい

うふうなことでございます。

○當間 盛夫君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)は取り下げます。

(2)、消費税増税に対する知事のお考えをお伺いいたします。

(3)、指定管理者制度と雇用問題について知事の認識を伺う。

(4)、浦添看護学校譲渡についての課題を伺う。

2番、教育・福祉・医療行政について。

(1)は取り下げます。

(2)、認可保育所入所基準について伺う。

(3)、知事公約の少人数学級の達成状況を伺う。

(4)、認可外保育施設支援への取り組みを伺う。

(5)、学童保育支援への取り組みを伺う。

(6)、社会福祉法人や医療法人の公的役割と責任を伺う。

3、土木建築行政について。

(1)、県発注の公共工事の課題について伺う。

4番、防災行政について。

(1)、消防広域化の進捗状況を伺う。

(2)、県全体の防災対策について伺う。

5番、選挙について。

(1)、社会福祉法人や医療法人における不在者投票や代理投票の取り組み状況を伺う。

(2)、社会福祉法人等での不在者投票や代理投票の違法取り締まりに対する県警の対策を伺う。

6、我が会派との関連質問について。

(1)番、一括交付金の金額はいつ決定するかを伺う。

(2)番、知事は普天間基地の辺野古移設は事実上不可能としている。一方で環境影響評価書が政府から提出された場合行政手続を進めていくとしているが、それは矛盾していないかを伺う。

(3)番、不発弾処理について、県は、業界団体と精力

的に対策を講じるべきだと思うが、見解を伺う。

(4)番、国際線ターミナルの建てかえは県内企業優先発注にすべきだと思うが、県の見解を伺う。

(5)番、病院事業局長は、各県立病院の現状や課題を知事に報告し課題解決に向けて取り組んでいるかを伺う。

(6)番、県議会で議論されている県立病院の問題は、検証委員会に報告され、検討されているかを伺う。

最後に、ボンド制度の課題についてどのように進んでいるか、与世田副知事に伺う。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁いたします。

まず、教育・福祉・医療行政の中で、学童保育支援への取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

学童保育への支援につきましては、放課後児童クラブへの運営費等補助を行うとともに、平成22年から学童保育支援センターを設置し、各クラブへの相談援助業務や指導員研修会等を実施いたしております。

沖縄県といたしましては、今後、放課後児童クラブの公的施設利用の低い状況を踏まえ、市町村に対し公的施設活用の整備計画の策定を求めるとともに、公的施設活用の施設整備につきまして、自由度の高い沖縄振興の一括交付金などができますとこれを活用を含めて検討し、前向きにまとめてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 赤嶺昇議員のボンド制度の課題への取り組み状況についてお答えいたします。

県では、米軍発注工事の受注における最も大きな課題は、発注規模の大型化により、県内業者がボンド枠を確保できないことと考えております。そのため、在沖米軍等に対し、米国ミラー法の免除規定適用等について要請を行ってしましたが、米軍側からは対応困難との回答を受けております。また、新たな沖縄振興に向けた制度として、沖縄振興開発金融公庫等によるボンド支援制度の創設を国に要望しておりますが、法律の改正が必要であることなどの課題が指摘されたため、融資の仕組みを活用した制度を再提案しているところです。県としては、米軍側に対し、分離・分割発

注などを含め、実質的な入札要件の緩和に向け調整を行っていくとともに、国に対しては柔軟な法解釈による制度創設を求めていくこととしております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢に関する質問のうち、消費税増税についてお答えいたします。

消費税は、他の税目と比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で、国・県・市町村における安定的な財源確保のため、その役割は重要と考えております。現在、国において「社会保障と税の一体改革」に基づき、増税の時期や国と地方の配分、また逆進性に対する具体策等が検討されているところであり、県といたしましては、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

次に、指定管理者制度と雇用問題についてお答えいたします。

指定管理者制度は、民間事業者を含む幅広い団体の中から、地方公共団体が指定する団体に公の施設を管理代行させる制度で、民間能力の活用によりサービスの向上と経費の削減を図ることを目的としております。指定管理者制度により、民間における雇用機会の創出という効果がある一方、指定期間終了時に指定管理者の従業員の雇用についての問題が発生することとも考えられます。そのため県としましては、指定管理者に対して労働関係法令の遵守を強く求めるとともに、継続雇用や他の企業へのあっせんなどを促しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 浦添看護学校譲渡に係る課題についてお答えいたします。

新たな看護学校設置に係る学校認可の手續と在学生の引き継ぎがスムーズに行われることが課題と考えております。

県立浦添看護学校民間移譲に当たっては、「保健師助産師看護師法」に基づく看護師養成所並びに「学校教育法」に基づく私立専修学校として新たに設置申請を行う必要があります。これらの申請手續について9月に専修学校の設置に係る県の第1回審議会、11月に看護師養成所の指定に係る国の実地調査を終了しており、手續は順調に進んでおります。また、専任教員については、現在、在学生の引き継ぎを円滑に行うため、4名の教員が浦添看護学校において実務研修とし

て学生指導に当たっております。新たな学校設置には、学校教育法等に基づき、設置者による校舎等の所有が要件となっていることから、本議会に「校舎等の財産処分」を提案しているところです。

学生の教育環境を支障なく引き継ぎ、看護師養成が継続してできるよう、議員各位の御理解をよろしくお願いいたします。

認可保育所入所基準についてお答えいたします。

保育所入所児童の選考基準については、児童福祉法や国の通知に基づき公正な選考となるよう、客観的な選考方法や選考基準を保育の実施主体である市町村において、地域の実情を踏まえて定めることとされております。これにより、各市町村では、保護者の就労状況、出産や病気などの身体の状態、看護すべき病人の有無といった家庭の状況等が選考項目とされ、その状況の程度に応じて入所の優先度を判定する仕組みになっております。

続きまして、認可外保育施設支援への取り組みについてお答えいたします。

認可外保育施設については、入所児童の処遇向上が課題であります。同施設への給食費助成については、入所児童の一層の処遇向上のために、平成23年度当初予算において新すこやか保育事業を拡充しております。また、待機児童対策特別事業基金を活用した認可化促進による保育所定員の増を図るとともに、研修会などを通して認可外保育施設の質の向上に努めております。

県としましては、今後も待機児童解消のために待機児童対策特別事業基金の継続・拡充や、一定の質を確保した認可外保育施設への支援措置などが必要であると考えております。その実現に向けて、内閣府などと連携し、取り組んでいるところであります。

社会福祉法人や医療法人の公的役割と責任についてお答えいたします。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に社会福祉法の規定に基づき設立された法人であります。社会福祉事業は、入所施設等を運営する第一種社会福祉事業と通所や在宅福祉サービスを提供する第二種社会福祉事業があり、ともに公共性の高い事業となっており、営利を目的としない法人であります。

また、医療法人は、医療事業を行うことを目的に医療法の規定に基づき設立された法人であります。医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たす責務があります。

続きまして、我が党派関連の、県立病院の経営再建検証委員会の検証についてお答えいたします。

県では、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、病院事業局が取り組む経営再建の成果を検証するため、「県立病院の経営再建検証委員会」を設置しております。

検証委員会は、有識者等の意見を聴取し、当該意見を県の意思決定の参考とするために開催するいわゆる会合の位置づけであり、繰出金や定数等そのものの検証を行う場所ではなく、病院事業局が試算した収支推計をもとに、検証項目の一つである持続的な経営の健全化が達成される見込みがあるかを検証しているものであります。病院事業局が第2回検証委員会に提出した収支推計においては、平成24年度以降の繰入金を50億円として試算したこと、また、一般5病院で7対1看護体制の導入を見込んでいることが説明されておりますが、決算特別委員会後に開催された第3回検証委員会へ再提出された収支推計では、これらのことについての変更は行われておりません。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育・福祉・医療行政についての御質問で、少人数学級の達成状況についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生で加配定数を活用し、30人学級を実施しております。今後につきましては、市町村教育委員会の意向、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築行政について、県発注の公共工事の課題についてお答えいたします。

近年、公共事業費が削減されており、県経済への影響や道路・港湾等の社会資本整備のおくれが懸念されることから、公共事業予算の確保と効率的・効果的な事業執行が求められております。また、公共工事の品質確保と建設業の健全育成に向けて、総合評価方式等も含めた入札契約制度の改善が必要と考えております。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 防災行政について、消

防広域化の進捗状況についてお答えいたします。

平成22年度の「沖縄県消防広域化等研究協議会」における協議結果を踏まえ、本年4月に「沖縄県消防広域化推進協議会」が設立されました。同協議会においては、平成25年度からの消防広域化の実現に向け、これまで市町村長で構成される協議会が3回、副市町村長や消防長等で構成される幹事会が5回開催され、広域化後の組織体制や財政負担等について協議が行われ、各市町村は来年度からの法定協議会への参加につき年末までに決定することとなっております。一方、同協議会へは、浦添市、うるま市及び宮古島市が発足当初より参加を見合わせており、那覇市は11月の段階で来年度の法定協議会への不参加を表明しております。

県としましては、消防広域化により、管理部門統合による現場対応職員の増加、災害発生時の初動体制の強化、統一的な指揮下での効率的な部隊運用、窓口一本化による関係機関との迅速な連携などの災害対応力の強化が図られ、このメリットを最大限に生かすには、県域1ブロックでの広域化が望ましいものと考えております。このため、不参加を表明している4市を初め、各市町村の意見を十分に聞いた上で、全市町村が消防広域化に参加できる枠組みづくりについて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、県全体の防災対策についてお答えいたします。

県においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、「沖縄県地域防災計画」の見直しを本年度中に行うことを予定しております。

本年9月、琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の取りまとめにおきまして、今後の防災計画見直しの方向性として、1、住民の「地震・津波からの避難対策」や「防災意識の啓発・普及」が重要であること、2点目、少なくとも海拔5メートルを最低限度の浸水域として設定し、これより高い場所への避難対策をとることが必要である一方、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波対策も講じるべきであること、3点目、県においては、海拔高度の明示などにより、市町村における避難対策の強化や、住民が地理的特性を把握できるよう支援する必要があることなどの御提言をいただきました。同委員会の御提言等を踏まえ、避難訓練や防災教育の充実等による住民への防災意識の啓発普及や、地域特性を勘案した避難所や津波避難ビルの指定など、住民の津波避難対策に重点を置き、課題の分析と今後の対策強化等につき、検討を進めているところであります。今

後、国の防災基本計画の見直し状況も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携し、沖縄県地域防災計画の見直しを早急に進めてまいります。

次に、我が会派との関連質問の中で、知事が辺野古移設を事実上不可能としていることと、環境影響評価書手続を進めることは矛盾しないのかという御質問にお答えいたします。

政府は、「普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を、年内に提出できるよう準備を進めている」としてありますが、県としましては、政府要請の際や、関係閣僚が来県するその都度、「辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は、事実上不可能である」旨、繰り返し申し上げてきたところであります。環境影響評価書に関する手続は、環境影響評価法及び県条例に基づくものであり、提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、県は業界団体と不発弾処理対策を講じることにについてお答えいたします。

不発弾処理については、国・県・市町村等で構成される「沖縄不発弾等対策協議会」において、関係機関が連携し、不発弾の磁気探査と処理の加速化に努めているところであります。また、同協議会においては、「一般社団法人沖縄県磁気探査協会」から講師を派遣していただき、磁気探査会社や建設会社等を対象に、磁気探査研修を開催するなど、業界団体との連携のもと、不発弾の磁気探査を促進しているところです。

県としましては、今後も業界団体等との連携を強化し、県内における不発弾の処理が安全かつ速やかに実施されるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 阿波連本伸君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君） 不在者投票及び代理投票の取り組みについてお答えいたします。

県選挙管理委員会が指定している不在者投票施設は、平成23年11月30日現在で148施設でございます。当該施設に入院または入所中で投票する意思がある選挙人が、投票日当日、投票所に行くことができない場合、選挙人が当該施設において投票用紙に候補者名を記載し、それを当該施設の長であります不在者投票管理者に立会人が立ち会いのもとに提出する制度であり

ます。また、その選挙人が自分で投票用紙に記載することができない者であるときは、その選挙人からの申請に基づいて、立会人の意見を聞いた上で代理投票をさせることができることとされております。

当委員会といたしましては、当該施設の不在者投票が適正に行われるよう、各選挙前に当該各施設あて不在者投票事務要領を送付して周知を図ることにより対処いたしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 選挙についての御質問の中で、社会福祉法人等での不在者投票や代理投票の違法行為の取り締まりに対する県警の対策についてお答えいたします。

全国の検挙事例を見ますと、投票偽造罪として不在者投票施設において入所者が実際に投票したように見せかけて施設職員が入所者の投票用紙に特定の候補者名を記載して投票した事例、不在者投票施設の職員が入所者の代理投票を行ったように見せかけて入所者の投票用紙に特定の候補者名を記載して投票した事例などがあります。また、選挙事務関係者の選挙運動の禁止違反として不在者投票管理者が入院患者に対して特定の候補者の名刺を交付するなどして、投票を依頼した事例などがあります。

県警察といたしましては、違法行為があれば厳正に対処する所存でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 我が会派との関連質問の中で、沖縄振興一括交付金の額の決定時期についてお答えいたします。

例年12月末には、内閣府沖縄担当部局予算も含めた政府予算案が編成され、閣議決定がなされます。沖縄県としては、この政府予算案の中で、沖縄振興一括交付金の総額が示されることになると考えております。

次に、新国際線旅客ターミナルビルの県内企業優先発注についてお答えいたします。

新那覇空港国際線旅客ターミナルビルの建設工事は、C I Q等国が整備費を負担する官庁施設を含んでおり、那覇空港ビルディング株式会社は、今後、国土交通省航空局と建設工事業務委託契約を交わし一括して同社が発注する予定としております。工事の発注は、関係法令等を踏まえ、参加資格等基準を満たした業者による競争入札が行われるものと考えています。

県としては、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、これまでも県内企業への優先発注及び受注機会の確保に努めており、那覇空港ビルディング株式会社に対しても県内企業へ配慮するよう申し入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 我が会派との関連質問の中で、各病院から提案される意見の集約についてお答えいたします。

病院事業局では、病院事業の円滑な運営を図るため、局長を初め各病院長などで構成する会議を適宜開催し、意見の集約や局としての対応策について協議を行っております。

今年度の実績としましては、各病院の運営方針や経営健全化の方策について検討する経営改革会議を年度初めに開催するとともに、その具体的対応策を検討するための病院事務部長会議を4回開催しております。そのほか、医師、看護師の確保や県立病院の診療の応援体制などを検討するため、病院長会議を毎月開催しております。病院事業局としましては、引き続き各病院現場との意思疎通や意見の集約に努め、県民へ必要な医療を安定的かつ継続的に提供できるよう、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 総務部長からお聞きしますが、消費税増税による県民、県経済への影響や県民生活への影響をどのようにとらえているかをお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） まず全国的な話でいいますと、今消費税5%で負担額は平均的に16万5000円です。これを仮に政府が今いろいろ検討されている10%に上げられますと約34万6000円が全国平均です。沖縄県内の消費税収は1045億円、そのうちの地方譲与税分は209億円ですけれども、人口1人当たりの消費税額につきましては、7万4340円という形になります。

沖縄県内への影響ですけれども、総トータルでやりますとあれですけれども、沖縄県の所得の割合が低い関係でいいますと、そのままいきますと低所得者層にはかなりの影響が出てくると考えています。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 仲井眞知事は、消費税増税に賛成ですか、反対ですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど少し答弁いたしましたけれども、財源の確保の意味でいいますと安定的な税金、そしてまた社会保障に使うという目的が一つございます。そういった観点からいいますと、社会保障に使われるのであればそれなりの効果を出すのかなと思っています。ただ、確かに県民所得が全国最下位という関係でいいますと、そのまま適応されますとかなり全国の人たちに比較してみれば厳しい状況が考えられますので、逆進性を是正するためのそういった方式なりをしっかりと検討してもらわないとなかなか厳しいのかなと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 厳しいということは、現段階では反対ということで……。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 全国知事会の財源確保の観点からいいますと賛成ですけれども、その場合でもやっぱり地方分に一定程度の消費税の配分が求められること。もう一つはそういった逆進性等々が考慮されることを条件とするのであれば、おおむね賛成だということです。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうすると、おおむね全国知事会も含めて、県内の今いろんな課題もあるんですけども、県の方針としては賛成ということで、もう一度。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど逆進性の是正の面とか含めて条件つきで全国知事会と同じ方向だということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そういう視点と、もう一方ではさっき言いましたように県民一人一人の影響を考えると、やはり全国知事会との足並みをそろえるのもいいんですが、沖縄の経済実態も踏まえて今後もう一回議論したほうがいいんじゃないかなと思います。

続いて、順不同でいきますが、浦添看護学校の譲渡について、さっきあったように坪単価10万を切るんですね。私は理解ができません。浦添市区選出の県議できょう前島さん、池間さんはいないんですけども、隣の佐喜真さんはいるんですけども、あのパークレーの近くで坪単価10万を切るという市場になっているかと。これは不動産2カ所に鑑定させたというんで

すけれども、私あの地域一帯を回っているんですよ。あれを10万で売ると言っているよと県は。皆、何と言っているかということ、自分が買いたいと言っているんですよ。皆さんは、県民の財産を本当にあの地域で坪単価10万で売るということは、これは問題にならないかなということを改めて、これは知事も多分知らないと思うんですが、もう一回鑑定し直したほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、部長いかがですか。大変な話だよ。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） お答えいたします。

我々は、県が依頼した鑑定士、それと向こうの相手方が依頼した鑑定士双方で鑑定して通常の……

○赤嶺 昇君 いや、いいですよ。それが適正というなら適正と言ってください。

○福祉保健部長（宮里達也君） それでどうしてほかのと違うのかといいますと、ここは学校に使いなさいという非常に限定した使用目的をずっと持ち続けないといけないものですから、通常の売買価格とは若干開きが出てくるのはもう仕方がないことだと私は思います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 あの近隣の住宅、企業、自治会、みんな驚いているんですよ。こんな金額で売買されることがあっていいのかという話があるので、私は地元ですのこれは本当に——これは土地のほうは議案にはなっていませんが——それが許されるかどうかということをやっぱり地元の皆さんのバランスも見て、幾ら学校用地としても課題じゃないかなと。この額にあえて設定したのかも含めて、ほかの不動産の皆さんもう少し慎重にするべきじゃないかなということを忠告しておきたいと思っております。

続いて……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 指定管理者制度の見直しについて何点かほかの議員からもあったんですが、指定管理者の見直しのたびに県と公社の団体から多くの失業者を結果的に——きのう総務部長も言っていたんですけども——生み出している現状が出てくると、知事が進めるグッジョブ運動に反しないかと思いますが、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 指定管理者制度というのは、やっぱり期間を限ること、それから公募にすることという条件で公募するものですから、やっぱりその一定程度の雇用期間という観点でいいますと、そういった雇用形態になるかと思います。

ただ一方では、この指定管理者制度、今まで県それから県の外郭団体等で委託していたものが民間に開放されるという意味でいいますと、民間の雇用を満たすという要素もありますので、そういった要素を加味しながらなおかつ継続雇用できるように指定管理者の皆さんに対して継続雇用を求めるということを県は実施しているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それでは男女共同参画センターで働く職員の雇用はどうなるのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 男女共同参画センター、現在2社がJVを組んで管理しております。今年度いっぱいですけれども、新しい指定管理者候補者も選定されております。県議会での継続雇用の決議を踏まえて、一応我々としては次期の指定管理者候補者に継続雇用の要請をしました。それについては指定管理の候補者である女性財団が配慮するという形で今検討をしているというふうに聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それではコンベンションビュローの職員の雇用についてなんですが、万国津梁館は今度ザ・テラスホテルズさんがとったようですが、いわゆるこのコンベンションビュローそのものは県が中心になってつくって、それで今専門的に請け負ってきたと思うんですが、今回ザ・テラスホテルズさんがとるということで、雇用の継続の問題とか、あと収益事業の万国津梁館がなくなるとコンベンションビュローの本体の職員の人件費とか、こういった課題が出てくると思いますが、それについてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） お答えします。

指定管理のこの募集要綱の中におきまして、その雇用に関する部分も再雇用を希望する者に関しましては、しっかりそれを考慮してもらおうというような一文がございます。あわせまして14名雇用がありますけれども、そのうちの正職員2名おりますが、この2名に関しても含めて同じようなことが言えると思います。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今、平田部長がおっしゃったように

継続雇用はぜひとも検討してもらって、それからグッジョブ運動ということで進めている中で、さっき言った民間になると新たな雇用という話をしているんですが、専門的な職場の場合はきのうも議論をされたんですけれども、もう一回、指定管理に移行してこの間課題が出てきたと思いますので、ぜひ検討する部分もあるかと思いますが、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 指定管理は今回でおおむね3回目という形になりまして、確かにいろんな問題点が出てきております。雇用の問題等々も含めているんなのが出てきています。指定管理の中でもやはりこの公物管理という観点からいいますと、やっている業務は業者への利用使用許可であったり、それからその部分の良好な管理を保つというような業務になりますので、公募してもいろんな事業者でも一定程度展開できるという観点を持っていますけれども、今回3回目の指定管理する場合に、ある一管理のほうにつきましてはソフトな面まで管理している。ソフトな面まで含めて指定管理を募集しているところがあります。そういうところの観点から考えますと、県の政策との密接な関連が出てくる指定管理もあります。そこについては公募しないという方法もあるかと思いますが、そこも含めて検討していきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 教育・福祉・医療行政についてですが、認可保育所の入所基準について、市町村によっては自営業の点数が低いというケースがあるように聞いていますが、その実情は知っていますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 入所の基準はそれぞれ市町村が客観的な選考方法、選考基準を決めていますので、幾つかの種類があるようです。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 市町村によっては、サラリーマンも自営業も同じ点数という市町村もあれば、自営業者というだけで点数が低い場合があるんですね。職業差別だと思いませんか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 一部の市町村においては、自営業者であることのみをもって雇用労働者よ

り点数が低く設定されている場合が御指摘のようにあります。また、市町村によっては雇用労働者より自営業者の点数を低く設定しているが、営業許可証の提出や青色申告を実施していることなどによる調整点を設け、結果として雇用労働者と同様に取り扱っている事例もあります。県としましては、調整点による加点方法の採用を含め、保護者の就労の実態に見合った選考基準を設定するよう、市町村に促してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ職業差別ととられないように対応していただきたいと思っています。

教育長にお聞きしますが、少人数学級を検討されるということなのですが、少人数学級を実現するために教員が何人、全体で必要で、財源は幾ら必要かをお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） お答えいたします。

全学年で少人数学級をするための必要な教員数は488人で、財源は約31億円から32億円と見込まれております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 必要な教室数は幾つですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 必要な教室数につきましては、362でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事は、1期目は30人学級の公約でした。2期目は少人数学級に変わったんですね。30人学級の場合の積算は大体60億余りだったんですよ。少人数学級になって35人学級もあるものですから、今教育長が言ったように31億ぐらいですね。この間1・2学年については少人数学級やっているんですが、これは県の負担もあるんですね。県の知事として掲げたこの公約で、県が単独で1円でも予算をつぎ込んだことがありますか、総務部長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 今現在、実は公立の小学校の1・2年生で実施しておりまして、ここに係る財政負担は約8億1900万円でございます。その中で、国負担が3分の1で、県負担が3分の2で5億4600万円を県のほうで負担しております。

○赤嶺 昇君 休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほど金額については申し上げました。県負担として3分の2の負担をしておりますけれども、これは少なくとも加配定数をしていく際の要求として、裏負担のいわゆる保証がなければ県負担もないわけですから、この8億1900万円の中には、当然そういった意味合いが含まれているという考えでございます。

○赤嶺 昇君 休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 加配定数以外にはございません。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事、5年たっているんですよ、知事が就任してからですね。30人学級はすべて少人数学級に行って、教育長がこの間ずっと他府県の状況を見ながらどうのこうのと言っているんですけども、公約は他府県の状況は関係ないんですよ。公約なんだから、やるかやらないかという話なんですよ。私が言いたいのは、県の予算では無理だと思っているんですよ。そこで、なぜ新たな沖縄振興予算一括交付金も含めて、その中に入れられないかということを言いたいんです。これについていかがですか。

それ以外の予算の確保も何かめどがあるんだったら出してもらって結構ですけども、例えば上原副知事、これはできると思いますか。僕はできないと思いますよ、それ以外の予算で。少人数学級を国の方針を待たずして県が単独でやろうとするんだったら、この新たな沖縄振興の中で一括交付金も含めて検討するべきだと思うんですよ。これを文科省が邪魔しているのはわかりますけれども、そこは検討に値すると思いますがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 一括交付金の話もございましたけれども、知事公約の達成については、これはもう財源のいかんを問わずにこれはやはりこの政策目標というのは達成すべきものだというふうにまず一つ、一般論としてであると理解をしております。

それから今のお話も、これはさまざまな財源の手当てをやっぱり検討し、それにふさわしいものを充てていく。そしてまた政策目標を達成をしていくと、そういう努力をやっぱりやっていく必要があるかと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 企画部長は何を言っているかわからないんですよ、はっきり言って。要するに、この一括交付金の部分でこの予算、これ以外で財源いかんを問わずと言いますが、財源なんですよ。財源がなくて少人数学級できますか、教育長。ボランティア、できませんよ。もうそろそろそういうような中途半端なやり方はやめましょうよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） やはりより教育効果を発揮できる制度にするためには、私ども少人数学級のあり方に関する検討委員会をことし設けました。と同時に、私も個人的に市町村教育委員会協議会の役員ともいろんな意見を重ねております。そういう中で少人数学級の推進方法についてさらに検討を進めていきたいと、こういう思いです。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、学童保育についてですが、この間公立民営、全国との違いが大分出ているんです。部長として公的施設の利用ということを答弁されているんですが、やはり各市町村と相談して公立民営の割合を引き上げていくという議論をするべきだと思いますがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 学童保育の公立民営の設置については、現状のいろんな社会的な流れなどもあってさまざまな課題があると考えられますので、我々としては公的施設活用を含めた事業の実施主体である市町村の意見を聞きながら公的施設の活用を含めてそういうことの改善に努めていこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 質問は、公立民営の割合が圧倒的に低いと、それを市町村と今後協議する考えはありませんかということでございます。

○福祉保健部長（宮里達也君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 県といたしましては、実施主体である市町村の保育の主管課長会議等で意見交換はしていこうかと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひお願いします。

土木建築部にお聞きします。より細かいレベルでの県発注の公共工事の積算内訳の公表をしてはどうかと思いますがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 業者の見積もりが容易となるように工事設計書に記載された各種の規格、数量を内訳明細書として明記するよう指示はしております。ただし、業界からは大まか過ぎるという意見もありますので、また精度の高いやはり見積もりが今後必要だという背景もありますので、今後他県の状況とか調べてより詳細な記載内容にする方向で検討したいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 手持ち工事量の評価項目で、落札決定日時点で受注業者が手持ち工事量の評価を反映してほしいという意見もありますがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 手持ち工事量の評価というのは、あくまでもより多くの業者の受注機会を確保するという目的がありますので、より申請期日に近い時点の評価にしたいということで、平成22年に7日前までに落札決定したものを改正したところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今の現状でもちょっと課題があるので、またぜひ意見交換をやっていただきたいと要望しておきます。

次に、配置予定技術者の能力の評価項目について、技術の継承及び若年者雇用の改善にもつながるように評価の改善を検討してはどうかと思いますがいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 総合評価方式の品確法に基づいてやはり実施しているものですから、その配置予定技術者の能力はやはり目的物の品質に大きく左右されるということで、重要な項目と認識しています。一方で、私たち若年者の雇用は今後の沖縄の建設業界のためにはやはり必要だろうということで、現在総合評価のほうでは評価をしてはおりませんが、等級格付基準の中で評価しています。他県の状況を見て総合評価の中でそれができかどうか前向きに検討したいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それから磁気探査の前倒し実施について、本工事発注前での磁気探査業務を実施するべきじゃないかと。工事が始まる直前にいきなり不発弾が発覚したりすると工期に影響があるということで、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） この点も業界から強く要請されて、最近でも不発弾の問題でいろいろ課題を残しています。それで県としては原則としてできるだけ工事実施前に磁気探査をするようにということをしているんですけれども、御存じのように地表面から掘削が深くなった場所でやる場合は、どうしても工事と一緒にやったほうが経済的であるし、しっかり確認もしやすいということで、工事と並行してやっている部分もありますので、ただしやはり住民の不安も取り除くためにも早目に先行して磁気探査して確認までやる方法で何とかできる範囲で努めたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひよろしくお願いします。

消防広域化について1点お聞きしますが、今非常に厳しい状況だと思うんですが、引き続き努力されるということをおっしゃっているんですけれども、これ断念するということもあり得ますか、広域化全体。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど答弁いたしましたように、現在任意協議会におきまして3市はこの任意協議会に御参加いただけなかった、また那覇市が11月に来年の法定協議会には参加しないという旨表明しているということなんですけれども、ただ県としましてはこの結論を出すのが12月末までと当初から決まっております。したがって、そこまでやはり県としては消防広域化全県一消防というものがこれは適当であると考えておりますので、ぎりぎりまで調整をしてみたい。その時点でやはり現在全市町村を回っ

ております。したがって、その意見を踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 飛び飛びで申しわけございません。一括交付金についてちょっとお聞きしたいんですが、ことしじゅうに出る、額が決まるということなんですが、この県が求めている3000億円を結果的に下回った場合とかはこれ非常に難しい判断だと思うんですが、一回けるんですか。それが3000億円なかったということで、一たんはそれは受け入れる額にもよるかもしれないんですけれども、3000億円はあくまでも知事の要望ですよね、3000億円は。それが結果要望している額から下回った場合は、国に対していやこの額ではできないということで皆さんは一たん断るんですか、どうするんですか、副知事。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 先ほど企画部長が答弁しましたけれども、年末といえますか12月の大体天皇誕生日の前後だと思えますけれども、政府予算が決定します。それが3000億に達しなかった場合に断るかという、それは断れません。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうですか。これは仮定の話ですので、ただこの額によってそれを一たん受け入れて、それからもう一回交渉するのか、どういうふうにとらえたらいいんですか。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 予算の要望をしているわけでした、これは要望が満額ないからといって受けられません、とりませんというわけにはいかないんです。それはできるだけ要望に近い額をとるために今でも我々はいろんな交渉をしておりますけれども、その結果がどうなるか、それによってとる、とらぬということではないです。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうすると、結果、県の意に沿わないような額が提示された場合に、やはり県民が非常に注目する部分だと思うんですね。いやそれでよしとするのかということも含めてその後の戦略はあるのかなのか、やはり多くの県民は心配しているんじゃないかなということだと思います。

ほかの質問に変えます。

社会福祉法人の公的役割について県警にお聞きしたいんですが、例えばある社会福祉法人で不在者投票をやると、その管理者は施設長とか理事長がやるんですよ。選挙法上そういう方は、特定の候補者の応援を

していけないということになっている規定があるんですね。それは本部長は御存じですか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） はい、知っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 昨年の知事選挙で、現教育委員の安里氏は知事選挙で福祉関係の部長をされて選挙運動に携わったように私は聞いております、見ておりませんけれども。ただ、このいろんな介護団体を集めるためのファクスが出ているんですね、この呼びかけの。そういうことが例えば偕成会という施設らしいんですけども、糸満では不在者投票がされているんですよ。これは本人はどこにいるかわかりませんけれども、こういう施設の理事長が一部の候補者の選挙に携わって、しかもその施設で不在者投票がなされる。それはもう一方では、この福祉関係何とか連盟というのをつくって選挙運動、その後の知事選挙の後の結果で、福祉票が今回は非常に助かったという記事が出ました。私は何が言いたいかというと、これはすぐどうのこの、抵触、今後はやっぱり気をつけるべきだと思います。選管も含めて社会福祉法人、医療法人、不在者投票。中には、なかなか自分の意思で書けない人もいる、非常にいろんな課題があって選管の目が届きにくいところになるので、ぜひそこを注視していただきたい。

もう一点は、候補者が選挙前にある特定施設に入って名刺を配って名前を連呼させるという事例もあるように聞いています。それも私は違法だと思っていますので、そこも注視していただきたい。

もう一点は、この偕成会さんの給与について私も調べさせてもらいました。福祉保健部長に聞きたいんですが、この常勤役員の報酬は世間水準、法人業績、職員給与ともバランスを考慮し、理事会が決定した報酬表に基づいて支給されるとありますが、この理事長、役員報酬は幾らですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 特定の法人の報酬規定においての中で支払われた給与に関して、個人情報ですので答える立場にありません。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 我々はこの法人の皆さんが世間水準とかいろいろ言われているんですけども、今、県もいろんな予算が厳しい中で初任給の15万円の10倍という給与が支給され、そのときのその施設の管理職の最高号級が28万なんですよ。15万の10倍といったら

157万、管理職は28万です、頭打ち。それが本当にいかどうか、私はこれは県議会も含めてこの社会福祉法人のあり方も含めて、予算がないこの御時世の中で許されるかどうかをやっぱり議論するべきだと思っています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良 昭一君 改革の会の平良昭一でございます。一般質問を行います。

1点目、復帰40周年記念事業について。

来年は沖縄が祖国に復帰して40周年を迎えます。国民運動が日本を縦断したあの当時の思いを忘れないためにも記念事業開催は必要だと思います。県の思案を伺います。

2点目、雇用対策について。

知事就任以来、支持者や産業界の前で、失業率の本土並みを達成するのはそう難しいことではないと言ってきましたが、現在でも達成できていない原因をどう思うか伺います。

達成できていない原因は何か。また、この原因を分析したことがあるのか。結果があれば公表してもらいたい。

グジョブ運動もマンネリ化しているとの声が聞こえ、産業界、労働界からも失業率の本土並みは県のかけ声だけで具体性に欠けるとの指摘もあります。どのぐらいの雇用を創出できるかを調査・分析し、それに基づく目標を定めるべきだと思うが伺います。

紙面によると、財団法人雇用開発推進機構で解散に向けての理事会が11月1日に開かれ、会議の中で各委員から、雇用の創出課題はますます重要になっている中でこういう事態に追い込まれたことについて、県の取り組みが弱かったことが原因である旨の意見が出されたようです。経済界、労働界も含め、県の取り組みが弱かったという指摘に対し、知事はどう思うか伺います。

理事会終了後、理事長ほか役員で県に要請がなされたようですが、こういう要請は異例であり、県の雇用に関する事業や予算の確保がなされなかったこと及び雇用開発推進機構にかわる新しい組織が全く見えていない不安からだと推測されます。ここ数年の県の雇用に関する事業予算がどうなっているか示していただき

たい。あわせて新組織の設置についての進捗状況はどうなっているか伺いたい。

3点目、県立高校編成整備実施計画について。

11月1日に公表した県立高校再編整備計画（素案）は、県内各地で波紋を広げております。9月に策定された編成整備計画の基本方針に高校が地域文化の拠点であり、高校の存在が地域の活力を引き出していることを踏まえて、地域と連携を図りながら特色づくりの必要性をうたっているにもかかわらず、それに逆行している素案と言わざるを得ない。地域の努力、頑張りを全く評価していないもので、地域を無視した拙速な素案である。

(1)、懇話会は、どのような視点で審議しているのか。

(2)、なぜ今の時期に素案を発表し、その内容についても配慮に欠けるものだ。それぞれの地域で波紋を広げているが、県の真意を聞きたい。

(3)点目、県は北部地域から他地域への生徒の流出が多いと言っているが、何が原因か。

(4)、現在の状態を打開するために、県はどのような支援策を講じてきたのか伺う。

(5)、県は「県土の均衡ある発展」を掲げるが、今回の素案は教育の格差を生む可能性が懸念される。その見解を求めます。

4点目、墓地行政について。

沖縄県における墓地の問題は多岐にわたり、復帰以前より県民の生活に表面化しないものとして横たわっています。墓地埋葬法が県民に周知徹底されず、法に基づいた申請手続がなされていない墓が多数を占めており、いわゆる無許可墓が乱立している状況だ。平成24年度から許可の権限を市町村に移譲することが決まり、今後の市町村の対応が気になるところであります。

(1)、墓地は、原則個人では所有できない。沖縄県がこれまで個人墓を容認してきたとの内容の容認の定義を示してほしい。

(2)、現在既にある無届け無許可墓に対する県の今後の対応を伺う。

(3)、公務員の人事異動をかんがみたとき、墓の性質上、永続的に墓地の啓発、相談等の活動を行う機関が必要であると思いますが、県の考え方を伺います。

(4)点目、沖縄県民に対し墓地埋葬法の広報を行う必要は大きいですが、県の対応を伺う。

5点目、農業振興について。

本県の農業については、農家離れ、若者離れが顕著であり、さらにTPPがこれに追い打ちをかけ深刻な

状況にあります。

一方、若者を中心とした農業生産法人が各地で旗揚げをし、相応の効果を上げつつある。この農業生産法人に対して県も支援し、育成・活用することが遊休地の回復を初め農業生産の向上につながり、ひいては雇用の拡大につながるものだと考えます。

そこで伺います。

(1)点目、農業生産法人の育成について。

ア、農業生産法人に対する県の支援策について伺います。

イ、今後の県の取り組みと、JAの活用をどのように考えるか伺います。

(2)、新規就農者の育成について。

ア、支援体制と現状について伺う。

イ、6月11日の紙面によりますと、県は、平成34年までに3000人の専業農家を育成するために100億円の「沖縄県農業担い手育成基金」の創設を新たな沖縄振興計画に盛り込むよう国に求めたとのことだが、これについては有効な振興策として大変評価するものであります。したがって、この振興策について、これを打ち上げ花火に終わらすことなく着実に実行してもらいたい。国との折衝を含めた予算確保の進捗状況と知事の決意を伺いたい。

6点目、2機目のドクターヘリの導入について。

搬送症例ごとの検証を行い、地理的条件を踏まえて検討するとのことだが、2機目配置に対する考え方を伺います。

7点目、我が会派の代表質問との関連についてでございますが、玉城満議員の質問で不発弾処理問題に関するもので、公共用地は義務化するが、境界線の民間地域は義務化が難しいとの答弁に矛盾を感じます。民間地域を義務化しないと不発弾処理の促進にはつながりません。水平探査だけでも原則義務化すべきと思うが、検討の余地はないか伺います。

それと基地問題についての中でコミッションの高騰にかかわるもので、近年、人権を無視する不当解雇等の問題が発生し、基地従業員の権利が損なわれているようであります。米軍の言いなりになっている状況で、公平公正な基地従業員の権利を守る防衛局の力が弱いのではないかとされており。また、2001年ごろまでは沖縄県も大きく基地従業員の権利にかかわってきておりましたが、近年はそれが見えなくなっております。その件について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平良昭一議員の御質問に答

弁をいたします。

まず第1に、雇用対策に係る御質問の中で、失業率の本土並みが達成できていない原因いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、雇用情勢の全国並みの改善を目指し、「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして全力で取り組んでいるところであります。しかしながら、平成19年以降、世界的な景気後退等により我が国の雇用情勢を取り巻く環境は厳しく、これが沖縄県の雇用情勢にも大きく影響しているものと考えられます。このような中、平成22年の全国の完全失業率は、平成18年の4.1%から5.1%へと悪化し、同じく就業者数は約126万人減少いたしております。それに対しまして、沖縄県の完全失業率は7.7%から7.6%へと若干改善し、就業者数は2万5000人増加いたしております。また、ことしの10月の完全失業率は6.2%となっており、全国との差は1.7ポイントまで縮小いたしております。

沖縄県としましては、今後とも「みんなでグッジョブ運動」を県民運動として強力に展開し、雇用情勢の全国並み改善に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、農業に係る御質問の中で、新規就農者の支援体制と現状についてという御質問にお答えいたします。

新規就農者は、平成12年から平成17年まではおおそ100名前後で推移いたしておりました。これが平成18年からは250名前後で推移いたしております。

沖縄県では、新規就農希望者等多様な担い手の育成確保を図るために、市町村、農業団体、そして農家代表等で構成いたします「沖縄県農でグッジョブ推進会議」を開催をし、担い手の総合的な対策を講じているところでございます。具体的には、第1に、新規就農相談センターでの就農相談、第2に、農業大学校における実践的な研修教育、第3に、就農希望者を対象としたサポート講座、第4に、耕作放棄地の再生利用により農地の確保やハウスの整備、第5に、農業研修に必要な経費の貸し付け、そして助成措置などの確保に取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事及び部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 復帰40周年記念事業についての御質問の中で、復帰40周年記念事業の開催についてお答えいたします。

沖縄県は、来年平成24年に復帰40周年を迎えます。

この大きな節目を契機として、県民一人一人がよりゆとりと豊かさを実感できる自信と誇りの持てる沖縄の創造に向かっていくスタートとなるよう復帰40周年記念事業を実施することとしております。現在、「記念式典の開催」、「県民愛唱歌の制定」、「全国豊かな海づくり大会の開催」など18事業を復帰40周年記念事業として位置づけし、各担当部局において事業実施に向けた取り組みを進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用対策についての中で、失業率の本土並みが達成できていない原因の分析及び雇用創出の目標設定についてお答えいたします。2の(2)と2の(3)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄県の雇用情勢が全国に比べて厳しい要因としては、労働力調査などの雇用統計等の分析から、若年層の失業率の高さ、新規学卒就職者の離職率の高さ、新規学卒者の内定率の低さ、企業の廃業率の高さ、製造業の割合の低さなどさまざまな状況が重なっているものと考えております。これらの数値は、依然として全国より厳しい状況にあり、雇用情勢の全国並み改善を図るためには、これらの改善に向けて県内企業の活性化や企業誘致など、各種施策をより一層展開していくことが必要であります。

沖縄県としては、ことし3月に沖縄雇用関係調査研究事業において雇用関係の課題分析等について整理したところであり、今後はこれに基づきより効果的な雇用対策を図ってまいりたいと考えております。

同じく雇用対策についての中で、財団法人雇用開発推進機構の解散と県の考えについてお答えいたします。

財団法人雇用開発推進機構は平成9年に設立され、取り崩し型基金約18億円等を活用した雇用促進、人材育成に関するさまざまな事業を実施し、これまでに約1万2000人の雇用を創出しております。しかしながら、包括外部監査や「県民視点による事業棚卸し」等で同機構の基金残高が減少していること、正職員がすべて県派遣であること、実施する事業の民間代替性が高いことなどの指摘から、県の人的・財政的関与の見直しが強く求められてきました。

沖縄県としては、雇用対策は県の重要な課題であることから、機構にかわる公・労・使が一体となった新たな体制として「沖縄県雇用対策推進協議会（仮

称)」の設立に向け、労働局、経営者協会、連合沖縄等の労働団体と調整を進めているところであります。

続きまして、同じく雇用対策の中の、新たな組織の進捗状況とここ数年の県の雇用に関する事業予算の推移についてお答えいたします。

「沖縄県雇用対策推進協議会（仮称）」の設置に当たっては、平成23年6月に労働局、経営者協会、連合沖縄を構成員とする検討委員会を設置し、年度内の協議会設立に向け調整をしているところであります。

また、沖縄県の雇用に関する予算については、平成19年度決算で約17億4100万円に対し、平成22年度決算では約126億1800万円となっております。

続きまして、我が会派の代表質問との関連の中で、基地従業員の権利についてお答えいたします。

基地従業員の労務管理に関する業務については、かつては国から機関委任事務として県が委託を受けて実施しておりましたが、平成14年からは独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に業務が移管しております。

県としましては、基地従業員の不当解雇等の問題については、一義的には雇用主である国において適切に対応がなされるものと考えておりますが、沖縄県としても、県内における労働問題については、関係機関と連携して情報収集に努め適切に対応をしてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 県立高校編成整備実施計画についての御質問で、懇話会についてお答えいたします。

高等学校は生徒の多様な変化やニーズを考慮し、時代の変化に対応し得る教育の方法を研究しながら、より一層魅力と活力ある学校づくりを推進していく必要があると考えております

「県立高等学校編成整備に関する懇話会」は、中高校長会代表者、保護者代表者（PTA）、市町村の教育委員会代表者、経済界代表者、学識経験者など計8名で構成されており、各界から幅広い意見をいただいているところであります。

次に、編成整備実施計画についてお答えいたします。

編成整備実施計画につきましては、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し素案を策定しております。学校の再編等につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要であり、今後とも

引き続き地域での説明会や学校関係者等と十分に調整を図りながら、編成整備計画の策定をまいります。

次に、他地区への生徒の流出についてお答えいたします。

北部地域から中南部の県立高等学校に進学した生徒数は、年平均210名程度となっております。その要因としましては、生徒が自己の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて高校を幅広く選択するようになった結果だと認識しております。

次に、北部地区への支援についてお答えいたします。

北部地区の県立高等学校につきましては、地域の特性を生かした特色ある学科の設置や教育環境の整備に加え魅力ある学校づくり推進のため、研究校の指定や教員の配置など学校が活性化するように支援を手厚く行っております。

次に、教育の格差についてお答えいたします。

高等学校教育において、生徒はさまざまな考えを持った他者との出会いにより自我を確立する大切な時期であり、そのためには適正な学校規模が必要であると考えます。学校の再編統合により多様で弾力的な教育課程の編成が可能になることで、生徒一人一人の教育は確保されると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 墓地行政についての御質問の中で、個人墓地の容認の定義についてお答えいたします。

墓地を經營しようとする場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、県知事または権限移譲を受けた市町村長の許可が必要とされております。その際、墓地の經營主体につきましては、永続性の観点から原則として市町村とし、これによりがたい事情がある場合においても宗教法人等であることとなっております。

本県におきましては、明治のころから墓地の個人所有を認めてきた経緯があること、受け皿の公営墓地が少ない事情、墓地所有に関する強い県民感情など墓地環境を取り巻く状況が他府県と大きく違うことから、やむを得ず個人墓地の許可を認めております。

次に、無許可墓地に対する対応についてお答えいたします。

現在ある無許可墓地につきましては、所有者の特定が難しく、また公序良俗の観点から墳墓の撤去ができ

ないことなどから対応が困難と考えております

県としましては、無許可墓地を防ぐ観点から、「沖縄県墓地公園整備基本指針」に基づき、「墓地、埋葬等に関する法律」の普及啓発や住民の墓地需要にこたえるための受け皿である公営墓地の整備について、市町村に対し整備するよう指導助言を行っております。

次に、墓地の相談等を行う機関についてお答えいたします。

県民等からの墓地の相談等につきましては、県民と身近な市町村や保健所において実施しております。

県としましては、今後とも市町村への権限移譲を進めるとともに、市町村とも連携しながら保健所等における相談業務を含めた墓地行政の推進を図っていきたいと考えております。

次に、墓地埋葬法の広報についてお答えいたします。

「墓地、埋葬等に関する法律」の広報につきましては、これまで県のホームページや市町村の窓口において行ってきております。今後、法改正によって平成24年4月から墓地等の経営許可などが知事よりすべての市長へ権限が移譲されることから、こうした時期をとらえ広報啓発に力を入れていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業についての中で、農業生産法人の育成支援とJAの活用についてお答えします。5の(1)のアと5の(1)のイは関連いたしますので一括してお答えします。

農業生産法人の育成は、農業を振興する上で極めて重要であります。このため、県としましては、農業機械の導入やハウス等の施設整備、低利な制度資金の融資、農地の利用集積による規模拡大、経営診断の実施などの支援を行っております。また、JAや関係機関と連携し、農作業の受委託や農産物販売等の強化を図るとともに、今後とも他産業並みの所得が得られる認定農業者を目指した農業生産法人の育成に努めてまいります。

次に、「沖縄県農業担い手育成基金」の予算確保についてお答えします。

農業の担い手育成を強化するためには、農業経営に必要な技術・農地・資金を効果的に支援する必要があります。このため、県では、就農相談から就農定着までの一貫した支援システムを構築し、農業担い手の育成確保及び雇用の創出を図ることを目的に、「沖縄県

農業担い手育成基金制度」の創設を国へ要望しているところでございます。現在、国において要望の内容を踏まえ概算要求をしていると聞いております。引き続き所要の予算が確保できるよう要望してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） ドクターヘリ2機目配置についてお答えいたします。

県では、去る11月21日に第2回目の沖縄県救急医療協議会を開催し、ドクターヘリの2機目導入等急患空輸搬送体制の充実について検討を行ったところであります。今回の協議会においては、搬送症例ごとの状況と本島周辺離島及び宮古、石垣島周辺離島の診療所医師へのアンケート調査結果を中心に議論を進めたところであります。次回の協議会においては、これまでの委員意見を踏まえて今後の方向性を整理していききたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 我が会派の代表質問との関連について、民間工事における水平探査の義務化についてお答えいたします。

公共工事における磁気探査につきましては、国・県・市町村等で構成する沖縄不発弾等対策協議会において、過去の探査実績等につき事前調査を必ず行い、この結果に応じ磁気探査を実施することが決定されております。

一方、民間工事における磁気探査の実施につきましては、各事業者の判断にゆだねられているのが現状でございます。

県におきましては、民間工事の磁気探査を促進するため、現在も広域探査発掘加速化事業において実施しているところであり、さらなる促進のため、新たな沖縄振興に係る国への制度要望として、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設を要望しているところであり、国においてもこれに対応した次年度の概算要求がなされているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 まず1点目、復帰40周年記念事業についてでありますけれども、18事業を計画されているということでもあります。今知事にもお渡ししたんですけれども、実は国境の島と言われている地域、与論町

から復帰記念事業への提言があるんですよ、一緒に取り組んではどうかということで。いわゆる昭和32年から48年まで行われた北緯27度線上の海上集会と復帰祈願のかがり火をともしたいということなんです。4月28日（4・28）は沖縄・奄美諸島にとっては歴史的な屈辱の日でありますので、同じ悩みを抱えてきたという兄弟島として、ぜひ一緒に協力したいという要望があるんです。平和学習につながる意味でも大きな問題だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 中身を検討させていただきまして、40周年事業として取り組むかどうか前向きに検討していきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 与論に行ったときにこの話が出て、私たちは、21年間自分たちの島から祖国であるけれども一緒に成れないという、祖国復帰を助けていきたいということで、これまでの長年のつながりがあるわけですよ。実際、復帰運動を支えてくれたのは与論の方々でありました。そういう方々からの親切な提言がありますので、ぜひ一緒になって取り組んでもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 先ほど言われましたけれども、かがり火をたいてという27度線のこういった行事といえますか、イベントが大変我々も印象に残っておりまして、ある意味で一つの沖縄の復帰実現への大きなもめた部分だったということもあるかと思しますので、検討させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 ぜひ参考にして、協力してもらいたいと思います。

続きまして、雇用対策についてでありますけれども、企業誘致について、最近、稲嶺県政時と比べ、こここのところ頭打ちになっているというようなことが言われていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 頭打ちということではございません。例えば、特別自由貿易地域においても現在全体で約30社、当時十四、五社ぐらいだったと私の頭の中で記憶しておりますけれども、そういった情報産業もたしか大型のコールセンターがぼんとか来るといって、一時期割と大型のものがありましたが、最近では——新たな立地も結構ありますけれども——むしろ人員をふやしていく、沖縄に来たコールセンターが業

務をふやして雇用者数を拡大していく、こういうケースとか、もう一つは、たしかきょうの新聞にも載っていたBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）という、例えばソニーの系列会社の内部事務を全部沖縄で行う方法であるとか、こういう取り組みもかなり進んできているし、それから震災以降、データセンターがかなり沖縄にサーバーを移しております。そういうことで、決して企業誘致が中断しているということではなくて、質的な強化等も行われているものと私は認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 単刀直入に申し上げますと、労働界あたりからの声を聞きますと、いわゆる企業誘致の要請の回数が少ないんじゃないかということ言われているんですよ。その辺どうでしょうかね。

○商工労働部長（平良敏昭君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 企業誘致セミナー等でも知事あるいは副知事を先頭にいろいろ動いていたっているし、あるいは海外、中国等においても絶えずそういう動きをしておりますので、決して企業に対する取り組みが弱いということではなく、むしろかなり浸透して東京事務所内企業誘致対策監とか、大阪事務所でも同様にやっております、あるいは海外事務所とも連携して年に何回か集まって意見交換したりもしております。決して取り組みが弱くなっているということではなくて、むしろ内容的にはいろいろ進化しているのではないかと。今後とも取り組みを強化していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 びっくりしたんですけれども、11月1日に雇用開発推進機構が解散ということで、答弁の中ではそれにかわる新しい組織ができ上がるという話でありましたけれども、この新組織は、いわゆる県だけではなくて経済界そして労働界、労働局、市町村との連携はとっているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 経済界はもちろんそのメンバーの中に入っておりますし、市町村等とも当然連携していくことですので、今後、雇用開発推進機構は解散ということになります、また新たな仕組みで雇用対策を強化してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これはいつ立ち上げるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 今のところ年度内を目標にしております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 年度内という、23年度の年度内ですよね。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） はい、そうです。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは24年度の空間があつては絶対いけないことですので、これは23年度内でぜひ立ち上げてもらいたいと思います。その点また労働局とか労働界、経済界、市町村も巻き込んで、ぜひ細かい声を聞いてもらいたいと思います。

続きまして、県立高校の編成の件ですけれども、教育長、これは幾ら素案といっても、来年3月の正式の決定を待たずに今の時期、中学3年生が今進路を模索している最中にその素案を発表したかというのが大変疑問に思います。まるで廃校を決めたやり方、そういう発表になってしまったんですよ。在校生、地域の方々かなり揺れ動いて、この発表後に進路変更もあるんです。その辺どうお考えですか、どう責任をとるつもりですか、聞きたいですね。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今回の素案を策定していくに当たりましては、これまでも答弁しましたように、社会の変化あるいは入学者の状況等総合的に判断をいたしまして素案を策定してまいりました。ただ、その素案を発表した時期等につきましてはさまざまな御意見があることも承知しております。ですから、やはり一番大事なことは、県民や、あるいは地域、保護者の理解を得ることが最も重要である事柄でしょうから、そういったことを踏まえながら、今各地域でさまざまな説明会をしている状況でございます。

今議員の御指摘の、現在の中学校3年生につきましては直接影響があるものではございません。いわゆる24年度からスタートいたします編成整備におきましては、中学校の3年生につきましては直接的な影響はないことをここでお伝えしておきます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 とんでもない話ですよ。学校がなくなるという前提のところに受験しますか。これから学校が存続しないというところに本当に受験しますか。今のは絶対おかしいですよ。本当に中学3年生のこと

だけ考えて学校編成をするんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） あくまでも素案でございます。ですから、さまざまな御意見を拝聴しながら、今後3月に向けて修正もあり得るわけです。今さまざまな地区での説明会をしている状況でございますので、いろんな御意見を賜りながら修正できるところは修正したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 編成整備の基本方針の中でも「地域の核」とであるということを皆さんはうたっているわけですよね。そういう面では、地域の頑張りとは全く評価していないんですよ。地域行事に積極的に参加する高校生、地域と学校のつながりをもっと見てほしい。その辺、本当に机上の計算だけでやっているんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、私も、いわゆる小規模校あるいは北部地区等々へのさまざまな手厚い支援をしております。ちょっと具体的に申し上げますと、まず北部地区への支援につきましては、スクールカウンセラーを配置したり、あるいはキャリアサポーター、キャリアカウンセラー、ジョブアドバイザー、ジョブサポーター等々、そういったことをしながら人的な支援をしてまいりました。と同時に、本部高校につきましても教員の加配措置等の配置とか、あるいは県外へ職員を派遣するとかいろんなことをしていく中で支援をしてきております。ただ、各高等学校におきましては、今まで以上に創意工夫をした魅力ある学校づくりに一層努めている状況でございますけれども、いかにせん少子化の傾向とか、あるいは恒常的な定員割れ、そういったことがある中で今回の素案を策定していったと、そういう状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 小規模校ということの中で今本部高校という名称が出ましたけれども、逆に聞きたいですね。本部高校では、平成14年度から県の施策である連携型の中高一貫教育を推進してきたわけですよ、町内5つの中学との連携でありますけれども。メリット・デメリットのよしあしが出てきた時期だったんですよ。学校側からの要請もあったはずですよ、そのデメリットについては。それに対しては県議会でも取り上げてきました。それに対して県の対応は全く見えない。この連携型の中高一貫教育の成果を皆さんは検証しましたか。検証して初めて次のステップに進めるはずなんですよ。行いましたか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今回の第5期の編成整備計画を策定するに当たりましては、これまで復帰から第1期、第2期、第3期、第4期とございました。その中で今回一番大きな特徴といいますか、その中で言えることは、過去の、特に第4期の編成整備計画をしつかりと総括をしたということがございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 では、本部高校から要望が出された簡便な入試制度に対しての対応はどういうことをやったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 本部高校の簡便な入試につきましては、実は本部地域の中高一貫推進会議が実施いたしましたアンケートがあります。これによりますと、中学校保護者の4割、つまり38%、そして生徒の8割、78%が賛成と答えております。その理由ですけれども、2つありまして、まず1つ目は、学力以外の面も重視してくれると、これが1点目でございます。2点目は、学力検査がないことから、ゆとりを持って中学生活が送れるということでございます。したがって、慌てないで安心して頑張れるとか、あるいは積極的に評価をする意見が多数ございました。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この件に関して地域の意見はどうですか、学校の生徒ではなくて。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

平良昭一君。

○平良 昭一君 地域のアンケートはとっていないわけですよね。そうであれば、連携型の中高一貫の総括は行っていないということなんですよ。同じ連携型の中高一貫の伊良部、久米島、両校とも今回の素案では廃校と学科廃止の対象になっています。本当に連携型の中高一貫の総括を行ってこの編成会議に臨んでいるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 確かに議員がおっしゃるように、総括をしたかという御質問でしようけれども、中高一貫教育であるため他地区より中学校や当該教育

委員会等とさまざまな交流が図られてきたと、そういった総括はここでしております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これは総括を行わずに素案をつくっているということで、私は、拙速と言わざるを得ないと思います。

そこで、先ほど北部から中南部へ10年間で、平均1年で210名が流出しているということでしたが、これは今帰仁村と本部町の全中学3年生に値するんですよ。それぐらい大きい数なんですよ。そういう状況が長年続いていることに対策をしなかったんですか。2つの町村の中学3年生が流れるというのは異常ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの御質問は、流出の対策としての方法はどういったことをしたかということかと思いますが、中高一貫教育を本部高校に導入したのもその流出を防ごうとする対策の一環でございました。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 総括をしていないからそういうことになるわけですよ。その引き金になったのは私立高校との進学競争なんですよ。皆さんは、新しい高校を中南部につくって、またそういう進学コースをどんどんつくっていったんですよ。それで流れていったのが一つの原因。その流れていったのが、離島とかこういう地域の県立高校がその対象になされているのが非常に残念でたまらない。教育庁みずから行った学区制の撤廃がそれになっているんじゃないですか、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） いわゆる学区制の拡大を導入したのが平成17年でしたけれども、この学区制につきましては、地域や生徒、あるいは保護者等から強い要望があったわけですね。そういう中で、私もは当時のいわゆる学区制を小学区制に戻したということがございます。ですから、現段階ではそういった学区制の見直しの要望等ございませんので、現在の学区制は機能しているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 実際210人が流れるわけですよ。これを埋め合わせするのが県教育庁の政策じゃないで

すか。今のような状況に置かれてきたというのは、学区制がしかれてからすぐあらわれてきた現象ですよ。それを見てずっと黙ってきた。それに対応することは何らしなかった。それは大きな責任だと思いますけれども、どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほど平成17年度に学区制拡大が導入されたという言い方をしました。確かにこの拡大の大きな理由といたしましては、やはり生徒が自己の能力とか適性、そして興味・関心、それから進路希望に応じてしっかりと目的意識を持って自分の高校を選択できるだろうと、そういった大きな視点からこの学区制の拡大を導入したということでございます。

ですから、この本部高校に限って申し上げますと、この学区制を拡大した平成17年度以降、他地区からの生徒の合格者数に大幅な伸びが見られておりません。これも本部高校が魅力ある学校づくりに努めながら、学校側と生徒側のニーズといいますか、そういったことで合致した結果でありまして、本部高校のいわゆる魅力ある学校づくりの成果であるにとらえております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 私が言っているのは北部全体の話をしているわけですよ。北部全体からこれだけの生徒が流れるということ、これまでずっと何もしていないできたわけですよ。今言うように生徒の希望、選択肢を広げる、それはいいことです。であれば、そういう魅力のある学部、コースをぜひ北部につくるべきだったんですよ。その点どうですか、そのままずっと対策もしないでこれまでやってきたことに対して。私はおかしいと思いますよ。県土の均衡ある発展でしょう、教育はまさしく最初の原点ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○教育長（大城 浩君） 今回の県立高等学校の編成整備計画の大きなねらいといいますか、これを上げることが今の御質問の回答になるでしょうからお答えいたします。

まず、辺土名高校と本部高校の過小規模が大変進行

しているんですね。そういったことを何とか解決したいということがまず1点目でございます。2点目は、本部高校のこの連携型中高一貫教育の中での課題がございます。つまり本部高校に中高一貫としている該当校が5中学校ございますけれども、そちらから本部高校に来る生徒数がいわゆる減少している課題がございます。3点目は、北山高校理数科の恒常的な入試定員が割れてきていると。4点目に、北部地区から他地区へ生徒がかなり流出していると。こういった大きな課題を何とか克服したいと、そういった思いで今回は素案を策定した状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 この編成整備の基本事項の概要の中で、いわゆる募集停止の条項がありますね。「1学級以上の定員の過半数割れが2年連続して生じた場合は、3年目からその学級を減じる」と。これの法的な根拠は何ですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今議員がおっしゃっている法的な根拠は特にございません。ただ、適正規模という視点から本会議でも答弁しているように、さまざまな理由があって適正規模というのは設定されております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 こういう場合は、地域の実情を十分配慮をするということなんですよ。皆さんは本当に地域のことを見てきましたかということが私は疑問でたまらない。特に、今回の件は素案を見て県の姿勢がよくあらわれています。伊良部高校、橋がかかったら統合する。逆じゃないですか。橋がかかるから学校が維持するための努力をすべきなんですよ。皆さんは政策を与えるべきなんですよ。何のために橋をかけるんですか。皆さん方の素案は全く反していますよ。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 伊良部地区での架橋は、たしか平成26年と聞いております。そういう現状の中で、実は伊良部島の中学校卒業者の減少が大変著しいものがあります。つまり、平成31年度の入学者が29人と推測されております。ですから、今後の生徒増もなかなか見込めないと、そういったことで、今素案では伊良部高校を廃校といたしまして宮古高校に統合すると。

また、今申し上げましたように、平成26年には伊良部大橋が開通するということがありますので、さらなる人口の減少も見込まれると、そういったことでの

我々の推計でございます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 もうかみ合わないですね。橋がかかるからチャンスが来るんですよ、高校は。伊良部高校は、本当に地域が支えている学校であって、全国的な活躍もしていますよ。そういうところを中心にして人を集めるという施策をつくるのが県教育庁の仕事じゃないですか。これは大変ですよ。

北山も理数科を名護に移す。北山も当然衰退しますよ。本部と統合してもすべて名護に行きます。逆なんですよ。皆さんは一極集中させるための政策でしかない。財政負担の軽減策で素案をつくられたら困る。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 我々は今回の素案を策定する際には、やはり社会の変化そして入学者の状況等を総合的に判断をいたしまして素案を策定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 総合的に判断する前に、もうちょっと細かい一つの学校学校の特色を見てください。県立高校だって、地域が盛り上げて特色を出そうと努力しているんですよ。皆さんは、素案だけど、それをマスコミに発表して廃校だ、分校だということを先に走らせてしまった。これは大変な失態だと思いますよ、教育長。

そして、さっきの発言。伊良部に橋がかかる、それでも人口は減る。つくる必要ないんじゃないですか、土建部長。本当にそう思いますよ。今のは大変な発言ですよ、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほどの答弁を訂正いたします。私は、平成26年に伊良部大橋が開通するため人口の減少が見込まれると、そういった言い方をいたしましたけれども、今事務方に聞きましたら、そうではないということでございますので、訂正しておわびいたします。

○平良 昭一君 ちょっと休憩お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 私どもが持っているデータの伊良部高校の入学者の推移をちょっと申し上げますと、いわゆる伊良部島の少子化の進行の中で、島外への中学卒業者の流出が大変大きいものがあります。そうしますと、やはり少子化という大きな流れがありますので、今後の学校単独存続は厳しいということになります。そういう中で今回の素案が策定されてまいりました。

今回の伊良部高校につきましては、私ども、この編成整備計画は前期と中期、後期に分けて10年スパンで考えていますけれども、やはりこの26年の架橋によります影響を見るために、今回の伊良部高校の廃校につきましては後期計画に位置づけをしております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 総括ですけれども、知事、いろんな離島に橋をかけてきました。その中で農業の発展、産業の発展、地域の発展のために橋をかけるわけですよね。教育長の話を聞くと、今のよう状況の中では学校は維持できなくなると、そういうことをいとも簡単に言ってしまうんですよ。本当にそれでいいんですかね、橋をかけることにに関して。一つの効果も生まれないようなものに対して、あんなに莫大な金をかけてもいいんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今私も議員の議論を聞かせていただいて、なるほどとも思ったんですが、基本的には地域振興、そしてその島の振興、社会経済面での振興ということを大体目標にして橋をかけたりするわけではあります。ただし、人口減少現象というのはまた別の要素もあって、その地域が発展していけばベーシックには人口増にもつながっていくだろうという予感しますけれども、具体的な地域での具体的な人口の増減についてはまた別の要因があるのではないかと考えます。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 いろいろ申し上げましたけれども、これはもうちょっと中身を熟知して、もっと議論しながらやらぬといけないと思います。3月までの決定でパブリックコメントをやると言っていますが、こんな短期間では無理だと思います。これをはっきり申し上げまして、今回の再編計画は根本から見直すべ

きであるというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今の素案につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要でございます。ですから、今後とも引き続き地域での説明会、学校関係者等と十分な疎通を図りながら策定をしまいたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 最後に、墓地行政についてです。

墓地の乱立はもう明かです。墓地埋葬法の一定期間の継続的な広報、これはどうしても必要です。地上デジタル放送に移るときにやられたぐらい徹底してやらぬといけない。なぜかという、24年度から市町村に移管されるわけですから、それはただ移管されるだけではいけない。県は責任を持たぬといけない立場の中から、広報に関してはかなり力を入れていかぬといけませんと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 先ほども少し述べましたけれども、来年4月からすべての市に権限移譲されます。まさにいい時期ですので、議員がおっしゃるように、広報にはしっかり取り組んでいきたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後4時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 皆さん、こんにちは。

自民党の佐喜真淳でございます。

いよいよこれからは与党の一般質問に入ります。ただ執行部におかれましては緊張感を持って御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

早速でございますけれども、通告に従って一般質問を進めさせていただきます。

まず1、知事の政治姿勢について。

(1)は取り下げます。

(2)、昨年9月の尖閣諸島沖での中国漁船衝突事故以来、領土領海を守る法整備をすべきであると国民運動が全国で展開されました。その結果、去る11月21日、東京で開催された「尖閣諸島を守る全国国民集会」において212万人の署名が政府及び参加した民主、自民、公明、みんなの党、国民新党、たちあがれ日本の6政

党に届けられました。当日は、政府代表として国土交通副大臣松村議員があいさつをされました。政府も前向きに改正に向けて取り組むことを明言されました。

そこでお伺いいたします。

国境離島の我が尖閣列島のためにも法整備を国に対して求めるべきと思うが、知事の見解をお伺いいたします。

(3)、日中両政府は海上トラブル回避に向けた新会議「対話プラットフォーム（仮称）」の創設を検討しているという報道がございました。その新会議のもとに小委員会のような枠組みを設け、2003年を最後に中断している日中境界策定に関する協議を12月中旬をめどに再開するとの報道がございましたが、知事の見解をお伺いいたします。

次に2、駐留軍用地返還跡地利用推進法（仮称）の制定についてお伺いいたします。

(1)、軍転特措法と沖振法を一元化し、跡地利用の促進のための新たな法律の制定が県の要望であるが、県の要望どおり政府との調整は進んでいるのか現状をお伺いいたします。

(2)、新法の制定に向けての各政党の取り組み状況はどうかお伺いいたします。

(3)、沖縄県軍用地等地主会連合会が求めている賃料査定方法等の見直しと予算措置の実現見通しと県の今日までの取り組みをお伺いいたします。

3、サイバー攻撃・情報保全対策についてお伺いいたします。

(1)、衆議院や参議院、政府機関をねらったサイバー攻撃が明らかになりましたが、県と県警はどのような対策をなされたのか。さらに、今後懸念されることは何かお伺いいたします。

(2)、サイバー攻撃に対する十分な対策を政府に要請すべきと考えるが、県の見解をお伺いいたします。

(3)、県内のサイバー犯罪の推移と取り組み状況をお伺いいたします。

4、福祉行政について。

(1)、障害者権利条例制定の取り組み状況について御説明をお願いいたします。

(2)、沖縄県がん対策基本条例制定に向けての取り組み状況と沖縄県に特化（特徴）した条項をどのように盛り込んでいかれるのか、県の考えをお伺いいたします。

(3)、がん対策基本条例を制定するに当たり、沖縄県がん対策推進計画（平成24年度まで）との整合性と第2次推進計画策定にどのように反映する予定なのかお伺いいたします。

(4)、多くの市町村より離島におけるがん患者支援対策推進を求める要請があるが、県の方針はどうかお伺いいたします。

(5)、がん患者の「身体的・精神的・社会的な痛み」の解消のための充実した条項を設ける必要があると思うが、県はどのように考えているのかお伺いいたします。

5、新たな沖縄振興策（計画）と税制措置についてお伺いいたします。

(1)、内閣府沖縄担当部局は、沖縄の「自立型経済のさらなる発展につながる産業の育成を図るため、ヒト（観光）、モノ（物流・産業）、カネ（金融）、情報（IT）の4分野に関連した地域制度を抜本的に拡充。」する方針が示されましたが、県の要望どおりの内容になっているのか、各制度の具体的な概要について御説明をお願い申し上げます。

(2)、それらの振興策実現のための取り組み状況と今後の課題はどのようなものがあるのか、御説明のほどお願い申し上げます。

(3)、去る11月25日に経済団体会議が県に対して、沖縄振興開発金融公庫の存続に向けての支援の要請をいたしました。県は沖縄振興開発金融公庫の存続を国に対して求めておりますが、政府の対応はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

6、平成21年にスタートしたANA「国際貨物ハブ事業」の実績と課題についてお伺いいたします。

7、平成22年に「カポタージュ規制」が一部緩和されたことによる沖縄県への経済効果と今後の見通しについてお伺いいたします。

8、祖国復帰40周年事業の取り組み状況についてお伺いいたします。

(1)、記念式典の内容についてお伺いいたします。

(2)、復帰実現に御尽力された先人の方々の功績や時代背景などを学校現場で教えるべきと考えるが、教育長と知事の見解をお伺いいたします。

(3)、40年の歴史の節目の年に沖縄県が中心となって各界各層に呼びかけ、意義のある行事等をすべきと考えるが、知事の見解と取り組み状況をお伺いいたします。

9、スポーツアイランド沖縄プロジェクトについてであります。

(1)、取り組み状況と実績推移（人数、経済的効果）をお伺いいたします。

(2)、スポーツアイランド沖縄構築に向けてのハード面、ソフト面の整備の取り組み状況をお伺いいたします。

(3)、マリンスポーツ等の大会開催の推移と今後の取り組み方針をお伺いいたします。

(4)、平成24年度国民体育大会・第32回九州ブロック大会の取り組み状況と経済効果はどのようになっているのかお伺いいたします。

10、我が党の代表質問との関連について。

辻野ヒロ子議員の代表質問の教育環境の整備についての中で、八重山地区の教科書選定問題の関連について御質問をいたします。

11月30日の琉球新報の新聞報道によると、県の教育委員会が八重山3教育委員会へ東京書籍を採択した9月8日の全員協議に基づき、教科書の必要冊数を報告するよう求める文書を送付したと報道されましたが、教育委員会はそのような文書を送付したのか、記事の内容は事実なのか、もし事実でないのであれば修正を求めるべきと思うが、見解をお伺いいたします。

あとは答弁によって再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 佐喜真淳議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、駐留軍用地返還跡地利用推進の法律に関係して、各政党の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

新たな跡地利用法につきましては、多くの政党から、沖縄県の要望に沿った形での立法の必要性について御提言等をいただいております。その中におきましても、自由民主党の案は去る11月13日に、「沖縄における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法案（仮称）」を公表されておられます。自民党案につきましては、国の責任を踏まえた跡地利用の推進を基本理念に盛り込んだこと、そして給付金の支給を土地の使用収益の開始までとしていただいたこと、さらには国等に土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除を5000万円としたこと、また跡地への都市公園や義務教育施設の整備に要する経費につきまして、財政措置上の特例を設けていただいたことなど、県の要望を取り込んでいただいた大変心強い案になっております。

県といたしましては、今後の各政党の積極的な取り組みによりまして、沖縄県が求めております駐留軍用地跡地利用推進法の制定が実現することを期待いたしているところでございます。

次に、祖国復帰40周年事業の取り組み状況についての御質問の中で、復帰に尽力された方々を学校で教えることについてという御趣旨の御質問にお答えいたし

ます。

郷土の先人に学び、自信と誇りを持ち、そして多様な能力を有し、時代を切り開き、世界で活躍する人材を育成することは極めて重要であると考えます。祖国復帰40周年の節目に、復帰の実現に御尽力された方々の御功績や時代背景などを学校で教えることは、大変意義深いものであると考えます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、国境離島に対する法整備についてお答えいたします。

御質問の国境離島に対する法整備については、報道により承知しておりますが、県としましては、本圏域を含む国境離島の保全は国家的役割を担う重要な課題であると認識しており、この問題については、今後、政府内において十分議論される必要があると考えております。

なお、去る10月27日の参議院国土交通委員会において、松原国土交通副大臣は、「海上保安庁では、本年8月に発表した海上警察権のあり方についての中間取りまとめに基づき、海上保安庁の執行権限等の充実強化のため、次期通常国会への法案提出を念頭に現在作業を進めているところであります。」と発言しており、県としましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、駐留軍用地返還跡地利用推進法（仮称）の制定についての御質問の中で、沖縄県軍用地等地主会連合会の要請についてお答えいたします。

沖縄県軍用地等地主会連合会いわゆる土地連は、契約更新時の軍用地の賃貸料をめぐる、算定方法の見直しと1782億円の予算措置を国に要請しているところでありますが、防衛省は、平成24年度予算の概算要求において沖縄関係の土地の借料について、従来の算定方法により約927億円を計上しており、土地連の要請とは開きがあるものとなっております。

県としましては、軍用地の賃借料については、基本的に土地連との間で調整されるべきものと認識しておりますが、本県には、土地の強制接収などにより米軍基地が形成された歴史的経緯など特殊事情が存在していることを踏まえ、国においては、来年度の賃貸料算定に当たっては、同連合会の要請に十分耳を傾けていただく必要があると考えております。

次に、祖国復帰40周年事業の取り組み状況について

の御質問の中で、記念式典の内容についてお答えいたします。

記念式典は、沖縄の日本復帰40周年の節目に当たり、平成24年5月に、国及び県内の各界各層の関係者の皆様に御参加いただいて開催することとしております。式典については、復帰40周年という大きな節目に、沖縄県が21世紀ビジョンに示した平和で豊かな沖縄の創造に向け、改めて県民の一人一人の強い決意を示す内容にしていまいりたいと考えており、現在調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 知事の政治姿勢についての中、日中境界策定に関する協議についての問いにお答えいたします。

東シナ海における日中の境界につきまして、我が国では、国連海洋法条約に基づき、日本と中国の双方の海岸線から中間線を境界としております。一方、中国では、南西諸島西岸の大陸棚までの海域を海洋権益が及ぶ範囲としているため双方の主張に隔たりが生じており、そのため2003年末からこれまで日中における協議は中断をしておりました。このたび海洋法に基づく境界策定協議の場が再開し、問題解決が図られることは、本県にとって海洋資源の共同開発や漁業水域の確定につながるものであり、国益・県益にも資する重要なことであると考えております。

なお、けさの報道等におきまして、予定しておりました野田首相の訪中が中国側からの打診により一たん延期されるものとなり、両政府による訪中実現に向けた日程の再協議が現在行われているとのこととなります。県としましては、引き続き日中両国政府の動向を今後とも注視しながら見守ってまいりたいと考えております。

スポーツアイランド沖縄プロジェクトについての、スポーツアイランド沖縄プロジェクトに係る取り組みと実績についてお答えいたします。

沖縄県では、スポーツアイランド沖縄の形成に向け、来年行われる日本オープンゴルフなどのスポーツ・コンベンションの誘致・開催などのほか、スポーツ・ツーリズムを推進するモデル事業の支援に取り組んでおります。プロ・アマチュアのスポーツキャンプや試合、合宿などのスポーツ・コンベンションの実施実績について、平成21年度と平成22年度を比較すると、件数及び県外・海外からの参加人数ともに増加しており、平成22年度の件数につきましては、対前年度

比9%増の460件、県外・海外からの参加人数につきましては、美ら島総体等の影響もあり、対前年度比61.7%増の7万5056人となっております。

スポーツ・コンベンション全体の経済効果につきましては、県内の民間調査機関の試算によりますと、2011年のプロ野球キャンプで約86億円、昨年10月に行われたエコアイランド宮古島マラソン大会で2億800万円の経済効果があったと報告されております。今後県としましても、県内全体のスポーツ・コンベンションにおける経済効果等の把握に努めてまいりたいと考えております。

同じくスポーツアイランド沖縄プロジェクトについての中、スポーツアイランド沖縄構築に向けての取り組み状況についてお答えいたします。

県では、生涯スポーツ、競技スポーツ及びびスポーツ・コンベンションの推進を通じ、スポーツアイランド沖縄の形成を目指しております。ハード面においては、スポーツ・レクリエーション施設の整備を着実に推進するほか、国際試合など大規模なスポーツ・コンベンションに対応できる施設整備に向けた調査を進めてまいります。ソフト面においては、引き続きプロスポーツのキャンプ誘致に取り組むほか、アマチュアスポーツの合宿やスポーツ・コンベンションの誘致に取り組むとともに、スポーツ・ツーリズムを推進します。その一方で、沖縄らしい文化に根差した競技のイベント化や産業化についても検討してまいります。また、新たなスポーツ関連産業の創出を促し、スポーツ関連産業の人材育成を図ってまいりたいと考えております。

同じくスポーツアイランド沖縄プロジェクトについての御質問の中、マリンスポーツ等の大会開催件数の推移と県の今後の取り組みについてとの問いにお答えいたします。

県内で開催されるマリンスポーツ大会の件数について、県が把握している範囲では、平成21年度が16件、平成22年度が17件、今年度につきましては、昨年度と同程度になる見込みであります。今年度は、スポーツ・ツーリズムの定着化を図る観点から、マリンスポーツの総合的なイベントである「第1回マリニック・イン沖縄」に対し、運営費への直接的な支援のほか、広報面での支援などを行ったところであります。

県としましては、沖縄の豊かな海そのものが優位性のある観光資源であり、これを生かしたマリンスポーツを重点分野の一つとして位置づけ、引き続きその定着化に取り組んでまいります。

次に、スポーツアイランド沖縄プロジェクトについ

ての問いの中の、平成24年度国民体育大会第32回九州ブロック大会の取り組み状況と経済効果についてお答えいたします。

来年、本県で開催される国民体育大会第32回九州ブロック大会は、選手・監督・役員その他関係者を合わせ約7000人が来県し、国体出場権をかけて競い合う九州・沖縄地区最大のスポーツの祭典であります。県では、大会の開催に向け、準備委員会の開催や、大会参加者の宿泊等を担当する委託業者の選定、さらにハード面では山岳クライミングウォールの新設、弓道場の改築など競技施設の整備に取り組んでいるところであります。また、ことし6月には、知事を会長とする沖縄県実行委員会を立ち上げ、事業計画等を決定するとともに、競技団体や開催市町村への協力依頼を行ったところであります。県としましては、引き続き財団法人沖縄県体育協会を初め、競技団体や開催市町村と連携し、受け入れ体制の整備など大会の成功に向け、万全を期したいと考えております。経済効果については、「美ら島沖縄総体2010」における来県者の県内消費額のデータを参考に試算したところ、大会開催による直接効果を約4億4000万円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 駐留軍用地返還跡地利用推進法（仮称）の制定についての御質問の中で、政府との調整状況についてお答えいたします。

9月26日に開催された沖縄政策協議会沖縄振興部会において、内閣府からは、新たな法律の整備は検討するとされたものの、県が求める給付金制度の見直し等については、既存の枠組みの継続とされており、極めて不十分なものとなっております。その後、9月30日に公表された平成24年度内閣府税制改正要望において、県が国に求めている駐留軍用地返還後の公共用地の先行取得に係る譲渡所得5000万円控除が新規で盛り込まれております。しかしながら、県が求めている原状回復措置の徹底や行財政上の措置等の具体的な内容については、明らかになっていないのが現状であります。県としては、国と協議を重ねていくとともに、県の要請した内容が新たな法律に盛り込まれるよう、政府関係要路に対し引き続き働きかけているところであります。

次に、サイバー攻撃・情報保全対策についての御質問の中で、サイバー攻撃に対する県の対策等についてお答えいたします。

県においては、サイバー攻撃に対する対策として、

ウイルス対策ソフトの更新や侵入検知システムによる不正アクセスの防止など、これまでのセキュリティ対策に加え、サーバー等のアクセスログの監視強化や不審なメールは開かないよう職員の教育を徹底するなど対策を強化しております。その結果、現在のところ被害は確認されておりません。

今後の懸念事項としましては、一般に複雑・高度化するサイバー攻撃を100%防ぐ方法はないとされていることから、不正なプログラムに感染する確率を抑えるための対策や、感染した場合でも被害を最小限に食い止めるための対策が重要と考えております。そのため、県としましては、関係機関との情報共有に努めるとともに、県警等と連携し、サイバー攻撃を想定した訓練の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、サイバー攻撃に対する政府への要請についてお答えいたします。

サイバー攻撃対策を初め情報セキュリティ対策は、各都道府県共通の課題であることから、全国知事会では「国の施策並びに予算に関する提案・要望」の中で、情報セキュリティ関連法の整備を求めるなどの情報セキュリティ対策の推進について平成21年度から継続して要望しているところであります。県におきましては、今後も全国知事会を通して情報セキュリティ対策の推進を国へ求めてまいります。

次に、新たな沖縄振興策（計画）と税制措置についての御質問の中で、内閣府税制改正要望の概要と今後の課題等について、これは5の(1)と5の(2)は関連いたしますので一括して答弁させていただきたいと思います。

内閣府沖縄担当部局が要望している地域指定制度については、いずれも現行の地域指定制度を拡充した内容となっております。まず、観光の分野では、「国際戦略観光振興地域」及び「自然・文化観光振興地域」の創設を、物流・産業の分野では、「国際物流拠点産業集積地域制度」並びに「産業イノベーション地域制度」を創設することとしております。また、金融の分野では、金融業務特別地区の拡充を、情報（ＩＴ）分野では、現行の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区を拡充することとされております。そのほか、復帰特別措置法に基づく酒税、揮発油税等の軽減措置の延長、沖縄の発電用途の石炭及びＬＮＧに係る石油石炭税の免税措置の延長・新設を要望しております。これらの内閣府要望には、観光振興等に係る対象地域の全県化や国際物流における指定地域の拡充などを除き、ほぼ県要望を反映したものとなっております。

す。県としましては、内閣府要望及びその他の県要望に係る沖縄振興税制がこの後の税制大綱に反映されることを期待しているところであります。

次に、沖縄公庫の存続への政府の対応についてお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の存続については、去る9月26日に開催された沖縄政策協議会の沖縄振興部会における「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」の中で「政策金融改革の趣旨を踏まえつつ、沖縄県の要望にも留意して検討する。」ことが政府から示されたところであります。また、川端沖縄担当大臣は、去る11月19日の沖縄県経済団体会議との懇談において、民主党の沖縄政策プロジェクトチームの提言を踏まえ、前向きに対応する考えを示しております。沖縄県としては、「沖縄21世紀ビジョン」で示した沖縄の将来像の実現に向け、現行の機能及び組織形態での存続について引き続き政府に対し要望していきたいと考えております。

次に、ANA「国際貨物ハブ事業」の実績と課題についての御質問の中で、全日空の「国際貨物ハブ事業」の実績と課題についてお答えいたします。

全日空の国際貨物ハブ事業が開始されて以降、那覇空港の国際貨物取扱量は約90倍に増加し、成田、関空に次ぐ国内第3位となっております。また、ハブ事業の活用により、航空輸送による県産品の輸出量は約43倍に増加しております。さらに、県では新たな国際路線の誘致にも取り組んでおり、那覇空港の国際旅客便は、平成20年度の週19便から現在は週37便に倍増しており、また、就航都市は4都市から6都市に、航空会社は4社から7社に増加しております。国際貨物ハブを活用した産業の振興は、おおむね順調に推移しておりますが、アジアの市場規模を勘案すると、まだまだ拡大する余地があります。そのため、県としては今後、周辺のアジア各国に劣らないビジネス環境を整備し、臨空・臨港型産業の集積等を促進することにより、本県の経済産業の発展及び雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、祖国復帰40周年事業の取り組み状況についての御質問の中で、復帰40周年事業の取り組みについてお答えいたします。

沖縄の日本復帰40周年の節目に当たり、平成24年5月に国及び県内の各界各層の関係者が参加して復帰40周年記念式典及び祝賀会を開催することとしております。また、「県民愛唱歌の制定」や「全国豊かな海づくり大会の開催」など復帰40周年記念事業についても、国・市町村及び教育、観光、水産等の関係団体等

と連携しながら実施に向けた取り組みを行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） サイバー攻撃・情報保全対策についての御質問の中で、サイバー攻撃に対する県警察の対策と今後懸念されることについてお答えいたします。

県警察が運用する業務システムへの対策についてですが、県警察の業務システムは警察庁や他の都道府県警察を含めた警察内の閉じられたネットワークシステムで運用されており、インターネットとは物理的に接続されていないことから、サイバー攻撃の脅威に直接さらされることはありません。また、県民及び事業者等への対策といたしましては、県、事業者と連携し、サイバーテロを想定した訓練を延べ57事業所の参加を得て実施するなど、その被害防止対策を行っており、今後も同様の訓練を実施してまいりたいと考えております。

今後、懸念されることにつきましては、さらに複雑、巧妙化するサイバー攻撃や新種のコンピュータウイルスによる被害が懸念されることから、引き続き事業者等に対する情報セキュリティ講話や情報セキュリティセミナー等の被害防止対策を強化していくこととしております。

次に、県内のサイバー犯罪の推移と取り組み状況についてお答えいたします。

サイバー犯罪とは、インターネット等の情報技術を利用した犯罪のことで、県警察ではその取り締まりや相談に関する業務などを行っております。県内におけるサイバー犯罪の検挙件数は、平成22年中は73件で、前年に比べ42件減少をしており、本年10月末現在は52件で、前年同期に比べ15件減少しております。また、県警察に寄せられたサイバー犯罪に関する相談件数は、平成22年中は945件で、前年に比べ109件増加しており、本年10月末現在は830件で前年同期に比べ36件増加をしております。

このようなことから、県警察におきましてはサイバー犯罪の被害防止を図るため、広報媒体を活用した広報のほか、児童生徒に対する安全学習支援事業等を通じた指導や、保護者を対象とした防犯講演、企業や自治体向けのセキュリティ講演など本年10月末までに591回、約4万8000人を対象に広報啓発を実施しております。また、インターネット利用をきっかけに被害に遭った児童の9割以上が携帯電話のフィルタリ

ングに加入していない実態が明らかになっていることから、保護者はもとより教育機関や携帯電話販売事業者等と連携して、フィルタリングの普及促進を図っているところであります。サイバー犯罪につきましては、新たな手口が出現するなど巧妙化する傾向にあることから、県警察におきましては取り締まりの強化とあわせて犯罪の被害防止に向けた広報啓発活動を引き続き強化する所存であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉行政についての中、障害者権利条例制定の取り組み状況についてお答えいたします。

県は、去る9月から、障害者の権利擁護の推進を目的とした条例を検討するため、障害者県民会議を開催しております。当会議の委員において、現在、障害を理由とする差別や不利益な取り扱いに関する事例ヒアリング等を行っており、その後、課題の整理及び解決のための取り組み方策などを検討していく予定であります。

県としましては、幅広い県民議論を踏まえ、条例制定に取り組んでまいります。

続きまして、がん対策推進条例の進捗状況と本県の特徴的な規定は何かとの問いにお答えいたします。

がん対策推進条例は、県民ががんで苦しい思いをしないように「予防と早期発見」への取り組みを図るとともに、がん患者の療養生活に伴うさまざまな不安等を解消するための施策を総合的かつ計画的に推進していくことを基本に制定していきます。そのためには、県民一人一人の取り組みはもとより、県や市町村などの自治体、医療関係者及び事業者等が「それぞれの責務と役割」を認識しつつ、連携していくことが何よりも重要なことと思います。このようなことから、条例制定に向けて、県民各層からの意見を聴取する目的で、条例策定検討連絡会や作業部会をこれまで計7回開催したほか、10月14日からの1カ月間パブリックコメントを実施いたしました。同連絡会やパブリックコメントに寄せられた意見は、離島に対する支援や患者等の経済的負担軽減に関するものが最も多くありました。このようなことから、離島対策をいかに行うかということが本県に特徴的な規定になると考えております。

続きまして、沖縄県がん対策推進計画との整合性と次期計画への反映についてお答えいたします。

沖縄県がん対策推進条例は、がん対策基本法の趣旨

を踏まえ、「予防と早期発見」から「がん医療対策」まで本県のがん対策に関し、総合的かつ計画的に推進することを目的に制定するものであり、平成20年3月に策定した沖縄県がん対策推進計画とも整合性が図られているものと理解しております。また条例案を検討していく中で、離島等への対策や患者等支援策など多くの意見があったことを踏まえ、これらのことも次期計画において反映させていくことを検討してまいります。

続きまして、市町村議会等からの離島患者支援を求める要請及びがん患者の身体的・精神的・社会的痛みの解消についてお答えいたします。4の(4)及び4の(5)は関連しますので一括してお答えいたします。

宮古島市議会ほか10市町村議会等から「離島における患者支援対策」を求める陳情や患者会連合会から「身体的・精神的・社会的な痛み」の解消を求める意見等がありました。関係者連絡会やパブリックコメント等にも同様の意見が多く寄せられており、このことはしっかりと受けとめております。

条例の制定に当たっては、これらの意見等も踏まつつ、地方自治法等関係法令や他県条例の規定も参考にしながら、沖縄の実情に合った条例案を検討してまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） カボタージュ規制緩和による沖縄県への経済効果等についての中、カボタージュ規制の一部緩和による経済効果と今後の見通しについてお答えいたします。

平成22年、船舶法第3条の特許に基づき、自由貿易地域・特別自由貿易地域の沖縄・本土間貨物の輸送については、日本の船会社が運航する外国籍船に限り認められたところです。しかしながら、現在その特許を活用する船社がなく、現時点では実績がありません。このため、県では、特許の活用に向けて船会社と意見の交換を続けているところであります。この取り組みとあわせて沖縄県では一括交付金などを活用した物流コストの低減について、関係部局で連携して検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 祖国復帰40周年事業の取り組み状況についての御質問で、復帰に尽力した方々等を学校で教えることについてお答えいたします。

40周年の節目に、復帰の実現に御尽力された先人の功績や、その時代背景を学校で教えることは、大変重要なことだととらえております。県教育委員会としましては、小中学校においては「平成24年度学校教育における指導の努力点」の中で、復帰についての学習の場を学校行事等で設定することを明記しております。また、県立学校におきましては、復帰40周年における学校の取り組みを年間計画等に位置づけるよう周知しております。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問で、今後のスケジュールについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、11月28日に3市町教育委員会の教育長を招聘し、解決に向けた意見交換を行ったところであります。教科書の採択権限は、3市町教育委員会にあることから、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただき、一日も早い解決をお願いしているところであります。

次に、マスコミの報道等についてお答えいたします。

今回の報道は、県教育委員会が3市町教育委員会に対し11月28日に発出した文書を受けて報道したものであると思います。同文書は八重山採択地区内において、中学校社会公民的分野で同一教科用図書が報告されていない現状の解決のため、八重山採択地区の3市町教育委員会に対し、同一教科用図書の報告を求めた通知文書であります。

県教育委員会では、八重山教科書採択問題に関するマスコミ等の報道についてこれまでも言及したことはありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 県教育委員会が発出した文書をマスコミの責任で報道したものと考えます。ですから、これまでも我々県教育委員会の意図しない報道も多くありましたけれども、こういった報道につきましても言及はしておりません。と同時に、報道したマスコミからの問い合わせにつきましても、県の見解を伝えております。

以上です。

○佐喜真 淳君 ちょっと……。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 ちょっと時間がございませんから、端的に今の件ですが、ちょっと読み上げます。

「県教育委員会は29日、石垣市、竹富町、与那国町の各教委に対し、東京書籍版を採択した9月8日の全員協議に基づき教科書の必要冊数を報告するよう求める文書を送付した。」と、大々的にこういうふうな形で出ているんですね。（資料を掲示）それが間違いなのかどうかを確認しながら、そこは県民が見ているんですね。県民が誤解するような報道であれば修正を求めるべきだという私の見解なんです。教育長いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほども答弁しましたけれども、この東京書籍の冊数を求めているような報告はしてありません。今回報道したマスコミからの問い合わせにつきましては、県の見解を伝えたわけでございます。

○佐喜真 淳君 済みません、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほども答弁しましたけれども、これまでも県教育委員会の意図しない報道が多くありました。そういった場合にも我々は報道については一切言及はしてありません。

○佐喜真 淳君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほど言いましたように、これからも我々のいわゆる見解について伝えていくとそういうことでございまして、意図しない報道も多々ありますけれども、こういった報道については言及していくつもりもございません。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 ただそこは見解が違うんです。このような大きな問題になって、県の教育委員会の立場がどうということであれ、新聞報道されるんです。それを見て県民が誤解するような報道というのは私はやっぱり修正すべきだと思うんです。ですから、今そういう形で教育長に確認しているんですが、しっかりとかみ合いませんので、このあたりはまた照屋守之議員がいますからパトンタッチをしないと、私の残り時間が少ないですから。

次に、福祉保健部長、まず障害者権利条例ですが、今9月にスタートしたと。当然パブリックコメント等々含めて条例制定に向けてやると思うんですが、いつごろをめどに条例制定を目指しているのかお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 現段階の我々の取り組みとしては、まず委員会を形成して幅広く県民の意見を求めるとともに、障害を理由にいろんな具体的な差別あるいは不当な取り扱いを集約しておりますので、いつできるとかという話ではありません。まだ決まっております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 実は、めどがないと、ある程度期間を決めてそういう目標を持ってやらないと僕はいけないと思うんです。場合によっては、今の国の動向からすると、自立支援法も改正し新たな法律をつくるような動きもございます。その一方で、今こういう形で皆さんせっかく御努力しているわけですから、ある程度いつごろまでには制定に向けてやっていきたいと、逆に言うと決意でもよろしいです。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 心づもりはもちろん持っておりますが、議会に責任を持って明示できる期限を今提示できる状況ではありません。済みません。

○佐喜真 淳君 決意もないですか、私はいつごろまでにつくりたいとか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 可能な限り取り組みは加速させていく予定であります。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 今、がん条例も含め、権利条例も含めて関係者の方、あるいは患者会、あるいは当事者の方々の意見を聴取していると思います。

当然一番大切なのは、新しい条例をつくるに当たって当事者の意見をどのように盛り込んでいくかなんです。当然そこは皆さんの御努力によって盛り込む事項

をどんどんパワーアップしていると思いますが、ただ私が聞くところによると、がん条例にしても権利条例にしてもまだまだ当事者の意見をしっかりと反映していないような気がいたします。ですから、部長の決意、新しい条例ですからある意味、沖縄県の特徴としてすばらしい条例をつくってほしい。ですから、私はもう一度この２つの条例を制定するに当たって、当事者の意見を組み入れて条例に反映させていくという部長の決意をお願いしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） まさに我々としては、福祉保健の責任ある立場ですので、その関係者の皆様の意向に可能な限り沿うように頑張っているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 知事にお伺いしますが、実はこれは知事の公約でもあるんですね、がん条例並びに権利条例。今、部局でしっかりと聞き取りも含めてやっているということです。一方で、やっぱり経済的負担をどのように軽減していくかということも条例の中で関係当事者の方々は要望もされています。そうすると予算の措置もしなければいけないということになると、担当部局だけではなかなか決められないことがあると思うんですが、そこは知事の政治判断というか、決断をもってある意味、福祉保健部の意向をしっかりと組み入れた条例にしてほしいと思うんですが、知事のしっかりとした条例に向けての御決意を確認したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今、議員のおっしゃったような方向で、無論担当部局ともども当事者の御意見もよく入れて私のほうでも総務部その他一緒になってまとめていきたいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 ぜひよろしくをお願いします。ありがとうございます。

カポタージュ規制なんですけど、実はこれは県が要望してある意味県の意向を聞いて規制緩和されたと思いますが、今実績がなしということを含めて今後の取り組みは船会社となっているのか、打ち合わせとか調整をしていくという話。見通しがいいということまで理解していいんですか。それとも見通しがある中で、今どの程度進んでいるのかそのあたりもう少し具体的に説明をお願いしますか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） このカポタージュの

一部緩和につきましては、なかなかそれを活用したいという企業、船社といいますか——これは国内船社の中で外国船籍の船舶を保有している船社がこれになるわけですが——なかなかそういう船社がなくて、現在１社が少し関心があるということで調整をしておりますが、見通しは必ずしも明るいというわけではございません。なかなか見通しが立たないというのが現状です。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 知事、実は今回の沖縄振興の中の要望事項の中で、国際物流経済特区というのが皆さんの御要望としてあるんですが、今のカポタージュ規制の実績なし、今の見通しも少し暗いようなお話の中で、実際の国際物流特区を本当に勝ち得るのか。そして実績として沖縄県にとって本当にプラスになるのか。実はここは不透明な部分があるんです。だから、カポタージュの緩和の中でしっかりと実績をつくってしっかりとベースとしてなり得て、ある意味、国際物流特区が必要なんだと政府に当たるような素地をつくらないといけないはずが、実はそういうところでまだまだ実績が上がらないことに対して知事はどのような見解をお持ちですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後５時５分休憩

午後５時７分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） カポタージュ規制というのを内容からちょっと申し上げますけれども、基本的には今の我が国の船舶法の第３条で、「日本船舶ニ非サレバ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ輸送ヲ為スコトヲ得ズ」という規定がありまして、これは自国船社の保護ということでやっています。前回のカポタージュの一部規制緩和は、外航船についてもカポタージュ緩和を規制して特惠を与えたわけではなくて、あくまで国内船社の外国船籍ということで与えたということでもかなり限定された範囲ですので、今後この辺をどういう方法の可能性のあるのか。一方でカポタージュの全面規制緩和は地元船社の問題も抱えておりますので、この辺をうまく調整しながらいろいろ研究していきたい、このように考えております。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

○佐喜真 淳君 ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、頑張ってください。

祖国復帰40周年の質問に移りますが、先ほど宣言決

議とあとは屋良知事の当時のあいさつ文をお渡ししました。少し時間がないですが、ちょっとだけ読まさせていただきます。

「宣言決議」ということで、「沖縄返還協定批准貫徹県民大会」、参加団体が沖縄経営者協会、あるいは沖縄県教職員連盟、沖縄主婦連盟とか64の団体が賛同して復帰を勝ち取った宣言決議でございます。

中ほどから、「戦争によって失った国土の主権を平和裡に回復することは人類の有史以来、初めての快挙であり、平和外交の勝利として高く評価すると共に、何にもまして、我々県民が日本国民としての主権を回復し、国民としての諸権利の行使と生活を享受することができることに深い意義と感激と希望と勇気を感じます。」と。

世界の有史以来こういうふうに住国復帰したところはないということなんですね。だから、平和行政のもしかするとこれが原点になると私は思っているんです。だから先ほど来、学校教育現場でもやはりしっかりと時代背景を子供たちに教えていく。そして我々は日本の国民としてしっかりと理解をさせる、そういうことが私は大切だと思うんです。先人たちが頑張って頑張って、我々県民が日本国民としての主権を回復したんだと。まさにここにやはり復帰の意義があって、40年の歳月が流れてきたんですが、もう40年となるとほとんど——私も来年48歳になりますが——覚えていないんです。だから、これからの後世の方々にしっかりと教えていくというのが大切だと思うんです。

時間がございませんけれども、もう一つ、屋良主席のあいさつをちょっとだけ御披露します。

前段の始まりが、「沖縄100万県民の長年にわたる祖国復帰の願望が遂に実現し、」——から始まっているとあるんですが時間がございませんから——「それと同時に、きょうの日を迎えるにあたり、たとえ国土防衛のためとはいえ、さる大戦で尊い生命を散らした多くの戦没者の方々のことに思いを馳せるとき、ただただ心が痛むばかりであります。」、「ここに、謹んで沖縄の祖国復帰が実現いたしましたことをみ霊にご報告申しあげますとともに、私ども沖縄県民は、皆さまのご意志を決して無にすることなく、これを沖縄県の再建に生かし、そして、世界の恒久平和の達成に一段と努力することを誓うものであります。」。

当時の屋良知事がこういう形で5月15日にあいさつしています。

そこでいま一度、来年が祖国復帰40周年ですから、意味ある意義あるイベントか何かをまた県が中心と

なってやっていただきたいんですが、いま一度知事の御見解をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 復帰40周年を機にいろいろな行事を検討しておりますけれども、議員おっしゃるのは格調の高いまさに世界に向けて、あるいは子供たちに向けてみんなが展望するような力強くて、なおかつ格調の高いメッセージというか宣言をやってくれということだろうと思います。

40周年、節目の年にしなきゃならないのは、私は過去を検証するには十分な実績、成果があります。その未来を展望する上で、情報、知恵とかを我々はつくり上げてきました。これをもとに未来を切り開いて、それから世界の平和と安定に貢献するような格調高いメッセージをこれから書き上げたいと思います。

よろしくお願いします。

○佐喜真 淳君 御期待しておりますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 こんにちは。

一般質問を行います。

1、農林水産行政について。

人間が生きる上で衣食住が必要であり、その中でも食生活は欠かすことができない基本中の基本であります。

そこでお伺いします。

(1)、本県における食料自給率の現状と課題について伺いたい。

(2)、地産地消が叫ばれている中、本県の学校給食で県産農水産物の利用状況はどうか、総額について伺いたい。

(3)、政府は環太平洋連携協定、いわゆるTPPへの交渉参加を明らかにしておりますが、県内農水産物に与える影響について伺いたい。

2、離島・過疎地域の振興について。

(1)、離島・過疎地域の生活基盤整備について。

ア、離島航路事業に対する燃料高騰分の補てんについて。

離島航路補助制度における市町村負担分は3分の1へ移行の状況にあり、各離島航路事業者は経費の節減、合理化経営の健全化等に取り組んでいるところである。過疎化が進んでいる離島町村としては、新たな財源の確保が難しく物件費や人件費の削減など歳出削減に務めている中で燃料費高騰により基金の取り崩しなどを強いられ、離島航路事業の維持運営の圧迫要因

となっている。そこで、住民サービスを低下させないためにも燃料費高騰分を補てんする対策を講ずるべきと思うが、見解を伺いたい。

イ、離島の水道事業について。

水道事業は、水道法で原則として市町村が経営することと規定されている。本島ではほとんどの市町村が独自の水源を持っていません。本島22の市町村と伊江村に対しては、県企業局が水源開発から浄水処理までを行い水を供給しています。市町村はその水を購入して住民へ供給する仕組みである。そして、市町村は配水施設の運転・維持管理、料金徴収が主な業務になっている。しかし、小規模な水道事業を実施している離島は単独で原水から浄水をつくり住民への供給まで行わなければなりませんので、そのコストは当然高額になり水道料金への転嫁ということになります。その上、水道実務者の兼任など人材、技術力の確保が困難ですので、安心・安全な水の供給と高額な水道料金の課題については早急に取り組むべき問題と考えます。

そこでお伺いします。

慢性的な湧水に悩む座間味村など離島6村が県に対し、広域化など水道事業の格差是正を求めているが、今後どのように取り組んでいくか方針等について伺いたい。

ウ、渡名喜村の消波ブロックの設置について。

平成21年度より第一沖防波堤の周辺に消波ブロックが設置されているが、一層積みということや防波堤2基で420メートルもあり、その防波堤に沿って潮の流れが漁港内に注いで漁船の停泊係留に支障が出ている。また、北風のため波高3メートル以上になると沖防波堤を越波し、漁船の出入港及びフェリーの欠航がたびたびあり、村民生活に支障を来している。これらのことから、港口部の波浪を抑制し出漁機会を増加させ、さらに漁船が安心して停泊できるように、そして生活航路であるフェリーの出入港が安全に運転できるよう越波、潮流対策として第一、第二沖防波堤周囲への新たな消波ブロックの設置についてどのように取り組んでいくか、現在の取り組み状況と今後の方針について伺いたい。

(2)、離島・過疎地域の農業振興について。

ア、粟国村の畑地かんがい事業整備について。

粟国村では、金附名地区、巢飼地区、四志地区の3地区が団体営による土地改良事業を終了し、県営事業の寄草地区についても平成22年度で終了いたしました。しかしながら、かんがい排水事業が同時並行で施工できず、農家は畑への散水作業に常日ごろから苦労しながら干ばつ対策を行っている状況である。また、

遊休地が多いのもかんがい排水事業の実施がおくれていることも原因であります。粟国村の持続的な農業振興を図るためには、畑地かんがい事業の整備は重要であります。今後どのように取り組んでいくか方針等について伺いたい。

イ、南大東漁港北大東地区の整備推進について。

南大東漁港の整備に伴い漁業者の増加、漁船の大型化が図られ、産業の少ない南大東村において水産業の発展が期待されている。しかしながら、ソデイカ漁の最盛期である11月から4月までの間、沖で操業することが可能であっても季節風による波浪により南大東漁港への出入港ができない厳しい状況にある。年間を通して操業ができることが水産業の発展につながるため、漁港として年間を通して出入港を可能にするため、それなりの整備が必要と思われます。

そこで、次のことを伺います。

(ア)、北大東地区の全体計画について。

(イ)、現在の進捗率と今後の見通しについて。

ウ、南大東村における農業拠点施設の整備について。

南大東村では、昭和58年に離島振興総合センターが完成し、村民の集会・研修の地域活動等の拠点として利用されてきました。しかし、既に32年も経過して老朽化が進み、さらに耐震構造上の問題もありますので、できる限り早期に建てかえることが必要と思います。よって、適切な補助事業等を導入し防災上の観点から地震等の災害に対しても安全性が高い集会・研修施設の整備を図るべきであると考えます。

そこで伺います。

(ア)、離島振興総合センターは建築して32年経過しているが、所管省庁はどこか。また、建てかえの基準は何年経過すれば可能か。

(イ)、南大東村では農業生産基盤の整備が進められています。地域における農業生産性の向上を図るため、また、農村振興のためにも農業拠点施設の整備は必要である。事業採択に当たっての問題点と要件があるかどうか伺いたい。

(ウ)、農業拠点施設は昭和50年代に農村総合整備モデル事業の農村環境改善センターという名称で整備されたと思うが、現在はどのような事業で実施されているか伺いたい。

3、産業用大麻（ヘンプ）の研究栽培について。

去る6月議会において、産業用大麻の研究栽培について質問をしたが、そのときの答弁では、薬用型も繊維型の大麻も同じであるということでありました。ヘンプには、薬用型、中間型、繊維型の3つの生理的な

違いによる品種があります。この違いは、THC（デルタ9テトラヒドロカンナビノール）とCBD（カンナビジオール）の2つの化合物の割合で決定されます。THCはマリファナ効果がある化合物であるということです。また、繊維型はCBDがTHCよりも多く含まれ、THC含有量が0.25%未満の品種があります。ヘンプは、さまざまな植物の中でも衣服、食品、建材、化粧品、肥料、飼料、塗料、紙、プラスチック、燃料などさまざまな製品をつくり出すことができ、付加価値の高い素材利用ができるのが特徴であります。

そこで伺います。

(1)、日本も国際条約と同様に、茎と種子の産業用の利用は法律に抵触するには当たりません。大麻取締法第1条の定義においても、「大麻草の成熟した茎及びその製品並びに大麻草の種子及びその製品を除く。」とあるが、そのことについて見解を伺いたい。

(2)、新聞をにぎわせる大麻事件は、花穂や葉を所持したり許可なく栽培している場合は大麻取締法違反になると思うが、大麻草の茎や種子の所持が規制対象となり、大麻取締法に違反することになるか伺いたい。

(3)、県として、農業研究センターと工業技術センターがタイアップして付加価値の高い植物がどのような製品となるか研究すべき価値はあると思うが、見解を伺いたい。

4、土木建築行政について。

(1)、県道東風平豊見城線の早期整備について。

県道249号線東風平豊見城線は、平成10年度に豊見城側から着手されてはや10年が経過しているが、遅々として事業の進展が見られない状況である。当該道路は、八重瀬町及び南城市と那覇・豊見城を結ぶ産業の振興や地域間の交流には欠かせない重要な路線であり、八重瀬町地域も早期に事業認可し整備を図る必要があります。また、現豊見城火葬場の後継施設として南部広域市町村圏事務組合が建設を計画している南斎場が平成25年に供用開始される予定であるが、現状では八重瀬町や南城市からのアクセスが非常に悪い状況である。東風平豊見城線の早期整備は、斎場利用者を初め周辺地域や南部広域の発展に大いに寄与するものと期待されているが、事業認可と整備についてどのように取り組んでいくか、今後の方針について伺いたい。

(2)、与那原海岸の既設護岸の整備について。

平成11年度から与那原町港区から当添区にかけて、中城湾海岸高潮対策事業で護岸工事が施工されました。そして平成13年度から町道板良敷沿岸線が整備さ

れ、地域や町の発展に大いに寄与するものと期待されております。しかしながら、与那原町青少年広場からゆめなり橋までの与那原海岸の既設護岸は琉球政府当時に築造したもので、経年劣化による破損が激しく、耐久性、耐震性に問題があります。また、既設護岸の背後敷地には雑草が生い茂り、安全面・衛生面で劣悪な状況にあります。そこで、既設護岸の整備について今後どのように取り組んでいくか、方針等について伺いたい。

(3)、報得川の拡張整備について。

報得川は二級河川で、計画規模は10年から30年に一度程度で発生する洪水の規模とされていたと思うが、二、三年、いや、ほぼ毎年発生するゲリラ豪雨に対応できない報得川の拡張整備を早期に推進すべきであります。拡張整備については、過去の議会においても何度かお願いをしてきたところでありますが、費用対効果で整備が難しいという答弁でありましたが、河川断面の調査を実施したことがあるか。また、流出係数は畑から宅地が変わっているが、見直す必要性はないか、見解を伺います。

(4)、小規模離島での県営住宅建設について。

9月の新聞紙上で、「県人口140万突破」とトップで報道されました。高い出生率に支えられた自然増と不景気に伴う労働者のUターンや移住ブームなどの社会増の両方が寄与したと見られるとのことである。しかしながら、離島市町村での人口減少がとまらず、小規模離島を中心に過疎化が進み、地域社会の衰退が懸念されます。離島町村は定住促進、人口増を図るための新たな公営住宅の建設は厳しい財政状況では極めて難しいことから、県営住宅の建設を進める必要があると思うが、どのように取り組んでいくか伺いたい。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣良俊議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、離島・過疎地域の振興に係る御質問の中で、水道事業の格差是正に向けた今後の方針等についてという御質問にお答えいたします。

本島地域と離島地域の水道事業の格差是正につきましては、「沖縄21世紀ビジョン」等におきまして水道のユニバーサルサービスの向上という観点から広域化に取り組むことといたしております。

沖縄県といたしましては、平成24年度から25年度にかけて座間味村等の本島周辺離島において水道広域化に向けた調査事業を実施する予定といたしており

ます。その後、実証事業を経て本島周辺離島へ順次拡大を図り水道事業の格差是正を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく離島・過疎地域の振興に係る御質問の中で、南大東漁港北大東地区の漁港整備計画についての御質問にお答えいたします。

南大東漁港北大東地区の漁港整備計画は、総事業費73億円で、平成21年度から工事に着手をいたしております。平成26年度の供用開始を目指して取り組んでいるところでございます。計画内容といたしましては、水揚げ量の増加を図るため、地元漁船が直接横づけできる岸壁や、避難港として50隻の漁船を収容できる岸壁の整備等を行いますとともに、漁港を利活用した地域振興を図ることといたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産行政の中で、本県の食料自給率の現状と課題についてお答えします。

沖縄県における平成20年の食料自給率は、カロリーベースで40%となっております。課題といたしましては、生産者の高齢化や後継者の減少、外食や中食における加工や業務用の需要の高まりに対し、県内農業生産が対応し切れないことなどが挙げられます。このため、県といたしましては、農林水産業振興計画に基づき、農業用水源の確保やかんがい施設等生産基盤の整備、おきなわブランドの確立と拠点産地の形成による生産供給体制の強化、台風に強い耐候性ハウス等の整備、経営感覚にすぐれた担い手の育成や多様な新規就農者の育成確保、流通・販売・加工対策の強化や地産地消の推進などにより、持続的農林水産業の生産振興と多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることとしております。

同じくＴＰＰの県内農水産物に与える影響についてお答えいたします。

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）は、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出るのが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。また、雇用については、農林水産業関

係で約2万3000人、関連産業も含めると約2万9000人に影響が出るものと試算しております。そのため、県では、国民の食料安全保障の確保と国内農林水産業への影響などの観点から、国に対し、国民合意を得るなど慎重な対応を求めるとともに、農林漁業者が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について関係機関と連携し、国に対して平成23年11月28日に要請したところであります。

今後とも、ＴＰＰ交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての中で、渡名喜漁港沖防波堤への消波ブロックの設置についてお答えします。

渡名喜漁港は、台風接近時や冬場の強風時に航路口で発生する波浪により定期船が入港できない場合があります。そのため、平成元年度から平成23年度までの計画で、沖防波堤の新設や消波ブロックの設置、航路の拡張等を行っているところであります。新たな消波ブロックの設置については、去る台風2号及び9号の影響によって被災した沖防波堤の復旧や、新規就航予定のフェリーの就航状況を踏まえ、地元と調整し対応したいと考えております。

同じく粟国村の畑地かんがい施設整備についてお答えします。

粟国村の農業基盤整備については、圃場整備がほぼ完了しており、農業用水源施設が約50%、畑地かんがい施設については未整備となっております。そのため、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業により、約40ヘクタールの農地を対象に、簡易なタンク5基と点滴かんがい施設を平成23年度中に設置することとしております。

県としましては、今後とも地元の要望を踏まえ農業農村整備事業により、畑地かんがい施設の整備を推進してまいります。

同じく南大東漁港北大東地区の進捗率と今後の見通しについてお答えします。

南大東漁港北大東地区の平成22年度末までの進捗率は、堀り込みによる計画岩掘削量82万立米に対して30万立米を掘削しており、事業量では36%、事業費では23%となっております。今後とも計画的に事業を実施し、平成26年度までに漁港の供用開始ができるよう工事を進めてまいります。

同じく南大東村における農業拠点施設整備についてお答えします。2の(2)のウの(イ)と2の(2)のウの(ウ)は関連いたしますので一括してお答えします。

農村環境改善センターは、昭和49年度から平成6年度にかけて農村総合整備モデル事業により、旧東風平町ほか16市町村で整備を行ったところであります。その後、農村総合整備モデル事業は、村づくり交付金事業等へ名称が変更されるとともに、事業実施要綱の改正等により施設を整備する規模が縮小されております。村づくり交付金事業で建設する施設規模につきましては、床面積でおおむね500平方メートル以内となっており、多目的ホールなどの設置は認められておりません。南大東村の農業拠点施設の整備については、新山村振興等特別対策事業による整備が可能であります。採択に当たっては定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する目標値の設定、費用対効果等の算定等を行う必要があります。

県といたしましては、地元の要望を踏まえ、南大東村等関係機関と連携を図りながら、事業導入に向けて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 農林水産行政についての御質問で、学校給食の県産農水産物の利用状況等についてお答えいたします。

平成21年度の学校給食における県産農水産物の利用状況調査によりますと、利用率は32.3%、総額は7億5679万円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島航路補助制度における燃料高騰分の補てんについてお答えします。

離島航路補助制度においては、航路事業により生じた欠損額に対して、国・県及び市町村が協調して補助を行っております。

燃料費につきましては、これまでの実績を見ますとほぼ全額が国の標準費用として認められており、仮に燃料費が高騰した場合でも当該増高分は国庫補助金の増額となるので、市町村の負担がふえることはないと考えております。しかしながら、離島航路は島嶼県である本県におきまして、離島住民の生活の足及び生活必需品や物資の輸送手段として日常生活に不可欠のものであり、県は、今後とも離島航路の維持確保のために国・市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、離島振興総合センターについてお答えいたし

ます。

南大東村離島振興総合センターは、昭和53年度から昭和55年度にかけて、当時の沖縄開発庁と県の補助を得て整備をされております。また、建てかえについては、施設整備から10年経過後は国への報告をもって財産処分が可能となっております。

次に、産業用大麻の研究栽培についての御質問の中で、産業用大麻の製品化研究についてお答えいたします。

大麻草の成熟した茎及び種子は、諸外国では産業用で使われている事例もありますが、国内では大麻研究者の免許制度など大麻取締法の規制の面から、工業技術センター、農業研究センターでの産業用大麻を活用した製品化研究の実施については、他県を含め現状での取り組みは少ない状況にあります。

しかしながら、徳島県などにおいては、茎等を活用して産業化を目指した取り組みが行われておりまして、県としては、現状においては大麻草の茎のみを輸入した製品開発事例等を参考にした研究開発等の可能性について情報収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 大麻取締法についてお答えいたします。

大麻草の成熟した茎及び種子には、幻覚成分であるテトラヒドロカンナビノールはほとんど含まれておらず、大麻草の茎から得た繊維は衣類、履物、かばん、容器、調度品などの日用品として利用されるほか、弓の弦や神社の鈴縄、しめ縄として神事に用いられています。また、種子は香辛料として七味唐がらしに用いられたり、鳥のえさになり広く一般社会で使われているものであります。そのため、大麻取締法においては、成熟した茎及びその製品並びに種子及びその製品は大麻から除かれております。

続きまして、大麻取締法における大麻草の茎や種子の所持についてお答えいたします。

大麻草の成熟した茎及びその製品並びに大麻草の種子及びその製品を所持すること自体は大麻取締法違反とはなりません。しかしながら、不正栽培を目的として大麻の種子を所持した者は、大麻取締法の予備罪、不正栽培をすることを知りながら種子を販売した者については、同法の原材料提供の罪あるいは刑法における幫助の罪に問われる可能性があります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築行政についての御質問の中で、県道東風平豊見城線の早期整備についてお答えいたします。

県道東風平豊見城線は、八重瀬町東風平から豊見城市豊崎を結ぶ9.2キロメートルの幹線道路であります。そのうち、上田交差点から豊崎までの4.7キロメートルについては平成10年度から事業に着手し、国道331号から豊崎区間1.4キロメートルについて平成16年4月に供用しております。残りの3.3キロメートルの整備についても、平成28年度の完成供用を目指し鋭意整備を推進しているところであります。また、上田交差点から八重瀬町までの4.5キロメートルについては今年度から概略設計を実施し、八重瀬町及び豊見城市と連携して計画ルートの検討を行ってまいります。

同じく土木建築行政で、与那原既設護岸整備の取り組みについてお答えいたします。

与那原海岸の既設護岸整備については、護岸前面に「中城湾港マリンタウン整備事業」による埋め立てが行われ、波が直接押し寄せることがないことから、高潮対策としての整備は困難な状況にあります。このため、当海岸については「海岸堤防等老朽化対策緊急事業」による整備の可能性を把握するため、まずは老朽化の点検調査を行う考えであります。

同じく土木建築行政で、報得川の拡張整備についてお答えいたします。

報得川においては、去る11月9日の集中豪雨により国道507号のヘンサ橋一帯及び東風平中学校の正門付近が冠水し、生徒の安全や車両の通行等へ影響があったところであります。その後、現地調査を行ったところ、ヘンサ橋の下流域に数カ所の土砂堆積があり、冠水が発生した要因の一つではないかと考えております。

県としましては、当面の対策として、今年度内に堆積土砂のしゅんせつを実施するとともに、抜本的な治水対策として、河川拡幅の事業化を検討していきたいと考えております。

同じく土木建築行政で、小規模離島町村の県営住宅建設についてお答えいたします。

公営住宅は、それぞれの地域における住宅需要をきめ細かく把握している市町村が行うことが望ましく、県はその補完的役割を担うこととしております。現在、県営住宅は老朽化した危険な団地が多く、その建てかえを優先する必要があります。したがって、小規模離島町村の定住促進等を図るための町村営住宅の建

設について、県は予算の重点配分を行うなどその支援に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 産業用大麻の件で、今回の答弁は前進じゃないかというふうに思います。実は、私、今回は離島振興といいますか、8月1日の人口推計で140万人突破ということが9月1日の新聞に出ていたんです。これは喜ばしいことではあるんですが、逆に離島の人口流出が激しいんですよ。そういうことでよく県のほうも、知事もそうですが、離島振興という中で、離島の雇用拡大とか産業を興すといいますか、それと定住促進、そして児童生徒の支援センターといいますか、それが整備されないと離島の人口流出はとまらないんじゃないかと思います。そういうことで、今、小規模離島の県営住宅の件もあったんですが、予算の支援といいますか、それはどういうことを指すんですか。住宅課が事業費の何%を出すとか、そういうことですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 各市町村から住宅整備の要望がかなりの数があります。それで、県営住宅も整備しないといけないし、市町村営住宅も整備していかないといけないというジレンマの中で、予算枠が厳しいものですから、県としては社会資本整備交付金の流用、他の事業から流用してそれに充てたり、来年度からの一括交付金に期待しているところなんですけれども、今年度の例で言えば、他の事業から数億円、ぜひ土地も準備して離島の住宅をつくりたいという要望が強かったものですから、そこに予算を流用して今回あてがった事例がございます。そういう形で支援していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 財源が少ないといいますか、離島が困っていますので、定住促進のためにもぜひ予算支援をお願いをしたいと思います。

それから、大麻の話、答弁があったんですが、茎は大丈夫、それから種子も大丈夫ということだったんです。これは警察本部長にお聞きしたいんですが、今、種子を持っている場合は違法になるという話があったんですが、これについてはどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 福祉保健部長が申し上げたとおりでありまして、種子につきましては基本的には適用がないんですけれども、ただし栽培するつもりで所持した場合でありますとか、相手が栽培するこ

とを知らながら譲り渡したという場合には違法となります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 離島は南大東、それから北大東もそうですが、さとうきびが基幹作物であります。そういうことで今、ＴＰＰの問題でどうなるかということを中心に心配をしているんですが、含みつ糖、精糖工場がない例えば座間味村、それから渡嘉敷、渡名喜については、どうにかして産業を興さんといかぬじゃないかと思っていますので、今から輸入した茎を工業技術センターで研究するということでありますが、それについてもう一度企画部長、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、福祉保健部長、それから警察本部長からもこの研究についてあるいはまた栽培について制限があるというふうな問題があるわけですが、他県の事例もございますので、まず情報収集をしながらどういうふうな形で研究できるのか、そのところからまず始めていきたいと思います。

今、北海道とか幾つかの県では県の公設試験研究機関で研究しているという話も聞いていますので、その辺の情報からまたとっていききたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 知事にお伺いしたいんですが、昨今といいますか、国が解禁しなければこのヘンプを県は許可はしないということがわかったんですが、地方分権の時代ということでは言われていますが、実際には金・人・物すべてが中央集権であります。これを誘致、このヘンプについては知事許可でできますので、この知事許可をどうにかできないかどうか、知事の見解をお伺いしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員の離島にかける思いは十分理解します。ただ、この問題はかなり微妙な問題がありまして、なかなか知事の権限でどうこうというものではないところがあることも御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 部長は福祉保健部のトップでありますので、大麻取締法で厳しいということでそういうふうに言っていると思うんですが、できましたらぜひ輸入した繊維でいいですから、茎でいいですから、ぜひ工業技術センターで研究を重ねてほしいと思います。

それから、報得川の話が出たんですが、しゅんせつすればどうにかというのがあるんですが、これについ

ては断面調査といいますか、これをぜひやってほしいと思います。糸満側については先月９日の大雨のときに現場へ行ったんですが、糸満側は大丈夫なんですよ。東風平側が道路の冠水している場所が多かったものですから、ぜひ断面調査をお願いをしたいと思います。それについて、部長お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今回、土木建築部で本格的にやろうということで来年度以降、調査費を計上してその調査をして、今後事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣 良俊君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後6時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

浦崎唯昭君。

〔浦崎唯昭君登壇〕

○浦崎 唯昭君 質問に入ります前に法律等の引用に誤りがありますので、これを訂正させてください。

福祉行政の障害者の支援につきまして、障害者基本法になっておりますけれども、身体障害者福祉法の第21条、第22条及び第23条でありますので訂正させていただきます。おわびを申し上げます。

それでは一般質問に入ります。

きのうの新聞を少し読ませていただきながら感想を述べたいと思うんですが、平良亀之助さんという方が新報に投書をされました。県庁におられた方のようで——私は初めて聞いたんですが——「私が県庁に在職中、政府官僚の間では「沖縄にはズー・セオリー（動物園の論理）でいけ」というのがあるそうであります。表にはまさに出せない言葉でありますけれども、この「ズー・セオリー。動物園の動物を飢餓状態に置き、餌を与えることによって、人間の意のままに飼いなすことの意だ。」そうでございます。「今回の防衛局長発言にもこの論理が、如実に表れたと言える。これは歴史的な差別構造に根差すものであり、他の分野にも潜んでいるだろうから、今後とも警戒を怠ってはいけません。」、そういう記事でございます。

もう一つ、日経新聞の「春秋」にはまたこう書いてありました。「この1週間、喉に骨が引っかかったような感覚が抜けない。一川保夫防衛相の進退が取り沙汰されているが、その発端にもなった前沖縄防衛局長の不適切発言に関してである。あの暴言を明るみに出

したメディアは正しかったのか——。」「中身はもうよからう。沖縄県知事は「口が汚れるからコメントしない」と吐き捨てた。こちらも紙面を汚したくない。気になるのは1点、暴言がオフレコ場で出たということだ。オフレコとは、発言を記事にしないとの約束を前局長と記者たちが前もってかわしたという意味だ。そして約束は守られなかった。」「そういう言い方で「過ちかもしれないが、約束はしてしまった。ならば、相手が市民であれ官僚、政治家であれ、守る。そういう原則を貫くことも大切ではないか。喉の骨はそう訴えてうずき続けている。前局長は記事にしないという約束があって記者に話した。この事実はどこまでもついて回ると思うが、どうだろうか。」という記事でございます。両極端な記事でございますけれども、まさに知事も沖縄県の県益を述べる大変大事なことであります。また全国47都道府県の沖縄県としてのお考えも加味されながら頑張ってもらいたいと思います。

東日本で発生した大量の瓦れきの処理について、知事の政治姿勢として伺わせていただきます。

平成23年11月21日、政府主催の全国都道府県知事会議があったようであります。その議事録を島尻安伊子参議院議員からいただきました。その中で総理はこう述べております。

とりわけ瓦れきの広域処理については、一部の地方公共団体においては御協力をいただいておりますけれども、ぜひ政府としても安全性の確保、復興に万全を期してまいりますので、改めて皆様のさらなる御協力をお願いしたいと思いますということで、広域処理のお願いをされております。まさに、2000万トンにも余るあの瓦れきを処理するということが東日本大震災の岩手、宮城、福島、そして茨城も一緒になって救う、復興・復興につながるのは、あの瓦れきの処理をどうするかこれが大きな命題であるだろうとこのように思っておりますけれども、その中で政府は震災4県と沖縄県をこの瓦れき処理の対象から外された。これが私にはなぜなのかわからないわけでございます。沖縄もいろんな問題を抱えながら知事も、あの震災直後に沖縄のチムグクルを発揮して温かく迎えます、お金は要りませんということで発表されました。そういう中でこの沖縄がこの瓦れき処理の対象としてお願いをされていないということが気になるわけでございますけれども、そのことについて知事会議の状況等も含めて教えてください。

次に、都市計画行政についてであります。

とりわけ都市計画行政で長期にわたっている計画に

ついてお伺いいたすわけでございますけれども、都市計画行政というのは大事な決定でございます。まちづくり、地域づくり、これは都市計画が決定をしお互いの地域がよくなってまいります。しかしながら、反対にこの都市計画決定が長期にわたりますと、いろんな問題を醸し出してまいります。そういう意味で長期にわたる都市計画決定されたことにつきましてお伺いをいたします。

ア、決定をされ、いまだ継続されている物件を詳しく示してください。

イ、長期にわたる問題になりますと、本質をとらえ切れず執行することも困難になってくると思いますが、状況の説明をお願いします。

ウ、そして長くなりますと憲法29条財産権にも反すると言われております。いかがでございますか。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

これは文化とも深くかわかりますけれども、まず1番目に武道についてでございます。

いよいよ平成24年の4月のスタートから中学校の指導要領が改正をされまして、武道が取り入れられることになりました。本議会におきましても各議員が武道について、またとりわけ沖縄の空手、そしてウチナー角力についても質問をされましたけれども、ア、武道とはどういう科目でございますか。そしてイ、武道を必修科目に選定する目的を示してください。必修科目になりますと、先生が必要でございます。武道の教師がこれからたくさん必要になってくると思いますけれども、ウ、武道の教師の選定方法について教えてください。

(2)、県指定文化財についてであります。

県指定文化財は、「その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。」とありますけれども、まさに我が沖縄県の文化、国の文化に大きく貢献をしていくということが大事なことでございますけれども、その文化についてお伺いをいたします。

ア、文化に秀でて、指定に値する人材は現在おられますか。

イ、人材の発掘はどのようになされておりますか、お伺いをいたします。

4番目に、福祉行政についてお伺いをいたします。

(1)番目に、障害者の支援についてでありますけれども、行政財産の目的外使用で身体障害者福祉法21条、22条、23条に反するという声があります。これは総務企画委員会にも陳情がありまして審査中のことでござ

いますけれども、そのことにつきまして法律に反するのではないかという意見がありますけれども、そのことについてお伺いをいたします。

５、我が党の代表質問との関連についてお伺いいたします。

知事、沖縄振興一括交付金、長い間の御苦労がなされ、いよいよ決着のときが私は来たような感じがいたしております。それは９日には税制改正大綱が決まるようでございます。そして予算編成が今月の２２日前後に決まってくると思います。まさに、私たちの１年有余にわたりましての議会で、そして知事は東京を含めいろんなところでこの一括交付金をお願いしてまいりましたけれども、そのことにつきましては本定例議会におきまして何らかの進展があるものだを期待しておりました。代表質問、一般質問を通じまして大きく期待をしたわけでございますけれども、いまだ知事の声から決まりましたと、私たちは一括交付金をいただけるようになりますということをまだいただくことができないのが残念でございます。しかしながら、代表質問、一般質問を通じまして、知事の動きもわかるような感じがいたしております。これからが正念場になってまいります。

知事、２２日前後、恐らくこの本会議が終わりますと知事は東京に行かれると思います。その中で政治決着することも出てくるだろうと思いますけれども、その一括交付金を獲得するその決意を改めてお伺いをしたいと思います。

以上、あとは指定席から再質問させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 浦崎唯昭県議の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、教育行政についての御質問で、文化に秀でて指定に値する人材についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では特色ある豊かな伝統文化が息づいております。多彩な文化芸術活動が行われ、人材が豊富であると考えております。伝統的文化を受け継ぐ人材につきましては、文化財の指定を受けた保存会等によります伝承者養成や、関係団体等の後継者育成のためいろいろな取り組みによりましてすぐれた人材が育成されております。芸能や工芸技術、そして伝統空手・古武術といった無形文化財の保存と継承につきましては、教育委員会において文化財の指定と保持者の認定に取り組んでいるところでございます。

次に、我が会派の代表質問との関連についてという御質問の中で、沖縄振興一括交付金の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、沖縄振興一括交付金の総額３０００億円とすることについて、政府及び与党・民主党と調整を行っているところでございます。その中で、国直轄事業につきましては、平成２４年度の国から沖縄県への権限移譲はなかなか難しい面があると言われており、沖縄県としましては、いわゆる出先機関の見直しの中のアクションプランに基づく国出先機関の改革の進展に応じ、平成２６年度までに段階的に経費を一括交付金化するというようなことを含め、まだ調整中でございます。ただ、国直轄事業も一括交付金化を強く求めているところでございますが、まだ結論は出ていません。また、沖縄県及び市町村向けの補助金等につきましては、公共事業を中心としたものと経常経費を中心としたものの大きく２つに分かれますが、こういう２つに分かれたものを整理をし、検討を進めているところでございます。

沖縄県が求める沖縄振興一括交付金につきましては、現在国の予算編成過程の中で調整が進められているところであり、政府予算案において沖縄県の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の実現されるよう、引き続き政府に対し強く働きかけているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、東日本大震災で発生した瓦れきの広域処理受け入れについてお答えいたします。

環境省におきましては、１０月４日に全国の自治体関係者を集めて東日本大震災により発生した瓦れきの受け入れ意向に係る会議を開催しております。また、野田首相は１１月２１日に開催された全国都道府県知事会において、瓦れきの広域処理に係る協力をお願いしております。今回の広域処理の受け入れ先につきましては、鉄道や車両による陸上輸送を基本としていることから、沖縄県は除かれております。

県としましては、今回の震災により多大な被害を受けた被災地の復興についてできる限りの協力を行っております。今後とも被災県からの要望などを踏まえ、人的・物的支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 都市計画行政についての御質問の中で、都市計画決定し、事業に着手しながらいまだ継続している箇所についてお答えをいたします。

事業期間が長期にわたり、いまだ継続されている箇所については、那覇市天久の都市緑地があります。当該緑地は昭和46年6月に都市計画の決定を行い、平成4年10月より事業を着手し、用地取得及び物件等の補償を行っております。

同じく都市計画行政で、事業期間が長期化している理由と今後の対応についてお答えいたします。

那覇市天久の都市緑地の整備事業が長期化している理由の一つに、補償に係る交渉が難航していることが挙げられます。当該緑地には、都市計画の決定以前より数多くの墓が存在し、それらの移転先を確保できず交渉が難航しております。近年は、民間事業者の墓園が設置され、移転先をあっせんできる状況となってきたこと等から、県は当該緑地の早期供用に向けて那覇市と連携し事業の促進を図っていく考えであります。

同じく都市計画行政で、憲法第29条の財産権に反すると言われることについてお答えいたします。

県は、都市計画に関する事業について、なお一層地域住民や地権者からの意向を把握するとともに、事業区域をある一定規模で分割する検討を行う等、憲法第29条の財産権に反すると言われることのないよう、関係市町村と連携を図りながら事業の効果的な促進に努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、武道についてお答えいたします。

武道は、我が国固有の文化であり、武道の伝統的な考え方を理解するとともに、相手を尊重しマナーを守り、練習や試合ができるようにすることを重視する運動となっております。

次に、武道の必修化についてお答えいたします。

武道の必修化につきましては、中央教育審議会答申の「伝統や文化に関する教育の充実」を受け、体育においては武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化により一層触れることができるよう必修となりました。

次に、武道担当教師の選定についてお答えいたします。

学校でどの教師が武道を担当するかにつきまして

は、教師の専門性や学校の設備なども踏まえ、各学校で調整しております。

次に、人材の発掘についてお答えいたします。

無形文化財の保持者につきましては、必要に応じて追加の認定を行うために、県教育委員会において保存会や関係団体等から情報を収集し、人材の把握に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉行政についての、行政財産目的外使用についてお答えいたします。

身体障害者福祉法第21条では、障害者の社会参加を促進する事業を実施するよう努めなければならないと規定されております。また同法第22条には、公共的施設の管理者は、身体障害者から申請があれば売店を設置することを許すように努めなければならないと規定されています。この規定に基づき、県においては、八重山合同庁舎に売店等の設置を認めており、自動販売機についても県の庁舎等に設置しております。また、同法第23条で、市町村は、売店設置の可能な場所等について身体障害者に知らせなければならないと定められていることから、市町村においても適法に実施されているものと考えております。

県としましては、同法の趣旨を踏まえ、適正に対応することが重要であると考えており、今後とも公共的施設の管理者等に対し、福祉関係団体への優先許可に努めるよう求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 知事、瓦れきの処理についてであります。できたら知事に答弁をいただきたいんですけれども、これは知事の政治姿勢として聞いたんですよ。

なぜ沖縄県が外されたのか。非常に気になるのは沖縄県は、今、基地問題で全国的に基地の県外移設をお願いしております。そういう中で、この瓦れきについては沖縄県はいいですというのはわかりません。この判断は沖縄県がお願いをされてやれるときに沖縄県がやればいいのであって、なぜ沖縄県が外れたかということが非常に気になるわけですよ。だから環境行政ではないんです。知事の政治姿勢として、知事がそのときに全国知事会に出られたかどうかわかりませんけれども、そういう立場で私は質問しているんです、政治姿勢として。環境行政じゃないんだよ。出たんですか、知事会議に。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時46分休憩

午後6時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御質問に対して、11月21日の知事会だったそうですが、私は出ておりません。それもあるんですが、ただその前に環境省からの問い合わせがあったようで、瓦れき等の処分地として日本全体で受け持ってもらいたい。ただし、沖縄県については遠い、そして費用もかかる、そして十分な瓦れき処理の空間スペースができていないなどなどを理由に環境省のほうで実務的に話したという感じがございます。それで、確かに我々も別にこの東日本の大震災に対しては沖縄県もいろんな貢献をするつもりだよというのは前から申し上げ、それなりに多くのメンバーで団体が集まって我々もやっているつもりなんですが、ちょっとこの件についてあえて沖縄を何か意図的に外したのか、外されてしまうと何か少し頼りにされていないなという感じで落ちつかないんですが、少しこれはもう一度チェックさせてください。そして無論これは各県全部わかりましたというわけでもないようですから。ただ、もともと問い合わせ、確認もしないで沖縄抜きでやったって言われてもこれは困る話でして、ここはちょっと議員の御質問を受けて、私今確認ができたぐらいでまことに申しわけありませんが、内容をもう一度確認したいと思います。きょうは間に合いませんけれども、よろしゅうございますか。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 知事が出席されていないということでわかりましたけれども、これは全国でこの東日本大震災を助けようという中で、しかし沖縄は別ですよとなるのはちょっと非常に気になるんですよ、これは。方法としては船でもやろうと思えばできないことではないと思うんですよ。だからそういう意味でやる姿勢を見せていかないと、今後沖縄は嫌なものは引き受けられない。しかし、基地は県外にお願いするのもやりづらくなるのではないのかなという感じがするんですよ。

それでこの「連鎖する差別」ということで、山口二郎先生がいろいろお話ししておりますけれども、「福島県民はいつまで被害者の振る舞いを続けるのだ」というような差別発言もある中で、沖縄も同様に「力づくで物事を押し付けることが国益や多数派の利益という名目で正当化されるという、これまでの常識が存在している。」ということの裏づけになってくるんですよ、そういうことが。沖縄は瓦れきの処理は

しなくていいですよというのが非常に気になるんですよ、そういう意味で。しかし、知事もちょっと時間を置いて検討させてくれということでございますから、ぜひそうならないように、全国で救おうとする中で沖縄は瓦れき処理をしたいけれども政府がそういうことを言っているの、それに対して知事の考えはしっかりと持ってお話をしていくべきではないのかということをお思いまして、お願いを申し上げました。

答弁ありますれば、お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私も今、浦崎議員がおっしゃるように沖縄だけ特別扱いをしてくれというつもりはもともとこれまでもありませんし、ただ体力に応じたことしかできないんですが、それでも各県で特段に逆差別をされるのもこれは不愉快なことです。沖縄は沖縄で応分のことはきちっとやるという姿勢はしっかりと持っていきたいと思いますので、この点はちょっとフォローをもう一度させてください。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 どうぞ被災地の人たちに思いをはせまして、ぜひ沖縄県も一緒になってやれるという全国民の期待にこたえていこうではありませんか。

続きまして、一括交付金になるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、一括交付金は今もう大丈夫だということが見えないというのはこれは全県民そう思っていると思います。41市町村まさにそう思っておりますけれども、ある村長さんは少し心配なお話もされておられました。ここに来てまだ決め切れない。まだ一括交付金獲得だと、知事も今調整中である、まだ結論が出ない、引き続き調整するということでもありますけれども、この一括交付金獲得に対しては、これからが知事の出番だと思います。大変な仕事だと思います。これからこの本会議が終わりますと、東京へ行かれると思うんですけれども、ぜひお体を大事にしながら先ほど御答弁されておりました、その獲得のために全精力を上げていくということでのもう一度決意をいただいております。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） いろいろ激励をいただきまして、またしっかりと頑張っていこうという気が起こってまいりましたが、一括交付金というのは、例えば今沖縄県に来ています一括計上分というのが2300億円ですよ、今年度が。ですから、まず1つは金額を持ち上げないと新しいビジョンの実現にはやっぱり足りないということで3000億円ぐらいまでまずこれはふやすというのが一つです。ただ3・11もあり、こうい

う御時世でなかなかこれを拡大するというのは大変なんです、一応概算要求では2300億円が2437億円と少しふやして概算要求はしています。それでも足りないんでなお3000億円台までは拡大してもらいたい。実はここが一つの交渉の一番大きな部分でもあります。一方で民主党さんが地域主権の実現のための予算的な手段として一括交付金という言葉を打ち上げてくれました。これは基本的にはひもつきでない、自由にその地域で使える国からのお金とこういうまだ単純な定義しかありませんが、この制度設計も含めながらこの一括交付金システムを国の仕組みに入れていくには一挙に全く真っさらな一括交付金というイメージのものがつくれるかというのは、これはなかなかやっぱり技術的には難しいところがあります。ですから、今年度から既にできているあの5000億円地域戦略交付金と呼ばれるもの、これも基本的には一括交付金でこの一つの道路だ、空港だ、港湾だったらここをもう一回何%かは見直して別のものにも使えるというものはあるんですが、この使える範囲が狭いという面があって、ですからこの本当の意味で100%自由なということに到達するには、これ一気になかなか行きにくいという面はあります。ですから、その真っさらなものに近いものが3000億の中で一体どれくらい確保できるか、丸ごと確保できるか。それともこの地域戦略交付金のような途中段階のまだ少し自由度は狭いけれども、一括交付金的なものというものでいくのか。さらに、これは県とか市町村、沖縄に来ていた分だけでいくのか。国直轄はどうするかという実は前提となる部分をかなり議論をしないとなかなか処理が難しいという面があります。ですから、設計をしながら額をどうやって確保するか、それから既存のいろんな仕組みと制度をどう処理していくか、今年度、来年度1年で可能かというこの4つぐらいのことを同時に実は議論しながらやっているものですから、なかなか国も財政当局もまた担当している沖縄担当部局にしても国交省というような沖縄に大きなお金をあれしているところにしても、なかなかこれ実は、はいわかりましたと行きにくい部分があって、この山を何度も行ったり来たりしながら議論が収れんし始めております。ですから、来年度予算の1回ですべて要求している額のまず2300億を3000億とか、それから一括交付金と言っているものが全く真っさらな一括交付金ができるのか、今まであるものの改良版でいくのか、高率補助部分を残していくのかはこれから最終的な落つきが出てまいります。ただ我々は要求したとおりの自由なお金がないと、沖縄が主体的に計画をつくってその方向で仕事

をしていくというこの主体性もとりながらやっていくには、民主党さんの政策にある一括交付金が一番合うということで今頑張っておりますが、20日過ぎまでに今申し上げた4点ぐらいの点はある程度整理しながら結論が出てくると思いますが、実際はまだ議論途中というところがありますので、それでも頑張っていきたいと思っております。

よろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 知事、よくわかりました。知事もことしでもう1年たちましてあと残り3年です。知事の真価が問われる一括交付金だと私たち思っております。懸命に御支援いたしますので、ぜひ頑張って知事の今話されたような感じでよしいと思っております、獲得をしてもらいたいと要望をしておきます。

それから身体障害者の問題で、福祉保健部長、身体障害者福祉法21条、22条、23条についてはよく理解をしていると、それを徹底をしていくということでありますけれども、まだ関連する知事部局、公安委員会、警察、教育委員会も私が調査をしましたらそこまでまだ至っていないようなそんな感じがいたします。そのためにはその徹底をやってもらいたいと思っておりますけれども、そのことについて御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 先ほどもお答えしましたけれども、法の趣旨に従いまして、公共的施設の管理者に対して福祉団体等への優先許可に努めるよう求めていきたいと思っています。また、そういう関連の団体からの相談には親切に乗っていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 それを受けまして、知事部局を預かる総務部長、それから公安委員会、教育委員会の今の福祉の条文を受けましての御決意をお願いいたします。まず知事部局から。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 今、福祉保健部長がおっしゃいましたとおり、今現在自動販売機等々を中心に公募制を実施したり、それから売店の設置等々についてやっているわけですが、引き続きその趣旨をしっかりと踏まえながら例えば自動販売機の新たなものについては障害者等々を中心として優先的に使用させるような形にもっていきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 県教育委員会といたしましても、福祉関係団体等による優先設置に関しまして

は、知事部局の対応をしっかりと参酌しながら適切に対応していこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 県警といたしましても、警察施設内に自動販売機設置の公募を行う際には障害者福祉団体等支援を要する団体が設置を希望する場合には優先して設置をしていただくということとあわせ、既存の自動販売機の使用許可の更新の場合にも同様の配慮をする必要があると考えております。

今後とも関係法令等を遵守するとともに、関係部局と調整の上、行政財産使用許可の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 御答弁ありがとうございます。

次に教育行政、文化行政と申し上げましたが金武正八郎さんが教育長のころにも沖縄には剣道、柔道、それ以外に空手、ウチナー角力というのが武道としてあるということでありましたけれども、これからそれも科目に取り入れていくという確認をさせてください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほど議員のほうからも御質問がありましたけれども、もう来年度から中学校では全面実施になります。この中で中学校１・２年生のほうで武道、ダンスが必修化されるわけですがけれども、これまでも私どもは武道指導の充実を図るために講習会をしたり、あるいは研究校を指定したり、いろんな取り組みをして資質向上を図ってまいりました。と同時に、本県の誇る伝統文化の継承・発展につながるような学習過程の工夫を昨年度文書でもちまして通知をしております。この中で、武道の指導内容であります武道、剣道、相撲に加えまして、本県の伝統文化であります空手とそして沖縄角力、そういったことも選択種目としてしっかりと生徒に選択履修できるよう対応を今していこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 ありがとうございます。

これからは地域主権というまさに政権の言葉でありますけれども、その中での沖縄空手とかウチナー角力が入り入れられていくということは、沖縄の文化の発展にもつながるし、沖縄の主権を表明する一つでもあると思いますのでぜひよろしくお願いをいたします。

続きまして、土建部長、この天久緑地が残っているということでございましたけれども、昭和46年にこの都市計画決定はされているんですよね。それで皆様方から教えていただきますと今日までほとんど手をつけ

られていない。昭和46年に決まりまして平成4年までほったらかしている。都市計画決定というのは先ほど申し上げましたように、地域のいろんな権利を押さえられている中でこれが40年余にわたりまして何ら動いていないということで、大変地域の皆さんが心配をして私はその質問をするわけでありますけれども、そのことについて部長、どのようにこの仕事をこれから進めていくのかをお聞きしたいんですよ。それは、今あそこの地域はまさに無法地帯、お墓をつくる人はつくる、出ていく人たちは補償金を出すという状態で、まさに都市計画決定の何も無い状態であります。そういう意味では、那覇市と協力しながらこれを進めていくということでありますけれども、もう少し決意を新たにこの地域の開発、私は皆さんの計画は素晴らしいものだと思っております。高台にありまして防災の拠点にもなるところだと思っておりますし、また見晴らしもとてもいいところですのでいい公園にはなりますけれども、そのためには昭和46年に決定して今日まで何ら動きもないということは、やはり行政として責任を持たなければならないと思うんです。そしてあそこにある天久聖現寺さんも、今日まで改装したいけれども都市計画決定され何もできなかったということであります。そのことについてもお答えを願いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに長年制限をかけて規制を受けて、住民の方々にはかなり支障があったということで反省しております。現在その進捗率が18%で、これからもっと若狭緑地というのはかなり景観とか環境とかそういった面でもいい箇所ですので私たちも進捗を図りたいんですけれども、先ほど答弁したように民間の墓園があっせんできるということでそこにあっせんするとともに、反省点としてはもちろん今後取り組みますけれども、やはりもう少し制限する区域を分けて財産権に支障がない程度に「選択と集中」をして、段階的に経てあの事業を進めればよかったかなと。一気に全体を入れたのがそういった支障を来した原因かなということで今後はそういうことがないようにということと、今回の若狭緑地に関しては、那覇市ともしっかり連携してうまく対応できるように県も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○浦崎 唯昭君 天久聖現寺は……。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時7分休憩

午後7時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 神社の建てかえについてですけれども、これまで調査したところ個別の申請内容について公園管理者、市町村の意向を踏まえ、許可の可否を判断することができるということになっていますので、今後那覇市含めてその公園管理者の意向を踏まえた上で、適切に対応したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 浦崎唯昭君。

○浦崎 唯昭君 天久聖現寺さんは今日までできないものだと思っていたようですけれども、今の部長のお話ではできるという状況ですので、ぜひ行かれてもしそういう要望であれば進めていくようにお話をなさってください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 皆さん、こんばんは。

通告した質問に入ります前に、質問通告締め切り後から質問までの間に発生した重大な事件・事故問題等についての発言のお許しをお願いをいたします。

これから取り上げます基地から発生する諸問題につきましては、質問通告後に発生し、そしてまた報道がなされた問題でありますので、議事課に連絡しており、先例を踏まえて質問を行います。よろしくお願いします。

基地から発生する諸問題について。

(1)、うるま市米軍キャンプ・コートニー内の高層住宅の大型空調室外機から発生する騒音問題。沖縄防衛局は騒音測定を行い、その結果を関係機関に報告されたとのことです。

ア、騒音測定の結果。

イ、今後の対策についてお願いします。

(2)、うるま市米軍マクトリアスからのディーゼル燃料流出について。

ア、流出の原因。

イ、流出先と量。

そしてウ、今後の対策についてお願いをいたします。

それでは、通告の質問を行います。

1、「沖縄21世紀ビジョン」の推進について。

(1)、平成24年度スタート予定の新たな振興計画推進のための法律制定に向けての進捗状況とめどについて伺います。

(2)、沖縄振興一括交付金3000億円の進捗と決定の時期。

2、沖縄科学技術大学院大学の開学に向けて。

(1)、大学院大学設立を受けて開学までの取り組み。

(2)、開学時における教授及び研究員、学生の体制。

(3)、特許及び研究成果のビジネス化の体制と取り組みについてお願いします。

3、県立病院事業について。

(1)、3カ年間の経営再建の取り組みによる意識改革や経営体質の改善。

(2)、今後の病院事業の経営。

4、県経済の振興について。

(1)、企業の誘致。これはIT津梁パークも含めてお願いいたします。

(2)、観光の推進。

(3)、地場産業の展開。

(4)、起業化や新たなビジネスの可能性。

5、八重山中学校教科書採択問題について。

(1)、11月28日の県教育長、石垣市教育長、竹富町教育長、与那国町教育長との意見交換の目的と成果。

(2)、それに向けての県教育委員会の取り組み。

(3)、この問題はどのように解決させていかれるのか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 照屋守之議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、「沖縄21世紀ビジョン」の推進についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の進捗状況と今後の見通しについてにお答えいたします。

沖縄県は、沖縄振興一括交付金の総額を3000億円とすることについて、政府及び与党・民主党と調整を行っているところでございます。国直轄事業につきましては、平成24年度の国から沖縄県への移譲はなかなか厳しいという面もないことではありません。こういうことも含め沖縄県としては、アクションプランという政府がお決めになった国の出先機関の県等への移譲の部分、これに基づく国出先機関の改革の進展に応じて——平成26年度までがその期限になっておりますので——26年度までにその経費を一括交付金にしてしまうということを強く求めているところでございます。まだ折衝中です。

また、沖縄県及び市町村向けの補助金等につきましては、公共事業を中心としたものと、もう一つは、経常経費を中心としたものの2つに分かれます。これはこういうふうに整理をし検討を進めているところでございます。

沖縄県が求めます沖縄振興一括交付金につきましては、現在、国の予算編成過程の中で調整が進められているところであります。政府予算案において、沖縄県の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の実現されるよう、引き続き強く政府へ求めてまいる所存でございます。

次に、県経済の振興についての御質問の中で、ＩＴ津梁パークを含めての企業の誘致についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、情報通信関連産業や製造業を中心に企業誘致に取り組んでいるところでございます。その結果、情報通信関連産業につきましては、現在216社が立地をしております。そしてこの雇用者数も2万人を超えております。ＩＴ津梁パークでは、入居企業数が14社、雇用者数は約400人を超えているところでございます。さらに、来年度からは同じパーク内におきまして民間ＩＴ施設の供用が開始されます。そして、これによって雇用者数が約1000人に増加する見込みでございます。また、特別自由貿易地域におきましては、立地企業数が30社、そして雇用者数が約500名となっております。

県といたしましては、今後とも私も先頭に無論立たせていただいて積極的な企業誘致活動に取り組みますとともに、アジア諸国の企業と県内企業とのビジネスマッチングなど魅力的な投資環境の整備に努め、さらなる企業の立地促進と雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 「沖縄21世紀ビジョン」の推進についての御質問の中で、新たな沖縄振興のための法律についてお答えいたします。

新たな沖縄振興のための法律について、県は、国が9月に示した「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」を踏まえ、国に対し、県が策定する計画に関して自主性・自立性を確保できる法制及び国の支援の明示を要望しております。また、競争力のある税制措置の拡充、沖縄振興一括交付金や県が提言した制度に関する規定の創設等についても求め、国と調整を進めております。県の要望する形の新たな法律を現行法の期限である来年3月末までに制定できるよう、引き続き国との調整を重ねてまいりたいと考えております。

次に、沖縄科学技術大学院大学の開学に向けての御質問の中で、大学院大学開学に向けた県の取り組みに

ついてお答えいたします。

沖縄県は、大学院大学の円滑な開学に向け「沖縄科学技術大学院大学設置促進県民会議」を設置し、経済団体を初め教育界及び産業界等県内各界各層挙げて、県民機運の醸成及び関係機関への要請など設置を促進するための活動を行ってまいりました。

また、周辺整備については、世界じゅうから集まる研究者やその家族が快適に暮らせるよう、国、地元恩納村やうるま市等と連携しつつ取り組んでまいりました。その結果、大学院大学のゲート空間となる国道58号恩納南バイパスや村道大袋原線等が供用開始しております。また、本年4月には、大学院大学研究者の子弟を初め県内外の日本人及び外国人の子弟の受け皿となるアミークスインターナショナルスクールが開学し、現在205名の幼児・児童が在籍しております。なお、開学に向けては、現在、大学院大学においては学生や研究者のための住宅整備が進められており、県においては大学院大学への交通アクセス向上に向けたバスの実証実験や光ブロードバンド環境整備等に取り組んでおります。

次に、開学時における教授及び研究員、学生の体制についてお答えします。

現在、沖縄科学技術大学院大学には教員が45人、研究職員が176人おりますが、来年秋の開学に向けてさらなるスタッフの増強や学生の募集活動を行っております。開学時には、教員50人、研究職員300人、計350人の体制で学生20人を受け入れる予定であると聞いております。

次に、特許及び研究成果のビジネス化の体制と取り組みについてお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学から生み出される特許及び研究成果を生かしたビジネス化に向けて、沖縄県では、平成22年度より大学院大学、琉球大学、県内研究機関等が連携して大学院大学の研究シーズを活用した医薬品、健康食品等の共同研究開発に取り組むとともに、関係研究機関によるネットワークの構築を図っております。また、大学院大学においても技術移転セクションを組織し、同大学からの研究成果等のビジネス化を積極的に進めております。今後とも大学院大学との連携強化を図りつつ、生み出される研究成果等が地域の産業振興につなげられるよう産学官の連携強化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院事業につい

ての御質問の中で、経営再建の取り組みによる意識改革や経営体質の改善についてお答えいたします。

病院事業局では、平成21年3月に経営再建計画を策定し、一般会計繰出金の増額支援のほか、7対1看護体制の導入等による収益の確保や診療材料費縮減プロジェクト等による経費の節減に職員一体で取り組んできました。その結果、経常収支の黒字化等経営再建計画の目標を平成22年度までに前倒しで達成しており、この間の取り組みを通して職員の意識改革や経営体質の改善については一定程度図られているものと考えております。

次に、今後の病院事業の経営についてお答えいたします。

病院事業においては、今後10年間で約70億円の長期債務を償還することや県立一般5病院への7対1看護体制の導入、医師、看護師等の安定的確保、必要な医療機器の整備・更新等を適切に行う必要があります。これらを前提に作成した病院事業の収支推計では、平成24年度以降経常収支は再び赤字に転じ、現金資金についても減少する等非常に厳しい経営状況となる見込みとなっております。そのため、病院事業局においては、職務の級の格付を国の基準並みにする給与体系の見直しを行い、人件費の適正化を図ることを関係労働組合に提案しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 県経済の展望についての中、観光の推進についてとの質問にお答えいたします。

沖縄県では、「ビジットおきなわ計画」に基づき、今年度は外国人観光客の誘致強化や付加価値の高い旅行の促進、新規市場の開拓、受け入れ体制の強化による満足度の向上を主要戦略として掲げ、さまざまな事業を展開しているところです。特に、外国人観光客の誘致強化については、海外における情報発信やプロモーションの強化に加え、中国人観光客に対する数次ビザの発給開始や海外からの航空路線の新規就航や増便などにより大きな成果が得られているところであります。また、新たなエンターテインメントの創出や観光メニューの開発等に対する支援を実施するとともに、MICEの誘致支援、もう1泊滞在キャンペーンや夫婦をターゲットとした「大人の2人旅」などの商品展開の支援など付加価値の高い観光の促進に努めているところであります。

県としましては、今後とも国内外の新規市場の開拓

や文化、歴史、スポーツなどを活用した沖縄独自の観光プログラムを展開し、観光客数の増加と観光収入の増大を図り、県経済の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 県経済の振興についての中、地場産業の展開についてお答えいたします。

沖縄県では、地場産業の振興を図っていくため、県産品奨励運動や産業まつりなどを通して県産品使用の推進に努めるとともに、新製品の開発支援や県外への販路拡大等に取り組んでいるところであります。現在、景気低迷などの影響により、泡盛や伝統工芸品はピーク時と比較して厳しい状況にあります。食料品製造業においては数億円規模の売り上げに成長した土産品商品が生まれるなど、県内外で高い市場評価を得ている製品もあります。

県といたしましては、引き続き国内外への販路拡大や新製品開発、人材育成及び技術支援や農商工連携の強化などに取り組んでまいります。

続きまして、起業化や新たなビジネスについてお答えいたします。

沖縄県においては、起業化を目指す方々に対し、創業者支援資金の融資や経営安定化を目的とした相談・指導等の支援を実施しております。また、沖縄県産業振興公社や商工会、商工会議所等と連携し、窓口相談事業、ネット販売スキル再構築支援事業、課題解決集中支援事業、経営革新支援事業なども実施しております。さらに、新たなビジネスに挑戦するベンチャー企業の育成や新規事業の創出を推進するため、コーディネーターによるきめ細かな支援等も行っております。これにより、県産アセロラを原料とした化粧品やクワンソウを活用した健康食品の開発・販売、また、地元お笑いを活用したエンターテインメントビジネスや沖縄特有のオリジナルキャラクターを活用したコンテンツビジネス等が創出されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 八重山中学校教科書採択問題についての御質問で、3市町教育委員会教育長との意見交換についてお答えいたします。

八重山採択地区教科書問題の一日も早い解決のために、11月28日に3市町教育委員会教育長との意見交換

会を開催したところでありますが、残念ながら合意には至りませんでした。

次に、教科書問題の解決に向けた取り組みについてお答えいたします。５の(2)と５の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

県教育委員会としましては、これまで文部科学省の助言をもとに、３市町教育委員会に対し一本化が図られるよう助言等を行ってまいりました。

教科書の採択権限は３市町教育委員会にあることから、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただき、一日も早い解決をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 議員からの緊急質問で、基地からの油流出に係る新聞報道についての御質問の中で、キャンプ・マクトリアスにおける燃料流出の原因と今後の対策についてお答えいたします。７の(2)のＡと７の(2)のウは関連しますので一括してお答えいたします。

去る１２月５日、キャンプ・マクトリアスにおいて燃料流出事故が発生しました。沖縄防衛局によりますと、事故発生場所は同施設内の家族住宅地区とのことで、家族住宅の給湯用ボイラーにつながっているホースが破損し、ディーゼル油が流出したとのことでありますが、発生日時、流出の原因及び量などの詳細は明らかになっておりません。

県は、燃料流出事故を受け、米軍及び沖縄防衛局に対し、燃料の流出日時、流出量等の詳細を明らかにし、事故原因を究明して報告すること、安全管理及び再発防止を徹底すること、再発防止のために講じた対策を報告することなどを申し入れたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 緊急質問の基地から発生する諸問題についての御質問の中で、キャンプ・コートニー内の空調室外機の騒音測定の結果についてお答えいたします。

沖縄防衛局が１１月１７日に実施した騒音測定結果によりますと、住宅地における昼間の測定値は４２．６デシベルから４８．９デシベル、夜間の測定値は４４．７デシベルから５２．４デシベルとなっております。騒音測定結果について当該地域における騒音に係る環境基準を準用しま

すと、昼間の測定値は基準値の５５デシベルを下回っておりますが、夜間の測定値は基準値の４５デシベルを上回っております。

次に、今後の対策についてお答えいたします。

沖縄防衛局では、今回の騒音測定結果を踏まえ、施設を管理している米軍に対し、１２月６日付で文書による施設の改善の申し入れを行っております。

県としましては、今後の米軍の対応状況を注視しながら、必要に応じてうるま市と連携しながら対応していきたいと考えております。

次に、米軍キャンプ・マクトリアスにおける燃料流出の流出先と量についてお答えいたします。

去る１２月５日の燃料流出事故につきましては、中部保健所職員がキャンプ・マクトリアスからの排水路と接続先の天願川の現場調査を実施しております。油臭が確認された排水路において採水し、県の衛生環境研究所において揮発性有機化合物、ベンゼン等１４項目について分析を行っております。その結果、いずれの項目につきましても基準値または指針値以下となっております。

なお、流出量については米軍に照会しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それでは、再質問をお願いします。

きょう、私のほうで一括交付金の通告をしたら、政府が私の質問に合わせて「一括交付金法制化」、「新沖縄振法に明記」という見出しがあって、すごく気を使ってもらっているなど喜んでおりますけれども、知事、この内容については事前に把握をしておりますか、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 報道の内容については、まだよくその情報の出元とか内容の詳細は掌握してございませんけれども、去る９月２６日に、国の沖縄政策協議会で基本方針が出されまして、その後その新しい法律をつくるということはその中でも言われていましたので、事務的な調整はしてきておりました。その中で、県としては、一括交付金を法律に明記してくれとかというふうな話をやっておりましたけれども、それ以外の話については、出てきている数字とかそういうものについては、詳しいところはまだ把握をしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事、沖縄振法にこれが明記をされるということは、やっぱりすごいことですね。やっぱり

これだけ知事が、執念とは言わないけれども、これまでの沖縄振興のありようも含めて、これから10年後、20年後、「沖縄21世紀ビジョン」をもとにした沖縄県づくりをやりたいというそういう思いが、なかなか厳しい環境の中で政府を突き動かしつつあると思うんですね、まだ決定ではありませんけれども。

ですから、これは新しい法律が来年の2月の通常国会、この3000億円の予算というものが12月いっぱい決まっていこうというそういうふうな段取りですけども、非常に光明が差して、最近暗いニュースばかりあって、展望が開けて非常にいいなというふうな思いがありますけれども、この新しい法律の期限と、さらにこういうふうな政府の動きを受けて、さらに仲井眞知事の一括交付金3000億円に対する思いというか、決意をお願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の新聞の情報でまだ確認ができていないものもありますが、ただ、新沖縄振興法という中の法律事項というか、中身としては、例えばこれまでは国の計画に国は支援をするというような趣旨が書いてあるわけですが、今度はその計画も県がつくって、それに国が支援すると、そういうようなことであるとか、一括交付金のシステムがだんだんでき上がってきていますが、戦略交付金というものもあれは一括交付金の一つの形ですが、まだあれですと少し自由度が少なくて使い勝手がどうかという感じがありますから、あれではなくて、もっともっと使い勝手のいい形の一括交付金にしたい。そうすると、それは今世の中には基本的にはないものですから、それは沖縄法の中にちょっと規定したらどうかというのは前から我々も、そこで定義したらどうかということを言っていたんですが、きょうの新聞のニュースは——今まではまだちょっと議論がかみ合わなかったんですが、かみ合い始めたのかなという気もしますが——これはまた近々確認をしたいと思います。1つは3000億円というのは、これは一括交付金であれ、通常の高率補助であれ、少し沖縄への振興費ががたがたに落ちてきていたものですから、やっぱりどこかで押し上げないといけない。これは新しい10年が始まる時点が一番いいタイミングだろうということで、職員ともどもこれは張り切って今押し上げをやって、これが一応3000億円めどにということによっております。そして、できれば高率補助というよりは一括交付金で全部一たん県に渡してもらいたい、こういう趣旨のことを言っているわけです。そういう中でも、またこれは市町村が担当する分、県が担当する分、国が直轄でやる分と分か

れているものですから、ここの整理整頓が直ちにできるか、ちょっと時間をかけるかは、これからの議論をどう収めさせるかによります、などなどあります。

そういうことで、一括交付金を沖縄法の中で非常にいい形で書けるのであれば非常にいいなと思いますし、ただ、予算そのものの3000億円というのは、国からの資金の性質とはまた別に、天下の情勢を見ながらの毎年毎年の予算を、せめて3000億円ぐらいはという言い方でやっておりますが、こういう御時世ですから毎年の勝負にはなるとは思います、なるべく10年間ぐらいいはひとつしっかりと決めておいていただきたいぐらいいのことは実は言いながら今やっている最中です。あと1週間、2週間の間では答えが出てくると思いますが、何とかすべてこの法律の中に書いておけば担保されるなという感じは持っておりますが、ぜひまた議会の御支援、自民党さんの御支援もよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次は、大学院大学です。

この前、設立式典に行ってきましたけれども、それでも沖縄の振興に非常に寄与したいという思いが強いようでした。ですから、これはこの(3)に書いてありますように、「特許及び研究成果のビジネス化」、これはそういうふうなものがなければ、沖縄の振興とか経済は活性化しませんので、ぜひ県としても、ここの部分についてはしっかり大学院大学側との連携、取り組みをお願いします。

それと同時に、もう既に特許を取得しておりますけれども、この特許の所属というのか、所有というのか、その辺は最初からはっきりさせたほうがいい。これは権利問題があって、売れたときにその配分をどうするか非常に問題が起こってきますから、それは当初からきちっと向こうのほうにも伝えて、その確認をした上でスタートさせたほうがいいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） OISTにおける特許の取り扱いでございますけれども、大学院大学学園において研究者が知的財産化を行う場合には、大学が研究者より当該発明に係る権利の譲渡を受けて、大学が特許出願を行うことになるというふうなことであります。また、その特許等知財を利用する場合には、知財利用者と大学側でロイヤリティーに関する契約を締結することなどが決められているようでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 次は、県立病院事業です。

事業局長、経営再建の取り組みは、病院現場も含めて共有されておりますか。私は、この前の決算特別委員会で——本会議でももちろんいろいろありましたけれども——病院長のことで、一生懸命黒字化を達成をして、その評価が給与カットであればむなしいとかというふうな発言があって、経営再建について病院事業局自体は頑張っていて、病院長も含めた現場サイドというのは、共通の意識というのかそういうふうなものがないのかなという思いがあって、それを確認したいんですけれども、この経営再建という共有の認識は全職員が持っておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 病院事業局といたしますと、県立病院課と病院等全体をあらわしていると思います。我々は県立病院課という立場にあるわけですが、やはり実際に診療して収益を得るというのは病院現場でございまして、私たち県立病院課と病院現場の意思の疎通がなければ、やっぱりこのような結果は出なかったと思いますし、私は、常に一体になってやっているというふうに認識しております。

せんだっての委員会の院長の発言については、やはり厳しい状況に置かれた病院の責任者として、職員とともに一生懸命頑張ってきたという厳しい立場をあらわしたものだというふうに理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 心情的には理解できますよね。ところが、3年間の経営再建をやっている、自力では難しい、一般会計からも85億というそういう大きなお金を3カ年間繰り入れをしていく。そうすると、先ほども説明がありましたけれども、この給与の改定は経営再建の中で当初から計画されたことじゃないんですか。これは降ってわいていきなりこういうふうなものが出てきているんですか。違いますか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 議員も御存じだと思いますけれども、県立病院事業においては、平成18年から給与の削減をやってきております。既に約6億円余りという給与の削減は行ってきております。その上で、今回平成24年度からいわゆる経営再建支援の分もなくなってきたときに、平成22年度をベースにした推計見込みを出した結果でそういうふうに赤字が出るというふうな形で一応これを組合側にも提案したという状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、給与の改定に対して問題

提起をするのであれば、これは病院事業局の内部できちっとこういうふうなものは話し合いをして、どうするかということをやらんとあって、これは経営再建の3年間のそういうスパンの中でそういうふうなものが表に出てくるというのは、これは執行部としても25億から30億近く余分に入れるわけですね。我々議会としても、ぜひ経営再建をやってもらいたいという思いが非常に強いわけですよ。こういう経営再建は日本全国どこを探してもないですよ。普通はまず人件費を削るんですよ。ところが7対1看護にして、知事、ぜひふやしてくださいよと、人数もふやしましたよね。だから、そういうふうなことからしていくと、これは非常に厳しい状況に置かれているというのはわかる、職員も含めてです。わかるけれども、じゃこの厳しい状況をどうやって乗り切るかという部分については、やっぱりもう少し中でしっかり詰めて、知事部局ともそういう相談をしながら改善をしていくということをやらないと、3年間のそういう経営再建もまだなし得ない中でこういうふうなものが起こるとというのは、この再建とはどう考えているのかな。通常言う世間の再建というのはそんなに簡単なものじゃないですよ。そこは容赦なく人情なしに、この数字に合わせて人件費も削っていくということが再建ですからね。ですから、そういうことも含めてもっとそれぞれ病院事業局の中でそういうふうなものをきちっと詰めてやる部分と、外に発信していく部分を分けていかぬと、一致団結していないじゃないかとそういうふうな思いがするわけですね。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 一致団結しているという意識は僕にはありますけれども、人間みんな同じじゃないわけですから、そういった意味である意味、多少のそういうわだかまりもありながらやっていると。ああいうふうな形でついぼろっと本音が出たというふうなところもあったと思います。そういう意味では、私たちも常に病院現場と局で、あるいは病院現場に行っている議論しながらいろんな問題点を解決しようというふうにやっておりますので、今議員から御指摘のあったこともしっかり心をつにして、今後は病院経営に当たっていきいたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、この給与が上がる下がる、これはそれぞれの経営のトップも含めてみんなが努力して改善していけば、それは当然給与にはね返って上げていけばいいわけだから、そういうことは自分

たちで一緒にそういう努力をしていけばいいんですよ。それを言いたいわけですよ。

次に、……。

議長、ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 7 時 51 分休憩

午後 7 時 52 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

照屋守之君。

○照屋 守之君 教科書問題です。

私は、これまで一遍もこういうふうな問題について公に質問したことはございませんでした。県の教育委員会にしっかりそういう問題解決をしてもらいたいという思いがあって静観してきたわけですが、なかなか解決のめどが立たないということもあって、今の県の教育委員会の取り組みも含めて少しチェックをしながら確認したいんです。この 11 月 28 日の再協議に向けての意見交換、先ほどありましたように相当大的な新聞報道があって危惧しておりますけれども、この 11 月 28 日の協議の中で、県が 9 月 8 日の協議が有効だということを示してそういうふうな話し合いをしたというふうなことになるようではございますけれども、この意味がよくわかりません。この御説明をお願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私どもは、11 月 28 日に一日も早い解決を図るために 3 市町教育委員会の教育長を招聘いたしまして意見交換をしたわけです。この中で、これまでのいきさつ、そして解決には、採択権限を有する 3 市町教育委員会が協議をして同一教科書にする必要がありますと、そういった説明をしたつもりです。その中で、9 月 8 日の全員協議も有効だという認識を示しました。ただ、同一教科書を採択していく中で、解決には 3 市町教育委員会のほうで協議をしてしっかりと意見を確認してくださいと、そういったことをお話ししましたけれども、残念ながら物別れに終わりまして、それぞれが独自の意見を主張したと、そういう状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私が先ほど登壇して質問した、それに向けての県教育委員会の取り組みというのは、一番のそういう協議をするためのために県教育委員会としてどういうことをやってきたのかということを聞いたわけですが、先ほどは答弁がなかったんですけれども。

私は、この再協議をする、この 3 名の教育長を集め

てやりますよね。そのときにいろんな今までの取り組み——きのう、きょうじゃないですからね——これまでの取り組みも含めて、それぞれ石垣も与那国も竹富の教育長が実際どういうふうなことを考えて、どうしたいのかというふうな思い、そういうのをきちっと踏まえた上で再協議の場をつくってほしかったという思いが非常に強いわけですよ。そういうことをしっかりやっていけば、9 月 8 日の再協議は有効だという県の考え方はそこで示さなくていいわけですよ。白紙の状態はどうぞ 3 教育長、協議をしてくださいということが目的でやったはずなのに、あえてそこに県のいついつのものは有効だということになれば、これは当然石垣も与那国も大反発するじゃないですか。これが新聞報道にあらわれているわけですよ。ですから、この協議をする前に、県の教育委員会としてそれぞれの教育長にお会いして、どうすればテーブルに着いて真さらな状態で協議できるのかというそういう環境づくりを県の教育委員会がやるべきだったんじゃないですか。これはどうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり無償措置法におきましては、採択地区内において同一の教科書を採択すると、そういった法律があります。そういう中で、八重山地区においてはまだそういう状況ではなかったわけです。ですから、何とか一本化を図るような努力をしてもらいたいために、今回 11 月 28 日にお呼びいたしまして意見交換をしたわけです。

今議員がおっしゃっているように、9 月 8 日のいわゆる有効性につきまして、我々はさまざまな角度から県としての弁護士の御意見も聞きながら、有効性については認識はしております。今、その 9 月 8 日も白紙に戻したらどうかみたいな骨子の御意見かと思えますけれども、そういう立場にはありません。といいますのは、9 月 8 日の全員協議に至るまでには、これまでも——これからもうそうですけれども——文部科学省からしっかりと指導助言を受けながらこれまで来た経緯もございますので、9 月 8 日の全員協議につきましては、我々は有効であるという認識はしております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、ここまで至って問題がこじれて、それを一本化しようというふうなことを県の教育委員会がやる。そのときに、9 月 8 日の協議は有効ですよというそれを持つこの人間が、この 3 名の教育長と白紙の状態協議してくださいということができますか。彼らはそれを支持するという人もいれば、そうじゃないという人もいるわけでしょう。これは彼

らに任せると言いながら、何でこれはそこに置いておいてやらないんですかということなんです。ですから、こういうことをやるから、正しいと思ってやっていることが、結局それぞれの反発を招いて、この再協議のテーブルに3者が着くということができないわけでしょう。そう思いませんか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） これは本会議でも私は答弁をしたつもりですけれども、採択権限は少なくとも3市町教育委員会にございます。ですから、私どもが特定の教科書について云々は全く言えないわけです。ですから、そういった視点で11月28日にもお話をしたつもりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、特定のものはやるなどは言えないけれども、この方針は、そのある特定のそういうふうなものが有効だということを示しているじゃないですか。こういうふうなものをかざしながらそういう協議というのは、なかなか厳しいですよというふうな話ですよ。

それと、非常に不思議なのは、沖縄県の教育委員会が文部科学省の意思決定は法的に根拠がないとかというふうなことを言っていますよね。私はこれがよく理解できませんけれども、これはどういうことですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私どもは、文部科学省のいわゆる指導助言を否定したものではありません。やはり県教育委員会では、この教科書採択について、文部科学省からの指導助言に基づきながら、今までも、これからも進めていくつもりでございます。ですから、この文部科学省からの指導助言、あるいは事務連絡等を受けながら、採択権限を有する3市町教育委員会のほうでしっかりと協議をしてもらいたいと、そういったことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、皆さん方が、文部科学省のそういう意思決定に対して法的根拠がないとか、説明がないとかという答弁をやっていましたよね。あれはどういうことですかということなんですよ。

議長、休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時1分休憩

午後8時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） これまでの経過を少しばか

り御説明申し上げます。

国は、私ども県教育委員会に対しまして、地区協議会の規約に従ってまとめられた結果に基づいて八重山地区の教育委員会が同一の教科書を採択するように、県として八重山地区を指導してくださいと、そういった指導助言をしてきているわけです。

私ども県教育委員会は、実は10月31日に文部科学省に参りました。その中で、地区協議会の規約に従ってまとめられた結果は答申ですと。と同時に、県教育委員会が八重山地区に対して法的な拘束力を有さない答申に従って採択せよと、そういった指導助言をすることは難しいですよと、そういった説明をしていく中で、そのための法的根拠を教えていただきたいということで文科省にも指導助言を求めたところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 文部科学省の考え方が示されていますよね。文部科学省は、無償措置法の趣旨・目的に沿って文部科学省としてどのように対応するか判断する必要があると。皆さん方はこれを持っていますでしょう。この無償措置法に基づいて彼らはそういうふうな判断をし、県の教育委員会にもそういうふうな対応をしているわけでしょう。この無償措置法というそういう法律が根拠じゃないですか、違いますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時4分休憩

午後8時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 無償措置法の13条4項にこういったことがございます。「協議して同一の教科書を採択しなければならない」と。つまり法に沿った処理方針は、3市町教育委員会による協議しかないわけです。そのことを本会議でもる説明をしてきたつもりでございますけれども。

○照屋 守之君 議長、休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時5分休憩

午後8時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 再度申し上げます。

無償措置法の13条4項は、「協議して同一の教科書を採択しなければならない」とあります。つまり換言をすれば、同一の採択がなされるまで協議を行わなければならないわけです。そういうことでございます。

ですから、我々はその８・２３におけるいわゆる答申そのものを協議の結果ということでの文部科学省は見解を示しておりますけれども、少なくとも八重山地区の採択協議会における規約の中で考えますと、いわゆるこの協議会そのものは諮問機関でございますので答申としての役割しかないわけです。そういうことでの対応をこれまでもしてきたつもりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、文部科学省の判断というのは法の趣旨にそぐわない、そういう判断をしているというところをえ方をしているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後８時８分休憩

午後８時９分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。（発言する者あり）

静粛に願います。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 我々がこれまでとってきた対応につきましては、無償措置法そして地教行法の２つの法がございます。この２つの法にのっとって少なくともこれまで指導助言をしてきたと、そういうことでございます。ただ、今までも何度も申し上げましたように、この採択の権限は３市町教育委員会にあると、そういったことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ３市町にありますね。県にはないですね。国にはないですか、最終的な意思決定は。文部科学省はないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 採択権限は文科省にもありませんし、我々沖縄県教育委員会にもございません。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 本当にないんですか。じゃ、なければ何で文部科学省が最終的に、これは国全体のそういうふうなものを最終的に文部科学省が意思決定し指導助言をやりながら、それを決定するのは文部科学省なんじゃないの。おかしくないですか。じゃ、これはだれが最終的に意思決定するんですか。問題解決しないですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。（発言する者あり）
静粛に願います。

○教育長（大城 浩君） これまでもたびたび説明してまいりましたけれども、地教行法の中では採択権限は市町村教育委員会にあるとしっかりと明記されております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いや、びっくりしましたね。本当ですか。だって文部科学省は、文部科学省としてどう対応するか判断する必要があるって、県教育委員会に対して一つにするようにそういう指導をしてきたわけでしょう。最終的に彼らがやる。あなた方は無償じゃありませんよとかと文部科学大臣が言っていますよね。あれは何の権限に基づいて言っているんですか。彼らに最終的に決める権限があるからそういうふうに言っているわけでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後８時１１分休憩

午後８時１２分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） お答えいたします。

答申に従わなければ無償、あるいは有償という見解は、今私も文科省のほうに問い合わせをしている状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、この問題がこじれているのは、文部科学省の責任にしたいという思いもあるかもしれませんが、これはそれぞれの市町が決めるもの、県の役割、文部科学省、それぞれの言い分がありますね。聞いたら、全部言い分は当たっていると思いますよ。当たっているけれども、問題がこれだけこじれて、私が言いたいのは、何で文部科学省と県の教育委員会がもうちょっとしっかり信頼関係を結ぶ、それぞれの１市２町とそういうふうなものをしっかり結びながらその問題解決をしていくということをしていかないと、これはいつまでたっても解決しない、あとはウッチャンギル。県は教育委員会に責任がなければウッチャンギル。じゃ、あとはどういうふうな形で判断するかというふうな話でしょう。だから、それがおかしいんじゃないですかということです。それぞれの言い分はみんな合っていますよ。合っているけれども問題は解決しない。ここですよ問題は、期限も過ぎているんですよ。だからその辺をどう解決していくかということなんですよ。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私どもは、文部科学省としっかり信頼関係の構築をしております。

○照屋 守之君 していない。

○教育長（大城 浩君） ですから、これまでも、これからも指導助言を賜りながら、やはり採択地区のほうで一本の教科書が採択できるように引き続き努力を

してまいります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 とにかく、これはしっかり言っておきます。信頼関係はあると言いながらこういうことをやっている——ないですよ。与那国も石垣もないですよ。だから、これを県の教育委員会として教育委員会の会議でもきちっとそういう整理をしてもらって、本当に信頼関係があるというんだったら、これだけこじれたものをもっと早目にそういうふうな対策をきちっととれるはずでしょう。ですから、その辺はもう答弁はいいですから、しっかり対応していただきますように。

私は、問題解決をしてもらいたいんですよ。我々も一々こういうことを言いたくないわけですよ。余りに

もきちっとそういうのがなくて、この辺の言い分ばかり聞いているから事はこじれるわけです。もうちょっと客観的に物事を見て、この人たちのそれぞれの立場を考えながら、県の教育委員会がどうするかということをしっかりやっていかないと話にならぬわけですよ。ぜひよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明８日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後８時１６分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 照 屋 大 河

会議録署名議員 池 間 淳

平成23年12月8日

平成23年
第 8 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成 23 年 12 月 8 日（木曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成23年12月8日（木曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで、乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 53 号議案まで（質疑）

第 3 陳情第 180 号、第 186 号、第 191 号及び第 191 号の 2 の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで、乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 53 号議案まで

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 4 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 4 号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 2 号）

乙第 1 号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

乙第 9 号議案 工事請負契約について

乙第 10 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 11 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 12 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 13 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 14 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 15 号議案 財産の処分について

乙第 16 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 17 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 18 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 19 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 20 号議案 漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について

乙第 21 号議案 道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について

乙第 22 号議案 指定管理者の指定について

乙第 23 号議案 指定管理者の指定について

乙第 24 号議案 指定管理者の指定について

乙第 25 号議案 指定管理者の指定について

乙第26号議案 指定管理者の指定について
 乙第27号議案 指定管理者の指定について
 乙第28号議案 指定管理者の指定について
 乙第29号議案 指定管理者の指定について
 乙第30号議案 指定管理者の指定について
 乙第31号議案 指定管理者の指定について
 乙第32号議案 指定管理者の指定について
 乙第33号議案 指定管理者の指定について
 乙第34号議案 指定管理者の指定について
 乙第35号議案 指定管理者の指定について
 乙第36号議案 指定管理者の指定について
 乙第37号議案 指定管理者の指定について
 乙第38号議案 指定管理者の指定について
 乙第39号議案 指定管理者の指定について
 乙第40号議案 指定管理者の指定について
 乙第41号議案 指定管理者の指定について
 乙第42号議案 指定管理者の指定について
 乙第43号議案 指定管理者の指定について
 乙第44号議案 指定管理者の指定について
 乙第45号議案 指定管理者の指定について
 乙第46号議案 指定管理者の指定について
 乙第47号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
 乙第48号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
 乙第49号議案 当せん金付証票の発売について
 乙第50号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第51号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第52号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第53号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第3 陳情第180号、第186号、第191号及び第191号の2の付託の件

出席議員（48名）									
議長	高 嶺 善 伸 君	14 番	吉 元 義 彦 君						
副議長	玉 城 義 和 君	15 番	座喜味 一 幸 君						
1 番	上 原 章 君	16 番	佐喜真 淳 君						
2 番	島 袋 大 君	17 番	玉 城 満 君						
3 番	中 川 京 貴 君	18 番	仲宗根 悟 君						
4 番	桑 江 朝千夫 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君						
5 番	平 良 昭 一 君	20 番	西 銘 純 恵 さん						
6 番	仲 村 未 央 さん	21 番	新 垣 清 涼 君						
7 番	照 屋 大 河 君	23 番	新 垣 安 弘 君						
8 番	渡久地 修 君	24 番	前 島 明 男 君						
9 番	瑞慶覧 功 君	25 番	新 垣 良 俊 君						
10 番	山 内 末 子 さん	26 番	仲 田 弘 毅 君						
11 番	上 里 直 司 君	27 番	照 屋 守 之 君						
12 番	吉 田 勝 廣 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん						
13 番	當 山 眞 市 君	29 番	嶺 井 光 君						

30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君

39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 副 知 事 与世田 兼 稔 君
 知事公室長 又 吉 進 君
 総務部長 兼 島 規 君
 企画部長 川 上 好 久 君
 環境生活部長 下 地 寛 君
 福祉保健部長 宮 里 達 也 君
 農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
 商工労働部長 平 良 敏 昭 君
 文化観光スポーツ部長 平 田 大 一 君
 土木建築部長 当 間 清 勝 君
 企業局長 仲 田 文 昭 君
 病院事業局長 伊 江 朝 次 君
 会計管理者 米 蔵 博 美 さん

知事公室 秘書広報統括監 饒平名 知 成 君
 総務部 財政統括監 新 垣 郁 男 君
 教育委員会 委員長 中 野 吉三郎 君
 教育長 大 城 浩 君
 公安委員会 委員 安 里 昌 利 君
 警察本部長 村 田 隆 君
 労働委員会 委員長 平 良 宗 秀 君
 人事委員会 委員長 岩 井 健 一 君
 代表監査委員 又 吉 春 三 君
 選挙管理委員会 委員長 阿波連 本 伸 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 局長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 議事課 長 平 田 善 則 君

課長補佐 上 原 貴 志 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案及び乙第3号議案から乙第53号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ばない議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 おはようございます。

早速、一般質問をさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、本土復帰40周年の記念事業及び記念行事について伺います。

本県は、昭和47年の本土復帰以来、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画において、社会資本整備を中心とした格差是正、民間主導の自立経済の構築を進めてきました。これらの施策の積み重ねにより、社会資本の整備や就業者数の増加、観光産業やIT産業の成長など、着実な発展をしてきたものと一定

の評価をするものであります。しかしながら、全国最下位の県民所得、高い失業率、過重な基地負担等々いまだ改善されない課題も山積しております。

県は、これらの課題解決とあわせて大きな時代変動の中で、未来の可能性を見据えた県民が望む20年後のあるべき姿、ありたい姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」を策定いたしました。いわゆる復帰40年を経た現在、県民主導で沖縄を創造する新たな時代へ向かおうとしております。それが新たな沖縄振興新法であり、新計画の策定であります。いわゆる一括交付金制度、新たな特区制度や従来の制度の拡充、駐留軍用地跡地利用推進法の制定等であります。復帰40年という節目にはこれらの法制度や計画を確立して、迎える形にしたいと思うのは、知事を初め全県民の願いであると言っても過言ではないと思います。この延長線上に記念行事や事業があると考え、知事の所見及び県の記念行事や事業の策定等について伺います。

(2)、世界のウチナーンチュの次世代ネットワーク交流を促進する「万国津梁基金（仮称）」の創設について。

仲井眞知事は、「第5回世界のウチナーンチュ大会」閉幕後、海外県系人子弟と県内若者の交換留学生と、ウチナーンチュネットワークを担う次世代の人材育成のための大型基金「万国津梁基金」の制度を創設することを発表されました。知事はあいさつの中でも世界から集った世界のウチナーンチュの皆様に対し、皆様は沖縄の宝であり、誇りであると称賛をされていました。全く同感であります。この沖縄の宝であり、誇りとする子弟と沖縄の若者が新たなきずなを築き、世界に冠たるウチナーンチュネットワークで世界に羽ばたき、活躍する姿が目に見えようであります。この制度の成功を心から期待し、知事の所見を伺います。

2、防災対策。

自然災害は忘れたころにやってくるとよく言われます。したがって、自然災害はいつも予測を超える甚大な被害をこうむることになります。沖縄での自然災害と言えば、台風や大雨あるいは干ばつ等がありますが、これらの自然災害に対する備えはある程度対応できると考えますが、地震災害に対する対策は必ずしも十分とは言えません。それは歴史的にも、明和の大津波以降、大きな震災や津波災害はありません。が、沖縄も必ずしも地震の発生しない地域とは言いきれないものと考えられます。例えば文部科学省に設置されている「地震調査研究推進本部」が平成22年5月に公表した資料によりますと、今後30年以内に震度6弱以上

の地震が起きる確率は極めて高く、那覇市で24.9%と隣の鹿児島市の15.4%を上回っております。一方、地震に対する備えとして、地震保険の都道府県別世帯加入率は、沖縄県は全国で最も低い数値9.5%となっております。

こうした点から考えますと、県民の防災意識の向上と行政を初めとする各機関及び県民の防災対策を日ごろから策定しておかなければならないとの視点から、地震災害を中心にして質問をいたします。

(1)、県民の防災意識の現状と今後の意識向上への対策について。

(2)、沖縄県における地震予測と対策について。

ア、文部科学省の「地震調査研究推進本部」が平成22年5月に公表した資料によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が那覇市で24.9%とかなり高い値を示しております。この調査資料に対する県の所見と対策について伺う。

イ、県の耐震改修促進計画の中で「沖縄本島南西沖」と「多良間島南方沖」の2カ所の震源による地震を想定しているが、その根拠と対策について伺う。

ウ、津波災害による避難場所として高台や構造物の少ない多良間島などにおける「津波シェルター」の設置提言をこれまで何度か行いましたが、県の所見及び対策について伺う。

エ、平成20年住宅・土地統計調査によれば、県内住宅の約18%に当たる9万1400戸の住宅が耐震性なしと推測されると言われているが、その対策について伺う。

オ、文部科学省は公立の小中学校などの耐震化を2015年度までに完了させる方針だが、沖縄県の達成は可能か。また私立学校への対策はどうか。

(3)、建築設計サポートセンターのこれまでの活動に対する評価はどうか。また、サポートセンターでは今後耐震技術者の育成も担えるか。

(4)、災害時における支援協定の締結状況について、現状と今後の取り組みについて伺います。

(5)、火災等の事故による県営住宅等への優先入居について。

火災はすべてのものを失うとよく言われます。全焼事故の場合などは着のみ着のままで焼き出されることもあります。緊急に対応しなければならないのは住まいであり、落ちつく場所を提供することです。こうした場合、県営住宅等、公営の住宅を提供できないかと考え、関係部課に問い合わせると、公平性に欠けるとか、抽選で当たって待機している方に説明ができないとか言われますが、これでは余りにも心のない

行政と言われかねません。法的にどうのこうのではなくて、こうした緊急事態の対応策として、普段から準備をしておく必要性から、県の考えを改めて伺います。

3、警察行政について伺います。

(1)、首里交番の建てかえについては、県警本部長や県議会への陳情で、地域の安全、観光地としての安全の確保等、地域住民から要望の高い施設で、県議会においては陳情採択もしております。進捗状況及び今後の取り組みについて伺います。

(2)、新都心から安里へ抜ける県道251号線において、横断歩道橋の設置に伴い信号機がとめられております。地域住民、とりわけ高齢者の方からは、信号機も使えるようにしてほしいとの声がありますが、県警本部長の所見を伺います。

4、農林水産業について。

(1)、沖縄農業の不利性解消のための条件整備について。

ア、本土並み流通条件の整備対策としての県の考え方について伺う。

イ、共済掛金率を全国並みに軽減するため、国庫負担割合を引き上げるための説得性のある理論構築について県の所見を伺う。

ウ、担い手育成の課題と対策について。

エ、分みつ糖と含みつ糖の制度の違いは何か。背景と経緯を伺う。また、分みつ糖と同等な制度創設は可能か、県の取り組みについて伺います。

(2)、赤土流出防止対策について伺います。

先日、秋野公造参議院議員と「久米島ホテル館」を訪れ、赤土流出対策の現場視察と説明を受けました。佐藤館長は、赤土が流出するのは土地が裸地状態のときだと指摘し、その間だけ畑の周りなどにさくを設置し、防止するのが効果的であると話をされました。ところが、ここで問題なのがありまして、赤土流出防止に関する支援策の中で、恒久的な対策には補助があるが、さくなどの一時的なものには使えないとのことでした。

そこで伺いますが、ア、現場に知恵ありで現場視察を実施し、現場に合った赤土流出防止対策を策定できないか伺います。

イ、その上で補助金制度の改善を国に求められないかについても伺います。

5、離島対策。

(1)、小規模離島のエネルギー対策について、風力、太陽光等の自然エネルギーやバイオマスを活用した、その島完結型のエネルギー対策を実現していただいた

いということを提案をし、県の所見を伺うものであります。

(2)、ことしも離島フェアは盛況でございました。惜しむらくは年1回の行事で、日常的にいつでも離島の品物が買えるあるいは接する体制づくりはできないものかと考えます。例えばアンテナショップの設立とか、離島フェアの実施をふやすとか等々県の所見を伺います。

(3)、多良間村の地下ダム調査の進捗状況と、将来展望について伺います。

6、我が会派の代表質問と関連して。

福祉行政、障害者が生き生きと暮らせる島づくりプロジェクトについて伺います。

聴覚障害者の生命を守り、安心・安全を確保し、自立と社会参加の視点から伺います。

聴覚障害者は、障害が外見にあらわれないために、誤解を招くことが多く、しかも音による情報は得られないため、災害等緊急時には生命にかかわる不安な日々を送っておられます。

そこで登場するのが聴導犬であります。聴導犬は、ユーザーの生活に必要な音を知らせたり、災害時等に緊急事態をユーザーに知らせるなど、聴覚障害者にとって、安心と安全な暮らしを確保する上で欠かせない存在であります。現在我が県に1頭の聴導犬が働いておりますが、体調を崩しており、後継の聴導犬が必要とのことで県へ補助金の申請をしておりますが、補助金は希望者もいなかったこともあり、本年度は予算づけがないとのことのようであります。

そこで伺いますが、次年度予算で聴導犬の訓練費用及び貸与後のアフターケアのための補助金を予算計上していただくようお願いし、知事の所見を伺います。

以上、質問を申し上げましたが、あと答弁をいただきまして再質問をしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

系洲議員の御質問に答弁いたします。

まず、知事の政治姿勢の中で、万国津梁基金創設における所見についてという御趣旨の御質問に答弁いたします。

万国津梁基金につきましては、世界のウチナーンチュ大会期間中に行われましたワールドウチナーンポジウムにおきまして、県人会長及び新ウチナーン大使の皆さんより御提言を受けたものでもあります。現在、基金創設の詳細につきまして検討を始めている

ところであります。その内容、構想、規模、そして組織の体制、運営などなどを具体的な形にする必要がありますので検討を始めたところでございます。

世界で活躍できる人材を育成するために、海外の県人会や民間大使など、世界のウチナンチュネットワークを活用し、沖縄県内の産学官が連携をしながら140万県民がかかわるよう、オール沖縄で取り組んでいきたいと考えております。ぜひ議員の御指導も賜りたいと思います。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、本土並みの流通条件の整備対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、本土消費地から遠隔地にあることから、沖縄県農林水産業の振興を図る上で、農林水産物の県外輸送コストの低減が極めて重要であります。一方、本土においては、青函トンネルや瀬戸大橋などの架橋により陸路でつながり、鉄道や道路網が整備されたことで物流条件の改善が図られております。このようなことから、沖縄県産農林水産物のブランドを確立し、農林水産業の振興を図るためには、本土産地と同様の条件で市場競争でできる環境を整える必要があります。このため、鹿児島県並みの輸送コストを実現することが不可欠であると考えております。

県といたしましては、鹿児島県並みの輸送コストになるような恒久的な仕組みとして、「農林水産物不利性解消制度」の創設が必要であると考えております。新たな沖縄振興に向けた制度提言の中でこの方法で国とも相談をしているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、復帰40周年記念式典及び記念行事計画等についてお答えいたします。

沖縄県は、来年、平成24年に復帰40周年を迎えます。この大きな節目を契機として、県民一人一人がよりゆとりと豊かさを実感できる自信と誇りの持てる沖縄の創造に向かっていくスタートとなるよう復帰40周年記念事業を実施することとしております。現在、「記念式典の開催」、「県民愛唱歌の制定」、「全国豊かな海づくり大会の開催」など18事業を復帰40周年記念事業として位置づけし、各担当部局において事業実施に向けた取り組みを進めているところです。復帰40周年記念式典については、平成24年5月に国や県の多くの関係者が参加して開催する方向で取り組みを

行っているところです。

次に、離島対策についての御質問の中で、日常的に離島特産品を購入できる体制づくりについてお答えいたします。

県においては、年1回開催される離島フェアのほかに、豊見城市のアウトレットモール「あしびなー」に、日常的に離島の特産品を購入できる常設専門店として「島人ぬ宝プラザ」を設置しているところです。このほか、離島特産品を紹介できる場として、「沖縄の産業まつり」や「おきなわ花と食のフェスティバル」等があり、「わしたショップ」においても離島特産品が販売されております。

県としては、引き続き「島人ぬ宝プラザ」の周知に努めるとともに、県民や観光客が離島特産品に触れることができる場を確保し、離島特産品の商品力向上と販路拡大を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 防災対策についての御質問の中で、県民の防災意識の現状と今後の対策についてお答えいたします。

災害時の被害を最小限に抑えるためには、県や市町村の取り組みだけでなく、住民の防災意識の向上や地域ぐるみの防災活動が重要であると考えております。一方、本県は、戦後米国統治下にあったことにより防災体制の構築がおくれたことや、大地震などの大規模災害が長年発生していないこと等により、他県と比べて消防団員数や自主防災組織が少ないなど、住民の防災に対する意識が課題となっております。このため、県においては、地域住民への防災講習等の実施のほか、本年10月には100名の参加者による自主防災組織リーダー研修会を新たに開催するなど、東日本大震災の教訓を踏まえ、さらなる県民の防災意識の普及啓発に努めているところであります。

次に、地震調査研究推進本部の調査資料に対する県の所見と対策についてお答えいたします。

平成22年5月、文部科学省の「地震調査研究推進本部」が、都道府県庁所在地等において、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を公表しており、これによりますと那覇市の確率が24.9%となっております。これは全国的に見ても決して低い確率ではないことから、県としましては、市町村等関係機関と連携し、避難訓練や防災教育の充実等による住民への防災意識の啓発普及や、地域特性を勘案した避難所や津波避難ビルの指定など、住民の津波避難対策に重点

を置き、沖縄県地域防災計画の見直しを初めとする大規模地震や津波への対策強化を図ってまいります。

次に、「津波シェルター」の設置に対する県の所見と対策についてお答えいたします。

東日本大震災の教訓を踏まえ、高台等の避難が困難な地域においては、津波避難タワー等の「津波シェルター」が有効であるものと認識しております。また、本年9月、琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の取りまとめにおきましても、「少なくとも海拔5メートルを最低限度の浸水域として設定し、これより高い場所への避難対策をとることが必要」などの御提言をいただきました。各地域における「津波シェルター」の設置につきましては、市町村と連携し、地域における津波浸水高や津波避難ビルの位置等の状況、県内の必要数等、現行制度では地方の負担が大きいこと等の課題を十分検討した上で、整備について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時応援協定の締結状況と今後の取り組みについてお答えいたします。

大規模災害発生時における応急対策や、その後の復旧・復興対策の実施に備え、自治体間や民間団体等との間で事前に災害時応援協定等を締結し、緊急時の応援・協力体制を構築することは重要であります。

大規模災害発生時における自治体間の広域応援協定としましては、全国の都道府県との「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、九州・山口各県との「九州・山口9県災害時応援協定」があります。また、県と民間団体等との間で締結している災害時応援協定としましては、社団法人沖縄県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」、県内テレビ・ラジオ局と締結している「災害時における放送要請に関する協定」、ファミリーマートやローソン、沖縄県生活協同組合連合会と締結している「災害時における物資の供給に関する協定」、社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等があります。県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、本年8月に新たに沖縄県建設業協会との災害協定を締結し、また、11月には関西広域連合と九州知事会との災害時の相互応援に関する協定を締結したところであります。

県としましては、今後、さらにどのような分野において協定の締結が必要かについて検討を行い、災害時応援協定の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 防災対策についての御質問の中で、「沖縄県耐震改修促進計画」の地震想定根拠と対策についてお答えいたします。

「沖縄県耐震改修促進計画」における想定地震は、現行の「沖縄県地域防災計画」の想定地震のもととなった平成9年「沖縄県地震被害想定調査報告書」を根拠としております。東日本大震災を受けて、県では、「沖縄県地域防災計画」の見直し作業を行っているところであり、これを踏まえて「沖縄県耐震改修促進計画」の想定地震についても見直す考えであります。また、耐震化対策としては、現行の耐震基準を満たさない住宅・特定建築物等の耐震診断・耐震改修を推進しており、本県の地域特性に対応した補助制度の拡充等を国に対して求めていく考えであります。

同じく防災対策で、住宅の耐震化対策についてお答えいたします。

沖縄県では、「沖縄県耐震改修促進計画」に基づき平成27年度までに住宅の耐震化率を90%に引き上げることを目標としております。住宅の耐震化を促進するため、新たに今年度から「民間住宅耐震診断補助制度」を創設したところであり、市町村に対して同補助制度の活用を働きかけているところであります。また、本県の住宅の多くが鉄筋コンクリート造であり、その耐震診断・耐震改修費用が木造に比べ高額であることから、今後は補助対象限度額の引き上げや補助率の拡充等について国に求めていく考えであります。

同じく防災対策で、建築設計サポートセンターの活動評価と耐震技術者育成についてお答えいたします。

沖縄県建築設計サポートセンターは、構造技術者の育成や構造設計支援などに関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的に設立されたNPO法人であります。平成19年の改正建築基準法の影響により、建築確認が停滞しておりましたが、現在、県内の建築確認件数は徐々に回復してきており、建築確認の円滑化対策の一端を担ってきた同センターの役割は一応の評価を得ているところであります。また、東日本大震災を受け、県では、耐震化の推進には、建築物の耐震診断や耐震設計を行う耐震技術者が必要であると考えており、構造指導員を配置する同センターは、耐震技術者の人材育成に役立っていけるものと考えております。

同じく防災対策で、火災等の事故による県営住宅等への優先入居についてお答えいたします。

県営住宅の入居については、応募者が多数であるこ

とから、「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき原則として抽選により決定しております。大規模火災等により住宅を失った被災者については、抽選によらないで県営住宅へ優先入居する制度があります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 防災対策についての御質問で、公立学校施設の耐震化についてお答えいたします。

本県における学校施設の耐震化率は、平成23年4月現在、小中学校が76.8%、高等学校が89.0%、特別支援学校が88.6%となっております。平成27年度までに耐震化を完了させることは、県立学校ではほぼ達成可能と考えておりますが、小中学校につきましては、現在の耐震化率が全国平均を下回っていることもあり、さらなる努力が必要であります。

県教育委員会としましては、小中学校の設置者であります市町村に対しまして、事業の前倒し等を積極的に行うよう働きかけ、引き続き早期の耐震化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 防災対策に関する質問のうち、私立学校施設の耐震化対策についてお答えいたします。

平成23年4月現在の文部科学省の調査によると、本県の私立学校施設の耐震化率は、幼稚園が58.5%、小中学校が72.2%、高等学校が57.1%で、全体では61.6%となっております。県ではこれまで、耐震改修工事や改築に伴う借入金への利子助成など、国の既存の補助制度の活用による取り組みを促してきたところでありますが、耐震化は進んでいない状況にあります。このようなことから、現在、新たな沖縄振興のための制度として、私立学校施設の改築に対する補助制度の創設を国に要望しており、支援の実現に向け、取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 警察行政についての御質問の中で、首里交番の現地建てかえの進捗状況及び今後の取り組みについてお答えいたします。

首里交番につきましては、県道29号線拡幅工事に伴

い建てかえが必要となっております。同交番につきましては、首里地区の各自治会長を初め、地域住民から県議会や県警察本部へも陳情がなされるなど、現所在地での建てかえの要望が寄せられているところであります。県警察におきましては、現所在地での建てかえを前提として那覇市に必要な用地の提供について要請を行ったところ、那覇市より旧首里支所跡地の一部を交番用地として提供するとの回答をいただいたところであります。今後は、現所在地での建てかえに関しまして予算措置など県財政当局と調整を行い、平成24年度の建てかえに向けて必要な取り組みを進めていく考えであります。

次に、警察行政についての御質問の中で、那覇市安里の県道251号線の信号機つき横断歩道の存続についてお答えいたします。

御質問の信号機つき横断歩道は、平成20年3月29日、県道251号線の開通に伴い設置した押しボタン式信号機であります。同信号機は、道路管理者との協議で歩道橋が設置されるまでの暫定として設置したことから、平成21年10月11日の歩道橋の完成に伴い、撤去の方針で検討しているところであります。

御指摘の地元からの信号機存続要請については、歩道橋完成とほぼ同時期に安里二区自治会から那覇警察署長へ存続要請がなされております。県警察では、要請を受け、平成21年10月から平成22年3月までに計5回、同信号機横断者と歩道橋横断者の横断状況の調査を行い、歩行者横断用押しボタン信号機の高齢者や障害者の利用がほとんどないこと、信号機を存続した場合、県道251号線の渋滞への影響、勾配の急な坂に信号機が設置されていることから危険である、歩道橋と信号機を併設すると信号機が見えなくなるなど視認性に問題があるなど、総合的に判断して地元自治会に那覇署を通して信号機の存続は厳しい旨説明しております。今後、さらに横断者の横断状況の再調査、県道251号線の渋滞への影響調査を行い検討してまいりたいと考えております。また、地元自治会に対しては今後の方針等について丁寧に説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業についての中で、農業共済掛金率の全国並み軽減についてお答えします。

農業共済制度は、農業災害補償法に基づき、国が共済掛金の一部を負担し、農家負担を軽減することによ

り、安定的な共済加入者を確保し、被災時の農業経営の安定を図る仕組みとなっております。しかしながら、本県は、台風接近が年平均7.4個と全国平均の2倍もあり、過去20年間の年平均農産被害額は、約22億2000万円となっております。そのため、全国と比較して農家負担共済掛金率が園芸施設共済で全国平均の2.8倍、水稻で2.5倍、さとうきびでは1.3倍となっております。県では、農業共済制度の本来の目的が発揮されるよう、新たな沖縄振興に向けた制度提言の中で、共済掛金に対する国庫負担割合を引き上げ、本県の農業が負担する共済掛金を全国平均並みに軽減する「沖縄型農業共済制度」の創設を国に対して要望しているところであります。

次に、担い手育成の課題と対策についてお答えします。

農業の担い手育成の課題といたしましては、農業経営に必要な技術・知識の習得、営農及び生活に必要な資金の確保、営農に必要な農地の確保などがあります。このため、県では、新規就農希望者等、多様な担い手の育成確保を図るため、市町村、農業団体、農家代表等で構成する「沖縄県農でグッジョブ推進会議」を開催し、担い手の総合的な対策を講じているところであります。具体的には、新規就農相談センターでの就農相談、農業大学校における実践的な研修教育、就農希望者を対象としたサポート講座、耕作放棄地の再生利用による農地の確保やハウスの整備、農業研修に必要な経費の貸し付けや助成などに取り組んでおります。また、就農相談から就農定着まで一貫した支援システムを構築するため「沖縄県農業担い手育成基金制度」の創設を国へ要望しているところであります。

次に、分みつ糖と含みつ糖の制度の違い及び分みつ糖と同等な制度支援についてお答えいたします。

国は、砂糖の安定供給を図る観点から、復帰前の含みつ糖工場を分みつ糖工場に整備しましたが、小さい離島については含みつ糖工場として維持された経緯がございます。そのため、分みつ糖工場については砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、農家手取り額の確保や砂糖製品の全量買い上げなどに対して、全額国庫による支援がなされております。一方、含みつ糖については、製品品質が均一でなく独自の価格形成がなされていることから、法律の対象外となり、毎年、補助金により生産農家及び含みつ糖製糖事業者への支援が行われておりますが、シーリング等で予算額が減少傾向にあり、厳しい状況であります。このため、含みつ糖についても分みつ糖と同様な仕組みとなるよう、関係機関と連携して、去る11月28日に国

へ要請を行ったところであります。また、新たな沖縄振興に向けた制度提言の中でも、分みつ糖地域と同等な制度創設を国に対して要望しているところでもあります。

次に、赤土等流出防止対策と補助金制度の改善についてお答えします。4の(2)のアの(ア)と4の(2)のアの(イ)は関連いたしますので一括してお答えします。

県では、農地での赤土等流出防止対策について、水質保全対策事業等により、圃場の勾配抑制、沈砂池・浸透池の設置及びグリーンベルトの植栽等を実施しているところであります。平成20年度からは圃場勾配抑制工に加え、新たに低コストで効果のある土層改良工や暗渠排水による対策に取り組んでいるところであります。さらに、平成22年度から「営農連携事業」が創設され、土木的な対策費用の5%以内を地域に応じた流出防止対策に要する資材支援や新たな流出防止技術開発への支援が可能となっております。

県といたしましては、地元の要望を踏まえ、市町村等関係機関と連携を図りながら、「営農連携事業」等を活用し、対策の推進に取り組んでまいります。

離島対策の中で、多良間村の農業用水源についてお答えします。

多良間村の農業振興を図るためには、農業用水源の確保が重要であります。そのため、国において、平成18年度から農業水源開発の検討を行うための予備調査を実施しているところであります。多良間島の水源開発は、島を形成している石灰岩の中の海水の上に浮いている真水を取水する特殊な方法となっております。このことから、平成24年度から平成27年度にかけて取水方法を確立する、取水施設の管理方法、事業費、費用対効果等を算定するための調査を行うこととなっております。

県といたしましては、国、多良間村等関係機関と連携して、多良間村における農業用水源の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 離島対策についての中、小規模離島のエネルギー対策についてお答えいたします。

県は、平成21年度に小規模離島におけるエネルギー対策の一つとして竹富町波照間島において「島嶼地域におけるエネルギー自給システム構築調査事業」を行い、台風等の強風を避け安定的な運用が期待できる可倒式風力発電機、245キロワットを2基導入しており

ます。また、今年度から実施している「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」の中で、宮古島市来間島において、島内の企業電力すべてを太陽光発電設備等の再生可能エネルギーで供給することを目指す実証事業に取り組んでおります。今後とも、地域特性を生かした自然エネルギーの普及促進に取り組み、エネルギーの地産地消を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 聴導犬訓練費用等に係る補助金の予算計上についてお答えいたします。

聴覚障害者に対する支援については、安全・安心な地域生活を営めるよう、情報・コミュニケーションを確保することが重要であると考えております。その具体的支援の一つとして、聴導犬が役割を担っているものと理解しております。聴導犬等補助犬の育成に要する予算については、今後、関係部局などと調整を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

○糸洲 朝則君 答弁ありがとうございました。

まず、次年度は復帰40周年ということをもとに取り上げましたが、従来、例えば10周年とか20周年、また30周年これまでありましたが、今回特に違うなという思いは、述べましたように新たな沖縄の取り組みとして21世紀ビジョンを実現していこうといういわゆる主体的に県が取り組む大事なスタートになる、そういう節目なときだけに大変今回のこの40周年の記念事業とか式典の持ち方というのは、これまでやってきた延長線上じゃなくて、この40周年から沖縄は変わったんだというこういう意気込みが期待をされるんじゃないかと思います。これだけこの万国津梁基金なんかもこの40周年記念事業として考えているという報道もあります。また、大学院大学もスタートする。ありとあらゆるこの沖縄を取り巻く環境が今までと違う形にしないかという思いで、私はこの質問をいたしました。

もう一つは、これまで積み上げてきた事業というものをもう一度振り返る、あるいはまたよみがえらせるという視点も大事じゃなからうかという思いで1点だけ提案をし、また県の見解を伺いますが、これまで沖縄県と兵庫県の交流というものが——あの友愛スポーツセンター等もありましたけれども——これまでちょうど復帰の47年11月に当時の屋良沖縄県知事と坂井兵庫県知事が「沖縄・兵庫友愛提携調印式」を行う。そ

してさらに51年には「兵庫・沖縄友愛運動県民の会」が発足をしている。平成4年の20周年を記念して「沖縄県・兵庫県親善野外活動20回記念祝賀会」、平成14年に稲嶺沖縄県知事と井戸兵庫県知事との間で「沖縄県・兵庫県友愛提携30周年記念共同声明」とこういうふうに積み重ねてきて、くしくもことしこの友愛会も40周年を迎える。したがって、この復帰40周年記念事業の中で、沖縄・兵庫間の友愛提携というものをもう一度よみがえらせる。あるいはまたもっと発信をしていくいい機会じゃないかという思いでこのことについて提案をし、また今考えていらっしゃることを伺いたいんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 御提案をありがとうございます。

沖縄・兵庫友愛提携40周年を迎えるということで、我々もしっかりその点を認識しておりまして青少年を含めた交流をぜひ進めていきたいというふうに考えております。

具体的な事業としましては、今既存の計画している中で復帰40周年事業に続けてあります「第6回太平洋・島サミット」——これは宮古島市でありますけれども——その中の「高校生太平洋・島サミット」がまず一つ。そしてもう一つは、県系人子弟との交流を目的としたジュニアスタディツアーというのが毎年行われていますが、これが一つ。そしてもう一つは、アジアのリーダー育成を目的とした「アジアユース人材育成プログラム」事業というアジアの高校生たちを集めてこの沖縄本島でリーダー育成をするという事業がありますが、こういった中で特別枠をぜひ設けて今後兵庫県からの青少年の県内への招聘というのを考えたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

○糸洲 朝則君 ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、万国津梁基金について、報道によりますと、県が先頭に立ち、県内41市町村、企業・団体、140万県民、海外・国内県人会、ウチナー民間大使、海外県系人などの関係者に呼びかけ、幅広い枠組みで募金に取り組むと。別の報道では100億円規模を目指しているという大変壮大な構想で、このことが次世代、世代世代へと引き継がれていくことが沖縄のこのウチナーンチュネットワークの世界に冠たるウチナー人脈として大きな力を発揮するのではなからうかという期待を持っています。したがって、今構想段階でありますので、具体的なやりとりはかなりまだ早いと思います

が、例えば従来の人材育成財団を中心にした留学制度とかそういったものとはやはり分化したまさしく世界のウチナンチュのネットワークの中の基金なんだという位置づけで、組織づくりとか方向性とか理念というものをしっかり持っていないといけないんじゃないかなという思いでこの質問をしておりますが、知事その点についていかがですか。今持っていらっしゃる知事のストレートな構想、あるいは思いというのがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 交流というのが沖縄のこれからの発展の最も重要なキーワードだというふうに考えておりまして、そのためには先般のウチナンチュ大会のネットワークをどう有効に活用していくか。それから40周年ということで沖縄の日本への復帰と日中の国交回復が動いたということを考えてときにいろんなことができるのかなと、日中津梁でもいいと思うんですよ。沖縄が日中の交流のかけ橋となっていくということで、交流というテーマでいろんな検討をしたときにいろんな可能性が検討できるというふうに我々は考えておりまして、万国津梁基金もそうですけれども、そのためのいろんな財源を確保しながら、理念、目的がしっかりとした形の事業をつくり上げていきたいなというふうに思っています。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

○糸洲 朝則君 ぜひこれは沖縄ならではの基金制度になると思いますから、沖縄でしかできない。しかもこれは世界のウチナンチュを対象にした大事なものだと思いますので、ぜひきらっと光るそういう制度にしていきたいと思います。

続きまして、聴導犬の件で御答弁をいただきましたが、やはり今沖縄県に1頭しか存在しない。しかしこの聴導犬のおかげでユーザーの方は大変安心・安全な暮らしというものを確保していらっしゃる。1頭という少ない数ではありますが、1人に焦点を絞った福祉政策というのは非常に大事だと思います。ましてやちょうど6年目ぐらいだと伺っていますが、その間希望者がいないので予算措置をしてこなかったということは、ある意味でその聴導犬に対する認知度もかなり低いというのを私自身も思っています。これについて、今後どのように啓蒙とかあるいは呼びかけとかそういったものをやっていけるか伺っておきたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員の御指摘、全く共感します。

聴導犬等の補助犬の育成の予算については、地域での障害者の生活を支えるかなり重要な役割といたしますかそういう補助機能としての機能を持つと考えておりますので、予算措置等関係部局と調整してまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

○糸洲 朝則君 ぜひ実現していただきますようお願い申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 おはようございます。

では、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、子ども・子育て支援策について伺います。

これまでも再三取り上げてきましたが、沖縄の子供たちを取り巻く状況は大変厳しい状況が拡大しております。それは、雇用問題や貧困問題が未来の宝である子供たちにその影響が強く及んでいることです。児童虐待や育児放棄、学力低下や少年非行などの問題は、親の雇用問題、貧困問題と密接に関係し、貧困の連鎖、暴力の連鎖などの問題を引き起こしております。これらの問題は、もはや個人や家庭の問題として片づけることのできない社会問題になっていると思います。そこで、子供たちの保育環境や教育環境を整備することによって、少しでも健全育成に資する施策展開を進めていかななくてはなりません。

以下、質問します。

(1)、放課後児童クラブの公設公営、公設民営などの公的施設が全国83.4%に対し、沖縄県は6.7%にとどまっております。その理由と今後の対策について伺います。

(2)、県内放課後児童クラブの保育料が全国平均よりはるかに高い。その理由と今後の対策について伺います。

(3)、放課後児童クラブの待機児童数は8市町村で112人、待機率は1.1%との答弁がありました。潜在的には大幅にふえるのではないかと考えておりますけれども、その実態調査の計画について伺います。

(4)、児童虐待の増加により情緒障害児短期治療施設の設置が早急に必要だと思いますけれども、対応を伺います。

(5)、「沖縄の子どもを貧困から守る連絡協議会」が提案した「沖縄子ども村」構想をどのように受けとめておりますか。

(6)、放課後子ども教室の運営状況について、実施市町村数、利用児童数、児童クラブとの連携などはどうか。

(7)、安心こども基金、保育所入所待機児童対策特別事業基金の継続・拡充について次年度以降の取り組みはいかがですか。

(8)、夜間保育所のニーズ実態調査をやったことがありますか。県内で必要箇所を把握した上で対応すべきではないでしょうか。

次、2点目、脳脊髄液減少症について伺います。

脳脊髄液減少症は、交通事故などがきっかけで激しい頭痛や吐き気、めまい、倦怠感などさまざまな症状が出る病気です。原因は、脳を保護する髄液が漏れ出すことによる病気だということがわかってまいりました。

去る10月30日に、NPO法人「脳脊髄液減少症患者・家族支援協会」の代表理事をお招きし、公明党・県民会議主催の講演会を開催いたしました。約80人が参加して、終了後も質問が相次ぐ関心の高さでありました。宮里福祉保健部長もみずから参加していただき、大変ありがとうございました。翌10月31日には、同支援協会から県知事に対して7項目にわたる要望が出されました。宮里福祉保健部長に対応していただきましたが、その後の取り組みについて、以下、質問いたします。

(1)、県内公立病院において先進医療の申請と診療の開始を求める。

(2)、県主催で専門医や患者を招き、勉強会の開催及び患者救済のための意見交換の実施を求める。

(3)、県内交通事故担当の警察官に対し脳脊髄液減少症の勉強会を実施してほしい。

(4)、県内全医療施設、特に整形外科への第70回脳神経外科学会総会で発表の診断基準の啓発及び案内をしてほしい。

(5)、専門の相談窓口の設置及び就業支援、生活支援を確立してほしい。

(6)、子供の脳脊髄液減少症の実態調査及び教師・保護者への啓発に取り組んでほしい。

(7)、先進医療が適用・実施された場合、自由診療部分の費用を全額補助していただきたい。

この7点についても見解を求めます。

次、3、沖縄市山里地区再開発事業への県支援について伺います。

県内で初めて国から認定された「沖縄市中心市街地活性化基本計画」の目玉事業の山里地区再開発事業への県支援について、沖縄市民はかたずをのんで待っております。県の明確な方針を示していただきたい。

次に、4番、泡瀬ゴルフ場跡地開発について伺います。

(1)、泡瀬ゴルフ場跡地開発計画を県としてどのように位置づけておりますか。

(2)、北中城村の計画する跡地開発計画について、周辺市町村ともども共存共栄するために県としてどのように調整機能を果たしますか。

(3)、国道330号の車両通行量及び跡地周辺地域の生活道路への影響などが懸念事項として指摘されております。県はどのように考えておりますか。

次、5番目、中城湾港定期船就航実験について伺います。

(1)、実証実験の目的と調査内容、スケジュールについて御説明をお願いします。

(2)、実験段階では鹿児島県との往復になっておりますが、他地域との貨物の取引拡大についてはどのようにお考えでしょうか。

(3)、定期船就航実現に向けて戦略をどのように考えておりますか。

次、6番目、文化芸術振興条例制定の進捗状況について御説明ください。

次、7番目、犯罪被害者支援について伺います。

毎年11月25日から12月1日までの1週間は犯罪被害者週間とされております。人間だれしも予期しない犯罪に遭い、突然苦しみのどん底に突き落とされることがないとは言えません。けがをしたり、盗難に遭ったり、最悪の場合命を奪われるようなこともあります。また、直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや体の不調、警察の捜査や裁判の過程における精神的負担、あるいはまたマスコミの取材・報道等による精神的な重圧などなどさまざまな問題に苦しめられると聞いております。そうした犯罪被害者に対する対応は非常にデリケートで、細やかな心配りが求められるのではないのでしょうか。県内における犯罪被害者支援について伺います。

(1)、犯罪被害者週間とは何ですか。

(2)、沖縄県警としての取り組みについて御説明ください。

(3)、11月25日から12月1日までの1週間の取り組みと成果について御説明をお願いします。

8、沖縄警察署跡地への大型交番設置について伺います。

(1)、沖縄署の新築移転が明年24年9月を予定しております。その後の跡地活用について並行して進めるべきではないかと思えます。大型交番設置への計画を御説明ください。

(2)、大型交番にした場合、一般交番との権能、人事体制をどのように考えておりますか。

9点目、県議選でのポスター規制について伺います。

明年6月には、県議会議員選挙が予定されております。選挙のたびに痛感することは、違法ポスターが全県至るところにはらんし、実に汚い、見苦しいということであります。観光立県を標榜する私たち沖縄県であり、私たち県議会議員は、その旗振り役を務める立場であります。議員は、法律や条例の制定にかかわる重要な立場でありながら、残念ながら、選挙のときにはみずから法律違反を犯すという状況が当たり前になっております。実に恥ずかしい限りであります。選挙に関しては無法地帯とも批判される沖縄の現状を、もうそろそろ脱皮すべきではないでしょうか。県議の皆さん、いかがでしょうか。

以下、質問します。

(1)、県議会議員選挙で許されるポスターの掲示方法について説明を求めます。

(2)、現職の皆さんはこういうことで議論できるんですけれども、これから予定している新人候補、あるいはまた元職の候補についての、このポスターのことについての周知をいかに図りますか。

(3)、違法ポスターが掲示された場合、どのように対応しますか。正直者がばかを見るようなことがあってはなりません。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城勉議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、子ども・子育て支援策についての御質問の中で、安心子ども基金などの継続、そして積み増しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、待機児童解消のため安心子ども基金及び待機児童対策特別事業基金を活用し、平成21年から平成22年度までに63施設の保育所整備で約2400人の保育所定員の増を図りますとともに、認可外保育施設の質の向上に一定程度の効果を上げてまいりました。

今後とも、待機児童解消は引き続き取り組むべき重要な課題であります。そして安心子ども基金の事業期

間のさらなる延長及び必要な財源の確保につきまして、国と相談をしているところであります。また、待機児童対策特別事業基金につきましても、その継続・拡充につきまして鋭意取り組んでまいり所存でございます。

次に、中城湾港定期船就航実験についての御質問にお答えいたします。

今回の実証実験は、中城湾港新港地区に新たな定期船を就航させることにより、物流の効率化や背後圏に立地する企業の活動の活性化を図ることを目的としております。その内容は、ことし11月21日より鹿児島から那覇港を経由する航路で週1便の定期船運航を開始し、物流コストの低減効果や時間短縮の効果等を検証した上で課題の把握と対応策を検討することとなっております。県といたしましては、平成24年度まで実証実験を継続できるよう関係機関と調整をし、平成25年度からの本格的な定期船就航の実現を目指して頑張っておりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 子ども・子育て支援策についての中、放課後児童クラブの今後の対策についてお答えします。1の(1)と1の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県の放課後児童クラブは、公立幼稚園児の午後の預かり先として民間による設置が進められてきたことから、民立民営のクラブが多い状況となっております。また、公的施設の活用が低いことから、家賃の負担などのため保育料が全国より高くなっている状況にあります。

沖縄県としましては、今後、放課後児童クラブの公的施設利用の低い状況を踏まえ、市町村に対し公的施設活用の整備計画の策定を求めるとともに、公的施設活用の施設整備について、自由度の高い沖縄振興一括交付金（仮称）の活用を含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、放課後児童クラブの実態調査の計画についてお答えいたします。

放課後児童クラブの実施主体である市町村においては、市町村次世代育成支援地域行動計画の策定に当たり、放課後児童クラブなどのニーズ調査を行った上で地域の実情に合ったクラブの設置目標を掲げております。

県としましては、当該目標の達成やクラブの待機児

童数を勘案するなど、ニーズに応じた放課後児童クラブの設置を市町村に働きかけてまいります。

続きまして、情緒障害児短期治療施設の設置についてお答えいたします。

軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、その情緒障害を治療する情緒障害児短期治療施設は現在30都道府県で37カ所設置されております。本県においてもその設置は必要であると考え、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」後期計画において情緒障害児短期治療施設の整備目標を掲げているところであり、引き続き条件整備における課題への対応について検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「沖縄子ども村」構想についてお答えいたします。

社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、人との適切な関係のとり方を学んだり、身近な地域社会の中で必要な社会性を養うなど、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで行われる必要があると考えております。提案されている「沖縄子ども村」構想は、より家庭的な雰囲気のもとで、また地域社会の中で生活するという基本的方向とは異なっているものと考えております。

県としましては、里親等への支援体制を充実させた上で里親委託の拡充等に努めるとともに、児童養護施設及び里親における家庭的な養育環境の推進に努めてまいりたいと考えております。

夜間保育所のニーズ実態調査についてお答えいたします。

夜間保育所の設置については、平成21年度に県で策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、保育の実施主体である市町村のニーズ調査の結果等を踏まえ、現在の3カ所を平成26年度までに5カ所とする目標を掲げております。

県としましては、当該目標の達成などニーズに応じた夜間保育の実施を市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、脳脊髄液減少症への取り組みについての中、先進医療の申請と診療の開始についてお答えいたします。

琉球大学医学部附属病院においては、脳脊髄液減少症の治療実績を有することから、継続した治療対応を要請したところであり、あわせて先進医療の申請についても依頼しております。

続きまして、脳脊髄液減少症に関する勉強会等の実施について、2の(1)のイと2の(1)のウは関連しますので一括してお答えします。

交通事故等による脳脊髄液減少症に関しては余り知られていなかったため、当該疾患について周知を図るよう関係団体から要望を受けております。専門医等への勉強会等の開催については、実施に向けて検討しているところであります。また、警察等関係機関へは当該疾患の適切な情報提供を行うとともに、連携・協力していきたいと考えております。

続きまして、脳脊髄液減少症の中の、診断基準の啓発等についてお答えいたします。

医師等への診断基準の啓発等については、沖縄県医師会報を活用して周知を図ることとしており、現在その準備を進めております。

続きまして、脳脊髄液減少症の専門の相談窓口の設置及び就業支援についてお答えいたします。

専門の相談窓口については、各保健所及び沖縄県難病相談・支援センターにおいて体制を整備しており、あわせて就業支援、生活支援についても対応しているところであります。

続きまして、自由診療分の費用の全額補助についてお答えいたします。

自由診療部分の費用の全額補助については、他の保険診療対象となっていない疾患との関係から全国的な課題であると認識しており、国の動向等を注視していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 子ども・子育て支援策についての御質問で、放課後子ども教室の実施状況についてお答えいたします。

放課後子ども教室推進事業は平成19年度から開始されており、平成22年度は20市町村で実施され、延べ約32万人が参加しております。

児童クラブとの連携につきましては、同一小学校内で放課後子ども教室と放課後児童クラブが実施されている場合には、児童クラブの児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加するなど連携を行っております。

県教育委員会としましては、福祉保健部と協力をし、両事業の関係者で構成する「放課後子どもプラン推進委員会」を開催するとともに、両事業の合同指導者研修会を実施するなど、今後も連携の強化に努めてまいります。

次に、脳脊髄液減少症への取り組みについての御質問で、実態調査及び啓発についてお答えいたします。

公立の小・中・高校においては、脳脊髄液減少症の

実態調査を実施したところ、現在報告はございません。

県教育委員会といたしましては、各学校において保健調査等による脳脊髄液減少症の実態把握に努めるとともに、校長研修会及び養護教諭研修会等において啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 山里再開発事業への県支援についてお答えいたします。

当該事業は、沖縄市が平成22年3月に国から認定された「中心市街地活性化基本計画」の要素事業の一つとして位置づけられております。県としまして、山里地区は沖縄市の南の玄関口であり、当該事業が同市の中心市街地活性化を推進する上で重要な事業であると認識しております。ついては、現在、県として財政支援する根拠やそのあり方について関係機関と調整を進めているところであります。

次に、泡瀬ゴルフ場跡地開発についての御質問の中で、泡瀬ゴルフ場跡地開発計画の位置づけについてお答えいたします。

泡瀬ゴルフ場を含む駐留軍用地跡地については、那覇広域都市計画区域マスタープランにおいて、既成市街地に及ぼす影響を考慮しつつ、土地区画整理事業等による計画的な面整備を図るとともに跡地利用を先導する中核的施設の導入や基幹道路の適正な配置などを総合的かつ計画的に推進するとしております。

同じく泡瀬ゴルフ場跡地開発で、北中城村の跡地開発計画に係る県の調整機能についてお答えいたします。

北中城村が計画する泡瀬ゴルフ場跡地への大規模集客施設の立地は、広域的な都市構造や社会基盤に影響を与えるおそれがあることから、都市計画法に基づき広域調整を行っているところであります。広域調整における県の役割としては、立地による交通渋滞や自然環境等への影響を評価し、その結果を関係市町村等と情報共有、意見交換を行い、立地に係る都市計画の妥当性を判断することです。現在、交通量推計結果について関係市町村に説明し調整機能を果たしているところであり、第2回広域調整会議の開催に向け取り組んでいるところであります。

同じく泡瀬ゴルフ場跡地開発で、国道330号及び生活道路への影響に関する県の考え方についてお答えいたします。

現在、広域調整会議の中で北中城村が実施した交通

量推計結果を県において精査しているところであります。その結果、平成25年度における国道330号の交通量は、沖縄自動車道への転換や沖縄環状線の完成により、平成17年度に実測した交通量より沖縄市胡屋交差点でわずかに増加し、北中城村屋宜原でわずかに減少する推計となっております。また、生活道路については、開業時には一部渋滞も予想されますが、沖縄環状線や周辺幹線道路が順次完成することから大きな影響はないものと考えております。

次に、中城湾港定期船就航実験についての御質問の中で、他地域への貨物の取引拡大についてお答えいたします。

他地域への貨物の取引拡大については、今回の実証実験を通じて、新たな貨物需要の開拓の可能性を踏まえて大都市圏への航路拡充についても検討していく考えであります。

同じく中城湾港定期船就航実験で、定期船就航の実現に向けた戦略についてお答えいたします。

定期船就航の実現に向けた戦略については貨物の集積を図ることが重要であり、そのため、航路拡充のための企業へのセールス体制づくり、廃棄物等の静脈物流を活性化するリサイクルポート機能の強化、空コンテナ対策として企業間の異なる小ロットの貨物を集配するシステムの構築等を検討しており、官民で構成される利用促進連絡会を設置して積極的に取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化芸術振興条例制定についての中、文化芸術振興条例制定の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県では、文化芸術振興条例を含めた文化施策のあり方について、沖縄県文化関係施策推進会議等において随時意見交換を行っており、アートマネジメントを担う文化人材の育成と交流、それらを含めた県立芸大の活用と活性化、ウチナーアイデンティティーの基礎をなすしまくとうばの保存と継承そして普及、その他さまざまな事案について具体的な議論をしているところであります。

文化芸術振興条例策定への取り組みは、このような議論を踏まえ、次年度からは作業工程表を作成し、先進県の調査、条例制定後の効果や課題等の確認をするとともに、県内外の文化芸術関係者及び文化議員連盟の皆様の意見も拝聴しながら、文化立県沖縄にふさわしい条例制定の実現に向けた環境づくりを今後進めて

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 犯罪被害者支援についての御質問の中で、犯罪被害者週間についてお答えいたします。

犯罪被害者週間は、犯罪被害者などが置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めることを目的に、「犯罪被害者等基本計画」に基づき、毎年11月25日から1週間を期間に平成18年度から実施されております。同週間における事業としましては、国が中心となって都道府県や市町村並びに関係機関・団体に参加を呼びかけ、犯罪被害者等の支援に関する啓発事業を集中的に実施することとしております。

県としましては、犯罪被害者等支援講演会の開催やテレビなどの広報番組の放映及び犯罪被害者等支援相談窓口リーフレットの配布などに取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 犯罪被害者支援についての御質問の中で、県警察の取り組みについてお答えいたします。

犯罪被害者は、犯罪による直接的な被害だけでなく、被害後に生ずる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や仕事を失い、経済的にも困窮するなどさまざまな問題に苦しめられております。

警察は、犯罪被害者が最も身近で密接にかかわる機関であり、被害の回復・軽減について大きな期待が寄せられる立場にあるものと認識しております。このため、県警察におきましては、活動重点の一つである犯罪の起きにくい社会づくりの中に、犯罪被害者を社会全体で支えるための施策の推進を設定し、被害者支援に係る各種施策を推進しております。

主な施策としては、事件発生直後から捜査員とは別に被害者への付き添いや情報提供等の支援を行う指定被害者支援要員制度、被害者やその家族の精神的被害の回復・軽減を図るための被害者等カウンセラー制度、被害者等の経済的打撃の緩和を図るための犯罪被害給付制度、中学生、高校生を対象とした命の大切さを学ぶ授業の実施、被害者相談窓口や各種支援制度を県民に周知するための広報啓発活動、関係機関・団体との連携を図るための被害者支援連絡会議の開催等が

挙げられます。

次に、11月25日から12月1日までの県警察における犯罪被害者週間の取り組みと成果についてお答えいたします。

県警察におきましては、犯罪被害者週間の設定目的を踏まえ、県民に犯罪被害者等の置かれている厳しい現状や支援の必要性を広報し、理解と協力を求めるため、県や関係機関と連携して各種広報啓発活動を実施いたしました。

主な広報啓発活動といたしましては、週間に先立ち11月23日、浦添市でだこホールにおいて犯罪被害者遺族の手記朗読と歌を内容とする「歌と語りのコンサート」の開催、被害者支援相談窓口や各種被害者支援制度を周知するためのリーフレットやチラシ等の作成・配布、県広報テレビ番組「うまんちゅひろば」やラジオ、新聞等マスメディアを活用した広報啓発活動等があります。

特に、犯罪被害者週間広報事業として開催した「歌と語りのコンサート」を鑑賞した県民から、犯罪被害者週間や犯罪被害者が置かれている現状を知った、また被害者支援の重要性等を知ることができた、被害者も加害者も出さない安全・安心なまちづくりのためにできることをしていきたいとの声が多数寄せられるなど大きな反響がありました。

また、犯罪被害給付制度に関する問い合わせ、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターへの財政支援等の成果が見られました。

県警察といたしましては、今後とも関係機関や民間被害者支援団体と緊密な連携を図り、犯罪被害者支援活動の充実に努めるとともに、被害者も加害者も出さない安全・安心な社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、沖縄警察署跡地への大型交番設置についての御質問の中で、大型交番設置への計画についてお答えいたします。

沖縄警察署につきましては、平成24年秋ごろの移転を予定しており、移転後の平成25年3月までに現庁舎を解体・撤去することとなっております。県警察といたしましては、沖縄警察署移転後も周辺地域の治安が悪化することがないように、また地域住民が不安を感じることがないように、現庁舎移転後の跡地に警察施設を存続させる必要があると考えており、現在、沖縄警察署の移転と並行して所要の準備を進めているところでございます。具体的には、平成24年度の早い時期に現庁舎跡地への警察施設整備に向けて県財政当局と調整

を行うなど必要な取り組みを進めていく考えであります。

次に、大型交番にした場合の機能、人事体制についてお答えいたします。

沖縄警察署の跡地には、周辺地域の治安維持にふさわしい一定規模の警察施設を整備する必要があると考えております。具体的には、必要な交代制勤務員に加え渉外機動警ら隊、警察本部の自動車警ら隊などの活動拠点となるような規模の施設を整備して、各種事件・事故に即応できる機能・体制を維持したいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 阿波連本伸君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君） 御質問9の(1)、選挙運動用ポスターの掲示方法についてお答えします。

選挙運動用ポスターに関しましては、公職選挙法により規制されております。

本県の県議会議員選挙の選挙運動期間中においては、各選挙区に設置されるポスター掲示場ごとに候補者1人につき、それぞれ1枚を掲示するほかは掲示することができないこととされております（公選法第143条第4項）。なお、県議会議員の任期満了の日の6カ月前の日から選挙期日までの間においては、候補者等または当該候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該候補者等の氏名が記載されたポスターも掲示することができないこととされております（公選法第143条第16項）。また、政党等が政治活動のために使用する選挙の告示前に掲示されていたポスターで、氏名が記載された者が当該選挙の候補者となったときは、候補者となった日のうちに撤去しなければならないと定められております（公選法第201条の14）。

次に、御質問9の(2)、新人、元職の予定候補者への周知をいかに図るかについてお答えします。

当委員会としましては、当該選挙告示以前に県議選の立候補予定者を対象とした説明会等を開催して違法な文書について説明し、法の趣旨に沿って適正にポスターを掲示するように周知を図っております。また、政治活動用ポスターの掲示禁止期間については、立候補予定者及び関係政治団体に対し文書によって周知を図っているとともに、各道路管理者、工作物管理者等においては政治活動用ポスターへの対策が講じられていると考えます。

次に、御質問9の(3)、違法なポスターが掲示された

場合の対応についてお答えします。

選挙に関する違法なポスターにつきましては、当委員会としまして撤去命令を発する等の対応を行っております。まさに今後もそれを行ってまいります。今後も同様の処理をしたいと考えております。

また、警察当局においては警告を、道路管理者においては撤去作業の対応を行うことなど、選管、警察、道路管理者の3者が相互に連携を図り、関係法令に違反する行為がないよう、候補者及び政治団体関係者等の選挙及び政治に関する意識の高揚を図るように努めており、そのように引き続き対応したいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 各質問に対する御答弁大変ありがとうございました。

まず子ども・子育て支援策についてですが、沖縄の場合、放課後児童クラブの公的な施設が極端に少ない。私は、これは認可外保育園の経緯と重なって見えるんですね。要するに、公的なそういう施設が少ない、しかし需要はある。民間が先行して立ち上げて子供たちを受け入れる。その結果、公的な支援というものがおくれてくる。この放課後児童クラブも最近になってから需要がどんどんどんどん拡大してきているんですけども、それを民間が先行することで対応ができています。しかし全国は、もう既に部長答弁にあったように、80%以上が公的なかわりがある施設、そこで子供たちが安全に保護されている。そういう中で、沖縄の場合にはやはり認可外保育園と同じように、この放課後の子供たちの環境というものもそういう民間がお世話をするという、そういう結果になっているわけですね。ですから、これはやはり根本的に発想を変えていかないと、徐々にやっていこうとか、あるいはまた民間がやっていることに対して補助を出そうとか、そういうことだと、やはり子供たちの放課後の教育環境というものが非常に劣悪なままで推移してしまうのではないかという懸念を持っているわけです。ですから、先ほどの部長答弁のように、一括交付金制度も視野に入れながら、そういうトータルな子供の環境づくり、育成・保育というものをやっていこうということです。ぜひこの件については次年度（新年度）からしっかりした対応をしていただきたい。

それと、大事なことは市町村と県がいかに認識を共有しながら具体的に対応していくか、このことについてどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） この問題は、沖縄の幼稚園児の保育の発達のぐあいと重なる現状があるようです。そういうこともありまして、この放課後児童クラブの公的な施設を使わないでという状況の中で保育料が高くなっているという現状もあります。そういう課題もありまして、ですから、我々としては市町村とも常に連携をして、公的な施設の活用率を高めていって保育料の低減化に努めていこうと今考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひこれは目に見える形で成果を出していただきたいと要望しておきます。

そして次に、情緒障害児短期治療施設の件ですが、これは過去の議事録を調べてみました。平成16年からこの問題が取り上げられてきているんですが、部長が先ほど答弁した内容はずっとほぼ同じ答弁なんですよ。必要性は感じている、しかし結局は同じ答弁で何も進まない。こういう結果になっているわけですね。しかし、現実は大団圓大団圓子供たちを取り巻く環境というものが複雑化してきて、そういう児童虐待やネグレクトやさまざまなそういう非常に厳しい環境が数多く報告されているわけです。ですから、この施設が必要な子供たちというのはどんどんふえているはずなんです。しかし、県の対応というのは、いまだにこういうふうな検討しますという中途半端な段階で終わっている。これを具体的にどうするかめどづけをして、スケジュール化をして取り組んでいくという具体的な方針を示さない限り、また次の質問にも同じ答弁を繰り返すのではないかと、どうですか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 済みません、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員の御指摘、非常に責任を感じます。情緒障害児短期治療施設の設置では医療スタッフの確保とか、学校教育あるいは設置する地域の理解とか多様な課題があって、一時期ちょっと手のかかった時期もあったようなんですが、いまだ整備ができていない状況であります。今後とも課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 きょうはここでおさめておきます。

次また質問しますので、ぜひお願いします。

次に、脳脊髄液減少症の件ですが、これは先日、私どもが講演会を開いたときにも埋もれた形で、なかなか本人さえ原因がわからない、なかなか専門病院が少ない、そういう中で非常に苦しんでいらっしゃる方が潜在的に埋もれている。ですから、そういう意味では、先ほどの答弁で琉大との連携がとれそうだと、これは非常に喜ばしいことです。それを県民に周知して、そういう症状のある方はやっぱりこの病気の疑いを持つ、そして診察をしてもらう、こういうことが必要になるんですが、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 先ほど議員からの質問の中にもありましたけれども、私は先日、勉強会に招かれまして勉強させていただきました。また、その際に専門書と申しますか、啓発書を読んでいただきたいということで購入いたしましてじっくりと読ませていただきました。

脳脊髄液減少症は、産婦人科のレベルではよく見る疾患で、これはそれほど珍しいことではないんですが、いわゆる交通事故だとかちょっとした外傷によってこれが引き起こされるという認識は、必ずしも医師の間でもよくわかっていない状況があって、ことしだったと思いますけれども、厚労省の研究班が診断のガイドラインをつくって、それを広報するということになった状況であります。我々としましては、こういう新たな病気と申しますか病認識ですので、ぜひそれを広く関係のある、まず専門家への周知を図る努力をしていきたいと考えております。

それともう一つ、議員の御指摘を受けて、私は、早速琉球大学の学部長に面会に行きました。そうしましたら、治療実績もあるし、ぜひ前向きに取り組んでいきたいという口頭での御返事がありまして、一緒に連携してやっていきたいと思っておりますので、また御指導をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 宮里部長の非常にフットワークの軽い行動力を大変評価をしたいと思います。ぜひ今後とも取り組みをお願いします。

教育長にお伺いいたしますけれども、この脳脊髄液減少症は、全国的には「子ども支援チーム」という団体もありまして、全国的にそういう事例が数多く報告されているんですね。ですから、県内で報告が1例もないということは、やはり調査がしっかりなされていない結果だと思いますよ。ですから、これを後で差し上げますから、子供たちの学校現場におけるそういう

症状で苦しんでいる子供たち、不登校になっている子供たちというのは要注意です。ですから、その件について、ぜひ一度実態調査、アンケート調査を実施していただきたい。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） この件につきましては、全国的に患者が10万人いるということを聞いております。と同時に、保険適用が認められていないということもありまして、かなり高額な治療費を繰り返して対応しているということをお聞きしています。そういう中で、私どものほうでも、文科省のほうから平成19年にこの件についての依頼がありまして、これまでも学校現場にさまざまな指導をしてまいりました。

今、議員の御指摘の実態調査は、去る11月の公文を通してやったんですけれども、また再度周知をしていく中で実態を確認をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 よろしくをお願いします。

土建部長、山里再開発事業、前向きに答弁していただいてありがとうございました。先ほどの答弁は、要するに財政担当とも調整をして、そして具体的に県支援を予算措置をする、このように理解していいですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今、財政部局と県の負担のあり方について、これまでの再開発はどちらかといえば県事業との関係があるとか、県有地の活用とかいう条件でこれまで再開発の支援をしていたんですけれども、今回は中心市街地の活性化というキーワードで全然違う形のもんですから、その点も含めて私たちは今財政とのやりとりをしているんですけれども、もうちょっと時間を要する状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 もうちょっと踏み込んでいただきたいですね。国から認定を受けた沖縄県で初めての中活事業ですから、当然過去に事例はありません。しかし、やはり沖縄第二の都市を抱える沖縄市の中で特に主要事業になっているわけですから、ぜひ県の財政支援というものを具体的な——数字を言う必要はありませんけれども——姿勢として、方針としてその方向に向かっていきますというぐらいは答弁していいんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに沖縄市の南の玄関口として、そして沖縄中部圏域の拠点は沖縄市だという考えを持っていますので、そういった面からも

土木建築部としてはぜひ財政支援はやりたいと。ただし金額については、財政部局と今調整していますので、できる範囲でしっかり頑張りたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 すばらしい答弁ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。総務部長、しっかり調整をお願いします。

さて、最後にポスターの件についてお伺いします。

御存じのようにもう無法地帯、各種選挙、いろんな選挙でポスターだらけ、これほどの実態というのは他府県にはないというふうに聞いております。

県警本部長、先ほど選管委員長から御説明がありましたけれども、説明があったことは議員はみんなお互いわかっているんです。わかっているながらやっているんです。それをどう正常に戻すかということが最も大事なことです。現場を預かる担当として、今後そういう事態が出てきたときの対応の仕方をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 来年の県議選に向けまして、やはり違法なポスターにつきましては選挙管理委員会とも連携をいたしまして警告をするというのが大前提でございます。警告によって違法状態を早期に是正し、続発の防止に努めるということを基本にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 県警本部長、ちょっと甘いんです。その程度では沖縄のポスターはなかなかなくなりませんよ。具体的に実効あるポスター規制というものができるように、この6月の我々の県議会議員選挙からスタートをして、各種選挙にそういう本来あるべき許された範囲のポスターの掲示のあり方、そういうものを具体的にどうしますか。実効ある回答を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 御指摘の趣旨は大変よく認識しております。他方、どんな状態があるかというのはいろいろ個々具体的な場合がありますので、基本的には取り締まりの重点というのは悪質な違反というのが重点でございます。その中で違法ポスターの掲示につきましては、警告により早期に撤去させるというのが原則でありますけれども、状況によってはもちろん検挙ということでやっていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひ実効ある対応をお願いしたいと

思います。他府県に行ったら、選挙の期間中であっても非常にきれいにポスターを張っていますよ、許された範囲内で。そういう掲示板をつくって壁にきれいに張るとか、公営掲示板で許された範囲でやるとか、そういうふうなことが沖縄においてはもう無法地帯のように電柱から、街路樹から、もうとんでもないような実態がありますから、ぜひその件を重々認識をさせていただいて対応をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を準備しております。項目に従って質問したいと思います。その前に所見を述べたいと思います。

皆さん、きょうの新聞を見て御存じだと思いますが、私ども沖縄県議会48名が不適切発言の責任明確化の抗議決議をこのように全会一致で上げました。そして、沖縄選出の国会議員が一緒になって政府に要請するものだと思っておりましたが、皆さん、きょうの新聞に8名の国会議員のうち2人の衆議院議員が参加・行動をともしないという記事が出ておりました。御存じでしょうか。瑞慶覧長敏衆議院議員と玉城デニー議員は行動をともしないと言っております。前防衛局長の更迭のときには、オール沖縄で沖縄の国会議員は行動をしたはずであります。なぜ今回は行動できないのか理解に苦しみます。そして、その評価書を提出する大臣、そして普天間の県内移設を推進しようとする大臣に対してこの行動がともにできないということは、果たして沖縄県民の理解が得られますでしょうか。私は得られないと思っております。

それでは質問に入ります。

米空軍横田基地所属のC130輸送機1機が、11月10日午後4時50分ごろ、主翼先端部分から燃料を放出しながら米空軍嘉手納基地に着陸する事態が発生した。同機は、嘉手納弾薬庫地区上空を沖縄市側から嘉手納基地に着陸する寸前まで燃料を放出し続けたと言われている。一方、同機は、去る9月21日、22日、着陸・離陸時に燃料を放出していたC130輸送機と同機と言われ、一歩間違えば環境汚染、墜落事故を誘発し、人命犠牲に結びつく重大な問題であり、静かに安全に

暮らしたいと願う県民の切実なる声を全く無視する態度であり、到底容認できるものではない。

それでは質問いたします。

1、嘉手納基地から発生する事件・事故、騒音問題について。

(1)、嘉手納基地を離陸する際、C130輸送機やF15戦闘機が着陸中に燃料漏れを起こしている。県民の生命と安全を守る立場から県の対応は。

(2)、米空軍嘉手納基地内海軍駐機場の移転工事について。

(3)、特定防衛施設周辺整備調整交付金（9条交付金）の要件対象の拡大について。

2、防音工事について。

(1)、現在、W値（うるささ指数）75や80の地域で、国が防音工事の対象と定めた基準日の1983年（昭和58年）以降に建築された住宅は工事の対象外で、現在何件建築されているか。2009年末までで1万6533件ですが、現在は幾らでしょうか。

(2)、防音工事対象拡大について県の取り組みは。

(3)、県外の取り組みについてはどうか。

(4)、現在、防音工事に伴いソーラーシステムの導入について進捗状況は。

(5)、住宅防音工事の手續の簡素化について。

3、固定資産税の無料化について。

(1)、公共事業が年々削減され、県内建設業に深刻な影響を与えている。県の経済活性化に向け5年間の固定資産税の無料化ができないか。

(2)、政府も住宅不足を背景に、住宅建設の促進を図るために新築住宅に対する固定資産税の減額特例（一定の要件を満たす新築家屋について2分の1の軽減、建物が3階以上の要件を満たすものについては5年間の減額特例）があります。残りの2分の1を県が負担することにより固定資産税の無料化が実現します。経済を活性化させるために、起爆剤の一つとして5年間の新築住宅の固定資産税の無料化ができないか。

4、道路行政について。

(1)、8月の台風による大雨で米軍キャンプ瑞慶覧から流れた大量の雨水で北谷町玉上の民家敷地が浸水し、庭の一部が陥没したほか、ブロック塀が損傷する被害が発生した。県の取り組みについてお伺いします。

(2)、これまでの台風被害を初め、11月9日、本島に記録的な大雨による北谷町白比川の冠水被害について。

(3)、北谷町町道港1号線近くの護岸沿いの漂着ごみ不法投棄等の対策について。

(4)、県が発注する北谷町の海岸護岸工事の安全対策について。

(5)、11月9日、西原町の小波津川がはんらんし、町道が冠水し交通が遮断されたことについて県の取り組みは。

(6)、西原町（棚原付近）県道29号線拡張工事に伴い地元に事業の説明がないまま工事が進められ、住宅及び店舗に進入道路が確保されていません。地域住民の生活に支障が生じている。県の見解をお伺いしたい。

5、北中城村泡瀬ゴルフ場跡地の進捗状況について。

(1)、北中城村泡瀬ゴルフ場返還跡地事業計画がスムーズに行われているか。また、地権者に対する引き渡し時期及び進捗状況と今後のタイムスケジュールについてお伺いしたい。

(2)、泡瀬ゴルフ場（北中城村）跡地の土壌汚染調査の結果、倉庫・修理場として使われていた場所から基準を超える鉛と弗素が検出された。地権者に引き渡す前に汚染土壌を除去しなければならないが、県の取り組みについて伺いたい。

(3)、地権者支援や企業誘致活動、まちづくりの実現に向け県・国の支援についてお伺いしたい。

6、環境：新エネルギーについて。

(1)、平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金について。

7、やんばる農地活用支援センターについて。

(1)、やんばる農地活用支援センターの活動状況について。

(2)、やんばる農地活用支援センターの県・市町村の支援策は。

8、県営住宅の指定管理者制度について。

(1)、公営団地住宅管理に伴う供給公社指定管理制度の効果と適正な管理運営について。

(2)、住宅供給公社の職員数について。

(3)、過去10年間の沖縄県から住宅供給公社への派遣職員数について。

(4)、契約業者の選定について。

(5)、維持・修繕契約業者について。

(6)、地区別の徴収状況について。

(7)、入居者からの苦情に対する対応について。

(8)、災害時（暴風・台風等）の迅速な対応と住民への連絡体制、敷地内の防犯灯の不点灯や雑木等の処理について。

(9)、地元市町村からの要望について。

(10)、がけ地対策について。

(11)、指定管理者制度のメリット・デメリットについて。

て。

(12)、沖縄県住宅供給公社を廃止または解散する考えはないか。

9、県営住宅の安全対策について。

(1)、嘉手納町水釜大木線（通称赤橋）県営住宅前の交通規制（停止線）の変更についてお伺いします。

答弁を聞いて、指定の席から再質問をしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 中川京貴議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、県営住宅の指定管理者制度についての御質問の中で、公社における公営団地の管理運営についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県住宅供給公社は、指定管理及び管理代行により公営住宅を管理しております。指定管理につきましては、沖縄県営住宅、豊見城市営住宅、嘉手納町営住宅及びうるま市営住宅、管理代行としましては浦添市営住宅を管理いたしております。

県営住宅の管理につきましては、これまで入居の手続、収入申告手続、そして住宅使用料の徴収、施設の管理等を適正に行っております。

次に、県営住宅の指定管理者制度に係る御質問の中で、指定管理者制度のメリット・デメリットいかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度は、公の施設の管理の適正かつ効率的な運営を目的として、平成15年に地方自治法の改正により導入されております。県営住宅への同制度の導入後のメリットでは、民間事業者を交えた指定管理者会議等による意見交換を通じて家賃収納率の向上、管理ノウハウの改善などが図られてきております。一方、デメリットとしては、短期間で指定管理者が交代した場合、管理ノウハウの蓄積が生かされにくいという点が挙げられます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 嘉手納基地から発生する事件・事故、騒音問題についての御質問の中で、航空機の燃料漏れ事故に対する県の対応についてお答えいたします。

去る8月16日、訓練を終えたF15戦闘機の機体にふぐあいが生じ、燃料を放出しながら嘉手納飛行場に緊急着陸する事故が発生しました。当該事故の連絡を受

け、県は、沖縄防衛局及び第18航空団に対し原因の究明と再発防止に万全を期すことなどを強く申し入れたところであります。

また、9月21日及び11月10日、横田基地所属のC130輸送機が燃料を放出しながら嘉手納飛行場に着陸する事案が発生しました。当該事案を受け、県は、沖縄防衛局を通じて第18航空団に事実関係等を照会したところ、同航空団から、C130輸送機の燃料放出は極微量の燃料の自動放出であり、正常で安全な飛行機能である旨の回答がありました。さらに、去る11月30日、横田基地当局者より、将来において燃料放出が起らないようにするための措置を既にとったとの連絡を受けたところであります。

県としては、軍転協とも連携し、引き続き実効性のある再発防止と今後の安全管理の徹底に万全を期すよう強く求めてまいります。

次に、米空軍嘉手納基地内海軍駐機場の移転工事についてお答えいたします。

嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転については、SACO合意における「騒音軽減イニシアチブ」において主要滑走路の反対側に移設されることとされております。沖縄防衛局によれば、海軍駐機場の移転先整備地区における駐機場誘導路等については、昨年10月に日米間で実施合意され、さらにことし4月には統合駐車場及び附帯施設の実施合意がなされており、現在これらの工事を実施しているところであるとしております。

県としましては、同駐機場の移転は、隣接する屋良地区の騒音軽減に効果があるものと考えており、引き続き同飛行場における航空機騒音の軽減が早期に図られるよう対応してもらいたいと考えております。

次に、特定防衛施設周辺整備調整交付金の要件対象の拡大についてお答えいたします。

県は、これまで涉外知事会を通じて、政府に対し、基地に起因する騒音等の障害、民生安定等のための十分な予算措置を講ずることを要請してきたところであります。

防衛省は、去る10月21日、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の追加指定を行ったところであります。今回の追加指定は、平成21年に実施された行政刷新会議の事業仕分けで地元の要望が反映されるよう見直しを求められたことを受けて要件対象を拡大し、全国一律に実施されたものであります。沖縄関係分では、新たに特定防衛施設として鳥島射撃場及び北部訓練場の2施設が、同関連市町

村に久米島町、国頭村及び東村がそれぞれ指定され、その結果、今年度は18市町村に対し約32億5800万円の交付が予定されております。

県としましては、基地周辺地域に対し政府がその影響への措置を講ずることは当然のことと考えており、今後とも引き続き日米両政府に対し本県の過重な基地負担の軽減を求めてまいりたいと考えております。

次に、防音工事についての御質問の中で、防音工事について、基準日以降の住宅建築件数についてお答えいたします。

新聞報道によれば、住宅防音環境促進協議会の調査では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺で基準日の1983年から2009年末までに1万6533件の住宅が建築されたとのこととあります。嘉手納飛行場及び普天間飛行場の周辺において、住宅防音工事の対象となるうるささ指数（W値）75や80といった第一種区域は、嘉手納町、北谷町及び読谷村の全域と沖縄市、うるま市、恩納村、宜野湾市、北中城村及び浦添市の一部が指定されておりますが、当該市町村の第一種区域内において区域指定後に建築された住宅数は、沖縄防衛局に照会しておりますけれども把握されておられません。

次に、防音工事対象拡大に関する県の取り組みについてお答えいたします。

住宅防音工事対象区域の拡大については、県は、軍転協や涉外知事会とも連携しながら、あらゆる機会をとらえて政府に対し求めているところであります。本年7月29日には知事が涉外知事会の副会長として外務大臣、防衛大臣等に面談し要請を行っております。また、10月17日には一川防衛大臣に、10月19日には玄葉外務大臣に知事が直接要請を行ったところであります。さらに、10月26日及び27日には知事が軍転協の会長として野田総理大臣、藤村官房長官、玄葉外務大臣、一川防衛大臣等と直接面談し要請を行っております。

県としては、引き続き軍転協や涉外知事会等とも連携しながら、日米両政府に対し粘り強く航空機騒音の軽減及び騒音対策の強化・拡充を求めてまいります。

次に、防音工事対象拡大に関し、県外の取り組みについてお答えいたします。

防音工事対象拡大については、涉外知事会で行っている要請のほか、米軍が使用する飛行場の所在する各自治体においても要請を行っているものと承知しております。厚木海軍飛行場の所在する神奈川県では、本年8月に県と基地所在市とで構成される神奈川県基地関係県市連絡協議会で住宅防音工事に関し指定区域の拡大を要望しております。また、横田飛行場の所在す

る東京都においては、昨年11月に国の予算要求に対する提案として住宅防音工事について対象区域を拡大することを求めています。

次に、防音工事に、太陽光発電システム導入の進捗状況についてお答えいたします。

住宅防音工事が実施された住宅への太陽光発電システム設置に関し、去る5月の軍転協要請に対する政府の回答では、平成21年度までの調査の結果、同システムを一定地域に集中設置する場合の技術的な問題について検討が必要であり、今後、技術開発の動向、費用対効果及び環境問題に対する社会情勢の変化等の観点を含め総合的に検討し、同システム設置助成の制度化について判断したいとのことでありました。

県としましては、去る10月、軍転協を通じ、太陽光発電システム設置助成を早急に制度化するよう改めて政府に求めたところであります。

次に、住宅防音工事の手の簡素化についてお答えいたします。

住宅防音工事の手の簡素化について沖縄防衛局に照会したところ、防音工事は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいており、事務の簡素化には限界があるものの、今年度から各種書類の作成等の事務手続支援を委託するなど、住民の負担とならないよう努めているとのことでありました。

次に、道路行政についての中で、北谷町での浸水被害に対する県の取り組みについてお答えいたします。

去る8月、台風9号の大雨によりキャンプ瑞慶覧から北谷町字玉上の民家敷地へ大量の雨水が流れ込み、庭の一部が陥没するなどの被害が発生しております。本件被害に対する対応について沖縄防衛局に照会したところ、被害者立ち会いのもと被害状況の確認を行い、防衛局として適切に対応する旨説明を行ったとのことでありました。再発防止策については、民間地域に雨水が流出しないよう雨水排水路の整備を計画しており、平成25年度に完成予定とのことでありました。また、補償の内容について検討しているところであり、できるだけ迅速に対応していきたいとのことでありました。

県としましては、政府において再発防止に万全を期すとともに、早期解決に向け誠意を持って対応すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 固定資産税の無料化についての御質問の中で、県の経済活性化に向けて5年間

の固定資産税の無料化ができないかという御質問にお答えいたします。

固定資産税につきましては、地方税法においてさまざまな軽減措置が設けられているほか、個々の市町村の状況に応じて市町村条例の定めるところにより減免等ができることとなっております。この場合、地方税法や沖振法等の法の規定により実施するものについては、その減額分について地方交付税措置がなされますが、市町村の任意で実施するものについては減額分がそのまま税収の減となります。

5年間の固定資産税の無料化については、固定資産税の課税権者である市町村において政策目的やその効果、当該市町村の財政上の影響等を考慮し、主体的な判断により実施できることとなっております。

次に、県の2分の1負担により5年間の新築住宅の固定資産税の無料化ができないかという御質問にお答えいたします。

新築住宅に対する固定資産税の減額措置は、住宅不足を背景に、住宅建設の促進を図るため昭和39年に期限つきの特例措置として導入され、期限延長を繰り返して平成24年3月31日までとなっております。このため、国土交通省等において延長要望がなされ、現在、政府及び党の税制調査会で議論がなされているところであります。

2分の1を県が負担し固定資産税を無料化することについては、経済活性化等の政策目的、その効果、税の公平性や県財政への影響等を考慮し、また国の税制改正の動向も注視しながらさらに総合的に研究してまいりたいと考えております。

次に、北中城村泡瀬ゴルフ場跡地の進捗状況についての御質問の中で、泡瀬ゴルフ場跡地の進捗状況についてお答えいたします。

泡瀬ゴルフ場地区は、平成22年7月に返還され、沖縄県の駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づき国による原状回復措置が行われているところです。現在、地区内の建物や工作物等の撤去をほぼ完了している状況です。沖縄防衛局によると、同地区内の一部の箇所において発見された基準値を超える鉛、弗素、油分及び油臭土壌の除去等の処理を行った上で、今年度末に地権者へ引き渡されることとなっております。

同じく北中城村泡瀬ゴルフ場に関連をいたしまして、泡瀬ゴルフ場跡地の県・国の支援についてお答えいたします。

泡瀬ゴルフ場地区における企業誘致活動については、地権者組織である北中城村アワセ土地区画整理組

合設立準備会が独自で進めており、平成21年12月にイオンモールとの基本合意書を締結しております。

跡地利用の支援について、国におきましては、跡地利用の促進及び円滑化を図るため、プロジェクト・マネジャー等の派遣や、跡地利用計画策定及びその具体化を進めるため実施する調査等に対し大規模駐留軍用地跡地等利用推進費補助による支援を行っております。県におきましては、「駐留軍用地跡地利用推進法要綱県案」を踏まえた新たな跡地利用に関する法律の制定を国に求めているところでありますが、新たな法制度の活用により今後の跡地利用の推進が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 道路行政についての御質問の中で、大雨による白比川の冠水被害についてお答えいたします。

去る8月の台風9号の豪雨により白比川が溢水し、家屋への浸水被害はなかったものの、同河川に隣接する町道が約1時間にわたり冠水したものであります。県は、白比川沿川の過去の浸水状況を踏まえ、平成22年度に被害軽減策として暫定的に約6000立方メートルの調整池を設置しておりますが、当該台風の集中豪雨により調整池の容量及び河川の流下能力を超えたことが溢水の要因であると考えております。

県としては、白比川河川改修において米軍基地の一部が支障となることから、今後、基地内に係る整備について沖縄防衛局と連携しながら米軍との返還協議を進めるとともに、現況河道の流下能力の向上を図る観点から整備手順について検討する予定であります。

同じく道路行政で、県が実施している北谷町海岸護岸工事の安全対策についてお答えいたします。

北谷町宮城海岸高潮対策事業については、高潮等による越波被害を防止し、周辺住民の安全・安心を図る観点から、平成25年度の完成を目途に鋭意整備を推進しているところであります。当海岸は、全国有数のダイビングスポットであるほか、サーフィン等の利用頻度が高いことから、県が護岸を整備した後に北谷町が高質化を図るため護岸背後の3メートル部分をブロック舗装することとしております。そのため、現在9センチメートルの段差が生じており、安全管理上課題があることから一部立入禁止区間を設けているところであり、引き続き安全対策を強化していく考えであります。

同じく道路行政で、11月9日の小波津川はらんに

よる県の取り組みについてお答えいたします。

去る11月9日の集中豪雨により小波津川が溢水し、町道小波津屋部線の平園地区付近が冠水したところであります。西原町に問い合わせたところ、町道の冠水により午後2時過ぎから約30分間交通規制を実施したとのことであります。

小波津川は、同地区付近の河川断面が狭隘となっており浸水被害が頻発したことから、被害軽減策として平成20年度に暫定的に約1万立方メートルの調整池を設置しております。調整池の設置により一定の効果が発現されているところでありますが、今回の豪雨により調整池が満水状態となり、河川の流下能力を超えたために町道が冠水したのと考えております。

県としては、現在、国道329号にかかる小波津川橋及び下流側の河道掘削等の整備を進めており、引き続き早期に浸水被害の軽減が図れるよう整備を推進していきたいと考えております。

同じく道路行政で、県道29号線拡幅に伴う住宅及び店舗への進入道路についてお答えいたします。

県道29号線の道路整備事業は、現道の交通渋滞を緩和するため4車線に拡幅するもので、平成19年度から事業に着手しており、沿線には琉球大学、同大学病院及び沖縄キリスト教学院大学等の施設が立地しております。

事業に際しては、地権者等に対し事業説明会や用地説明会を行っております。しかしながら、用地補償を伴わない現道沿いの住民への説明が不十分であったことから、ことし3月に現道沿いの住民に説明を行ったところであります。この説明会において、住民から要望のある住宅や店舗への進入を確保する方法について現在関係機関と協議を行っているところであります。

次に、県営住宅の指定管理者制度についての御質問の中で、住宅公社の職員数についてお答えいたします。

平成23年4月1日現在、住宅供給公社への県からの派遣職員は、常勤役員の理事長と専務理事の2名で、いずれも土地開発公社との兼任となっており、給与負担は両公社で折半しているとのことであります。役員を除いた職員数は64名で、その内訳は正職員12名であり、そのうち2名は土地開発公社との併任であります。そのほか再雇用職員8名、臨時職員19名、非常勤職員11名、収納嘱託員14名とのことであります。

同じく県営住宅で、沖縄県から住宅公社への派遣職員数についてお答えいたします。

沖縄県から住宅公社への派遣職員については、平成13年度から22年度までの10年間に、平成21年度を除き

役員として理事長及び専務理事をそれぞれ1名、延べ19名となっております。また、職員としては事務局長を含めて平成13年度から22年度までに延べ27名の派遣となっております。なお、平成23年度においては、土地開発公社に派遣した理事長及び専務理事の計2名を兼任として住宅公社理事長及び専務理事としておりますが、事務局長以下の職員は派遣していません。

同じく県営住宅で、住宅公社の契約業者選定及び維持・修繕契約業者についてお答えします。8の(4)と8の(5)は関連しますので一括してお答えします。

住宅公社において指定管理業務に係る修繕等の業者を選定する場合、公平性・透明性を確保するため公社内に指名業者選定委員会を設置し指名競争入札を採用しており、入札に当たっては、品質等の確保のために最低制限価格を設定しているとのことであります。特に、維持・修繕については、地区ごと、業種ごとに分けて業者と年間契約を結んでいるとのことであります。

同じく地区別の徴収状況についてお答えします。

平成22年度の県営住宅使用料の地区別収納率は、北部地区88.9%、中部A地区90.3%、中部B地区93%、南部地区93.3%、宮古地区91.8%、八重山地区86.2%で、全体として86.8%となっております。この数値は、指定管理者制度導入前の平成17年度と比較して2.8ポイント向上しております。

同じく入居者からの苦情への対応についてお答えします。

住宅公社によると、入居者からの住宅の維持・修繕に関する要望、苦情等に対しては、各業務ごとの対応マニュアルにより均一及び迅速に対応できるようにしているとのことであります。

同じく住宅公社の台風時等の対応についてお答えします。

台風等の被害への対応については、自治会及び入居者からの連絡を受け、緊急性の高い事項から風雨がおさまり次第、順次対応しているとのことであります。なお、住宅公社は各団地の掲示板に緊急時の連絡先等を掲示し、台風災害時の各入居者の対応や被害が発生したときの連絡先について周知しているとのことであります。

同じく地元市町村からの要望への対応についてお答えします。

地元市町村から県営住宅に係る要望があった際には現地調査や関係者との面談等を行い、適切に対応しているところであり、具体的事例としては、平成23年度に南城市から県営仲伊保団地において大雨時に土

砂が侵入していることから、県、住宅公社及び隣接地主3者で現地の状況確認を行い、土砂の除去及び土砂侵入防止策を行っております。

同じくがけ地対策についてお答えします。

危険性のあるがけ地については、これまで現地を県及び指定管理者が調査した上で、必要に応じて指定管理者において安全対策工事等を実施しております。今年度の台風で落石のありました嘉手納高層住宅のがけ地については、規模が大きく、指定管理者の維持管理業務において対応できないため平成23年度補正予算で調査費を要求しており、平成24年度に県で安全対策工事を実施する予定であります。今後とも、がけ地等については安全性を確認しながら適切に対応していく考えであります。

同じく沖縄県住宅供給公社の廃止または解散についてお答えいたします。

県では、県民ニーズや行政課題に効果的・効率的に対応していくため、平成22年度から25年度を実施期間とする「新沖縄県行財政改革プラン」を策定し、その中で公社等外郭団体の見直しが位置づけられております。同プランに基づき、沖縄県住宅供給公社については、県派遣職員の引き揚げ、借入金の償還、保有資産の処分等の取り組みを行っており、着実に成果を上げております。

県としましては、今後とも同プランの目標が達成されるよう住宅供給公社と連携して取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 道路行政についての御質問の中で、北谷町町道港1号線沿いの護岸の漂着ごみ等の対策についてお答えいたします。

北谷町の町道港1号線沿いの護岸の状況につきましては、去る12月2日に北谷町及びボランティア清掃を行っている地域住民と合同で調査を行っております。その結果、漂着ごみはほとんどありませんでしたが、空き缶やペットボトル等のポイ捨てごみや雑草の自生等の状況が確認されております。このことから、当該護岸の管理者である北谷町及び地域住民と協議を行い、町において空き缶やペットボトル、雑草の清掃等の適切な対策を講じることとしております。

県としましては、今後とも北谷町と連携し、ちゅら島環境美化促進月間等における全県一斉清掃の実施やポイ捨て防止に係る普及啓発等を通して地域の環境美化促進を図っていきたいと考えております。

次に、北中城村泡瀬ゴルフ場跡地の進捗状況についての御質問の中で、泡瀬ゴルフ場跡地の土壤汚染対策についてお答えいたします。

沖縄防衛局が、泡瀬ゴルフ場跡地において軍転特措法の返還実施計画に基づき土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染対策法に定める基準を超える鉛及び弗素が検出されております。現在、沖縄防衛局による土壤の汚染範囲の確認調査が終了し、今後、汚染土壤の処理計画を定め、今年度中に除去作業を行う予定とのことであります。また、沖縄防衛局は、除去後の汚染土壤について、県外の汚染土壤処理施設へ搬出を検討中とのことであります。

県としましては、汚染土壤の除去及び搬出に関し、土壤汚染対策法に基づき適正に処理が実施されるよう引き続き確認を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 環境：新エネルギーについての、平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金についてお答えいたします。

沖縄県では、今年度、太陽光発電を設置する住宅を対象に定額2万円の補助を行うため800万円を予算計上し、現在設置予定者を公募中であります。また、那覇市を初め6市町においても予算総額1980万円の補助事業が実施されております。国においても、当初予算で全都道府県を対象に349億円を計上し、支援を実施しております。

県としては、国や関係市町村と連携し、太陽光発電等再生可能エネルギーの普及促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） やんばる農地活用支援センターについての中で、農地活用支援センター活動状況についてお答えします。

やんばる農地活用支援センターは、農地の利用集積の支援等を目的に、平成23年3月、一般社団法人として設立されております。当センターによると、現在設立して間もないため、離農者や耕作放棄地等の情報収集を行っている聞いております。

同じく農地活用支援センター支援策についてお答えいたします。

県においては、地元農業委員会や農地利用集積円滑化団体等と連携し、農地の利用集積に努めているとこ

ろであります。やんばる農地活用支援センターについては、農地の利用集積を支援する団体としてその活用の可能性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 県営住宅の安全対策についての御質問の中で、県営住宅前の交通規制（停止線）の変更についてお答えいたします。

御質問の県営嘉手納高層住宅前の嘉手納町道水釜大木線は、国道58号水釜交差点と読谷村在大木交差点とを結ぶバイパスとなっていることから、朝の通勤時間帯に読谷村方面から国道58号向けの交通量が多く、恒常的に渋滞が発生しております。同路線の渋滞の影響により、県営嘉手納高層住宅出入り口付近の押しボタン式信号機において、赤信号により停止した車両が県営嘉手納高層住宅出入り口まで滞留することから、同出入り口から出る車両が町道に右折できない状況となっております。

こうしたことから、地元自治会から停止線を後退移設し、県営嘉手納高層住宅出入り口から出る車両の右折を容易にしてほしいとの要請がなされております。

県警察では、要請を受け、これまで停止線の移設を初め信号機の移設を検討してまいりましたが、停止線の移設については、交通規制基準により横断歩道から1メートルから5メートル以内が原則となっていること、信号機の移設については、地元の了解が得られないことなど厳しい状況となっていることから、本年12月1日、再度道路管理者である嘉手納町、地元自治会長、嘉手納警察署と現場合同調査を行って協議を行い、赤信号の際は団地入り口の車にお譲りください旨のわかりやすい立て看板を設置すること、車両を停止させるために出入り口部分の町道をカラー舗装するなど地元の意向に沿った安全対策を実施することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 済みません。時間の都合があって、目的である県営住宅の指定管理者制度から再質問させていただきます。

部長、私は、県営住宅の指定管理者制度、この住宅供給公社の位置づけに対しては高く評価しております。その理由は、御承知のように、本土復帰をして県民が建物をつくりたくても、住宅を求めたくても、自分たちで土地を確保し、道路整備、電気、ガス、インフラ整備をやることがなかなかできないということ

で、沖縄県住宅供給公社または土地開発公社も含めて区画整理事業をして住宅建設に当たったということで多くの皆さんが住宅を求めることができた。これは評価しているんです。ただ、今の時代に合った住宅供給公社なんですかというのが私の疑問であります。ですから、指定管理者制度になってたしか今度3回目なんです。指定管理者制度として入札があったと思うんですが、今、民間の不動産も建て売り住宅をしたり、またアパート管理——優秀な技術職員を備えてこれをしているんです。必ずしも沖縄県住宅供給公社を残す必要があるのかというのが私の質問なんです。そういった意味で、県の部長クラスが住宅供給公社に派遣される理由がよくわかりません。教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） お答えします。

要するに多様化する住民ニーズへの対応のために、今、住宅政策というと結構いろんな制度が動いていまして、そういった専門的知識や公正性の確保のために公的な感じの部分で県から派遣はしております。ただし、先ほど申し述べたように、今後県からの派遣の関与も含めて平成23年度からはあり方検討委員会を立ち上げて、平成24年度にかけてもう一度今までの役割評価をしながら、民間でもできるんじゃないかという意見もありますので、そういったものを含めて改めて方針を検討するというので、今立ち上げに向けて準備しているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、実は今度の定例会で指定管理者制度というものがたくさん出ておりますよね。恐らくこれは議会に諮られるんですが、私が一番疑問に思うのは、その指定管理者制度の選定委員会が本当に公正公平に諮られたのかお伺いしたい。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築部で発足している指定管理者制度運用委員会において、これまでの評価もしながら、新たな視点も加えながらしっかり項目ごとに審査しておりますので、公平にやられてきたと確信しております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 実は、指定管理者制度の県営住宅に関しては、北部地区、中部地区がありますよね。その北部地区、中部地区は辞退しているんです。選定委員会、これは趣旨がありますよね。そして、中部地区においては中部地区Bと南部とあるんですが、そこは全部、住宅供給公社が指定管理を受けております。選定委員会の中で満点なんです。その点数は全部一緒。

400点、400点っております。民間は320点台なんです。その選定委員会の選定のあり方は本当に公平公正だったのか。選定委員はたしか5名だったと思うんですが、全員参加して選定されたのかお伺いしたい。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 指定管理者制度運用委員会の5名が参加して、総合評価方式による評価を行い、500点満点中の400点ですので一応評価としては高いんですけども、ずば抜けた形の評価ではなくて、その3社及び2社の競合している中では高い点数を得て、今回指定管理者として選定されたと聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 再度お伺いします。

5名全員参加して選定評価したのかお伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 2回のうち1回は、お一人が欠席したということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 その結果、事前審査の採点を採用したとここに書かれているんです、ここに資料があるんですが。それで本当に公正公平な選定ですか、部長。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 事前の資料については有効だということで、選定の結果に反映しております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実は、ここに沖縄県住宅供給公社の資料があります。（資料を掲示）この資料の中で、兼島総務部長も川上部長も当間部長も理事なんです、理事に入っているんですよ。ここにちょっとありますので見てください。この中にあるんですけども。それで民間と同じように選定されて、本当に公正公平にできるんですか。民間の方々と一緒に選定委員会にかけられて、だから辞退者が出たと僕は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 2 時 15 分休憩

午後 2 時 15 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 公社が民間と一緒に入って問題ないかという趣旨の御質問だと思いますけれども、一応法・条例・制度趣旨等から、指定管理者制度は、公社等外郭団体、民間業者等を問わず応募資格を満たす法人等の団体のうち、目的達成に最も適すると考えられる者にその管理をゆだねることができるかとされていますので、公社が参入しても適正だということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長は、先ほど公社に62名の職員がいると、そして正職員がたしか12名であとは臨時職員と。本当に62名の職員は必要なんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 住宅供給公社は、県営住宅の管理に加えて別の業務も幾つかやっています。まず高齢者向け有料賃貸住宅供給促進事業というものとか、あと住まいの相談窓口整備業務とかいう業務以外に、また補完的役割として低所得者の割合が高いものですから、そのための公社賃貸住宅というものも一応持っていて、そこで安い家賃で住宅を供給しているという役割があるということで、いろんな業務をやっているということで適正だと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 先ほどの部長の答弁で、住宅供給公社は、県営団地、いろんな団地から苦情とかありましたら、それに対処するために、市町村の指名業者の選定で業者に委託しているんですよね、雑木倒木とか。そういう中で、じゃ何のために住宅供給公社とそれだけの数が必要というのであれば、沖縄土地開発公社を合併したんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 2 時 18 分休憩

午後 2 時 19 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほど申し述べましたように、いろんな業務があって、そういった中で主に家賃の徴収をしたり、適正な管理をしていくんですけれども、やはり修繕とか維持とかそういった分野では外注して、委託して対応しているということで、私たちとしては、この組織の人数は適正だと考えております。ただし、土地開発公社との合併は、あくまでも

住宅供給公社と土地開発公社はおのこの設立の目的は違いますけれども、理事長とかは兼任をして対応しているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、議員が質問をするんですから、やっぱり少しはこの辺の概要も見ていただいて、住宅供給公社は、平成14年に分譲住宅から撤退しているんです。今までは建て売り住宅をしていましたよね。それがバブルがはじけて、今はもう住宅供給公社では分譲住宅は撤退して、市町村住宅の管理業務だけに集中するようになっているんです。そして、皆さん御存じのように、住宅供給公社は113億円の借金があったんですよ、113億円。これは書かれているとおりです。それが今ようやく24億円まで来たと。僕は、今現在で住宅供給公社が持っている財産を処分して何とか黒字になるだろうと思っているんですが、それをなぜ廃止にしないんですかという質問なんです。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 行革プランに基づいて、県派遣職員引き揚げ、借入金の償還、保有資産の処分等の取り組みを行って着実に成果を上げて、その借入金の償還についても平成24年度以降は黒字化が見込まれるということです。なぜかといえば、豊見城団地A棟跡地の処分による有利子負債の償還でかなりの削減が見込まれますと、あと定年退職者等の減に伴って人件費の削減が予定されるということで黒字化は見込まれております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、答弁してください。

知事、実は知事が当選して5年間、行財政改革に伴って知事はいろいろ行革をしてまいりました。大変厳しいところもあるかもしれませんが、それに対して私ども自民党も一緒に協力しながら行革に対してはやってきたつもりなんです。なぜ、ここにメスを入れないかということなんです。知事、これは指定管理を受けて3年間は有効なんです。これを今回議会がどうするかという話になると思うんですが、指定管理の予算が7億5000万円組まれています、年間2億5000万円なんです。毎年の予算は50億円ぐらいあります、県営団地の家賃が。それから指定管理料を引かれながら、まだ10億円というのがまたうたわれておりますけれども、これはどこに行くかわかりませんけれども。そういった意味では、3年間で7億5000万円——これは100%県の出資なんです——をこの業界がしない、これを廃止にすることによって民間業者がそういった仕事ができるんです。まさに知事が行財政改革の中でそ

れを推進していきだろろうと思っているんですが、ぜひこれは知事にコメントしていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 行革担当でございますので、知事にかわって答弁いたします。

議員がおっしゃられましたように、社会経済の進展、あるいは住民ニーズの変化に対応して組織そのもの、あるいは業務の内容について見直していくということは当然だというふうに思っております。それで、この住宅供給公社も含めた外郭団体については、行革プランに基づきまして見直しを行っております。住宅供給公社のあり方についても今後検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実はたくさん質問を準備してきました。防音工事もしたいし、いろんな道路、警察もですね。ただこれ一つに集中したのは、知事が掲げる行財政改革の中で、僕は、この職員の皆さん方を来年、再来年にすぐやめさせなさいということじゃないんですよ。3年間は指定管理を受けますので、その3年後のあり方について知事がどういう考えをしているのかお聞きしたいんです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員からいろいろなお話、御指摘を受けて、なるほどと思うところもあります。そして行革プランを4年に一遍ずつつくりますから、来年度には次の行革プランを準備します。そういう中でこの外郭団体を含む団体についてどういうふうにしていくか、これは今の議員のお話の趣旨も踏まえてしっかりとチェックをし、必要に応じて時代に合うような形、その他の結論を出していきたいと考えております。

○中川 京貴君 ありがとうございます。終わります。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志 孝助君 皆さん、こんにちは。

ちょっとのどの調子が悪くて聞き苦しいんですが、

お許しをいただきたいと思います。

一般質問を行います。

1番目に、伝統工芸産業の振興についてであります。

本県では、国指定の伝統的工芸品というのが13品目あります。皆さん、御承知でしたでしょうか。参考までに申し上げますと、昭和50年指定で久米島紬、宮古上布、51年に読谷山花織、読谷山ミンサー、壺屋焼、58年に琉球がすり、首里織、59年に琉球紅型、61年に琉球漆器、62年に与那国織、63年に喜如嘉の芭蕉布、平成元年に八重山上布そして八重山ミンサー、13品目があります。全国では211品目あるようなんです。沖縄の13品目は、全国では京都、新潟に次いで3番目に多いというふうなことで、伝統的工芸品は沖縄ではたくさんあると、大変自慢にしていることだと思っております。

ところが、この工芸産業の生産高がこの近年余りよくないんです。ちなみに大きく分けますと——これは県の資料ですけれども——琉球がすりが平成18年に5億5000万円あったのが、22年では1億2000万円、81%も減っている。それから八重山上布・ミンサーが6億6000万円あったのが、去年は5億8000万円、織物全体で18億3000万円が10億円になっているんですね。54%なんです。それから、紅型が3億8000万円が2億5000万円、66%。漆器が特別悪い、3分の1に減っているんです。頑張っているのが陶器で8億6500万円あったのが、去年は12億6000万円、146%。琉球ガラスと陶器が頑張っていて、残りは軒並み落ちていると、こういうような状況であります。

そこで(1)点目は、これからの本県の伝統工芸産業の振興について、新しい振興計画の中でどのように考えているのか御説明を願いたいと思います。

伝統工芸の質問の(2)点目は、先ほどの陶器の話ですけれども、本県の伝統工芸品である陶器は、海外からの安価な製品が市場に広まる中、単価の下落や県産品との競合が大変懸念されている。他県の陶器産業では、自治体が主体となって生産技術の向上や製品開発に一生懸命になって応援をしているんです。本県においてはどういう状況にあるかと、こういうような立場で、今県が取り組んでいる陶器生産システム構築事業の内容とその事業の進捗状況について伺います。

質問の2点目は、国際経済交流についてであります。

きのうの一般質問の答弁の中でもあったんですが、全日空の国際航空貨物のハブ事業は大変目覚ましい実績を上げておりますけれども、この実績に基づいて、

さらにこれからのいわゆる進展著しいアジアの経済にあやかって、もっともっとアジアに発展をきわめていきたいというようなことで、今般11月17日から4日にわたって「沖縄国際航空貨物ハブ事業2周年周知イベントin上海」ということで上海でイベントを開催しております。多彩な催しを行ったようでありますけれども、これからのアジア進出に向けての一つの事業でありますけれども、これらのフェアの内容について御説明をいただきたいと思っております。

そして(2)点目は、国際経済交流の発展についてであります。現在検討・審議を行っている新たな振興計画の期間において、沖縄県が真に経済発展し自立経済を構築していくためには、県外はもとより、さらに国外との国際経済交流の拡大が重要であります。我が国は少子・高齢化が進み、人口は着実に減少してまいります。そのような状況が進展していく中、産業発展を図っていくためには、成長拡大しているアジア諸国を初め世界の国々との国際経済交流の拡大が必要であると考えますが、県として、今後県経済を振興・発展をさせていくため、どのように国際経済交流の施策を展開していくのかお伺いをいたします。

質問の3点目は、農連市場地区の再開発についてであります。昨日、同僚の當問議員からもありました。もう少し質問を深めていきたい、あるいは議論を深めていきたいと思っております。

この農連市場地区の再開発事業は10年来の懸案であります。私も、この問題を取り上げて久しいわけでありますけれども、あそこはまさに那覇市の中心的な市街地でありまして、あそこの活性化はどうしても早急にやらなくちゃいかぬ。さらにそれよりも深刻なのは、もうかなり老朽化して防災上大変危険地区なわけなんです。一刻も早い再開発が望まれる、大変喫緊な課題であると考えております。

そこで、その地区の7割の土地を所有する沖縄県の協力が望まれるわけですが、質問の(1)点目は、県有地の権利変換について。これは、権利変換のあり方についてお伺いをしたいと思っております。

(2)点目は、その県有地のこれからの利用計画についてであります。県有地の利用計画は、地権者の要望があると思っておりますが、これらを踏まえてどう考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

4点目は、沖縄統合リゾートについてであります。

国会におけるカジノ推進法の動きについてお伺いします。

そしてまた、県では地域説明会を開催をいたしております。そのことについても御説明をお願いいたしま

す。

次は、旧軍飛行場用地問題であります。旧軍事業は9つの地主会があります。この9つの地主会は特調費で問題解決を図りたいということで、もう特調費はことしいっぱいで切れるんですね。3年間延長してもらったわけですが、この9地主会の解決に向けての事業の進捗状況、いわゆる解決途上にある、あるいはまだ調整中である、まだまだ手つかずの状態であると、このような形で分けられるかと思っておりますが、わかりやすく御説明をいただきたいと思っております。

そしてもう1点は、旧軍那覇飛行場の大嶺地主会があります。あそこあたりはがんセンターをつくりたいと言って事業費500億円ぐらいを要求していて大変難しい状況であったんですが、このところちょっと調整ができてきたんじゃないかなと思っております。その大嶺地主会がどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 具志孝助議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、国際経済交流に係る御質問の中で、国際経済交流の展望についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県の経済の振興を図っていくためには、アジアの成長力を取り込むなど国際経済を視野に入れ、輸出型産業の育成、そして海外観光客の誘致拡大、さらには国内外からの投資促進などを展開していくことが重要であります。この一環といいますか、この流れの中で北京市に沖縄県の事務所を今年度内に設置する予定であります。また上海、香港などの他の海外事務所とも連動させ、観光客誘致や沖縄県の物産の販路拡大等に取り組んでまいり所存でございます。

さらに、県内企業の海外展開を促進していくため、那覇空港や那覇港を活用して国際物流ハブ機能を向上させ、製造業、そして農林水産業、情報関連産業等により海外展開に向けた取り組みを促進してまいりたいと考えております。

次に、沖縄統合リゾートに係る御質問の中で、国会におけるカジノ推進法の動向についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

現在、超党派の国際観光産業振興議員連盟におきまして、国際観光の振興や地域経済の活性化等を図るため、「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律」の制定に向けて検討が進められております。具体的な法整備につきましては、まず、統合リゾートに関

する検討組織の設置や法律上の措置を政府に義務づけることを主な目的とした推進法を議員立法で制定することといたしております。そして、推進法の成立後カジノを合法化し、統合リゾートを導入する実施法とでも称すべきものを政府において制定することとされております。

なお、民主党政調におきまして、推進法案について検討するワーキングチームが設置されております。この臨時国会中に一定の結論を得ることを目標とし検討作業が進められていると聞いております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 伝統工芸産業の振興についての御質問の中で、陶器生産システム構築事業の内容と進捗状況についてお答えいたします。

本事業は、陶器産業や観光・文化産業の振興を目的に、平成22年度より沖縄県工業技術センターを中心に県立芸術大学、壺屋陶器事業協同組合などが連携して県内陶器用原料土の安定生産技術や陶器の量産化技術開発及び市場ニーズに応じた製品開発などに取り組んでおります。これまで県産原料土の迅速評価などによる品質管理技術の開発を進めるとともに、陶器を良質かつ安定的に生産するための基礎データの集積を図っております。

今年度は、民間事業者への技術移転に向けた実証試験の場所をうるま市に確保するとともに、陶器用粘土の品質改善を行うための機器等の整備を行っております。事業終了後は、沖縄県工業技術センターによる技術支援などにより、その成果の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、国際経済交流についての御質問の中で、ハブ事業2周年周知イベントについてお答えいたします。

県では、那覇空港の国際航空物流ハブ事業の2周年に合わせて、平成23年11月17日から11月20日まで上海において臨空型企業誘致、観光物産関係や沖縄をPRする各種イベントを開催いたしました。当該イベントには、中国側から物流企業、投資関係者、旅行会社、メディア関係者が多数参加し、沖縄からも経済界、市町村、生産者、メディア関係者などが参加したところであります。

具体的な成果としましては、投資セミナーや企業誘致セミナー、プレミアムイベント、観光・物産フェアなどに5000名を超える来訪者があり、沖縄へのゴルフツアーや物販などの商談が成立しております。また、

中国ではテレビや新聞、インターネットなどで上海でのイベントや沖縄が取り上げられ、今後も取り上げられる予定と聞いており、沖縄県の認知度の向上につながったものと考えております。今後とも、引き続きハブ事業を活用した臨空型企業の誘致、県産品の販路拡大、航空路線の誘致及び観光客の増加に努め、本県の経済・産業のさらなる振興を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 伝統工芸産業の振興についての御質問の中で、伝統工芸産業の振興と新たな振興計画についてお答えいたします。

沖縄県においては、現在、伝統工芸産業の振興を図るため、産地組合と連携した後継者育成事業や技術者研修事業等を実施するとともに、販路拡大に向けて展示販売会への出展支援等を行っております。今年度は、初めての試みとして東京銀座において「沖縄工芸ふれあい広場」を実施し、首都圏の消費者から高い評価を受けております。

新たな沖縄振興計画においては、厳しい経営環境にある伝統工芸産業の現状を踏まえ、その技術・技法を継承するとともに、持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、付加価値の高い製品開発や海外など新たな販路開拓に取り組む考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 農連市場地区の再開発についての御質問の中で、県有地の権利変換についてお答えいたします。

県有地の権利変換については、すべて個別利用区に変換される計画となっており、その権利変換により県が取得する個別利用区の合計面積は約6000平方メートルとなっております。この個別利用区については、権利変換により取得する街区と特定分譲による取得を検討している街区が計画されております。

同じく農連市場地区の再開発で、県有地の利用計画についてお答えいたします。

県所有の個別利用区については4つの街区が計画されており、現在具体的な利用計画はありません。今後、那覇市、準備組合及び関係機関との調整を踏まえ、適切な個別利用区の利用方法について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 沖縄統合リゾートについての中、統合リゾートの地域説明会についてとの質問にお答えいたします。

県におきましては、沖縄統合リゾートのイメージやその経済効果、カジノ導入に伴う懸念事項への対策など、県民が統合リゾート導入の是非を判断するために必要な情報の周知や意見交換を目的に県内各地で地域説明会を開催しております。これまでに那覇市、名護市及び沖縄市で開催し、約140名の参加者がありました。参加者から寄せられた主な意見としては、「カジノが合法化されていない中で、その導入を前提とした県の説明はおかしい」、「カジノ導入に伴う懸念事項について、問題事例だけでなく対応できている事例も説明すべきではないか」、「統合リゾートの導入は沖縄の将来に大きな影響を与えそうであり、地域説明会をもっとふやしてほしい」、「導入によって、沖縄観光にマイナスの影響はないか」、「カジノを含まない統合リゾートの導入はあり得るか」など、さまざまな意見や質疑が出されております。

県としては、このようなさまざまな議論が重ねられますことは、沖縄の将来を考える上で、また沖縄の持つ可能性を改めて確認をする上でも重要であると考えていることから、引き続き宮古島市、石垣市及び糸満市においても地域説明会を開催し、意見交換を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 旧軍飛行場用地問題について、事業の進捗状況についてお答えいたします。

県では、県・市町村連絡調整会議において確認された取り組み方針及び解決指針を踏まえ、団体方式による地域振興事業として「特定地域特別振興事業」を平成21年度から実施しており、旧軍飛行場用地問題の解決に取り組んでまいりました。

那覇市の鏡水地主会については、平成21年度から平成23年度までの3カ年事業として鏡水コミュニティセンター整備事業を実施しております。読谷村の地主会については、平成22年度から平成24年までの3カ年事業として読谷村産業連携地域活性化事業を実施し、ビニールハウス等の農業施設整備を進めております。伊江村の地主会については、平成22年度から平成23年までの2カ年事業として伊江島フェリー建造事業を実施しております。宮古島市の海軍飛行場用地地主会につ

いては、平成21年度から平成23年度までの3カ年事業として宮古島特定地域コミュニティ再構築活性化事業を実施し、本年度で3カ所のコミュニティセンター及び御嶽等の整備事業が完了することになります。

また、同事業は、沖縄振興計画期間終了後の3年間、平成26年度まで事業期間を延長することとなっていることから、いまだ事業化に至っていない那覇市大嶺、宮古旧海軍兵舎跡、嘉手納、石垣市白保、平得の5つの地主会についても引き続き事業実施を呼びかけ、問題解決の促進に取り組んでいきたいと考えております。

次に、大嶺地主会の状況についてお答えいたします。

大嶺地主会については、平成23年7月、那覇市に特定地域特別振興事業として施設整備の実施要望があり、現在地主会と那覇市との間で事業案についての調整を行っているところでありますが、具体的な事業案の決定に至っていないとのことであります。

県としましては、事業案について地元合意や那覇市との調整が整い、県に事業案が提出され次第、速やかに国と事業化に向けた調整を進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 伝統工芸産業について再質問いたしますが、先ほどの実証試験ですけれども、これは杯土の実証試験をやるために実証試験工場を計画しているようですが、これの建設事業はどのように進んでおりますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この事業は、これは民間のほうで建物を設置して、それを借り受けるような形になりますけれども、その中に機械類を設置をするということを今年度予算で計上してございます。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 そもそも実証試験工場は、品質のいい杯土をつくらうと、こういうことで高品質の伝統工芸品をつくるために必要なことだと思っておりますが、これまで沖縄県の杯土の50%を有していた壺屋陶器協同組合の製土工場、これとのかかわりがあるんですね。製土工場は閉鎖する予定にあるというんですけれども、この辺の関係はどういうふうになっているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今回、国の補助を受けて実証試験工場の中で杯土の研究、そしてまた陶器の品

質の研究、そしてまたその情報発信というふうなものをやっていくわけですが、そういう民間の事業者と共同研究をしていくという形で取り組んでいくという予定をしています。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 その実証試験工場は、もう着工になったんですか。いつ着工して、いつ完成をし、そして実証試験がスタートする、どのようなスケジュールですか。もう一回お聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現在の進捗状況でございますけれども、まず建物は民間の事業者が建設をいたします。それを県のほうが借り受ける形になるわけでございますけれども、その建物の中にその設備を補助金でもって導入をしていく。この建物のほうでございますけれども、平成23年11月7日に建築確認申請が出ておりまして、23年の11月下旬から12月に着工予定となっております。そして、24年の1月末には完成予定というふうなスケジュールで今動いてございます。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 私が問題にしていますのは、今壺屋の陶器事業協同組合が県下の約5割の杯土を製造していると。その工場が、今度大学院大学のキャンパスの中に取り込まれておりますので、それを閉鎖しなくちゃいかぬ。そういうふうなことも相まって、実証試験工場で製造される杯土を使おうと、こういうことになっているようですけれども、問題は、これは継続して使えるようなことになるのかどうか、この辺のところが組合としても大変不安に思っていることでありますけれども、この点はどうなのでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今のお話は、実証試験が終了した後どうするかというふうなお話かと思えますけれども、国の補助を受けての事業というのは平成24年度で終了する予定でございます。しかしながら、引き続き実証試験工場を活用しながら、工業技術センターと民間事業者との共同研究として県内産出の陶器原料土の配合検討の拡充とか、それから技術の研究というふうなものは進めていくという予定にしております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 繰り返しになるかもしれませんが、実証試験は24年度までですね。25年以降がどのような予定であろうかと、こういうことですね。いわゆる実証試験工場の関連の施設が事後どのような状況になるのか、壺屋の陶器組合との関係というか、こ

の辺がどういうぐあいになるのかということについて、もう一回説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 申し上げましたように、24年度に国の補助事業が終了するわけでございますけれども、それ以降は、工業技術センターと民間事業者の共同研究という形で陶土原料土の配合検討とか、そういうふうな事業を進めてまいります。その場合、建物の賃借料とかそういうのが問題になっていくわけでございますけれども、その共同事業に際しての工場の賃借料等につきましては、これは民間事業者——この場合は壺屋陶器事業協同組合になるわけでございますけれども——その事業が終了する平成24年度までには調整をしていきたいというふうなことで相談しております。その際には、民間事業者に過大な負担にならないように配慮をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 事業は、その建物のいわゆる主である民間と組合が賃貸借契約を結ぶというような説明ですよね。そのときに、わずか事業の2年や3年の償却期間ではかなりの建設会社に資産が残ると思うんです。したがって、それは家賃に大きくはね返ってくると思うんですが、この辺のところを配慮をしないと、組合も実際の杯土の生産コストにはね返ってくるということを大変心配しているんですが、この辺については、県のほうで十分に配慮してもらわなくちゃいけない。心配がないように生産コストがそのことによってはね上がるというようなことになってはならないと思うんですが、この点についてはしっかりした説明が必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） ただいま申し上げましたように、そのこのところはその後、民間事業者と御相談をしながら、その負担が過大にならないような形で県としても対応してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 製土工場、組合がしっかり成り立っていくように、十分なる配慮のもとに指導をいただかなければならないと、このように思います。

農連市場の話に移りたいと思っておりますが、県は、特定分譲でもって所有の土地を権利変換すると、このことについては結論は出ているわけなんですね。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） まだ関係部局と調整中でございます。

○具志 孝助君 まだ……。

○土木建築部長（当間清勝君） まだ結論は出ておりません。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 きのうちも當間議員からの質問で、これらの組合の事業スケジュールが1年間おくれると、23年に組合認可を受けるはずが1年間延ばしたというのは、この権利変換の作業がおくれたためであるわけなんです。やはり県有地がその事業区の大半であるわけですから、特定分譲しかならないという国土交通省の指導もあるようですが、余り時間がありませんので中身は私は触れませんけれども、この来年の組合設立に向けては、いわゆる特定分譲で権利変換するという結論を早目に出さなくちゃいかぬと思っています。これはいつまでに出す予定ですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今年度中には結論を出さないと来年の組合設立認可に間に合いませんので、大至急調整を詰めていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 そのときには、当然覚書の締結ということになるんですね。この覚書は年度内に締結をする予定だと、こういうようなことでよろしいですね。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築部としてはその方向であります、関係部局と調整していますので今年度中という確約はできませんけれども、精いっぱい努力する考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 きちっとしてもらいたいんですが、一応そういうことにしましょう。

それから、いよいよどのように利用していくかと、こういうことでありますけれども、個別利用区の利用状況、きのは當間議員は郷土劇場の建設も検討してみたらどうかと、こういうような話、これも一つの方法でしょう。しかし、今あの再開発事業の中で一番必要なのは駐車場なんですよ。駐車場の確保をしないとそれぞれの分譲の床の価格が、いわゆる駐車場確保まで後々考えるとかなり割高になってくると、こういうようなかわりがあるって、ぜひとも駐車場の建設をやってもらいたいと、こういうような要望があるようですが、このことについてはどのように考えていますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 駐車場については、

実際参加希望がございますので、那覇市と連携して早目に煮詰めたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 これは総務・管財というんですか、財政というんですか、どれぐらい詰まった話をされているか。総務部長、この辺はどのように受けとめているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど権利変換、それから覚書のお話ございました。実を言うと、私どものほうもやっぱり土地を希望しているわけですね、管財課としても。旭橋再開発の場合には南部合同庁舎がありましたので権利処分を求めたんですけれども、今回はそれがありませんので土地を求めています。そういった意味では合致しているんですけれども、この個別利用区を設定しようとする場合、借地権者が約8名ぐらいいらっしゃるわけですね。その方々もそのまま個別利用区に移るということになっているようです、制度上。そうすると中は困るものですから、彼らはそこに移るんじゃなくて、ほかの集合住宅とか商業ビルに希望しているものですから、そこを分けなきゃいけないという関係で言いますと、その更地の個別利用区に県のほうがどううまく移るかということがまず一つポイントになっています。それについてやっぱり経理上、予算上の問題がありまして、それをどうクリアするかというのが一つです。

もう一点は、今議員が質問されましたように、この個別利用区を取得した場合に何に使うのかと、何に利用されるのかというのが一つのポイントです。それが無いと経理上、予算上、先ほど言いましたけれども、その辺の権利変換がなかなかうまくいかないという点がございまして、早目にこの利用形態、どう何に使うのかということを決めてもらいたいと管財課を所管する総務部としてはそう思っています。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 今、総務部長が言っている1点目の件については、特別分譲というのは、今付着している地上権だとか、借家権だとかいうようなものを、通常の権利変換であるとそのままついてくるけれども、特別分譲という形で一たん転出をした形で後で清算すると、これが特別分譲なわけですよ。だから1点目の問題は、特別分譲という形で覚書を締結することによって解決すると、こういうようなことを今土建部長も言っているわけです。その点、これは解決するはずだと思っているんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 一たん転出して、それから購入するということですが、購入するには予算が必要です。何のために使うのかということで、先ほど言いましたように駐車場に使う目的というのであれば、駐車場に使う目的で購入するという形が必要なものですから、それが決まらなないと、その辺の特別分譲の経理上、予算上の問題がなかなかクリアできないということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 特別分譲を受けるときに、使用目的をはっきりしないといけなと、こういうお話ですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 先ほど言いましたように、準備組合は事業計画案を作成しようとしているわけですが、その前に購入を確約しなきゃなかなか事業計画できないわけですが、この保留地が出てくる。その保留地を公の目的で我々としては買わなきゃいけないわけです。そうすると、予算要求として更地として購入したいというわけにはいかないものですから、何に使うのかというのがどうしても必要になってきますので、その辺の利用計画をまず決めてもらうということが必要だと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 時間ありませんが、駐車場の件についても、総務部長、今何に使うかというようなことですが、土建部のほうでは地権者は駐車場が必要なんだと、こう言っているんですね。このことについて聞いていますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） その要請なり、その意見があるということは十分伺っています。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 その計画というのは、いわゆる駐車場事業者は、与儀の赤十字病院のP I F方式というんですか、ああいうような形で検討したらどうだろうかというようなことも検討しているようですが、その辺まで聞いていますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 総務サイドとしては、どれが主体的になるかという云々は別にして、何に使うかということだけですので、またどこが使うかということが大事だと思います。

○具志 孝助君 時間ありませんので、また次に譲りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。

公明党・県民会議の上原章です。質問の前に所見を述べさせていただきます。

「沖縄の人たちの気持ちをどれだけ踏みにじれば気が済むのか。とんでもない話だ。」、「沖縄の人たちを侮辱するような沖縄防衛局長の言動は到底許されるものではない」、これは11月30日に開かれた野田首相との党首討論での公明党山口代表の冒頭の言葉です。

今回の前沖縄防衛局長の発言は、沖縄県民の人権を否定し愚弄した発言であり、断固許してはならない。許されるものではありません。また、一川防衛大臣の1995年少女暴行事件について詳細は知らないとの発言は、沖縄県民の心情、思いを全く理解していない、いや、理解する考えもないと言わざるを得ません。大臣としての資質を問うものです。

謝罪に來た防衛大臣に毅然とした態度で接した仲井眞知事の姿や、県議会の抗議決議を直接手渡したときの高嶺議長の涙は多くの県民の怒り、思いを代弁したものだと思います。

もう一つ所見を述べます。

東日本大震災が発生して9カ月近くが経過し、被災地は氷点下を記録するなど冬本番の様相を迎えています。

復興に向け一刻も早く対処しなければならない課題が山積している中、11月21日、本格復興に向けた第3次補正予算がやっと成立しました。総額12.1兆円、このうち9.2兆円が震災関連に充てられます。

しかしながら、民主党政権の対応は余りにも遅く、鈍いと言わざるを得ません。これから厳冬期に入り、降雪や凍結で除染や公共事業が阻まれ、予算を年度内に使い切れないおそれがあると言われていています。政府の復興構想会議議長は9月には補正予算が成立し、秋には復興が始まると期待していた。素直に言って遅いという思いを持っていると苦言を呈されており、民主党政権や野田首相はこの指摘を真摯に受けとめ、被災地や被災者の皆さんに寄り添う、懇切丁寧な予算執行を一刻も早く進めていただきたい。

それでは通告に基づき質問を行います。

初めに、防災計画の見直しについてお尋ねします。

全国各地では、今回の大震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しています。本県においても、年度内に地域防災計画の見直しをするとしているが、関係機関や市町村、各界各層、多くの県民の声を結集し、災害に強い防災立県沖縄を築いていただきたい。

特に、これまで以上に女性や災害時要援護者の視点は重要と考えます。

そこで質問です。

- (1)、東日本大震災前との相違点は何か。
- (2)、女性や高齢者、障害者等の視点は入っているのか。
- (3)、災害時要援護者の避難対策はどうなっているか。このことは何度も本会議で取り上げてきましたが、大事なものは個別計画の策定であり、具体的な避難訓練の実施だと思います。対応を伺います。
- (4)、学校の耐震化、防災教育、防災機能強化の取り組みはどうなっているか。

次に、東日本大震災の被災者支援についてお尋ねします。

- (1)、県内への避難状況及び支援体制はどうなっているか。
- (2)、公共サービスの無料化を図れないか。
- (3)、県内で暮らす方へ冷暖房機や生活必需品の支援はできないか。

次に、福祉・医療行政についてお尋ねします。

- (1)、新たな沖縄振興計画に子供の貧困対策などを盛り込んだ「沖縄子ども振興計画」を明示するよう関係団体から求められているが、県の対応を伺います。
- (2)、過去の振興計画における子育て支援の検証及び課題、新たな振興計画の強化策を伺います。
- (3)、県障害者権利条例の制定について進捗状況を伺います。
- (4)、発達障害者支援の取り組みはどうなっているか、課題・対策を伺います。
- (5)、地域医療支援病院の増床について県の対応を伺います。

県は、特例病床の設置を含め平成24年度の沖縄県保険医療計画の見直しの中で検討するとしているが、進捗状況はどうなっているか。

- (6)、母子寡婦福祉貸付金についてお尋ねします。

平成22年度母子寡婦福祉貸付金 2 億6000万円の執行率は55.9%と半分近くが不用額となっています。市町村の窓口で対象条件について見解の違いがあるとの指摘もあります。

そこで質問です。

県が発行している概要には、制度によっては失業中でも貸し付け対象となり、連帯保証人なしの貸し付けもできるとあるが、間違いはないか。また、入学後にしか申し込みができない修学資金の授業料等について利用者が一時立てかえしなくても済むよう、入学前に活用できる仕組みがつかれないか伺います。

次に、雇用対策についてお尋ねします。

来春卒業予定者の内定率は過去 2 番目の低さであり、就職氷河期とされた2000年代初頭よりも低く、若年者の雇用環境は大変厳しい状況が続いています。県内においても、10月現在、内定率は大学生14.6%、高校生26.4%と極めて厳しく、ニートと呼ばれる若年無業者の割合は沖縄県が全国一高いとのこと。早急なる対策が必要です。また、全国一低い県民所得改善のため、正規雇用対策は喫緊の課題です。

そこで質問です。

- (1)、新卒者、若年者の雇用状況及び対策・効果を伺います。
- (2)、正規雇用促進が重要と考えるが、県内の状況、対策・効果を伺います。

次に、文化、観光、スポーツ行政についてお尋ねします。

- (1)、文化観光スポーツ部がスタートして 8 カ月、取り組み状況、効果を伺います。多くの関係者、関係団体が期待をし設置された部であり、文化、観光、スポーツを同じ部局にした相乗効果等の成果があればお聞かせください。
- (2)、公式サッカー場建設はどうなっているか。
- (3)、県外・国外からのスポーツ競技団体のキャンプ・合宿等は、地元との交流試合を含め、観光・スポーツ振興に大きく寄与すると考えます。誘致、受け入れ体制はどうなっているか。ワンストップ化を図る必要があると思うが、対応を伺います。

次に、河川の安全対策についてお尋ねします。

10月22日、国場川で小学 1 年生の男の子が転落死し、11月 1 日には牧港川で同じく小学 1 年生の男の子が転落、重体に陥るという大変痛ましい事故がありました。胸が裂かれる思いであり、二度とこのようなことが起きないように、県においては万全な安全対策を求めます。

そこで質問です。

- (1)、河川の安全対策強化はどうなっているか。
- (2)、子供たちへの安全教育が必要と思うが、対応を伺います。

次に、太平洋・島サミット開催についてお尋ねします。

- (1)、過去 2 度の成果及び今回のテーマを伺います。
- (2)、来沖する国々の代表と学校現場（子供たち）や県民との交流を図れないか伺います。

最後に、平和行政についてお尋ねします。

- (1)、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げられた「国際協力・貢献活動の推進」は沖縄の平和行政にとって大変

重要と考えるが、今後の取り組みを伺います。

(2)、対馬丸記念館支援について伺います。訪問しての知事の感想、具体的な支援策をお聞かせください。

以上、質問を終わりますが、答弁によっては再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの上原章君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の上原章君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上原章議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、太平洋・島サミット開催に係る御質問で、過去2回の成果及び今回のテーマはどうなっているかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄で開催されました会議の成果としましては、太平洋島嶼国における教育施設の整備、そして専門家の派遣等により教育及び人材育成の改善等が図られたほか、環境、保健分野等での技術支援や青少年の人的交流が強化されているところであります。また、沖縄県におきましては、コンベンションアイランドとしての知名度が向上したほか、水や廃棄物対策等での技術協力を通じ太平洋島嶼国に積極的に貢献しているところでございます。

なお、来年開催されます太平洋・島サミットは、「防災」、「環境」そして「人的交流」などをテーマとする方向で今後調整が進んでいくと聞いているところでございます。

次に、平和行政に係る御質問の中で、対馬丸記念館を訪問した感想及び具体的な支援についてという御質問にお答えいたします。

去る11月18日、対馬丸記念館を訪問いたしました。学童疎開の実態に触れ、改めて戦争の悲惨さに思いをいたしたところでございます。

沖縄県としましては、対馬丸記念館が平和発信の施設として今後も引き続き活動していけるよう、当面の課題であります学芸員の確保や機器修繕経費などの確保に努めているところでございます。

対馬丸記念館の今後の運営のあり方につきまして記念会とよく相談をし、できる限りの支援をしてまいり

たいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 防災計画の見直しについての御質問の中で、東日本大震災の前後による防災計画の違いについてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、沖縄県地域防災計画の見直しを本年度中に行うこととしております。本年9月、琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の取りまとめにおきまして、今後の防災計画見直しの方向性として、1点目、住民の「地震・津波からの避難対策」や「防災意識の啓発・普及」が重要であること、2点目として、少なくとも海拔5メートルを最低限度の浸水域として設定し、これより高い場所への避難対策をとることが必要である一方、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波対策も講じるべきであること、3点目、県においては、海拔高度の明示などにより市町村における避難対策の強化や住民が地理的特性を把握できるよう支援する必要があることなどの御提言をいただきました。これらの御提言等を踏まえ、避難訓練や防災教育の充実等による住民への防災意識の啓発普及や地域特性を勘案した避難所や津波避難ビルの指定など住民の津波避難対策に重点を置き、課題の分析と今後の対策強化等につき検討を進め、防災計画に反映させていきたいと考えております。今後、国の防災基本計画の見直し状況も勘案しつつ市町村等関係機関と連携し、沖縄県地域防災計画の見直しを早急に進めてまいります。

次に、災害時要援護者の視点と沖縄県防災会議委員についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、高齢者、障害者、妊婦等の災害時要援護者を初め住民の避難対策の強化に重点を置いた沖縄県地域防災計画の見直しを行っているところであります。これらの視点から、さきの9月議会において沖縄県防災会議条例の改正により沖縄県防災会議の定員を増加し、従前からの日本赤十字社や沖縄県医師会に加え、沖縄県看護協会に委員の就任をお願いするなど、女性、高齢者、障害者等の視点も反映する取り組みを行っているところであります。

次に、災害時要援護者の避難対策についてお答えいたします。

県におきましては、現在、災害時要援護者を初め住

民の避難対策の強化に重点を置いた沖縄県地域防災計画の見直しを行っているところであります。また、市町村は災害時要援護者の避難支援計画を策定することとなっており、平成23年4月1日現在の県内市町村における策定状況は、災害時要援護者の避難支援の取り組み方針（全体計画）の策定率が15団体、36.6%、災害時要援護者の名簿の整備率が9団体、22%、個々の要援護者ごとに策定される個別計画の策定率が6団体、14.6%となっております。これらの策定率につきましては、全国と比べ低い状況にあることから、今後、災害時要援護者の避難対策の強化について県の福祉保健部門や市町村と連携し、さらなる取り組みを強化してまいります。

次に、東日本大震災の被災者支援についての御質問の中で、東日本大震災に伴う県内への避難状況及び支援体制についてお答えいたします。

東日本大震災により沖縄県内に避難され、県や市町村の支援策を活用されている被災者の数は、11月30日現在で228世帯578人と把握しております。

県における被災者への支援体制としましては、被災者支援対策チームにより県庁1階に相談窓口を開設し、民間賃貸住宅や公営住宅等の住宅支援、県内への避難に係る旅費・宿泊費の支援、生活家電セットの提供支援等の受け入れ支援策を実施しております。

また、官民185の団体により構成される東日本大震災支援協力会議において、ニライ・カナイカードの発行による流通業界や交通機関等における割引、被災者間での交流イベントや心のケア事業など被災者への支援活動を実施するボランティア団体等14団体への助成金交付事業などを実施しております。今後も被災者ニーズを十分に勘案の上、東日本支援協力会議を中心として官民一体となった支援を実施してまいります。

次に、被災者への冷暖房機や生活必需品の支援についてお答えいたします。

県内へ避難されている被災者への生活必需品の支援につきましては、日本赤十字社から生活家電6点セット（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）の寄贈が行われております。エアコン等の設置につきましては、県が実施する民間賃貸住宅の借り上げ支援では基本的にすべての住宅に設置されておりますが、県営住宅には設置しておらず、また、一部の市町村営住宅においては民間企業から寄贈を受けたものと伺っております。

今後も、県内へ避難されている被災者の生活支援に係る諸課題につきまして、被災者のニーズを勘案しつつ、東日本大震災支援協力会議と連携して引き続き検

討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 防災計画の見直しについての御質問で、学校の耐震化等についてお答えいたします。

県教育委員会では、地震・津波等の災害から児童生徒の安全確保を図るため、学校施設においては早期耐震化のための老朽校舎等の改築を重点的に取り組んでおります。

また、文部科学省においては防災機能の向上を推進していくため、天井材など非構造部材の耐震性の強化や自家発電設備等を補助対象とするなど国庫補助メニューの拡充が検討されております。

県教育委員会としましては、東日本大震災を受け、学校における地震・津波等対策危機管理マニュアルの見直しを行っており、また、学校における避難訓練等の実施を通して発達段階に応じた防災教育の充実にも取り組んでいるところでございます。

次に、河川の安全対策についての御質問で、子供たちへの安全教育についてお答えいたします。

水難事故から児童生徒の安全確保を図るため、児童生徒の危険回避能力を身につけさせることは大変重要であると考えております。県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会や関係機関と連携し、水難事故防止に係る安全教室の開催や時期に応じた安全対策等に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 東日本大震災の被災者支援についての御質問の中で、住民票、印鑑登録証明書の発行手数料の無料化についてお答えいたします。

住民票、印鑑登録証明書等の発行手数料については各市町村の条例により規定されており、発行手数料を無料化することについては各市町村の判断によって行うこととなります。

今般の東日本大震災に係る支援のうち、被災者への住民票等の発行手数料の無料化を実施している団体は、平成23年11月末時点で住民票は10団体、印鑑登録証明書は9団体、無料化の導入を予定している団体は住民票は9団体、印鑑登録証明書は9団体となっております。

県としましては、各市町村の判断に資するよう、県内各市町村における発行手数料の無料化の状況につい

て情報提供を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉・医療行政についての中、「沖縄子ども振興計画」への県の対応についてお答えいたします。

本県においては、平成23年11月に取りまとめた「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）（案）」の中で、将来の沖縄を担う子供たちが健やかにはぐくまれ、豊かな才能が発揮できるよう、地域における子育て支援など子育てしやすい環境づくりに取り組む基本的な考え方を示しております。

県としましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）」の具体的な施策等の策定に当たって「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の基本方針との整合性を図りながら、関係団体が求めている「沖縄子ども振興計画（仮称）」の趣旨を含め、市町村、関係団体や一般県民の意見を取り入れながら整理していきたいと考えております。

続きまして、過去の振興計画の検証及び課題、新たな振興計画の強化策についてお答えいたします。

沖縄振興計画の検証において、福祉、保健、労働、教育など子育て支援施策の総合的な推進、保育所入所待機児童の解消などが課題として挙げられております。

県としましては、これら課題を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）」において、関係機関との連携を充実した上で子育てセーフティネットの整備に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、保育所入所待機児童の解消等に向けた地域における子育て支援、放課後児童クラブの利用者負担軽減のための支援、ひとり親家庭への支援、子供・若者の育成支援、要保護児童等への支援に取り組むこととしております。

続きまして、障害者権利条例制定の進捗状況についてお答えいたします。

県は、去る9月から障害者の権利擁護の推進を目的とした条例を検討するため障害者県民会議を開催しております。当会議の委員において、現在、障害を理由とする差別や不利益な取り扱いに関する事例ヒアリング等を行っており、その後、課題の整理及び解決のための取り組み方策などを検討していく予定であります。

県としましては、幅広い県民議論を踏まえ、条例制定に取り組んでまいります。

続きまして、発達障害者支援の取り組み、課題・対策についてお答えいたします。

発達障害児（者）の支援については、地域の実情に応じた支援体制の整備と支援を担う人材の育成が重要な課題であると考えております。そのため、沖縄県発達障害者支援センターによる専門的支援のほか、各圏域において福祉保健所を中心として市町村の支援体制整備に向けた取り組みを進めております。また、昨年度に引き続き医師や保健師、臨床心理士などを対象とした専門研修等を実施することにより、地域完結型の人材育成システムの構築を図っているところであります。

続きまして、地域医療支援病院の増床についてお答えいたします。

急性期医療を担う救急告示病院においては、中南部医療圏を中心に救急搬送患者が増加し、患者の受け入れ制限等が発生している状況が見られます。このため、地域医療支援病院を含む救急告示病院に対して救急医療に対応する病床を特例病床とすることを検討しています。この特例病床につきましては国の同意を得る必要がありますので、現在、救急搬送件数の現状及び今後の推移予測、病床利用率や平均在院日数の状況等を把握・分析しているところであり、各二次医療圏の状況も踏まえ作業を進めているところであります。今後、医師会等関係機関との協議を行いながら、県医療審議会への諮問及び厚生労働省との協議等必要な作業を進めていくこととしております。

続きまして、母子寡婦福祉貸付金対象条件、保証人、修学資金等についてお答えいたします。

母子寡婦福祉貸付金は、母子家庭及び寡婦の生活安定と児童の福祉を図るために、母子家庭の母等を対象に貸し付けを行っております。失業中の生活を安定・継続することに必要な貸付資金として生活資金がありますが、連帯保証人を立てず、有利子を選択することも可能となっております。なお、失業中の貸し付けに当たっては、就職に有利な資格の有無や再就職の見通し等を確認し、貸し付けの可否を決定することとしております。また、修学資金については、母子家庭等の児童の修学及び知識・技能の習得等に係る資金として貸し付けており、利用者からの要望がありました授業料等の納入期限前における早期貸し付けについては、対応可能となるように運用を見直したところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用対策についての、新卒者・若年者の雇用状況及び対策・効果についてお答えいたします。

沖縄県においては、新卒者・若年者の厳しい雇用状況を踏まえ、関係機関と連携して学卒求人確保の要請や就職支援専任コーディネーターの各学校への配置による生徒の個別支援、就職説明会及び面接会の開催、沖縄県キャリアセンターによるキャリアカウンセリングや就職セミナーなどの就職支援を実施しております。その結果、平成23年卒の沖縄県の高校・大学の就職内定率はそれぞれ86.6%、59.8%、また、15歳から29歳までの若年者の失業率は平成22年平均で12.6%となっており、いずれも前年より改善しております。

しかし、全国と比べると依然として厳しい状況にあることから、引き続き若年者の雇用情勢の改善に取り組んでまいります。

続きまして、正規雇用の状況及び対策・効果についてお答えいたします。

総務省が5年ごとに実施している就業構造基本調査によると、平成19年の沖縄県の正規雇用者数は30万1200人、56.6%となっております。

沖縄県では、正規雇用の機会拡大を図るため、若年者ジョブトレーニング事業や職業能力開発校における訓練の実施、県内各地域での合同面接会の開催、事業主に対する相談・支援などを実施しており、今後とも関係機関と連携し、雇用機会の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化、観光、スポーツ行政についての中、文化観光スポーツ部の取り組み状況、効果についてとの質問にお答えいたします。

本年4月よりスタートしました我が部は、本県の文化と観光とスポーツの振興と交流の推進を図り、各分野を連携させることでダイナミックな相乗効果を目指し、これまで取り組みを展開してまいりました。その中で、伝統文化と生涯スポーツの振興を進めるとともに観光分野と連動させることで、「文化観光戦略構築事業」における新たな文化の価値創造と産業化及びプロスポーツなどを軸としたスポーツ・ツーリズムの強化と活性化に向けた取り組みを促進してまいりました。

さらには、交流推進課を中心に10月に開催されました第5回世界のウチナーンチュ大会においては、文化

振興課が担う世界エイサー大会、スポーツ振興課がかかわった空手道・古武道交流祭をあわせて開催し、また5300人を超える海外県系人に加え大会期間中の観光客を含めた延べ参加者約42万人が交流することで、ウチナーネットワークのさらなる発展の可能性が広がり、沖縄のチムグクルを世界に発信できたことは、部が総力を挙げて取り組んだ大きな成果の一つであると認識しております。

今後とも、部内各課が一体となって連携を図り、各分野における施策の実現化や課題の解決等にも取り組んでいきたいと考えております。

同じく文化、観光、スポーツ行政についての中、公式サッカー場の建設についてとの質問にお答えいたします。

公式サッカー場建設につきましては、J2公式戦が開催可能なサッカー場として県総合運動公園陸上競技場を改修し、暫定的に利用する計画の内容について11月17日にJリーグとの調整を行ったところであります。また、J1公式戦が開催可能なサッカー場の整備におきましては、今年度実施している「Jリーグ規格スタジアム整備基礎調査」の中で沖縄に適したサッカースタジアムのあり方について現在検討しているところであります。

沖縄県としましては、調査の結果を受け、Jリーグ公式サッカー場の整備に向けて関係する部署や関係市町村とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

同じく文化、観光、スポーツ行政についての中、県外・国外からのスポーツ競技団体のキャンプ・合宿等の誘致、受け入れ体制についてとの質問にお答えいたします。

プロスポーツのキャンプ等の誘致につきましては、プロ野球10球団の誘致実現など受け入れ市町村や関係機関の努力等により、これまで大きな実績を上げております。一方、企業、大学、高校などのアマチュアスポーツキャンプや合宿の多くは、各団体が沖縄の施設や宿泊施設の情報を個別に収集した上で来県しているものと思われ、その状況の把握とともに、受け入れ体制の充実が求められております。

県としましては、積極的なプロモーション活動などにより、キャンプ・合宿等の一元的受け入れに取り組んでいる県外の先進的な事例について調査するとともに、沖縄観光コンベンションビューローや関係団体と連携を図りながら、各種キャンプをワンストップで受け入れることができるよう体制の整備を検討し、スポーツを通して地域の活性化に取り組んでいきたいと

考えております。

次に、太平洋・島サミット開催についてとの中で、来沖する国々の代表と子供たちや県民との交流についてとの質問にお答えいたします。

沖縄県では、太平洋・島サミットの開催に当たり、歓迎セレモニー、知事主催昼食会や各国首脳の人々を対象としたプログラム等を計画しております。また、新たな企画として、宮古島市で日本と太平洋島嶼国の高校生が参加する「太平洋高校生・島サミット」を実施する予定であります。

沖縄県としては、このような機会を通して各国代表と児童を含めた県民との交流が図られるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 河川の安全対策強化についてお答えいたします。

県としましては、事故が発生した河川について、再発防止の観点から転落防止さくの改善や注意看板の設置に取り組んでいるところであります。また、河川全般の改善策については、現況施設の点検調査や安全性向上に向けた調査等を実施した上で、計画的な取り組みについて検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 平和行政についての御質問の中で、国際協力・貢献活動推進の今後の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県が平和協力外交地域として国際社会での認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献していくためには、平和を希求する沖縄の心をこれまで以上に内外に強く発信するとともに、アジアの国々との連携・交流を強化していく必要があると考えております。そのため、県としましては、沖縄・カンボジア「平和博物館」協力事業、台湾国立台東生活美学館交流事業などを通じて国際協力・貢献活動を推進するなど、国際交流による平和構築に努めているところであります。また、来年秋に予定している第6回沖縄平和賞授賞式にあわせて過去の受賞団体5団体によるシンポジウム等を開催する予定であり、沖縄県の国際社会における平和発信拠点としての地位を高めていきたいと考えております。

なお、国立の平和・人権問題研究所の設置につきましては厳しい状況ではありますが、引き続き国に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 御答弁どうもありがとうございます。幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず県の地域防災計画の見直しについてです。

今回の東日本大震災において、女性の視点というのが非常に大きな課題だと。避難所においては着がえる場所がないとか、赤ちゃんの授乳スペースもない、女性の化粧品とか乳児のおむつなどの支援物資が不足とか、女性の目線というのは非常に大事なんだなと思っております。特に、女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っている。介護や子育てといった具体的な経験を通して子供や高齢者、障害者等の生活者の視点を持っていると思います。それで防災会議が具体的に見直しをしている部分だと思うんですが、女性は何名中、何名入っていますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

条例改正後ですけれども、総数は55名でございますが、女性は1名でございます。

○上原 章君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

上原 章君。

○上原 章君 公室長、やっぱり1名というのは、男性の中にお一人で女性の意見を言うというのはなかなか大変なことじゃないかなと、ましてや本当に具体的な提案ができるのかなと思うんですね。

実は、私ども公明党の全国の女性議員で、10月1日から1カ月間、都道府県、政令市、中核市、市町村——公明党所属の女性の議員のいらっしゃるところを中心に658の地方自治体のアンケートをとりました。その中で、地域防災計画を作成する上で女性の意見を反映させたかという質問に「いいえ」と答えたのが54.7%、この防災会議に女性委員の登用を尋ねた質問では44.4%の自治体が女性はいないと、こういう現状があります。

私は、こういった防災計画というのは3割は女性がいるべきじゃないかなと思うんですが、いかがです

か。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 防災会議は、さまざまな公共機関、あるいはマスメディア等が入っておりまして、いわゆるその方々の専門性といえますが、職指定ということになっております。したがって、なかなか女性でそういう役職にある方がいないというのが一つの原因です。例えば、安里前副知事が在職されていたころは、安里前副知事がそのメンバーであったということで女性が1人ということであったわけでございます。

しかしながら、この視点は、実はさきの中越沖地震のときに国の防災計画が見直されておりますけれども、そのときにやはり避難所において、今議員が御指摘になったような、それ以前は女性が避難したときにプライバシーを守るであるとか、あるいは女性特有の個々に配慮するという視点が欠けていたということで、避難所のあり方みたいなものが見直されております。確かに女性が数的には大変少ないんですが、やはりそういう問題意識を持ちまして、看護協会会長さんに入っていたというこゝともございますので、引き続きそういうものに配慮しつつ——メンバーは男性が多いんですが——女性や弱者の視点を忘れないように運営してまいりたいというのが現状でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 私は、先ほど防災立県沖縄をと強く求めたんですけれども、大分県では、女性だけの防災協議会というのがあるんです。それをちょっと見ると、このメンバーが11名で、消防団員、消防職員、婦人防火クラブ、社会福祉協議会、介護福祉士会、介護協会、ボランティア市民活動センターの専門員、被災経験者、これにアドバイザーで大学の教授の方が入っているんですけれども、年5回この女性の皆さんの防災協議会がこういった県の防災計画に反映している実例もあるんです。ですから、来年度を目指して頑張っているわけなんですけれども、この女性の目線、またこういった要援護者の目線をしっかり反映をさせる。多分いろんな協議会の中にも女性がいらっしゃる、だけどこれも数がなくて、本当に女性の目線が入っていくか、ぜひもう一度検討していただきたいと思います。

それから要援護者の支援なんですけど、私は、今各市町村で取り組んでいる個別について、もっとしっかり査定をさせていただきたいと。

実は、那覇市内で目の不自由な年配の方がひとり暮

らしです。この方は、いざというときに私はだれがどこに避難をさせていただけるのかという、本当に日ごろその避難者を支援する個別計画の査定ができていれば、私がいざとなったらあなたをちゃんとサポートしますよと言っていると、日ごろの生活も安心して非常に充実した生活ができるという声もやっぱりあります。ですから、ぜひ県がリードして、各市町村に全体計画それから個別まで——全国でも低い数字がこの数年続いているんです——の査定と、地域の自治会とかいろんな方々まで浸透させていただいて、この方々が具体的に避難訓練まで一度やれば大きな安心につながると私は思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員が御指摘の視点というのは大変重要だと考えております。

先ほど答弁させていただいたように、要援護者の避難計画というのは、まず全体計画、さらに施設ごとの計画、さらに個人個人をその地域においてどういう形で避難をさせるかという計画になります。ただ個人個人となりますと、これは名簿をつくるにしても個人情報保護条例でありますとか、個人情報保護法との関係がございますので、やはり最も個人に近い自治体の市町村がつくっていただくというのが基本でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、この策定率がまだまだ低いということでございますので、今後市町村と十分連携をとって、やはり計画策定率を上げていく取り組みは強化してまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくをお願いします。

あと母子寡婦福祉貸付金についてです。

先ほど運用の改善で入学前から授業料等を借りることができる、非常にこれは評価したいと思います。それでもう一点、入学前の準備をする就学支度資金という制度と授業料等の修学資金という2本立てで分かれています。実はこれは2つ利用しないと修学資金にならないんですけれども、この2つについて別々の保証人を立ててくださいと、現場の窓口では言われているんですね。例えば、20万円ぐらいの支度金だった場合、保証人を立てて、またもう一人の保証人を立てるとするのはこれおかしいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○福祉保健部長（宮里達也君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 失礼しました。

児童の福祉向上に関する資金である就学支度資金と修学資金の両方あるんですけれども、貸付金額に応じて償還能力がある場合には1人の保証人でも貸し付け可能とするように対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 先ほど冒頭で私は保証人の問題とか、それから窓口では失業中ということで申し込みさえできないという、そのように市町村によって見解が違ふということを知っていますので、しっかりこの辺の制度の中身を各窓口の担当には徹底していただきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○上原 章君 地域医療支援病院の増床についてですが、先ほど部長は、救急告示病院ということで考えたいということなんですけれども、この救急告示病院と地域医療支援病院は同じですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 完全に一致はしないんですけれども、結構重なっているところはあります。今、我々沖縄県としては、一般病床をふやすのはもうほとんど不可能に近いです。救急のベッドが非常に困難な状況になっておりますので、救急告示病院の救急ベッドに関して、先ほど話しましたような現状のベッドの回転率だとか、あるいは満床率だとか、あるいは何日で退院させられましたよとか、地域に帰されましたよとかというふうな状況の実態把握を今しているんです。それを受けて、厚労省と検討して増床に向けて考えるということです。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 本当に重症の方々がベッドがないということで受け入れられないということが今現場で起きているんですよ。この地域医療支援病院は、本当に365日・24時間受け入れる中で、こういう救急告示病院というおのおのの病院でも、高度な医療、重症の方を受け入れるところというのはおのおの違いますから、私は、まずはこの地域医療支援病院——9月議会に豊見城中央病院が、今回は11月議会に浦添総合病院

からそういう陳情・要請が出ていますけれども——本当に今離島の患者も含めて県民の命を守る、そういったところに手当てをしないと、また来年の見直しということなんですけれども、私は当面この冬場から春にかけてぜひ早目に手当すべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 今、増床に関してはかなりハードルが高くてすぐできる状況になって、厚労省との調整もあります、いろんな機能を持っていますので、ことし2月でしたか、実は消防から救急車の搬送が困難になっていますよという情報があって、みんなで集まって対策会議なんかもしたんですけれども、そういう病院あるいは福祉施設との連携によってとりあえず今は乗り切っていこうと考えております。そういうのも議員が御指摘のように限界に近づいているという思いもあります。それを数値化して、厚労省との調整を前倒してやっていこうかなと調査をかけているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 今本当に手当てしないと大変なことなんだということを認識していただきたいんで、ぜひ関係者と協議会を早急に持ってほしいんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 今我々が考えているのは、救急の病床の増床ですので、救急医療協議会等で協議をしております。ですから、そういう方々の意見も聞きながら、各医療圏ごとに救急対応の病床があと何床必要なのかということは今検討しているところです。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 協議会を持たないということですか。その陳情の皆さんの意見とか、そういった医師会とかいろんな関係者との相談はできていますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 我々としては、今ある協議会でそういう課題の協議はできているものと理解しております。今ある協議会でいろいろな情報を収集して検討していくことになると思います。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 陳情の皆さんの声は全く聞いていないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 陳情者はもちろん医療関係者ですので、私は何度もお話は聞いておるつも

りであります。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくお願ひします。

あと対馬丸記念館の支援についてですが、これは公設民営だと。国が費用を出して建てたものなので、私は本当に公共的な部分が強ひ平和施設だと思うので、この支援は重要だと思うんですけども、具体的に運用のための支援は検討されていますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員が御指摘のように、対馬丸記念館は国の慰藉事業として建設されました。それで、これまで国の国庫補助金でいろいろ事業を行って運営されてきております。ただ、いろんな困難にも直面していることもまた理解しております。

24年度は、新規の平和推進連携事業費として400万円増額されたということと、そういうのが少し使い勝手が、自由度が悪いですよという声がありますので、それを自由度の高いもの、例えば学芸員の配置とか、機器の修繕費とかそういうものに使えるように今調整をしているところであります。当面、そういうふうな形で支援していきます。

それと、県内の子供たちが記念館に訪れるというのがデータ上は少ないようになっておりますので、沖縄県での平和学習の場としてももっと強化していくべきだろうなとそういうことを考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ運営が継続できるように支援をお願いしたいと思います。

最後に、知事、新たな沖縄振興計画に「沖縄子ども振興計画」の策定、位置づけをやってほしいと。沖縄が全国一子供が多い、これから本当に将来が見える沖縄県だと私は思います。そういう意味で、子供優先社会——チルドレン・ファースト——我々は党内でもよくこの子供優先社会をつくるべきだと思っているんですよ。ですから、これまで4次の中でこの子供支援が少し力が弱かったと思うので、ぜひ今回その位置づけ、知事の決意をお聞かせ願えますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員のおっしゃった「子ども振興計画」というかつての名称とは違ひますが、今回の振興計画にはきちっとのせてまいりたいと考えております。ぜひまたお知恵をいただきたいと思ひます。

○上原 章君 終わります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 一般質問をいたします。

世界のウチナーンチュ大会、御苦労さまでした。忘れられない感動を胸にそれぞれの国に帰られたと思ひます。ウチナー角力世界大会にも、北米や南米4カ国の代表団、そして副知事、県議の皆さん、町村長の皆さんも参加をされて激励をいただきました。心から感謝を申し上げます。また、大会を開催するに当たり多くの皆さんからも支援を受けましたので、心から感謝を申し上げたいと思ひます。ウチナー角力も一歩一歩ではありますけれども、着実に前進をしております。教育委員会のほうで武道にも認知をいたしましたので、それぞれ地域で認知されつつあります。今後とも御協力をお願いしたいと思っております。

きょうは、1941年12月8日、日本が太平洋戦争、つまり真珠湾攻撃をした日であります。アメリカのマスコミのABCは、きょう、中東におけるアメリカの戦費を1秒間に5000ドル使ったと、そして経済が疲弊していることを報道しました。1ドル100円に換算しますと、1日432億円、1年間で14兆6680億円となっております。アメリカは、ベトナム戦争でもたくさんお金を使って世界の経済を混乱に陥れました。それにもかかわらず、またもこういう戦費を使って世界経済を混乱させていることは周知のとおりであります。戦争ほど人類の愚かな行為であるということを改めて認識をしております。

また、私は10月31日から5日間、青森から福島までボランティアと視察行動をやってまいりました。復興は一日一日前進しておりますけれども、都市部と農村部との復興の格差がまだあります。それから問題なのは、住居跡とか線路の跡とかに雑草が生ひ茂って、そこに人々が暮らしていたという跡形もなくなっていました。そういう意味では、今後の復興に大きな障害になるのではないかと考えております。

また、原発で避難を余儀なくされました飯舘村に行きました。約4時間ぐらいこの村を回りましたが、生き物そして人々の暮らしの跡もなければ、だれもいない。いるのは警察官と、そして特別養護老人ホームに入居している避難ができない人々だけでした。そういう意味では、人が住めない町になって今後どうするのかなと思ひ悩ませております。私は、こういう状況から被災者を支援するためには長期的視点で持久力とか、地道ではあるけれどもボランティアなどの支援活動を続けることが大事だなということを痛感してまいりました。そのために、この間もお話をしましたけれども、沖縄県として被災3県のいずれかに県民ネットワークを組織をしていただいて、そこを拠点

にしてぜひ沖縄事務所を設置をして拠点づくりが必要ではないかと思っております。

以下、質問いたします。

今回、沖縄県軍用地主会の更新同意書のコピーについて新たな問題が発生しました。重大な問題でありますので、議事課に連絡してありますので先例を踏まえ質問を行います。

更新同意の複写コピーについて。

(1)、委任状の効力について。

(2)、民法上、当事者の意思確認の手段は書類や口頭など形式は問われないとのことですが、その根拠を伺います。

(3)、土地建物等賃貸借契約予約締結依頼書には契約期間が20年とありますが、その根拠を伺います。

1、県が要請している重要事項について、政府との交渉の経過及び今後の見通しについて伺います。

(1)、3000億円の一括交付金の創設と新たな沖縄法について。

(2)、新たな軍転特措法の制定について。

(3)、税制改正について説明をお願いします。

2、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）について。

(1)、農林水産業に与える影響について。

(2)、医療保険関係に与える影響について。

(3)、その他沖縄県等における影響について説明をお願いします。

3、沖縄県立高等学校編成整備計画案について。

(1)、北部地区高等学校再編成計画について。

(2)、北部地域の子供たちの中南部への流出について。

(3)、今後の方針について説明をお願いいたします。

4、教育現場での新聞の活用について。

(1)、現状はどうなっていますか。

(2)、今後の方針について伺います。

5、医療について。

(1)、離島・僻地医療の現状と今後の対策について伺います。

6、米軍・軍属の事件・事故について。

(1)、過去5年間の事件・事故の件数について。

(2)、起訴・不起訴の件数について。

(3)、地位協定の運用の改善で起訴した件数は幾らですか。

7、県・市町村において米軍施設等のかかわりで土地等が返還できず、工事がストップないしは着工できない現場と件数、内容について説明をされたい。

8、離島ごみ問題及び隔遠地補正の交付税制度につ

いて今後の対策を伺います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、県が要請している重要事項についてという御質問の中で、沖縄振興一括交付金と新たな振興法の政府との交渉過程及び今後の見通しについてという御質問にお答えいたしますが、この一括交付金につきましては、現在まだ政府と意見交換中、折衝中でございます。いまだ最終的な結論は出ておりません。現在の沖縄振興費の中身が国直轄事業、そして県・市町村がやっている事業、そしてその中身がさらにソフト的なものからハード的なものと幾つかに分かれておりますので、その一つ一つがいわゆる完璧な使い勝手のいい一括交付金という形でできるか、それとも暫定的に今の戦略交付金的なものがあるのかなどなどを含めてまだその議論が収れんをしておりません。そういうわけで、まだ終わっておりません。

その一方で、この一括交付金という仕組みとあわせて3000億円の予算がどんどんどんどん減らされてきて、これは2000億円を切るのも間もない、1500億円を切るのも間もなくだとなってきましたと、新しいビジョンを実現するためにはやっぱり底上げをしないといかぬということで、ことしは2300億円の予算をさらに3000億円規模まで、毎年10年間続けてもらいたいという要求をしております。ですから、予算の増額とあわせて予算の仕組みを根本的に変えてもらいたいということですが、ただ一括交付金というのは、設計しながら完璧に自由度のあるものからいろんな程度があります。そういうことで、まだ最終的には落ちついておりません。無論、予算の額も内示が20日過ぎだということですので、まだ形が見えておりません。まだ折衝中と、こういうことでございます。なるべく私どもの要求に近い形で落ちつくよう、今取り組んでいるところでございます。

それから、この沖縄法の新しい法律につきましても、まだ具体的な項目、法律事項についてどういうもの、そしてそれをどういうふうにとまとめていくか、これもまだきちんとは始まっておりませんが、特に沖縄振興策の中でも税制もあす、あさって政府税調の大綱が出る。恐らくそれが来年度税制改正の終わりになり、沖縄法上は10年間の税制改正になるものですから、実は項目が結構多いんですよ。あしたの大綱に出てくるかどうかまだわからないくらい議論中という

ことになっていますが、これまでの税の単純延長ではだめだということで、我々は今の新しいアジアとの競争ができるというような趣旨のことを踏まえた新しい税制、ないしはこれまでの税制の深掘りなどなどを要求しておりますが、実はまだ最終の姿が見えておりません。実はまだかなりの綱引きをしているところでございます。そして、この法律の中で計画を今まで県がつくった原案を変えて国の計画にして、それに対して国が支援をするという、これを県のつくった計画そのものを国が支援するという性格がえを、特に沖縄の自主性・自立性をぐっと引き寄せる話ですので、これも一連の来年度予算、来年度税制改正、そして一括交付金という仕組みの変更の中で、考え方としては基本的に違う考えですから、これも一連のものとしてまた議論が収れんしつつはあるんですが、終わっておりません。特にこの法律の中身につきましては、年明けてから急速に進めていくということになろうかと思っております。ただ、かなり御理解はいただけているものだという感触はないわけではありません。そういうことで、3月末までといいますか、それより少し前までに我々が望んだ形での法律の趣旨を生かした新法ができることを期待して折衝をしているところでございます。

次に、県が要請している重要事項の御質問の中で、駐留軍用地跡地利用推進法に係る点について申し上げます。

9月26日に開催されました沖縄政策協議会沖縄振興部会におきまして、内閣府からは新たな法律の整備は検討するということとされております。県が求める、基本的には給付金制度の見直しなどなどにつきましては既存の枠組みの維持とされており、とても我々は納得できないということで、今強く押し返しているところでございます。

さらに、9月30日に公表されました平成24年度内閣府税制改正要望におきまして、県が国に求めています駐留軍用地関係、唯一大きな税制が駐留軍用地の返還後の公用地の先行取得に係る税制というのが税の中では出ております。これが譲渡所得を今1500万円までは軽減することになっているんですが、5000万円まで控除してくれというような天井を上げるということを今要求していますが、これはまだ答えはいただいております。

そして、県が求めています原状回復措置を徹底的にやってもらいたい。そのためには事前の立入調査を徹底すること、そして環境的なクリーニングも含めて、不発弾処理も含めてしっかりとこれをやってから

返すようにというあたりがまだまだこれからの議論ということで、今のところまだ進んでおりません。

県としましては、国と協議を重ねていきますとともに、県の要望している内容が新たな法律に盛り込まれるよう、今政府と折衝しております。ようやく最近、この軍用地転用促進については動きが出始めております。これまでは沖振法税制、そして予算、それから一括交付金の仕組み、このほうに政府との折衝が大部分でしたが、ようやくこの軍用地跡地の法律の中身についてもいよいよ動き始めたという感がありますが、私どもが要求している中身のところまで、どこまでいくのかというあたりは実はまだ見えておりません。その中でも特に税については税制改正要求の中に入れてありますから、近々そのおおよその形が出てくると思っております。もうぎりぎりですが、まだまだ折衝は胸突き八丁というところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 吉田勝廣議員の緊急質問に関連する、委任状の効力についてお答えいたします。

委任契約というのは、御承知のとおり他人が法律行為を依頼をして、そしてその法律行為を本人にかわってやるというようなことでございまして、委任状というのはそういう関係、委任契約関係が成立していることを証明する文書というふうに考えていただければ結構でございます。いわゆる代理権限証書というふうな言われ方をしているというのが委任状でございます。

続いて、意思確認の手段は形式を問わないの根拠についてという御質問にお答えします。

まず、我が国の民法は、契約のあり方について、いわば意思の合意だけで成立するというそういう契約を建前とします。これを諾成契約といいます。ただ契約の種類の中で、どうしても本人の意思を確認しなければならないというものについては、例外的に要式契約であるべきだという定めをしています。例えばそれは婚姻契約だとか、養子縁組とか、こういう身分行為は、お互いが合意をしますよと言ったとしても婚姻届を出さなければ婚姻契約になっていないんですね。このように、要式契約というように定められているものを除けば、我が国の民法で言うほとんど財産の処分にかかわる契約というのは諾成契約、合意だけでいいと、そういうことですので、一応更新にかかわる意思確認の手段は何かと言われたら合意ですよと。ただ、

合意を証明するに当たっては契約書類等がないと大変難しいですから、私ども弁護士としてはちゃんとした契約書をつくりなさいと。特に、軍用地主のように本来の意味で後々問題になりそうな、なおかつ20年という超長期の財産権を制約する契約ですから、原本で、そして本人の意思を確認するし、4万人を代表する代理人が本当に委任を受けているかどうかを確認するという意味においては、きちんとした手続をとられるべきだと、こういうふうに思っております。

それから、契約期間20年の根拠とこういうふうに言われている中で、予約締結依頼書についての契約期間20年の御質問についてお答えします。

予約契約というのは、いわゆる契約者に予約完結権というのを与えるところにポイントがあるんですね。今回の軍用地主の問題でいいますと、期間が満了します、満了する前に多数の地主とある程度の契約関係を準備しておかなければいけない。そういうふうな意味で、期間が満了したら国が予約の完結権をして契約を完成させますよという、いわば事務作業量をスピードアップするために予約契約をやっているわけですね。20年は何ですかと言われたら、契約の期間に関して、いわば法律で賃貸借、債権関係は20年と、これを最長期だとしておりますので、逆に言うとな国は一番長い期間を20年と定めて予約契約を締結しようと、こういうような動きにあると。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県が要請している重要事項の質問に関連をしまして、税制改正要望の政府との交渉経過と今後の見通しについてお答えいたします。

沖縄県では、政府に対し全県を対象とした地域指定制度や国際物流経済特区の創設、企業誘致のためのアジア諸地域と競争力のある税制措置や復帰特別措置法に基づく酒税、揮発油税等の軽減措置の延長等の実現を求めてきたところであります。これに対し、政府からは、沖縄県からの要望内容の実現に取り組んでいく旨の回答はあるものの、明確な検討の結果についてはいただいております。

沖縄県としましては、今後の国の税制改正作業において県が求める沖縄振興税制が十分反映されることを期待しているところであります。

次に、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）についての御質問の中で、ＴＰＰ参加による沖縄県等への影響についてお答えいたします。

沖縄県の農業分野については、十分な農業対策が打

ち出されないままＴＰＰに参加した場合、深刻な影響が懸念され、特にさとうきび生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、製造業等については、海外・国内市場等の違いによってそれぞれプラス・マイナス両面の影響があると考えております。

一方、輸入業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあり、同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられますが、食の安全等の観点から懸念が生ずる可能性も指摘されております。

沖縄県としては、いまだ詳細が明らかではないため、今後政府が公表する情報を注視してまいりたいと考えております。

次に、離島のごみ問題等についての御質問の中で、離島のごみ問題及び隔遠地補正についてお答えします。

離島のごみ処理に関する経費は、施設整備費用について交付税措置がなされているほか、平成20年度には他市町村に比べ割高になる収集運搬経費等を考慮し、隔遠地補正に係る級地の補正率を引き上げる拡充措置が講じられております。さらに、平成21年度には役場のない有人の離島に係る補正についても人口1人当たりの単価が引き上げられたところです。

沖縄県としましては、離島市町村の厳しい財政事情にかんがみ、平成23年度までとされている隔遠地補正の1級かさ上げ措置等の延長及び小規模団体の人口に応じたきめ細やかな補正を講じるよう、本年9月に総務大臣に対し意見を申し出たところであります。今後は、ごみ処理経費などを含め離島市町村の財政需要が的確に反映されているか注視しながら、関係市町村と連携して必要に応じて意見の申し出を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）についての中で、ＴＰＰの農林水産業への影響についてお答えします。

ＴＰＰは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出ることが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出ることが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約

1420億円の影響が出るものと試算されます。そのため、県では国民の食料安全保障の確保と国内農林水産業への影響などの観点から、国に対して国民合意を得るなど慎重な対応を求めるとともに、農林漁業者が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について関係機関と連携し、国に対して平成23年11月28日に要請したところであります。今後とも、ＴＰＰ交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） ＴＰＰの医療保険に与える影響についてお答えいたします。

ＴＰＰに参加した場合の医療分野への影響については明らかではありませんが、医療関係団体等では、日本がＴＰＰに参加することにより混合診療が全面解禁となった場合、公的医療保険の給付範囲の縮小や安全性の低下等が起こるのではないかと懸念しております。

県としましては、県民に必要な医療が適切に提供されるため国民皆保険制度が堅持されることは大変重要なことと認識しており、今後ともＴＰＰ交渉における国の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、医療についての、離島・僻地医療の現状と対策についてお答えいたします。

沖縄県においては、離島・僻地の医療を確保するため離島県立病院のほか、公立久米島病院、県立診療所16カ所、町村立診療所8カ所が設置されております。

これら離島・僻地において安定した医療提供体制を持続していくためには、医師の安定的確保が課題となっております。県では、後期臨床研修による専門医の養成や自治医科大学への学生の送り出し、琉球大学と連携した医師修学資金等貸与事業により離島・僻地における勤務医の確保を図っているところであります。

また、新たな沖縄振興計画の中で、専門医による巡回診療や遠隔医療の充実に取り組むこととしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 沖縄県立高等学校編成整備計画案についての御質問で、北部地区高等学校再編計画についてお答えいたします。

北部地区の再編計画につきましては、社会の変化や

生徒の多様化に対応し、生徒の視点に立った学校づくりを目指し、統合により学校の活性化を高め、地域の中学生及び保護者にとって魅力的な学校づくりを推進することで他地区への流出をとめ、少子化の進行に対応することを念頭に策定しております。

次に、中南部への生徒の流出についてお答えいたします。

北部地域から中南部の県立高等学校に進学した生徒数は、年平均210名程度となっております。その要因としましては、生徒が自己の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて高校を幅広く選択するようになった結果だと認識しております。

次に、今後の方針についてお答えいたします。

学校の再編等につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要であり、今後とも引き続き地域での説明会や学校関係者等と十分に調整を図りながら編成整備計画の策定をしてまいります。現在、有識者による懇話会及び地域説明会等を開催中であり、1月にはパブリックコメントを実施し、3月に策定を完了する予定としております。

次に、教育現場での新聞の活用についての御質問で、新聞の活用状況についてお答えいたします。4の(1)と4の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

新聞を教育活動に活用するＮＩＥは、多くの小・中・高等学校、特別支援学校で実践されております。平成23年度は、ＮＩＥ推進協議会から小学校7校、中学校3校、高等学校1校が指定を受け、ＮＩＥの効果的な実践研究に取り組んでいるところでございます。

県教育委員会としましては、今回改訂された学習指導要領において新聞を学校教育に活用することが盛り込まれていることから、今後ともＮＩＥを奨励し、児童生徒の思考力、判断力、表現力等の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍・軍属の事件・事故についてお答えいたします。過去5年間の事件・事故の件数について。

沖縄県警察本部の資料によりますと、平成18年から平成22年までの5年間における米軍人等による犯罪検挙件数は311件、米軍人等が第一当事者の交通事故発生件数は894件となっております。また、県が把握している同期間における米軍関係の航空機関連、廃油等流出、原野火災等の事件・事故の発生件数は316件と

なっております。

次に、起訴・不起訴の件数について、6の(2)と6の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

起訴件数等について那覇地方検察庁に問い合わせをしておりますが、現時点で回答が得られていない状況であり、県として把握しておりません。

なお、参議院議員提出の質問主意書に対する政府答弁書によりますと、那覇地方検察庁管内における平成20年から平成22年までの3年間の米軍人等による自動車等過失致死傷事件の起訴人数は29人、不起訴人数は515人となっております。また、同答弁書によりますと、那覇地方検察庁管内における平成20年から平成22年までの3年間の米軍人等による道路交通法違反事件の起訴人数は434人、不起訴人数は233人となっております。

県としましては、米軍人等の犯罪については政府においてできる限り情報を公開し、県民の理解を得る必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 県・市町村において米軍施設等のかかわりで土地等が返還できない状況についての御質問で、米軍施設等のかかわりで工事着工できない現場と件数及び内容についてお答えいたします。

土木建築部において米軍施設等の返還手続等のかかわりで進捗が滞っている公共事業は、道路事業で宜野湾北中城線、沖縄環状線、県道24号線バイパス、104号線の4事業であります。河川事業では億首川、白比川、比謝川、与那原川の4河川の改修事業となっており、合計8事業であります。

手続停滞の主な要因としては、米軍住宅の再編見直しや米軍施設の保安上の理由及び他の米軍区域への移転等であります。

県においては、早期整備を図る観点から、去る8月から10月にかけて外務省沖縄事務所、在沖米国総領事及び沖縄防衛局に対して返還手続の迅速化について要請を行ったところであり、今後とも調整窓口の沖縄防衛局と連携しながら、米軍との協議を粘り強く進めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 まず8番目、隔遠地補正です。

これは非常に重要だと思っております。いわゆる長崎とか鹿児島県の離島と比べて沖縄は低いんじゃないか、そういう感じが僕の調べたデータではあるんです

けれども、1つは、奄美大島が約15億円、それから対馬が約20億円、与論島が約4億6000万円。例えば、これを沖縄と比べると大体2億円とか5億円とかの差があるもんだから、この辺をどうするか。沖縄県の場合は離島の離島だから、この辺をどういうふうな形で今後交渉していくのか。企画部長、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これはもう議員も御存じのことだと思いますけれども、この隔遠地補正、これは離島、遠隔地に所在する市町村について、遠隔地であることによって増加する経費である旅費、通信費。その場合に起点となる場所は、これはいわゆる県庁所在地を中心にして算定をされます。そういうふうな形で算定されたものが積み上げられて、今議員が比較された数字になったかというふうに思いますけれども、今私が手元に持っている23年度の離島のみの比較で申し上げますと、これは鹿児島が約72億円、沖縄県が52億円というふうな数字になってございます。鹿児島より少ないわけですがけれども、全国的には上位の部類にあるというふうな状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから離島の離島で、振興計画の中だとかいろんなところで島嶼性を強調しているでしょう。沖縄県全体にもかつてはあったわけだから。例えば金武町であれ那覇市であれ、あったわけです。それが廃止をされて現在は離島しかないわけだから、この辺はやっぱりもう一度議論する必要があるんじゃないかなと私は思っているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 確かに復帰の時点からしばらくの間、平成3年までは沖縄県本島市町村についても適用があったというふうなことでございますけれども、その後、本来の隔遠地の補正の考え方に沿って県庁所在地からというふうな考え方で整備をされたというふうなことでございます。しかし、それでも沖縄本島内部で7市町村、隔遠地の指定市町村として指定をされているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 余りこれで時間をとりませんから、復活をするのか、今後どうするかということをご部局で研究してください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この隔遠地補正に限らず、やはり全国一律で当てはめるときに、どうもやっぱり外れるところは多々あるというふうに考えてございますので、そういうふうな違いを踏まえて、なるべ

く地方交付税の算定に組み込まれるようなそういう努力を続けていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ちなみに、対馬市の地方交付税は159億円ぐらいあるわけですね。地方交付税が予算を占めるのが52%。そういうのもあって、それからやっぱり沖縄県はすべてが特別措置法だから、沖縄は違ふよということを明確にしていけないということとは議論できないから、ぜひそこも研究していただきたいと思います。

次に、7番目の市町村の米軍施設等のかかわる土地、今8件と言いましたね。その理由は何ですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほど、主な理由は米軍住宅再編の見直しとか、米軍施設の保安上の理由及び他の米軍区域への移転等ではありますが、もし必要ならば1点ずつ説明をいたしましょうか。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 いいですよ。もっと何か理由があるんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 大きなものでは返還との関連で、特に104号に関しては一部返還との協議がその条件になっておりますし、億首川では先ほど言った保安上の理由ということと、あと比謝川、与那原川等では新たに共同使用という形の概念が出て、調整している中でいろんな条件が変わったことも理由であります。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 市町村は、金武町、宜野座村、恩納村も含めてなかなか厳しいわけ。例えばごみ処理場をつくとか、県道104号をつくとか。その理由は、部長は言えないかもしれないけれども、いわゆる辺野古がなかなか進まないから、米軍はそれと一体ですよという返事をしているわけですよ。そういうことじゃないの、部長。はっきり言ったほうがいいよ。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 個々のこのような事案については知事公室としては承知しておりませんが、今議員が御指摘のような辺野古と一体だからというような正式な考え方については伺っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 金武町ではそういうことを言っているわけです、宜野座村にも。県道104号線もそういうことを言っているわけだ。やっぱり普天間と一体だからこれはできないと。返還するのはちょっとだけで

しょう。別に基地に影響を与えないでしょう。だから、その辺を言うべきだと思うよ。部長、そういう話を聞いたことないですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 直接には聞いていないですけれども、一応私たちが説明したときに、わずかに一部の区域だけの返還ということで、私たちも与世田副知事をキャップとして、わずかな区域ですからぜひお願いしますと強く言いました。そして、軍転協でも要請活動の中の1項目で入れました。しかしながら、やはりその回答の中では、一部返還についての協議が必要だというだけの回答で、細かな説明はございませんでした。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、それは辺野古と一体としていからというのが向こうの本音なんですね。それはいいとして、こういうことがやっぱり今の米軍の姿勢、政府は弱いわけだよ、米軍に対して。だから、そのところはやっぱりきちっとやるべき必要があると思う。公室長、その辺を頑張って交渉してみてくださいね、そういうことを含めて。いわゆる工事がストップしているという状況を説明して。そういうところがワーキングチームの役割だと僕は思うんだよね。そういうのはワーキングチームでいろいろな議論をして、そしてそれを前に進めていくと。これは意見にとめておきます。

次に、米軍・軍属の事件について。

今回の公務中におけるいわゆる軍属の事件について、日米合意のポイントですね、骨子というか、こだけちょっと説明してくれませんか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） いわゆる軍属の公務中における事件・事故につきましては、米国による法解釈もありまして、2006年以降、第一次裁判権は米側にあるわけですが、実質的に懲戒処分しか科せられ得ない状態になっていたと。このことから、ことしの1月に発生した交通事故におきましても、死亡事故という重大な事故であったにもかかわらず、運転停止5年といった軽い処分であったわけです。こういったことに対する県民の反発、あるいは県からの申し入れ等もありまして、日米両政府において、公務中の事件・事故であって死亡等重大な事態を引き起こした者につきましては、その訴追権につきまして日本側がその要請をすることができて、それに対して米側が好意的考慮を払うといった取り決めができたということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 つまり公務中であっても起訴できるということでもいいんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 日本政府が要請をしまして、米側が好意的考慮を払った上で起訴ができるということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 平成8年の好意的配慮というか、これとの違いはどういうことですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 平成8年の部分につきましては、これは軍人・軍属の拘禁移転の話でございまして、いわゆる拘禁につきましては日米地位協定上は起訴前の引き渡しはできないということでしたけれども、運用の改善によりまして、御承知のように日本側が要請して米側が好意的考慮を払った場合に起訴前の拘禁移転が可能になるという改正でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ここが注目すべきだと思いますね。公務中で軍属は起訴できますよといった。平成8年は公務中ではなくて公務外を拘束していたものだから、これを好意的に日本側に身柄を移しますよと。ということはどういうことかということ、つまり軍人が事故を起こした場合、公務中でも起訴できる可能性が出てきたということではないのかなと私は思うんだけど、どうですか。

休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御指摘の点につきましては、今回、軍属の公務中の事件・案件につきましては、軍属はいわゆる平時においては軍法会議にかけられないという米側の解釈におきまして、米側で起訴ができないわけではないですけれどもできない状態があったと。したがって、それを改善するために今合意がなされたわけでございますが、御指摘の軍人につきましては軍法会議で訴追できるということでありまして、第一次裁判権は依然としてアメリカ側にあるということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、一步踏み込んできたわけですよ、僕が言っているのは。例えば、軍法会議にかけ

られなくてもそういうことができたんだということ。ここはやっぱり我々はもう一度検証して、今後の地位協定の改定に生かすべきじゃないかと私は思います。ちょっと前進しているわけだから、公務中・公務外でもそれができるんだということだけは明記しておく必要があるだろうと思っています。

医療問題に移りますけれども、離島・僻地という場合、医者の数とか病院の数とか診療回数を言いましたけれども、私は、やっぱり消防における救急車、そして救急救命士が幾らいるとか、そういうところも必要であるんじゃないかなと思うけれども、この辺はだれが答えるでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員がおっしゃるように、救急のときには、例えば出血したら止血する、あるいは呼吸がとまったらというそういうふうな救急車が来るまでの基本的な救急の技術と、救急車が来たら救急救命士をたくさん要請して、それで適切な医療行為ができるところに搬送するというそういう連携の体制を組むのは極めて重要な事項で、そういうことでメディカルコントロール協議会というのがあるんですけども、そういうところで協議したりして向上に努めております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、いわゆるそれにかかわる人たち、例えば国頭消防であるとか、名護であるとか、そういう関係の実態は御存じありませんか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 現時点で知事公室においては把握しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 質問取りに来たらそこを言ったんだけれども、やっぱりそういうところと連携する、特に離島・僻地というのはそこの連携だから。それから救急ヘリがあって、またどうにもならないときは救急ヘリを活用させるとかいう連携が非常に大事だと思いますから、この辺はちょっと後でまた説明してください。

それから、教育現場での新聞の活用についてですけども、実は、私は週2回読み聞かせをしているんです。それで新聞をとっていつも読み聞かせている中で

新聞を見せるんですけれども、子供たちの反応は非常にいいわけですよ。そのときに起こったこと、テレビで起こったこと、沖縄県で何が起きているかとか。今回は、「世界のウチナーンチュ大会」の写真を見せたらぱっと反応したわけですね。僕はそこから当山久三の話をしたんだけど。だから、やっぱり新聞にある市町村のニュースとか、そこをまた新聞を活用して生徒に訴えるということになって非常にいいと思うんですよね。その辺、教育長どうですかね。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 議員御指摘のとおり、改訂されました学習指導要領でも小学校、中学校の国語等で新聞を読むことが盛り込まれました。そういう中で、新聞をぜひ学校教育に活用することを通していく中で読む能力を育てながら、読解力を高めていくことが大変大切であると、そういったことが示されたので、私どももそういったことを通しながらぜひ取り組んでいきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 時間がありませんから、1つは今の北部の高校の編成問題です。

この北部の生徒の流出は、これは教育庁にも大きな責任もあるんじゃないかと僕は思うんですけれども、この辺どう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほど中南部への生徒の流出についての実態を申し上げました。その中で要因が幾つかあるという答え方をしましたけれども、再度申し上げますと、生徒が自分たちの能力や適性、また興味とか関心、あるいは進路希望等に応じて高校を幅広く選択していこうと、そういった結果ではないかと私どもは認識をしております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、例えば辺土名であれ、宜野座であれ、名護であれ、北山であれ、本部であれ一生懸命頑張ろうとしていたわけです。しかしながら、やっぱり中部に進学校であるとかそういうものが出てくるとそこに行きたくなる、魅力があるわけですよ。だから、学校を充実させるというそこが怠っていたんじゃないのかなと、こう思うわけですよ。宜野座であれ、北山であれ、辺土名であれ、やっぱりその学校を充実させることによって、子供たちが魅力ある学校、そこに入るんだという気概がなければ地域は育たないですよ。どうですか。だから僕が言っているのは、魅力ある学校づくりをしなかったんじゃないかということですよ。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私どもは、これまでも第1期から第4期まで編成整備を策定してまいりました。今回は第5期なんですけれども、その中で幾つかの総括をしながら今回の対応をさせてもらっています。1つといたしましては、進学率を設定していこうと、つまり進学率の向上を図りましょうと。2点目が、高等学校の規模の適正化でございます。そして学科の定員の割合等々ございます。そういう中で今回は各論といいますが、そういう中でのさまざまな編成整備が策定されてきたという状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それは後で議論しましょう、今後続けるでしょうから。

次に、副知事、民法でいうと20年が契約ですよ。いわゆる賃貸契約とか長期の、20年を超えてはならないとあるわけだから。防衛省の今の姿勢は、要するにじゃ10年しましょうねと、あとは5年しましょうねとか、15年しましょうねとか、そういうことを聞く耳を持たないわけだよ。そういうことだったら強制収用しましょうねと、手続に入りますよと、そういう言い方をしているわけです。副知事、これはどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 防衛省と地主との交渉の今のような提示の仕方というのはちょっと承知はしていませんけれども、私は、地主の側が10年でいいですよ、あるいは5年だったら応じますよと、こういうふうに言ったら、当然防衛省はこれで当然契約に応じなければならないと思いますよ。それにもかかわらず強制収用のような形にやりますよと言ったって通らないですよ。なぜなら、その間はちゃんと合意するとやっているわけですから、貸す側のちゃんとした条件提示で応じていかざるを得ないというのが契約原則だと思いますけれども。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 私もそのとおりだと思っています。私も当事者で、そういう話をしたんです。私の土地は今強制収用にかけられていますよ、手続が着々と進んでいます。私は、私が貸しますよと言っているんです。私は契約しようとしたんだから。ありがとうございました。

新たな軍転特措法の制定についてですけれども、これは何も進展がないと言ったほうがいいのかな、企画部長。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今のところまだ姿が見えていないというふうなことでございます。何の進展もないというふうなことではなくて、軍転特措法については、昨年の10月に基本的な考え方をまとめて——これは議員からも質疑がございまして——そして県要綱案というふうなものをつくって、これを各政党に説明をしながら、今般自民党のほうでも法案というふうなものをつくる、そういうふうな動きも出てきております。9月26日には、国のほうは現行の法律を一本化してつくるという方向は出しております。そしてあっせんの手続を依頼しています。それ以外の内容については、今、事務的な調整を進めているというふうな状況です。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 この概算要求の中では、制度設計という一括交付金でやっているわけですね。全国ベースでやりますよと言っているわけだから、かなり大変だなと思います。これが一つ。

それからもう一つは、700億円のプラスアルファですよ。これは今までは大体2300億円ペースでやってきて、こっちでプラス700億円いけるわけだから、今の状況の時期にこの700億円プラスというのはどうなのかと私は思うんですよ。そのために、ぜひオール沖縄・ジャパンで獲得運動を頑張ろうと思いますけれども、最後に知事の決意を聞きたいと思います。35秒しかありませんから、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 政府と政策協議会というのを1年半ぐらい前につくって、各省の大臣が入って沖縄振興について議論を始めたころは、我々は一括交付金という仕組みをぜひ入れたい、金額はやはりもう少し上げて3000億円だと、そういうことで実は進んでいたのが、3・11後、世の中がこういう事態になって、今どき予算を上げるというのはいかなものかという議論がないわけではありません。ただし沖縄振興も大変重要だと、まだ終わっていない。何も3兆円と言っているわけではありませんから、これはこれでよく御理解をいただきたいということで進めています。ですから、最後ぎりぎりのところでしか出てこないと思いますが、まだ頑張っておりますので御支援のほどを。

○吉田 勝廣君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

〔吉元義彦君登壇〕

○吉元 義彦君 皆さん、こんばんは。

いよいよ時間も押し迫ってきました。やじも飛んできていますが、早々と進めてまいりたいと思います。

通告に従って一般質問をしたいと思います。

まず初めに、1、北部振興事業について伺います。

(1)、平成24年度内閣府沖縄担当部局概算要求において、北部振興事業が50億円となりました。まず基本的なことを伺います。この北部振興策は、沖縄県が求める一括交付金に含まれますか伺います。

2、観光行政について。

県は、2012年度から10年間の観光行政の指針となる第5次観光振興基本計画案をまとめるようになっておりますが、その中で目指すビジョンに「島の歴史・文化芸能」（文化）など沖縄の優位性として初めて明確に示したとなっており、滞在日数の増やリピーターの増にも大変期待できるものだと思います。

また、沖縄総合事務局は、沿岸の景観や自然を中心に観光振興を目指す「日本風景街道」に、名護市から国頭村奥につながる国道58号や本島北部東海岸の県道70号線、国道331号を中心とした「やんばる風景花街道」を登録したと発表しております。

そこで伺います。

(1)、市町村の文化遺産や史跡を観光資源として活用するための案内板の設置について検討できないか伺います。

3、医療行政について。

(1)、県立北部病院の内科、外科患者の満床状態による一時的救急制限問題について。

北部では高齢者世帯や独居老人が多く、在宅介護も難しい長期入院患者のための受け皿づくりが重要と認識されているが、今後の対策について伺います。

(2)、県救急医療協議会において、県はドクターヘリの複数配置や優先地区などについて意見を集約して考え方をまとめるようですが、進捗状況について伺います。

4、消防行政について。

(1)、県では、2008年に県消防広域化推進計画を策定し、2012年度中の広域化を目指してきた。しかし、財政負担増などを理由に浦添、うるま、宮古島、那覇の4市が離脱を表明しているが、県民が不利益をこうむることがないように県がしっかり調整に乗り出し、市町村の不安解消に努力すべきと思いますが、今後の県の考えをお伺いします。

(2)、地域住民でつくる消防団員について、火災出動や活動の責任の所在について県内市町村における消防団員数は十分確保されているか。また、費用弁償と災害補償は十分手当てされているのか伺います。

また、今回の東日本大震災においても197名の消防

団員の皆さんが殉職されました。改めて心から哀悼の意をあらわし、御冥福を祈ります。

5、高校編成整備計画について。

(1)、2012年度から向こう10年間にわたる県教育庁の「県立高校編成整備実施計画（素案）」について教育関係者や関係団体から意見を集約し、来年3月までに計画をまとめる予定だとなっておりますが、これまでの報道を見ると各地域で大変厳しい意見や不安が出ている。遠距離通学になれば経済的、精神的負担が大きい。教育の機会均等が重要と思いますが、教育長の今後の考え方について伺います。

6、農業振興について。

(1)、我が沖縄県は、ミカンコミバエの根絶やウリミバエの根絶等世界に誇れる技術が確立されており、天敵後進国日本・沖縄から始める本気の天敵産業として沖縄を天敵生産基地にする考えはないか、農林水産部長の所見を伺います。

(2)、そのためには、情熱のある県病害虫防除技術センターの職員、農家、普及員、試験場との連携が重要であるので、部長の洞察力をぜひお願いしたいと思います。

(3)、農業研究センターについて研究員が3割減少したと聞いている。また、農務員も補充されていなく、非常勤職員で週3日という状況では沖縄農業の将来のビジョンは達成されないのではないのか。もっと予算を入れ、生産振興につなげられる研究に専念できる環境づくりに努力すべきだと思いますが、部長の所見を伺います。

7、名護市真喜屋運動広場の拡張整備について。

(1)、同運動広場の拡張整備については、名護市北支部体育協会を初め羽地支部区長会、羽地振興会等から要請が名護市に平成14年に出されております。名護市としても陸上競技大会や野球を行う際に共同利用部分があり、利用者の安全面や駐車場などについて考慮した結果、狭隘であると認識され改善の方向で検討しているようですが、そこで、どうしても現在北部土木事務所が資材ヤードとしている土地の提供と海岸保全区域の廃止及び国有財産の払い下げが必要であり、地域の切実な要請がかなえられるよう県としても努力すべきと思いますが、部長の決意について伺います。

以上、一般質問とし、再質問は指定席から行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの吉元義彦君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時49分休憩

午後6時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の吉元義彦君の質問及び質疑に対する答弁をお願いします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 吉元義彦議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、観光行政に係る御質問の中で、市町村の文化遺産や史跡の案内板設置についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、沖縄県を訪問する観光客の利便性の向上を目的として、主要観光地などの観光案内標識、観光案内板の整備を行っております。昭和61年度から平成22年度にかけて県事業分といたしまして233基、そして市町村事業分として500基の合計733基を整備いたしております。その中で、市町村への補助事業として史跡等の案内板も整備いたしております。また、平成21年度からは、外国人を含む観光客の利便性の向上を目的に日本語、英語、そして中国語、韓国語の多言語表記によります観光案内板の整備を進めております。

県といたしましては、引き続き市町村と連携を図り、文化遺産や史跡を含めた観光地における多言語表記案内板の整備を促進してまいり所存でございます。

次に、医療行政に係る御質問の中で、県立北部病院の長期入院患者の受け皿についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

急性期医療を担う病院におきまして、長期入院の状況を解消することは全国的な課題となっております。各医療機関相互の地域医療連携により役割分担を図りつつ、圏域全体の病床の有効活用を推進していくことが重要とされております。

県におきましては、北部地区医師会と県立北部病院との連携で行っております患者情報の共有化を図るための「IT活用地域医療連携システム構築事業」や「地域医療連携クリティカルパス」の導入推進への事業に補助するなど、急性期医療から在宅医療、そして介護まで、切れ目のない医療提供が図られる体制づくりに取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 北部振興事業についての御質問の中で、北部振興事業は沖縄振興一括交付金

（仮称）に含まれるかとの御質問にお答えします。

沖縄県としましては、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成24年度以降の北部振興に関する事業の継続は必要であると考えております。また、国も北部振興事業の継続の必要性を認めており、平成24年度概算要求がなされているところであります。

沖縄県においては、現在、国に対して自由度の高い沖縄振興一括交付金の創設を求めているところであります。平成24年度以降の北部振興に関する事業についても、沖縄振興一括交付金（仮称）の活用等も含めて検討を行っているところであります。

次に、農業振興についての御質問の中で、農業研究センターにおける人員及び予算の確保についてお答えします。

農業研究センターは、生産から流通、消費までを考慮した総合的な技術体系の開発、他府県とは異なる独自の自然環境に配慮した持続的な農業発展の新技術の開発や開発技術の関連分野への迅速な技術移転を実施しております。そのため農業研究センターの人員及び予算については、試験研究課題の選択と集中を基本として、部の定員管理計画等に基づき適切に配置及び配分しているところであります。具体的には、沖縄県の産業振興に向けて多様化・高度化する研究ニーズに対応するため、試験研究評価システムによる各試験研究機関の研究課題の適正な評価、重点研究課題の設定などに基づき予算及び人員の適切な配分に努めております。さらに、人材の育成や各試験研究機関との連携を図ることにより研究機能の強化にも努めているところであります。今後とも、農業研究センターにおいては、農業技術の向上並びに農業生産の増大に寄与することを目的として試験研究を行う役割を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 医療行政についての中、ドクターヘリ複数配置等の検討に係る進捗状況についてお答えいたします。

県では、去る11月21日に第2回目の沖縄県救急医療協議会を開催し、ドクターヘリの2機目導入等急患空輸搬送体制の充実について検討を行ったところであります。今回の協議会においては、搬送症例ごとの状況と本島周辺離島及び宮古、石垣島周辺離島の診療所医師へのアンケート調査結果を中心に議論を進めたところであります。次回の協議会においては、これまでの委員意見を踏まえて今後の方向性を整理していきたい

と考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 消防行政についての御質問の中で、消防広域化から離脱を表明した4市に対する県の対応についてお答えいたします。

平成22年度の沖縄県消防広域化等研究協議会における協議結果を踏まえ、本年4月に沖縄県消防広域化推進協議会が設立されました。同協議会においては、平成25年度からの消防広域化の実現に向け、これまで市町村長で構成される協議会が3回、副市町村長や消防長等で構成される幹事会が6回開催され、広域化後の組織体制や財政負担等について協議が行われ、各市町村は来年度からの法定協議会への参加につき年末までに決定する予定でありましたが、昨日開催された幹事会において、この期限を来年2月までとする方向で検討がなされたところであります。

一方、同協議会へは、浦添市、うるま市及び宮古島市が発足当初より参加を見合わせており、那覇市は11月の段階で来年度の法定協議会への不参加を表明しております。

県としましては、消防広域化により管理部門統合による現場対応職員の増加、災害発生時の初動体制の強化、統一的な指揮下での効率的な部隊運用、窓口一本化による関係機関との迅速な連携などの災害対応力の強化が図られ、このメリットを最大限に生かすには県域1ブロックでの広域化が望ましいものと考えております。このため、不参加を表明している4市を初め各市町村の意見を十分に聞いた上で、全市町村が消防広域化に参加できる枠組みづくりについて引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、県内における消防団員数と団員の費用弁償や災害補償についてお答えいたします。

沖縄県の消防団員数は1625人であり、平成22年4月1日現在、人口1万人当たりの消防団員数を全国と比較すると沖縄県は11.7人と、全国平均の69人に比べて著しく低い状況であります。

消防団員に対する費用弁償である出動手当については、県内全市町村で条例に基づき支払われているところであり、例えば、火災時の1人1回当たりの出動手当は、県内市町村の平均単価が日額3503円であり、全国平均の3379円とほぼ同水準となっております。

公務災害補償につきましては、消防組織法において、公務災害が発生した場合において市町村は損害を補償しなければならないことと定められており、国の

定める基準により適切な補償が行われているところがあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 高校編成整備計画についての御質問で、教育の機会均等についてお答えいたします。

高等学校教育において、生徒はさまざまな考えを持った他者との出会いにより自我を確立する大切な時期であり、そのためには適正な学校規模が必要であると考えます。学校の再編統合により多様で弾力的な教育課程の編成が可能になることで生徒一人一人の教育の機会は確保されると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業振興についての中で、沖縄を天敵生産基地にすることについてお答えします。

県では、消費者に安全で安心な農産物を供給するため、土着天敵等の活用など環境に優しい病害虫防除を推進しているところであります。土着天敵については、研究機関と企業との共同研究により、野菜類の重要害虫であるアザミウマ類の捕食天敵アリガタシマアザミウマが平成15年4月に、ハモグリバエ類の寄生天敵ハモグリミドリヒメコバチが平成17年6月に農業登録されております。これらの成果を踏まえ、企業においては天敵を事業化するため平成15年に糸満市に天敵生産施設を建設し、天敵農薬の販売を行っております。

県といたしましては、平成19年度から、新たな土着天敵の農業登録を目指した試験を企業と共同で実施しており、今後とも天敵産業の事業化に取り組んでまいります。

同じく天敵農薬を活用した病害虫防除技術の確立と関係機関の連携についてお答えします。

天敵農薬を活用した病害虫防除技術の確立については、平成16年度から17年度に「おきなわ産天敵の実用化支援事業」を行い、平成18年度から20年度には「天敵利用技術確立実証事業」を実施しております。その中で、農業改良普及センターと病害虫防除技術センターが連携して実証圃を設置し、天敵を扱う技術者の養成と農家への技術普及を推進しております。天敵利用技術の普及については、天敵の放飼時期や密度、放飼方法などきめ細かな技術普及の取り組みが必要であ

ります。

県といたしましては、関係機関と連携を強化し、天敵農薬による病害虫防除技術の円滑な普及に取り組み、安全・安心な農産物の供給を図ってまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 名護市真喜屋運動広場の拡張整備についてお答えいたします。

真喜屋運動広場拡張計画内にある土地の一部は国土交通省所管の公共用財産であり、現在、北部土木事務所が資材ヤードとして有効利用していることから代替地の確保が必要であります。

また、海岸保全区域の廃止及び国有財産の払い下げ等を行うに当たっては、既存護岸の代替施設を設置することが必要であり、原因者である名護市の対応が重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 再質問をさせていただきます。

まず北部振興事業からお伺いいたします。

24年度以降についても北部振興事業は継続をして、均衡ある発展につなげていきたいという答弁をいただきました。これについては、当初は100億円ということであります。それから、民主党政権になってから75億円、今回は50億円ということになっているわけですね。この事業については、所得の向上あるいは産業振興に資する事業、それから定住人口の増加に資するということの条件が付されていると思いますが、そういう観点からいくと、部長、減額されたということについては、これがある程度達成されたというふうに見られているのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 当初100億円から、次年度は50億円というふうな数字が出てきたりするわけですが、これについては国のほうでひとつ判断をされたことでありまして、これについて県としてなかなかコメントはしにくいものがございますけれども、金額の多寡は別にしても、やはり北部の振興というのは非常に重要だというふうに思っております。そういう意味では、その時々金額というのは、やはりその時々財政状況というふうなもの、いろんなファクターが影響して決まっていくものが少しございます。そういう意味で、こういうふうな流れがひとつあったかと思っておりますけれども、北部振興事業につい

ては、やはりまだやるべきものはあるというふうに県としても理解をしています。そして、そのことについては国のほうも理解をして、今般この概算要求にはそういうふうな要求が出たんだというふうな理解をしています。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 これは補助率も落ちているわけですよ。それから期限も5カ年間ということで短縮されてきている。そういう意味では、先ほど申し上げた観点から言うと、今まで進められてきた事業の中では大変評価できるものだということで県も認識をされている。そういうことで、北部市町村長会とのこの辺のやりとりというものは、県と一緒に行政もやってきたと思うんですが、この点についてはどうなんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今回の新しい振計については、予算制度の形も変えることを国のほうに求めていく。そしてまた、それぞれの地域の振興についても新しい計画の中にいろいろ書き込むと、そういうふうな作業をやってきております。北部市町村のほうとも、これまで4回ほどじかに私も、知事も出向いて意見交換をやってきております。その中で、また次の北部振興も必要だというふうなことについては意見を承ってきております。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 知事、これは継続についても大変評価できるわけであるんですが、この75億円は一括交付金の中にも含まれているというふうに先ほど川上部長の答弁もありますので、私は最低限この75億円を獲得できるように知事が先頭に立って頑張っていかなければいけないんじゃないかなと思うわけですが、知事の所見をまずお伺いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まだ今の段階で金額についてなかなか申し上げにくいところがありますが、ただ北部振興については、今部長も申し上げましたように大変重要だという点はみんな一致しておりますし、一括交付金3000億円ということで出してはありますが、こういう御時世で3000億円がどれぐらいの形でまとまるかによって、またひとつ御相談をしましょう。一生懸命頑張ってます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 北部市町村長会との調整もいろいろ出てくると思うんですが、ぜひ知事が先頭になって頑張って、今後の一番重要な節目だと思ってい

るし、また知事も一生懸命頑張っているお姿に対しては大変心から敬意を表して感謝を申し上げる次第であります。今後ともひとつよろしくお伺いしたいと思います。

それから、ちょっと前後いたしますけれども、7番目の真喜屋運動広場の件について当間部長のほうにお伺いしたいんですが、これはもちろん国土交通省、あるいはこの財産の払い下げとかいろいろあるわけですが、名護市はこの安全性の問題とか、あるいはどれだけこの運動広場が使われているかと考えてやった場合、狭隘である。あるいはまた、モクマオウが海岸保全の前のほうにどんどん伸びていって繁茂して、それで今が大変いい時期じゃないかなと、拡張についてはやるべきじゃないかということで、これはぜひ今度予算化もやって前向きな対応をしていこうというふうに考えているんですよ。そういう意味でやっておりますので、例えば、この真喜屋運動広場の利用実績をかんがみした場合、利用件数が22年度の場合が385回、1年間でですよ。それから、利用人数で1万6201名利用されているわけですよ。それだけ利用されている運動広場です。

今回北体協という年1回の運動会が開催されます。私も、玉城副議長もそこに来賓として案内を受けて参加するわけですが、テントで運動場が一周巻かれて、その中で200メートルのトラックがあって、投てきの大会などもあるわけですよ。見ていても大変危険だなという感じもいたします。そういうことでやりくりをして、あるいはまた運動場のマウンドもトラックを設営するために削り取ってやっているわけですよ。そういうことも含めて勘案した場合、やはり名護市が今考えているようなことをやらなければいけないんじゃないかなというふうに私は思っております。これはぜひ県も前向きに、確かに今は資材ヤードとして使われております。資材ヤードについては橋脚部とかそういうもっと活用できる場所がないかどうかというのも含めてぜひ県も検討すべきですよ。その辺についてどうなんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） おっしゃるように、その必要性は認識していますし、私もよく現場を知っています。古宇利大橋の現場にいたときに毎日そこを通っていましたので、そこを利用したこともあります。

それで議員がおっしゃるように、資材ヤードで使っているからそういうのをできるんじゃないかという気持ちはよくわかるんですが、2点申し上げたい

んです。まず、今は資材ヤードということで仮設的なものですから使えるんですけれども、運動施設とか駐車場になると、やはり永久または半永久的な建物を建設する場合は、どうしても国有財産の機能を喪失することで国有財産の払い下げが必要なんですよ、まず1点ですね。もう1点、資材ヤードだから県有地がたくさんあるんじゃないかという気持ちもよくわかるんですけれども、ここは3ヘクタールもあって、県としては、鋼材とか大型の土のうとかガードレールの保管場所として大型のトラックが進入できる大きさの広場です。これくらい大きい広場というのは幾ら北部といえども県有地がないものですから、その2点があって、ヤードとして仮にどこか探しても、どうしても永久構造物をつくる場合は、ちゃんとまた前面に護岸をつくらないといけないと。その場合に、県で護岸をつくるにしても、やはり護岸を整備する優先順位の予算の確保等がありますので、そういった面で、今緊急的にそこだけを先にやるわけにいかないものですから、そういう3つぐらいの状況があって今は難しいということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 部長、これは名護市とも調整をされたことはあるんですか。例えば、どのぐらいの面積をヤードとして使って、あるいは例えば護岸を名護市が事業化をして、事業メニューを持ってやるということも含めて調整されたことがあるのかどうか。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時43分休憩

午後6時43分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 名護市と北部土木事務所間では、いろんな手法についていろいろ意見の交換はしていると聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 部長、ぜひこれはヤードの問題も含めて、それから今言う護岸の問題も含めて再度詰めて、今私がお聞きするところでは、名護市が24年度に実施設計を入れたいというふうな考え方を持っております。ぜひ再度もう一回詰めていただいてその辺をやっていくようお願いをしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 11月の北部市町村の行政懇談会でも名護市長からじきじきにそのお話がございました。県としても前向きにやる方法を私もい

いる指示して考えたんですけれども、やはり先ほど言ったような3つぐらいの条件があってもなかなか難しいんです。そういう中で何かいろんな工夫でいい方法がないか、できる範囲で何とか考えていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 ぜひこの切実な願いをかなえられるように、また先ほど申し上げたとおり、これだけの利用回数がございます。頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

それから救急医療の問題です。

先ほど知事からも御答弁いただいているんですが、医師会病院の問題ですね。医師会病院さんが連携をうまくとって対応できるのであれば、しっかり今後もこういう対応方をやっていけるような方法を地域中核病院としての機能を果たせるようにできればと思うんですが……。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） まさに議員おっしゃるとおりで、非公式ではありますがけれども、先日私の部屋に名護市の責任者と北部地区医師会の皆さん、それと医師会病院長、県立病院長、それと中部病院長等が集まって北部の救急医療体制を安定的にやるためにどうしたらいいのかということを一応調整して、適宜県民に迷惑のかからない立派な医療を確保していかなければいけないという思いは一緒ですので、また議員の力もぜひお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 吉元義彦君。

○吉元 義彦君 最後にドクターヘリの件なんです、MESHサポートの問題です。

これは、2007年以降559件の活動があるわけですね。これはやっぱりこれだけの利用回数があるから、このすみ分けをうまくできるような方向でできないかどうか。次の検討会の中でも含めて検討できないか、検討できるようにですね。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 今まさにそういうことを、MESHの責任者も参加して県全体の中で、こういうふうな救急搬送体制、先ほど吉田議員からもありましたけれども、あのレベルから始めて、離島もたくさんありますので離島間の搬送、そういうことも全体的に救急搬送の体制を強化するにはどうしたらいいのかという本質的な議論の中でしかるべき結論が出てくるものと考えております。

○吉元 義彦君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

〔池間 淳君登壇〕

○池間 淳君 始める前に語句の訂正をしていただきたいと思います。基地問題についての(2)、私は、いつも日米地位協定を早くやってもらいたいなど、いつ決定されるのかなというふうな思いでいつもいるんです。それが念頭にあったものですから、この文章にもそういうのが出てきて「日米地位協定の決定」というふうに書いてあります。大変申しわけないんですが、「改正」に書きかえていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

所見を交えながら一般質問をさせていただきたいと思います。

議員の皆さん、ありがとう。

毎日毎日8時過ぎガミナー議会ヤシー、ダリンキーオンモガラ ッサインソガ、最後ガミカイシー、協力シーフィ、つき合いフィありがとう。アッソガヤ、議員の皆さん、知事ヤァー風邪ヒキードゥ、毎日点滴ウツガツナ、クヌ議会を乗りクイーオリテンドー。知事のこの精神力、根性、クリアーソーナシー見習ラダカーナランティドゥ思う。

それでは、知事も執行部の皆さんもひとつよろしくお願いします。

去る11月25日に本会議場で全国都道府県議会議長会と沖縄県議会から15年勤続表彰があり、不肖私も受賞することができました。しかし、これは私の表彰ではなくて後援会の皆さんの表彰だと私は思っておりまして、まず初めに後援会の皆さん方にこれを御報告しなければいけないんですが、まだやってないんですよ。この場をおかりいたしまして、後援会の皆様方に感謝を申し上げさせていただきたいと思います。後援会の皆さん、どうもありがとうございます。（拍手）

さて、月日の流れは早いもので、知事2期目の就任からあさって10日で1年を迎えます。課題が山積する1年であったと思いますが、3月11日の東日本大震災のことはもちろんのこと、公約実現に向けて東奔西走頑張っている姿は大変頼もしく思います。21世紀ビジョンの最初の年である24年度からは、自由度の高い予算、すなわち3000億円獲得のために一緒に頑張らなければならないという気持ちが強くわいてまいります。

基地問題については、閣僚の皆さんが入れかわり立ちかわり沖縄もうでをしているんですが、普天間飛行場の辺野古へのお願いをしている中にも、かたくなに断り続けて微動だにしない知事のスタンスには感銘を受けます。我々自民党県連も知事とともに、この基地問題解決に向けた決意は変わりません。知事、このス

タンスを曲げないように、堅持していただくようによろしくお願いします。

日米地位協定の見直しについては機会あるごとに、今議会でも決議をし、そして意見書を各方面に出してきたんですが、復帰39年——来年はもう40年です——何の進展もないような気がいたします。先ほど訂正してもらったように、やっぱりこれは早く見直しを決定させなければならないと私は思っております。与世田副知事、好意的考慮がなければ適用できない法律なんて、なぜ日本はつくったのでしょうかね。残念でならないんですよ。法治国家であるならば、その事案ごとに国内の法律で裁けるように改正しなければならないと私は思っております。日米地位協定改正にどう国を動かすかということが大きな課題であります。先ほど宮古の言葉でやったんですが、これは後で再質問でやります。

そこで次の質問をいたします。

(1)、普天間飛行場の移設について。

県は、基地の負担は全国民で平等に負担すべきであると世論を喚起する広報活動を展開しているようですが、成果と課題についてお願いいたします。

(2)、日米地位協定の改正について。

ア、日米地位協定によって沖縄県が事件・事故にいかにか苦労し悩まされているかということを国民のほとんどがわからないんじゃないか、認識していないんじゃないかなというふうに思います。日米地位協定の改正は従来の方法では厳しいと思います、40年間動いていないわけですから。国民世論を喚起することが有効だというふうに思いますが、知事の御見解を賜りたいと思います。

2、TPP交渉参加について。

野田佳彦首相は、国民の合意を得ることなくTPPへの交渉参加を表明しております。拙速過ぎると思います。なぜこのように急ぐのか理解できませんが、TPP参加に向けての交渉に参加することは間違いないんです。沖縄県の基幹作物であるさとうきびを初め農林水産業に大打撃を与えることは間違いないと思いますが、そのほかにどのような影響があるか精査しておく必要があると思います。そこで、各部局長にどういう影響が想定されているのかをお伺いいたします。

3、文化・スポーツの振興について。

スポーツの分野を教育委員会から文化観光スポーツ部に移管されたのは、スポーツ分野をどう観光につなげることができるかということを研究する意味も含めて移管されていると思います。知事の公約には、各種スポーツ施設の整備及び競技力向上に取り組み、ス

スポーツ産業を創出したいとあります。しかし、高校総体が終わると予算が大分減らされているように思います。スポーツ産業の創出のためには予算も強化する必要がありますと思いますが、次の質問をいたします。

(1)、スポーツ分野が教育委員会から文化観光スポーツ部に移管されておりますが、成果について伺います。

(2)、知事の公約にもあります競技力向上の取り組みによって今年のインターハイは成果を出したと思いますが、結果について伺います。

(3)、競技力向上のためには今後とも強く取り組まれていくと思いますが、水泳、ハンドボール、サッカー、野球、バスケットボール等の競技力向上の来年度の予算要求はどうなっているのか。そして従来の予算との違いもあれば説明願います。

4、地震災害など危機管理対策について。

東日本では去る3月11日に千年に一度と言われる未曾有の大災害が起こり、多くの人命と財産を失ってしまいました。二度とこのような災害が起こらないよう願うものでありますが、万が一このようなことが起こっても耐えられるようなまちづくりをしておく必要があらうかと思えます。備えあれば憂いなしと言われるので、東日本のあの災害を教訓に低地でのまちづくりをいま一度一考しなければならない時期だと思います。

そこで次の質問をいたします。

東日本大震災の教訓を踏まえ、埋立地など低地においては、市町村など関係機関と連携して住民の避難対策の強化を検討しているというふうに答弁しておりますが、検討の過程と来年度の予算に反映されるのかどうかについて伺います。

5番、金型産業が日本経済を大きく発展させてきたのは御承知のとおりであります。いよいよ我が沖縄県においても金型産業がスタートいたしました。我が県の経済を引っ張っていくような多くの金型産業を創出するためにも、この金型工場がいかに充実した工場になれるかということが大事であります。すばらしい技術者を育成していくためには多くの予算も時間もかかると思いますが、県経済を発展させていくためには強力に取り組んでいかなければならないと思います。

そこで次の質問をいたします。

金型産業がスタートしておりますが、成果と今後の課題についてよろしく願いいたします。

6番の看護問題については、上里直司議員の質問でわかりましたので、これは取り下げさせていただきます。

7、浦添市への都市モノレール延長について。

交通渋滞緩和のために建設されたモノレールは県民に親しまれ、喜んで県民の足として利用されております。浦添市までの延長について、市民はもちろん、浦添市より以北の皆さんを初め多くの県民が大きく期待していると思います。御承知のとおり、九州管内の交通渋滞のワースト5に浦添市の3カ所が挙げられております。その1カ所がこの浦添市ルートの最終駅のすぐそばの西原入り口の交差点であります。一日も早くこの交通渋滞を解消するためにも、このモノレールの開通が必要不可欠であります。課題解決に向け頑張っている当間部長を初め職員の皆さんには感謝を申し上げます。このモノレールが予定内で開通できますように、これからも頑張ってくださいと思います。

そこで次の質問をいたします。

(1)、課題と進捗状況について。

(2)、都市計画を変更されましたが、従来の計画に影響が出るのかどうかについてよろしく願いいたします。

次は、指定された席から再質問をいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 池間淳議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、基地問題についての御質問の中で、世論喚起の広報活動の成果と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、ホームページで沖縄の米軍基地の姿や、そして沖縄県の取り組み、さらに各種資料などを掲載をいたしまして情報発信を行っているところでございます。また、これまで政府への要請や全国知事会での発信などなど、あらゆる機会をとらえて米軍基地問題の解決促進を訴えてまいりました。しかしながら、沖縄の基地負担の現状に対する認識や我が国の安全保障に関する国民的議論は十分ではないと認識いたしております。

県といたしましては、今後とも我が国の外交・防衛のあり方を含む沖縄の負担軽減に向けた国民的な議論が深まるよう、より一層の効果的な方策を検討し実施してまいりたいと考えております。

次に、浦添市へのモノレールに係る御質問の中で、延長に係る課題と、そして進捗状況いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

モノレールの沖縄自動車道までの延長につきまして、去る11月25日に沖縄県都市計画審議会の同意を得たところであります。国の運輸審議会を経て特許を取

得する予定であります。

今後は、実施設計を行い、関連街路やモノレール本体の工事に着手し、平成31年度の開業に向けて鋭意取り組みでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、日米地位協定見直しに関する国民世論の喚起についてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県はこれまであらゆる機会を通じて要請活動を展開してきたところであります。現在、県は民間団体からの要望に応じて職員を派遣し、地位協定見直し要請の内容等について説明を行っており、こうした取り組み等を通じて同協定見直しの必要性を発信しているところであります。

県としましては、引き続き渉外知事会や軍転協等の関係機関とも連携しながら、シンポジウム等の開催も含め、効果的な情報発信の方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、地震災害等危機管理対策についての中で、埋立地など低地における住民の避難対策の強化と予算への反映についてお答えいたします。

県においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、沖縄県地域防災計画の見直しを本年度中に行うことを予定しております。本年9月、琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の取りまとめにおきましても、「少なくとも海拔5mを最低限度の浸水域として設定し、できるだけこれより高い場所への避難対策をとることが必要である。」などの御提言をいただきました。同委員会の御提言等を踏まえ、避難訓練や防災教育の充実等による住民への防災意識の啓発普及や地域特性を勘案した避難所や津波避難ビルの指定など、避難困難地域などにおける住民の津波避難対策に重点を置き、課題の分析と対策強化等につき検討を進めているところであります。また、県におきましては、市町村等が実施する電柱等への海拔表示への協力について関係機関への要請を行うとともに、表示に係る統一的な指針として「海拔表示等に係るガイドライン」を11月24日に公表したところであります。

これら住民の避難対策など防災対策の強化に関し必要となる来年度の予算につきましては、防災行政無線の整備、災害時要援護者避難支援計画の作成、備蓄倉庫・備蓄物資の整備など、市町村支援策の充実強化等

につき、庁内関係部局、国及び市町村等と連携して反映させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 環太平洋連携協定交渉参加についての御質問の中で、ＴＰＰ（環太平洋連携協定）参加による本県への影響についてお答えいたします。

沖縄県の農業分野については、十分な農業対策が打ち出されないままＴＰＰに参加した場合、深刻な影響が懸念され、特にさとうきび生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、製造業等については、海外・国内市場等の違いによってそれぞれプラス・マイナス両面の影響があると考えております。

一方、輸入業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあり、同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられますが、食の安全等の観点から懸念が生ずる可能性も指摘されております。

沖縄県としては、いまだ詳細が明らかではないため、今後、政府が公表する情報を注視してまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環太平洋連携協定交渉参加についての御質問の中で、環境、県民生活への影響についてお答えいたします。

環境分野につきましては、ＴＰＰにおいて厳しい環境基準等がルールとして規定された場合、県内企業が持つ環境技術の輸出拡大につながる可能性があります。一方で、赤土流出など本県特有の環境問題に関する基準が盛り込まれなかった場合は環境保全対策を実施することが困難になり、環境の悪化を招くおそれがあります。

食品の安全につきましては、現在、我が国は食品衛生法などで安全を確保しておりますが、ＴＰＰにおいて参加国全体で整合性のある制度に改めることを要求された場合、日本の食品衛生関係の基準が緩和されるなど変更される可能性があり、県民が食品の安全性について不安や不信を抱くおそれがあります。

揮発油税の軽減措置につきましては、揮発油税が国内の精製工場などから出荷される際に課税される制度であることから、制度の改正を求められることはない

ものと考えております。

引き続きＴＰＰにおける交渉の状況等について注視するとともに、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） ＴＰＰ参加による本県への影響についてお答えいたします。

ＴＰＰに参加した場合の福祉保健分野への影響については明らかではありませんが、医療関係団体等では、日本がＴＰＰに参加することにより混合診療が全面解禁となった場合、公的医療保険の給付範囲の縮小や安全性の低下等が起こるのではないかと懸念しております。

県としましては、県民に必要な医療が適切に提供されるため、国民皆保険制度が堅持されることは大変重要なことと認識しており、今後ともＴＰＰ交渉における国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 環太平洋連携協定交渉参加についての中で、ＴＰＰの県内農林水産業への影響についてお答えします。

ＴＰＰは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出るのが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。

そのため、県では国民の食料安全保障の確保と国内農林水産業への影響などの観点から、国に対し国民合意を得るなど慎重な対応を求めるとともに、農林漁業者が安心して生産に取り組めるよう万全の対策について関係機関と連携し、国に対して去る11月28日に要請したところであります。今後ともＴＰＰ交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） ＴＰＰ交渉参加についての御質問の中で、本県への影響についてお答えい

たします。

我が国のＴＰＰ参加に当たっては、関税撤廃等により輸出が促進され新たな販路が期待できるといったメリットが想定されますが、本県においてはＴＰＰ参加交渉国に対する輸出産品が少ないためメリットは限定的であると考えております。

また、商工関連団体に対するヒアリングを行ったところ、各団体ともおおむね懸念や賛成の声があるものの、現状では会員等に及ぼす影響が予測できないことなどから、団体としての意見を示せない状況にあります。

今後、国からの情報収集に努めるとともに、関係団体との議論を踏まえながら適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、金型産業の成果と今後の課題についての御質問の中で、金型産業の成果と今後の課題についてお答えいたします。

金型産業を振興していくため、平成22年7月に整備した素形材産業・賃貸工場には、現在5区画中3社が入居し、県内から12名が雇用され、超精密金型や自動車二輪車用部品を製造・出荷するとともに、県内企業との連携も始まるなど着実に実績を積み上げつつあります。

今後の課題としては、金型技術に関する人材育成や県内外の企業ニーズに対応できる多様で高度な技術の研究開発などがあります。そのため、県としては、引き続き人材育成や研究開発支援に取り組むとともに、新たな金型企業の誘致や企業間連携の促進を実施していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） ＴＰＰ参加により沖縄県に与える影響についてお答えいたします。

土木建築部としましては、ＴＰＰへの参加により地域要件が緩和されると、県外企業の進出で競争が激化し、中小建設企業が多い本県では受注機会が減少する等の影響が考えられます。

県としましては、より慎重な検討が求められると認識しており、今後公表される情報を注視しながら、県全体として十分な議論を行っていききたいと考えております。

次に、浦添市へのモノレールの延長についての御質問の中で、都市計画変更による影響についてお答えいたします。

今回の都市計画変更については、県道浦添西原線の

4車線拡幅とあわせてモノレールの導入に伴う拡幅であり、また浦添市道の拡幅や交通広場の計画も含め、いずれも浦添市との協議を踏まえた計画となっております。事業実施に当たっては地元との十分な意見交換を行い、地域の要望にこたえられるよう真摯に取り組むことで平成31年度のモノレール開業には影響がないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化・スポーツの振興についての中の、スポーツ分野の文化観光スポーツ部への移管に係る成果についてとの質問にお答えいたします。

昨年度まで、学校体育、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に関しては県民の健康増進等のための施策として教育委員会が取り組み、一方、スポーツ・ツーリズム等の推進に関しては観光振興施策として観光商工部がそれぞれ取り組んでおりました。

今年度からは、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツ・ツーリズムなど学校体育を除くスポーツ全般の施策を、新設されたスポーツ振興課において一元的に推進しているところであります。このことにより、スポーツ関連情報の共有化を初め沖縄県体育協会、沖縄観光コンベンションビューローなど関係団体との連携やスポーツ振興施策と観光振興施策との連携が強化され、プロスポーツの地域資源としての活用など、効率的・機動的な施策の展開が可能となったものと考えております。

同じく文化・スポーツの振興についての中の、競技力向上の来年度予算についてとの質問にお答えいたします。

本県のトップアスリートの活躍は、県民に夢と希望と誇りを与えるとともに、沖縄県のスポーツ振興に大きく貢献しております。

来年度の「競技力向上対策事業」については、その中の事業項目のうち、特に競技団体の選手強化や県外チームとの強化試合に係る支援を今年度より拡充する方向で検討しております。なお、各競技団体の支援に係る予算配分については、財団法人沖縄県体育協会のもとに設置した「競技力向上対策委員会」において、国民体育大会の過去5カ年間の成績に基づき決定することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 文化・スポーツの振興についての御質問で、美ら島沖縄総体の結果についてお答えいたします。

県教育委員会におきましては、平成16年度に「競技力向上対策事業年次計画」を策定し強化事業に取り組んでまいりました。その結果、「美ら島沖縄総体2010」において、沖縄県勢は団体2競技、個人5競技の優勝を含む54種目が8位以内に入る過去最高の成績をおさめました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 再質問を行います。

まず、日米地位協定改正についてであります。私もここに来てもう15年と6カ月になります。これは先ほども話しましたように、この40年間、議会でも毎回のよう、地位協定を改定させようと、抜本的な改正をさせようというふうなことで取り上げてずっといろんな行動をやっているんですが、全く進展が見られないんですよ。アメリカの好意的考慮がなければ日本の法律は適用されないよというふうなことで、好意的考慮があればできるというふうなところまではちょっと前進かなというふうには思うけれども、しかし、これは我々が願うところではないんです。ですから、これは一日も早く抜本的な見直しをしなければいけない。

しかし、従来の運動方針では執行部は執行部でやる。そして県議会は県議会で行っているけれども、前進がない。そこで何をやればいいのかと言いますと、私は、宮古の農民が人頭税廃止運動を展開をして、そして本当に体を張って死に物狂いになってこれを廃止させた。この方法をとれないのかなというふうな思いを持って、先ほどの質問の中にも国民世論を喚起しなければいけないんじゃないかというふうなことも述べたんですが、まず知事、この人頭税が宮古と八重山にあったことはおわかりですよ。実際にこれはあったんです。

それで、人頭税がいかに過酷な税であったかというふうなこと、これはその参考の一つの文献なんですが、これは渡久山寛三さんという人が書いた本なんですが、（資料を掲示）これを一晩で読みました。涙なくしては読めない本なんです。本当に政治家として恥ずかしい思いをしながら読みました。ですから、この40年間、議会の皆さん方も一生懸命やっているやっているといいながら、私を初め40年間まだ前進しないというふうなことは何もやっていないということと一緒なんです。ならば、どうすべきかというふうなこと

をやらぬといけないんです。

この「島燃ゆ」、これは島が燃えたんです。農民が燃えたんです。この過酷な人頭税をどうすれば廃止できるかというふうなことでやった。しかし、やっぱり言葉を話せない。先ほど宮古の言葉でやったんですが、全部は聞き取れなかったと思うんです。この農民は一生懸命頑張るけれども、当時の沖縄県の皆さん方は——琉球政府かな——門前払いで全く問題にしなかったんです。そして、これが260年間も続くんです。しかも人頭税といって、宮古に行ったらぜひ見てもらいたいんですが、この自然の岩——1メートル30から40ぐらい——より大きくなったら税金を課しますよと、こんなばかな税金があったんです。これを何とか取り除くというふうなことで一生懸命やったんです。島は燃えたんですが、本当に厳しかった。二百六十何年間も厳しかった。そこに沖縄県からさとうきびの指導員として城間正安という方がいらっしゃるんですけども、余り農民の肩を持つものですから、約8年間勤めた職をやめざるを得なくなった。この役人とのぎくしゃくでやめて、彼は那覇の出身だから帰ろうとするけれども農民がとめるんです。とめて、ここで結婚してここに住んで、農民と一緒に行動をするんです。それでもだめ。そして、新潟出身の中村十作さんという方が八重山に真珠を養殖したいというふうなことで来るんですが、宮古に寄って、この話を聞いてこれに参加するんです。真珠を養殖したいというふうなことで資金も準備したけれども、この廃止運動に全部つぎ込むんです。全部つぎ込んで、農民代表2人、彼らは共通語を使えない、そして聞けないわけですから、帝国議会に訴えようと思ってできないんです。先ほど言った城間正安さんは宮古に8年も住んでいますから通訳ができるんです。宮古の言葉を日本語で通訳できる。国会に行って、この要請を強く訴えられるのがこの中村十作さん。これはもう島を挙げて、これまで260年間もできなかったことをこの4名でもって帝国議会に訴えて、これを決議させるんです。そして確実に勝ち取ったんです。このまねをしないといけませんよ、知事。

40年間も動かないんです、地位協定。どうすればいいんですか、知事。だから、小さい小さい力が島を燃やして、一丸となって大きな力を生んだんです。今、執行部も一生懸命やっている。議会も一生懸命やっている。しかし、何の進展もない。ならばどうすべきかなんですよ。知事、いい考えは今浮かばないですか。
○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。
○知事（仲井真弘多君） 今、テストされています

が、なかなか切り込み方が難しい部分があって、今のところは、我々は環境問題から入っていくかということで、ただ抜本改正には無論なりません。追加でやっていくかということですが、ぜひまた議員のお知恵をかしていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 池間 淳君。

○池間 淳君 知事、今までは執行部は執行部でやったんです。議会は議会でやっていたんです。何の進展もない。一丸とならぬといけません。県民も一丸とならぬといけません。これは基地撤去ということじゃなくて、地位協定をどう改正するかというふうなことは100%一丸になれると思うんです。

今までは、事件・事故を起こされた皆さんが泣き寝入りしていることが多いんですよ。しかし、これは全体の問題というふうなことで取り上げたからこそ実現できたんです。今までは、事件・事故があるたびにこれは議会でやりましょうやと、議員の皆さん方もはいはいと言う。終わったら一過性のもので、継続してこれにずっと取り組んでいないからできないんです。だから知事、一緒になって頑張りましょう。議会も頑張りましょうね。じゃ、これはいろんなことを提言しながらやっていきたいと思いますから、よろしく願いいたします。

それから、モノレールの問題。

モノレールは、やっぱりいろんな課題があって、浦添、モノレール社、そして沖縄県の3者でいろんな課題を解決しながらここまでこぎつけたんじゃないかなというふうに思っています。いつ着工するんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 県民の期待を担って、しっかり早目に着工したいんですけれども、まずは実施設計して街路をあけますので、私たちとしては平成25年度には着工することで頑張っていきたいと思っています。

○池間 淳君 遅いと思うけれども、ぜひ頑張ってあと7年では開通をさせてください。お願いします。

ありがとうございました。終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案及び乙第3号議案から乙第53号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 7 時 31 分休憩

午後 7 時 32 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第 3 陳情第 180 号、第 186 号、第 191 号及び第 191 号の 2 の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情 4 件のうち、陳情第 191 号については米軍基地関係特別委員会に、陳情第 186 号については観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会に、陳情第 180 号及び第 191 号の 2 の 2 件については沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明 12 月 9 日から 15 日までの 7 日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明 12 月 9 日から 15 日までの 7 日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12 月 16 日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 7 時 33 分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 照 屋 大 河

会議録署名議員 池 間 淳

平成23年12月16日

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 9 号）

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 9 号）

平成 23 年 12 月 16 日（金曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 9 号

平成23年12月16日（金曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 7 号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第 8 号議案（経済労働委員長報告）
- 第 3 乙第 47 号議案から乙第 49 号議案まで及び乙第 53 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 4 乙第 17 号議案から乙第 20 号議案まで、乙第 25 号議案から乙第 29 号議案まで及び乙第 50 号議案から乙第 52 号議案まで（経済労働委員長報告）
- 第 5 乙第 15 号議案、乙第 16 号議案、乙第 24 号議案、乙第 45 号議案及び乙第 46 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 6 乙第 9 号議案から乙第 14 号議案まで、乙第 21 号議案、乙第 22 号議案及び乙第 30 号議案から乙第 44 号議案まで（土木環境委員長報告）
- 第 7 甲第 1 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 8 甲第 2 号議案から甲第 4 号議案まで（土木環境委員長報告）
- 第 9 知事において専決処分することができる事項の指定について
- | | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|---|----------------|
| { | 大城 | 一馬君 | 中川 | 京貴君 | } | 提出 議員提出議案第 2 号 |
| | 佐喜真 | 淳君 | 池間 | 淳君 | | |
| | 新垣 | 哲司君 | 崎山 | 嗣幸君 | | |
| | 新里 | 米吉君 | 渡久地 | 修君 | | |
| | 嘉陽 | 宗儀君 | 前島 | 明男君 | | |
| | 當間 | 盛夫君 | 新垣 | 安弘君 | | |
| | 玉城 | 義和君 | 吉田 | 勝廣君 | | |
- 第 10 私学助成の拡充に関する意見書
- | | | | | | | |
|---|----|-----|----|------|---|----------------|
| { | 當間 | 盛夫君 | 島袋 | 大君 | } | 提出 議員提出議案第 3 号 |
| | 吉元 | 義彦君 | 照屋 | 守之君 | | |
| | 浦崎 | 唯昭君 | 新里 | 米吉君 | | |
| | 前田 | 政明君 | 金城 | 勉君 | | |
| | 糸洲 | 朝則君 | 新垣 | 清涼君 | | |
| | 上里 | 直司君 | 山内 | 末子さん | | |
| | 吉田 | 勝廣君 | | | | |
- 第 11 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書
- | | | | | | | |
|---|----|-----|----|-----|---|----------------|
| { | 當山 | 眞市君 | 新垣 | 良俊君 | } | 提出 議員提出議案第 4 号 |
| | 嶺井 | 光君 | 池間 | 淳君 | | |
| | 新垣 | 哲司君 | 照屋 | 大河君 | | |
| | 崎山 | 嗣幸君 | 嘉陽 | 宗儀君 | | |
| | 大城 | 一馬君 | 平良 | 昭一君 | | |
| | 新垣 | 安弘君 | 吉田 | 勝廣君 | | |
| | 玉城 | 義和君 | | | | |
- 第 12 沖縄振興一括交付金（仮称）等の確保を求める意見書
- | | | | | | |
|---|----|-----|----|----|---|
| { | 当銘 | 勝雄君 | 島袋 | 大君 | } |
|---|----|-----|----|----|---|

照屋 守之君	翁長 政俊君	
浦崎 唯昭君	仲村 未央さん	
渡久地 修君	糸洲 朝則君	提出 議員提出議案第5号
奥平 一夫君	赤嶺 昇君	
上里 直司君	山内 末子さん	
吉田 勝廣君		

- 第13 陳情平成20年第190号、陳情平成21年第110号、陳情平成22年第12号、同第141号、同第142号、同第204号、陳情第123号、第160号、第169号及び第176号（総務企画委員長報告）
- 第14 陳情第182号（経済労働委員長報告）
- 第15 陳情第108号、第120号、第123号の2、第159号、第161号、第163号、第164号、第174号、第193号及び第194号（文教厚生委員長報告）
- 第16 陳情平成22年第79号、同第80号、同第86号、同第117号、同第167号、同第195号から同第197号まで、陳情第6号の4、第7号、第9号、第48号、第70号、第162号及び第172号（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第17 陳情平成22年第168号の3、陳情第79号の2及び第186号（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長報告）
- 第18 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 乙第1号議案及び乙第3号議案から乙第7号議案まで

- 乙第1号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 乙第8号議案

- 乙第8号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

日程第3 乙第47号議案から乙第49号議案まで及び乙第53号議案

- 乙第47号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
- 乙第48号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
- 乙第49号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第53号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第4 乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第29号議案まで及び乙第50号議案から乙第52号議案まで

- 乙第17号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第18号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第19号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第20号議案 漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について
- 乙第25号議案 指定管理者の指定について
- 乙第26号議案 指定管理者の指定について
- 乙第27号議案 指定管理者の指定について
- 乙第28号議案 指定管理者の指定について
- 乙第29号議案 指定管理者の指定について
- 乙第50号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第51号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

- 乙第52号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 日程第5 乙第15号議案、乙第16号議案、乙第24号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案
- 乙第15号議案 財産の処分について
- 乙第16号議案 交通事故に関する和解等について
- 乙第24号議案 指定管理者の指定について
- 乙第45号議案 指定管理者の指定について
- 乙第46号議案 指定管理者の指定について
- 日程第6 乙第9号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案及び乙第30号議案から乙第44号議案まで
- 乙第9号議案 工事請負契約について
- 乙第10号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案 道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について
- 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 乙第30号議案 指定管理者の指定について
- 乙第31号議案 指定管理者の指定について
- 乙第32号議案 指定管理者の指定について
- 乙第33号議案 指定管理者の指定について
- 乙第34号議案 指定管理者の指定について
- 乙第35号議案 指定管理者の指定について
- 乙第36号議案 指定管理者の指定について
- 乙第37号議案 指定管理者の指定について
- 乙第38号議案 指定管理者の指定について
- 乙第39号議案 指定管理者の指定について
- 乙第40号議案 指定管理者の指定について
- 乙第41号議案 指定管理者の指定について
- 乙第42号議案 指定管理者の指定について
- 乙第43号議案 指定管理者の指定について
- 乙第44号議案 指定管理者の指定について
- 日程第7 甲第1号議案
- 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 甲第2号議案から甲第4号議案まで
- 甲第2号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 甲第3号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第4号議案 平成23年度沖縄県下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 知事において専決処分することができる事項の指定について
- 日程第10 私学助成の拡充に関する意見書
- 日程第11 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書
- 日程第12 沖縄振興一括交付金（仮称）等の確保を求める意見書
- 日程第13 陳情平成20年第190号、陳情平成21年第110号、陳情平成22年第12号、同第141号、同第142号、同第204号、陳情第123号、第160号、第169号及び第176号
- 陳情平成20年第190号 私学助成に関する意見書の提出を求める陳情
- 陳情平成21年第110号 公私の格差是正と制度等に関する陳情

陳情平成22年第12号 沖縄県の私学助成に関する陳情

陳情平成22年第141号 私学の校舎改築助成に関する陳情

陳情平成22年第142号 私学の校舎改築助成に関する陳情

陳情平成22年第204号 私学助成に関する陳情

陳情第123号 透析患者、移植者の自立及び安心して生活できる社会に関する陳情

陳情第160号 「沖縄県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例」の制定に関する陳情

陳情第169号 旅客船に係る軽油引取税特例措置の延長・拡充に関する陳情

陳情第176号 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長及び石油製品輸送等補助事業の存続を求める陳情

日程第14 陳情第182号

陳情第182号 さとうきび価格・政策確立に関する陳情

日程第15 陳情第108号、第120号、第123号の2、第159号、第161号、第163号、第164号、第174号、第193号及び第194号

陳情第108号 離島におけるがん患者支援対策推進を求める陳情

陳情第120号 沖縄県立八重山病院の早期改築・建設及び医師・看護師の確保に関する陳情

陳情第123号の2 透析患者、移植者の自立及び安心して生活できる社会に関する陳情

陳情第159号 離島におけるがん患者支援対策推進を求める陳情

陳情第161号 離島及び僻地におけるがん患者支援対策推進を求める陳情

陳情第163号 離島におけるがん患者支援対策推進を求める陳情

陳情第164号 沖縄県立八重山病院の早期改築・建築及び医師・看護師の確保に関する陳情

陳情第174号 沖縄県がん対策推進条例（仮称）骨子案に関する陳情

陳情第193号 障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出に関する陳情

陳情第194号 石垣市託児所内男児死亡に関する陳情

日程第16 陳情平成22年第79号、同第80号、同第86号、同第117号、同第167号、同第195号から同第197号まで、陳情第6号の4、第7号、第9号、第48号、第70号、第162号及び第172号

陳情平成22年第79号 F15戦闘機のミサイル模擬弾安定板の落下に対する陳情

陳情平成22年第80号 F A18戦闘攻撃機等外来機の飛来及び訓練に対する陳情

陳情平成22年第86号 F A18戦闘攻撃機等外来機の大量飛来に反対し、訓練の中止を求める陳情

陳情平成22年第117号 F22A ラプター戦闘機の嘉手納基地への飛来に反対し、訓練の中止を求める陳情

陳情平成22年第167号 F A18戦闘攻撃機等外来機の大量飛来に抗議し、爆音被害の解消に関する陳情

陳情平成22年第195号 F A18戦闘攻撃機によるクラスター弾搭載投下訓練に対する陳情

陳情平成22年第196号 航空機ジェット燃料流出事故に対する陳情

陳情平成22年第197号 嘉手納基地滑走路改修工事に伴う爆音問題と公害問題に対する陳情

陳情第6号の4 第60回婦人大会宣言・決議の実現方に関する陳情

陳情第7号 キャンプ・シュワブレンジ10における実弾射撃訓練に対する陳情

陳情第9号 F22A ステルス戦闘機等外来機の飛来に反対し、訓練の中止を求める陳情

陳情第48号 嘉手納基地における訓練激化、騒音激増、F15戦闘機の事故に関する陳情

陳情第70号 A V8B ハリアー攻撃機からのフレアー誤射事故に関する陳情

陳情第162号 嘉手納基地における町民無視のたび重なる事故多発、機能強化等に関する陳情

陳情第172号 F15戦闘機のパネル紛失に関する陳情

日程第17 陳情平成22年第168号の3、陳情第79号の2及び第186号

陳情平成22年第168号の3 八重山観光振興に関する陳情

陳情第79号の2 新石垣空港ターミナルビル新築工事における電気設備工事及び機械設備工事並びに八重山地域における公共工事に関する陳情

陳情第186号 石垣市におけるゴルフ場建設に関する陳情

日程第18 閉会中の継続審査の件

出席議員(48名)									
議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君						
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君						
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君						
2番	島袋大君	27番	照屋守之君						
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん						
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君						
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君						
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君						
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん						
8番	渡久地修君	33番	前田政明君						
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん						
10番	山内末子さん	35番	奥平一夫君						
11番	上里直司君	36番	比嘉京子さん						
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君						
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君						
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君						
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君						
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君						
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君						
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君						
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君						
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君						
21番	新垣清涼君	47番	嘉陽宗儀君						
23番	新垣安弘君	48番	大城一馬君						

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	嘉陽安昭君	政務調査課 長	知念正治君
次 長	鉢嶺元君	副 参 事	大村浩三君
議事課 長	平田善則君	主 幹	上地聡君
課長補佐	上原貴志君	主 幹	前田敦君
主 査	佐久田隆君	主 幹	宮城弘君
主 査	嘉陽孝君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、大城一馬君外13人から、議員提出議案第2号「知事において専決処分することができる事項の指定について」、當間盛夫君外12人から、議員提出議案第3号「私学助成の拡充に関する意見書」、當山眞市君外12人から、議員提出議案第4号「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書」及び当銘勝雄

君外12人から、議員提出議案第5号「沖縄振興一括交付金（仮称）等の確保を求める意見書」の提出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第1号議案及び乙第3号議案から乙第7号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案までの条例議案6件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災により被災した生徒の私立専修学校及び各種学校への修学を支援することを目的として実施する授業料等軽減事業の費用の財源に基金を充てるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、該当する生徒の数はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成23年11月1日現在で、専修学校の2名が支援対象になる見込みであるとの答弁がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、一定の要件を満たす非常勤職員について、育児休業または部分休業をすることが可能となったことに伴い、育児休業及び部分休業に係る要件等について、所要の整備を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、該当するとはっきりわかっている人は何名いるかとの質疑がありました。

これに対し、現在、該当者が何名いるかは把握していないが、再任用の短時間勤務職員でその要件を満たせば該当してくるとの答弁がありました。

次に、育児休業の取得率は、女性と男性でどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成22年度の県職員の育児休業取得率は、女性が98.3%、男性が3.0%となっているとの答弁がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、土地改良法の一部が改正され、市町村が土地改良事業を開始し、変更し、または廃止するに際し必要な知事への同意を要す

る協議が廃止されることに伴い、条例の規定を削除するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、引用している条文の条項ずれに対応するため所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の改正に伴い、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているバス路線において、その運行の用に供するバスの自動車取得税を非課税とする要件を条例で定める必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、非課税となる要件がこれまで対象でなかった県単の補助対象路線まで広がったと理解してよいかとの質疑がありました。

これに対し、従来は、国庫補助対象路線だけであったが、今回、県の補助対象路線まで拡大したということであるとの答弁がありました。

次に、乙第7号議案「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、企業立地促進法に基づく同意集積区域内において、製造業、情報通信産業等を営む事業者が2億円超（農林水産関連業種については5000万超）の施設を取得した場合、不動産取得税及び固定資産税の課税を免除する特例を設けるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案までの6件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案及び乙第3号議案から乙第7号議案までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第3号議案から乙第7号議案までは、原案のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第8号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました乙第8号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第8号議案「沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」については、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、沖縄県スポーツ推進審議会の設置根拠、組織等を定めるため条例を改正するものである。

主な内容は、条例名を沖縄県スポーツ推進審議会設置条例に改める。沖縄県スポーツ推進審議会の設置根拠を定める。沖縄県スポーツ推進審議会に関して担当事務、委員の定数及び構成を定める。施行期日は、交付の日とするとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要であります。採決の結果、乙第8号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、原案のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第47号議案から乙第49号議案まで及び乙第53号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第47号議案から乙第49号議案までの議決議案3件及び乙第53号議案の同意議案1件の計4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第47号議案及び乙第48号議案「公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について」の2件は、関係市町村並びに一部事務組合及び広域連合と公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議を行うため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、那覇市以外の40市町村については、復帰特別措置により県が一括して公平委員会の事務をやってきたということかとの質疑がありました。

これに対し、復帰前の市町村等には人事委員会や公平委員会の制度がなく、激変緩和という意味合いで県のほうでやってきたが、39年も経過したので本来の姿に戻すということであるとの答弁がありました。

次に、この間、那覇市を除く市町村から公平委員会で取り扱う事案はどの程度あったかとの質疑がありました。

これに対し、過去39年の累計で不服申し立てに関するものが85件、勤務条件等に関する措置要求が206件、合計で323件上がっているとの答弁がありました。

次に、乙第49号議案「当せん金付証票の発売について」は、平成24年度において本県で発売する当せん金

付証券、いわゆる宝くじの発売総額について、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき議決を求めるものである。発売総額は142億円以内としているとの説明がありました。

本案に関し、昨年の発売実績、当せん金の内訳等はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成22年度の発売総額は115億139万3000円である。また、本県における100万円以上の高額当せんは210本となっているとの答弁がありました。

次に、平成22年度における県及び市町村の収益金は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、県の収益金は48億9000万円で、発売総額の約4割となっている。市町村の収益金は7億4000万円ほどで、市町村振興協会を通して市町村に配分しているとの答弁がありました。

次に、乙第53号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員1人が平成23年12月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、選任に至った経緯について質疑がありました。

これに対し、まず女性であること、そして教育関係者として指導経験があること、若い人であること及び伝統工芸・文化関係から意見を教育に反映させることなどを加味して選定したものであるとの答弁がありました。

次に、教育委員はどういう方法で決まっていくかとの質疑がありました。

これに対し、教育委員の任命は知事の専権事項であり、委員の人選に当たっては、まず知事と調整した上で方針を決定し、教育委員会と調整しながら選定するとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第47号議案から乙第49号議案までの3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第53号議案は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第47号議案から乙第49号議案まで及び乙第53号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第47号議案から乙第49号議案までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第47号議案から乙第49号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第53号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第53号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第29号議案まで及び乙第50号議案から乙第52号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第29号議案まで及び乙第50号議案から乙第52号議案までの議決議案12件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び文化観光

スポーツ部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第17号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、走行中の相手方車両に公用車が接触し、相手方車両の一部が破損した交通事故に関し、県は相手方に損害賠償金として7万8330円が自動車保険により支払われたことを確認したとの説明がありました。

本案に関し、年度内でこのような事故はどれぐらいあるのか、また、臨時職員が公用車を運転することはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年度は3件、平成22年度は2件、平成23年度が3件である。また、基本的には臨時職員は公用車の運転はできないとの答弁がありました。

次に、乙第18号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、走行中の相手方車両に公用車が接触し、相手方車両の一部が破損した交通事故に関し、県は相手方に損害賠償金として53万6976円が自動車保険により支払われたことを確認したとの説明がありました。

本案に関し、損害賠償額が大きいが人身事故が伴っているのかとの質疑がありました。

これに対し、本件については物損事故と人身事故の両方があり、人身事故については被害者のほうが高齢者であったため大事をとって入院をしていただいた。そのため、ほかの2件と比べて額が多くなっているとの答弁がありました。

次に、乙第19号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、公用車との衝突を回避しようとした相手方車両が側溝に転落し、相手方車両の一部が破損した交通事故に関し、県は相手方に損害賠償金として

29万4080円が自動車保険により支払われたことを確認したとの説明がありました。

次に、乙第20号議案「漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について」は、職員が漁業取締船を操縦中に起こした汚濁防止膜吸引等事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、与那原町当添漁港内の岸壁改修工事で敷設されていた汚濁防止膜が漁業取締船の海水吸入口に吸い込まれ設置位置が移動したため、膜をもとの位置に戻す必要が生じたことに関し、県は相手方に損害賠償金として24万6000円（うち14万6000円は保険適用）を支払うことを確認したとの説明がありました。

本案に関し、この船は漁船保険に入っていたのか、また漁船登録されているか、沖縄県として漁業取締船を何隻持っているかとの質疑がありました。

これに対し、漁船保険に入っており漁船登録もしている。また、沖縄県は漁業取締船を1隻持っているとの答弁がありました。

次に、乙第25号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県民の森の指定管理者として沖縄熱帯植物管理株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回指定管理者がこの沖縄熱帯植物管理株式会社にかかわることにより県民の森はどのように変わるのか、また、職員は継続雇用されるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回、県民の森の管理については5社の応募があり、この中で当社は一番点数が高く、選定委員会の中の評価では公園の公平利用や維持管理に関する考え方、利用料金の設定方法などの維持管理の面においてほかよりもすぐれているということが示されている。これまで台風などの気象災害における片づけに若干時間を要する部分があったが、今後は迅速に対応されるものと考えている。また、正規職員を除く11名については継続して雇用するとの答弁がありました。

そのほか、沖縄熱帯植物管理株式会社の概要、自主事業の内容などについて質疑がありました。

次に、乙第26号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県平和創造の森公園の指定管理者として沖縄県森林組合連合会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、前回、3年前は平和創造の森公園の指定管理者について否決されたが、その理由は何か、また、前回の懸念事項は解決しているかとの質疑がありました。

これに対し、前回の理由としては、1点目に、経営が赤字であったこと、2点目は、一番点数はよかったが50%に満たなかったということであった。また、今回は点数についても70点を超えており、経営についても赤字は解消されているとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者がかわる場合の継続雇用、選定委員の選考期間などについて質疑がありました。

次に、乙第27号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄コンベンションセンターの指定管理者として財団法人沖縄観光コンベンションビューローを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、応募者が1社になった理由は参加のハードルが高いためかとの質疑がありました。

これに対し、ハードルが高いというわけではなく、応募してどの企業でも手を挙げることは可能である。現場説明会の際には5社参加しているが、応募者が1社になったのは、沖縄コンベンションセンターは県内でも一番大きなコンベンション施設であり、その維持管理等について説明を受け断念したのではないかと推測しているとの答弁がありました。

そのほか、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの概要、財団や民間に委託管理をした場合、基本的にもうけ主義になっていくのではないかなどについての質疑がありました。

次に、乙第28号議案「指定管理者の指定について」は、万国津梁館の指定管理者としてザ・テラスホテルズ株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、これまで財団法人沖縄観光コンベンションビューローが指定管理者になっていたが、今回逆転された理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、ザ・テラスホテルズ株式会社のプレゼンテーションが施設利用率の向上を目指して積極的にMICEに取り組む内容となっていたこと等が委員に高く評価されたと考えている。また、事業計画で万国津梁館をこのように生かすという明確なプレゼンテーションがあり、期待値が大きかったことが主な理由だと考えているとの答弁がありました。

そのほか、ザ・テラスホテルズ株式会社の概要、指

定管理の例外規定として公募によらずに指定管理できるとあるが、県の補完的機能としてつくった財団法人沖縄観光コンベンションビューローに指定管理を指定しないでほかに指定したのはなぜかなどについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「指定管理者の指定について」は、奥武山総合運動場の指定管理者として株式会社トラステックを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、株式会社トラステックが選定された理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、2位に100点以上の差をつけて株式会社トラステックが1位になったが、専門スタッフがかなり配置されているなど管理を行うための組織体制がしっかりしていること、スポーツ教室等自主事業の企画運営の具体的提案があったこと、公共施設という観点から収益を一定程度に抑えて、施設管理費用に回すという姿勢が見られたことなどから判断しているとの答弁がありました。

そのほか、施設の年間利用人数、利用料金などについて質疑がありました。

次に、乙第50号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営土地改良事業に係る市町村負担金について、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

関係市町村は名護市など18市町村で、事業実施地区は74地区で、負担金の総額は6億667万9485円であるとの説明がありました。

本案に関し、地主、市町村も含めて負担金、分担金があると思うが、何かトラブルはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、今のところは地元と市町村にトラブルがあったということについては聞いていない。分担金については分担金徴収条例で徴収するが、市町村経由で徴収することになっている。県には市町村から一括して納入してもらっているとの答弁がありました。

次に、乙第51号議案「県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営水質保全対策事業に係る市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

関係市町村は久米島町及び竹富町の2町で、事業実施地区は久米島町第3地区及び竹富町小浜地区の2地区で、負担金の総額は600万円であるとの説明があり

ました。

本案に関し、当事業は赤土防止条例に基づく事業かとの質疑がありました。

これに対し、当事業は赤土防止条例に基づくものではなく、農地からの土砂の流出を防ぐ事業であり、基本的には沈砂池、土砂が流末に流れてくるのでそれをとめるとか、グリーンベルトあるいは勾配を抑制して緩やかにして赤土が流れないようにする事業であるとの答弁がありました。

次に、乙第52号議案「県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営通作条件整備事業（一般農道整備保全対策型）に係る市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

関係市町村はうるま市、事業実施地区は宮城地区で、負担金の総額は419万4000円であるとの説明がありました。

本案に関し、農業基盤整備のこれまでやっていた公共事業費に相当する分、あるいは非公共事業費に相当する分は今度の一括交付金の中ではどのような形で概算要求の骨組みとして上がっているかとの質疑がありました。

これに対し、今まで土地改良事業関係については、一括計上でやっている部分と全国プールの予算があり、特に基幹的なものについては一括計上の中で予算化されている。そうでない戦略交付金などがあるが、これは通常の交付金となっている。いずれにしても主は一括計上であるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、乙第28号議案については、共産党所属委員、社民・護憲ネット所属委員から反対する旨の意見表明がありました。採決の結果、乙第28号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで、乙第29号議案、乙第50号議案から乙第52号議案までの11件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第28号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

乙第28号議案、万国津梁館の「指定管理者の指定について」、反対の立場から討論します。

万国津梁館の施設の利用状況は、去年決算でサミットホールが25.4%、オーシャンホールが13.6%、サンセットホールが18.9%という状況です。公の施設としての利用状況としては極めて低い状況で何としても改善が求められています。

この施設は、サミット誘致の際に鳴り物入りで総事業費108億円かけて建設されたものです。沖縄に国際会議を誘致するといって、沖縄のシンボリックなものとして宣伝されてきました。こんなにも頻繁に国際会議が誘致できるのかといった当時の疑問の声に、「全国会議も誘致します、国際会議も誘致します」と言っていたようですが、まさに、当時の需要予測がどうだったのか。国際会議、全国会議誘致の努力をどれほどしたのか、今それが問われる結果になっています。このような結果は、泡瀬干潟の埋め立てなどの今後の公共事業の需要予測のあり方などにもその教訓を生かさなければなりません。

さて、この施設はこれまで沖縄県の外郭団体であるコンベンションビューローが指定管理者として管理運営してきました。今回、この指定管理者に隣のホテルを経営する民間ホテルが指定管理者に指定されるというものです。

質疑の中では、この万国津梁館の今後の運営では、結婚式、同窓会、宴会、会議など民間のホテルが通常行っているホール運営と同じように何でも行えるとのことでした。そういうことになれば、万国津梁館が民間のホテルの利益優先の利用になってしまうという懸念が出てきます。また、将来この施設を売却するのはとの懸念もあります。これまでの管理運営によって利用率が低いということも問題ですが、かといって民間の利益優先になっていいのかということにもなります。

今度の議会では、指定管理者制度の欠陥が多く指摘されてきましたが、この万国津梁館のあり方などについても根本的な検討、議論が必要です。そのためにも今回の民間のホテルに指定管理させることに反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第29号議案まで及び乙第50号議案から乙第52号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで、乙第29号議案及び乙第50号議案から乙第52号議案までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案11件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで、乙第29号議案及び乙第50号議案から乙第52号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第28号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 乙第15号議案、乙第16号議案、乙第24号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございま

す。

ただいま議題となりました乙第15号議案、乙第16号議案、乙第24号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案の議決議案5件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第15号議案「財産の処分について」は、民間へ譲渡する予定の沖縄県立浦添看護学校について、その建物を譲渡先へ売却する必要があることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

また、本議案は、学校教育法等に基づき、新たな学校設置の要件を満たすためのものであることや、学生の教育環境を支障なく引き継ぎ、看護師養成を継続させるためのものである。

議案の内容は、建物の所在地「浦添市当山2丁目422番地」、構造及び面積は「校舎・大講堂が鉄筋コンクリート造陸屋根4階建て5647平方メートル、体育館が鉄筋コンクリート垂鉛メッキ鋼板葺平屋建て732平方メートル、その他」、売却予定価格は「8022万円」、契約の相手方は「学校法人湘央学園」であるとの説明がありました。

本案に関し、公有財産を民間移譲する場合の価格はどうに決定するのか、不動産鑑定評価書の意義と評価方法はどうか、また、当該物件の鑑定評価額の積算内容はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、不特定多数の者を対象とする場合には入札等を行い、特定の者を対象とする場合には不動産鑑定額をもとに譲渡価格を決定し処分する。不動産鑑定評価書は、不動産鑑定士が評価基準に基づき不動産の適正価格をあらわした書面であり、裁判資料にも採用されるなど信頼性の高い文書である。処分予定価格は、県知事の指定する不動産鑑定業者から2社を選定し、その評価額の平均により決定した。また、当該物件の評価額は、国土交通省の示す周辺公示価格を基準に、学校用施設として使用することを条件とする用途指定や民法で定められた最長の期間である10年を期限とする県の買い戻し特約等の契約書上の特定を含め、市場価格を勘案し決定されたと理解しているとの答弁がありました。

これに対し、10年後も同校が経営される保証がないことが懸念されたとの指摘がありました。

そのほか、平成22年第4回議会乙第1号議案「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」は、付随意見への対応状況、准看護師がキャリアアップするための教育機関の状況、県立病院の看護師不足への福祉保健部の認識、県立浦添看護学校を民間移譲する目的、移譲後の授業料及び民間看護学校授業料との比較、全国における公立の看護学校数及びその必要性、工作物及び備品の譲渡及び評価方法、土地を議会議決に付さない理由などについて質疑や指摘がありました。

次に、乙第16号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関して、相手方との当該事故に関する和解及び賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、駐車中の相手方車両に公用車が接触し、相手方車両の一部が破損した交通事故に関し、県は、相手に損害賠償金として5万7580円が自動車保険により支払われたことを確認したとの説明がありました。

次に、乙第24号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県総合福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者の予定団体は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会であり、指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、同センターに指定管理者制度を導入した経緯はどうなっているか、指定期間を3年間とするのはなぜか、また、社会福祉施策の中核施設として同協議会に長期的に指定管理させることを検討したかとの質疑がありました。

これに対し、同センターは、平成15年2月の供用開始から平成17年度までは同協議会による従前の管理委託が行われ、指定管理者制度への移行後は2期にわたり同協議会が指定団体となり、今回、3期目の指定団体となっている。指定期間は、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針により、施設の維持管理が主たる業務の施設の場合には3年以内との目安が設定されている。また、同センター施設の効果的な活用及び管理を推進する観点及び従前の運用方針の公募原則にのっとり今回も公募としたとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者制度導入前と後での予算額の比較、同一団体が3期連続で指定されていることに対する県の見解などについて質疑がありました。

次に、乙第45号議案及び乙第46号議案の「指定管理者の指定について」の2件は、沖縄県立宮古青少年の家及び石垣青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者の予定団体は、宮古青少年の家が特定非営利活動法人ばんず、石垣青少年の家が特定非営利活動法人八重山星の会であり、指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、宮古青少年の家及び石垣青少年の家を指定管理にする理由は何か、青少年教育施設を指定管理者として民間事業者管理させるメリットは何か、また、指定期間3年間の目安を5年間に延長する考えはあるかとの質疑がありました。

これに対し、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針により、平成22年度から青少年教育全6施設に3カ年かけて段階的に指定管理に移行しており、今回、宮古青少年の家及び石垣青少年の家を移行するものである。平成22年度に指定管理に移行した名護青少年の家及び糸満青少年の家の利用者数及び率は、約6300人及び8.6%と前年度に比較し増加している。サイクリング事業やモズク教室といった直営時にはなかった自主事業が新たに導入され、当初期待していた以上の効果をおさめているものと理解している。また、青少年教育施設への指定管理者制度の導入に関する九州各県の状況について調査したところ、本県を除き4県で導入され、そのうち3県が指定期間5年としており、指定期間の延長については今後検討したいとの答弁がありました。

そのほか、指定管理業者選定基準及び加点ポイント、指定管理料における人件費の内訳、指定管理による職員体制及び身分などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決に先立ち、乙第15号議案については、社民・護憲ネット所属委員、社大党・結の会所属委員及び共産党所属委員から、乙第45号議案及び乙第46号議案については、共産党所属委員からそれぞれ反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第15号議案は可否同数となり、委員長裁決により否決すべきものと決定いたしました。

乙第16号議案及び乙第24号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第45号議案及び乙第46号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よ

ろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第15号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 おはようございます。

私は、看護師の着実な養成を願うすべての会派を代表して、ただいま議題となっております乙第15号議案「沖縄県立浦添看護学校の校舎等の「財産の処分について」」に対して賛成の立場から討論を行います。

今回の財産処分は、昨年12月議会における「沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」の議決を経て、県立浦添看護学校の民間移譲に伴う新たな看護学校の設置の必要性から実施されるものであります。

新たな看護学校の設置においては、継続的かつ安定した教育の場をつくる観点から、学校教育法や保健師助産師看護師法に基づき、土地、校舎等は原則自己所有としなければならないとなっております。

また、今回の財産処分につきましては、単に新たな看護学校の設置のみではなく、県立浦添看護学校の2年次や1年次の学生に対して継続した教育環境の場を確保し、不安なく卒業できるようにするためであり重要な議案となっております。さらに、県立浦添看護学校から引き継いで新たな新入生を入学させ、看護師養成を継続させるためでもあります。これは県内の看護師数をふやすことにもつながり、どうしても必要不可欠なものであります。

さて、財産処分に当たりましては、処分価格について、「不動産の鑑定評価に関する法律」で国家資格を有する鑑定士2者が適正に評価した積算価格をもとに算定しており、公平かつ適切であります。

また、昨年度の12月議会では出されました5項目の付随意見につきましては、特に看護師等修学資金が昨年度の7600万円から今年度は1億4000万円に大幅に拡充されるなど十分な対応がなされており、その修学資金の条例改正も行われ、救急病院の看護師確保に取り組

んできております。さらに、院内保育所の整備予算の確保や離職防止対策の事業も実施され、通信制の導入につきましても学生の負担軽減を含め既存の養成校との協議を行うなど努力を積み重ねております。このように付随意見のほとんどが推進されてきており、看護師確保対策における県としての役割が強化されているものと認識しております。

昨年度の民間移譲に関する議案につきましてはさまざまな御意見もありましたが、しかし、在校生や新入生の学生の皆さんに対し、新たな看護学校で不安なく継続した教育を受けさせるとともにきちんと卒業させ、看護師になりたいとする夢を実現させることは県議会の責務でもあります。

再度申し上げますが、新たな学校設置には、法令に基づき校舎等を移譲先に移すことが必要な条件となっております。さらに、在校生等が不安なく勉学ができる環境づくりのためにも必要であり、これが今回の財産処分の大きな理由であることは言うまでもありません。

議員各位におかれましては、このような状況を踏まえて、今回の議案に御賛同いただきますよう切にお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん おはようございます。

乙第15号議案「財産の処分について」、反対の立場から討論します。

乙第15号議案は、沖縄県立浦添看護学校の校舎、大講堂、体育館及び工作物を処分する議案であります。議案には上がっておりませんが、土地も同時に売却するというものです。

改めて今議会で明らかになった県立浦添看護学校の民間移譲のデメリットを2点のみ触れておきます。

1つ目に、委員会で明らかになった主なものとして、経済的効果が全くないという行革であるということです。昨年、民間移譲前に示された財政効果2億4600万円は、そのうち約1億6000万円が国からの地方交付税措置、引き継がれる法人看護学校へ4500万円の助成金、残りを修学資金という費用対効果のない民間移譲ということでもあります。

もう一点は、昨年の採決の際に議員から提出された付随意見の取り組みについて、特に准看護師から正看護師への通信教育の実施、それについては教員の確保が困難であること、コストがかかることを理由に実施は厳しい旨の答弁でした。民間移譲の問題点を改めて浮き彫りにしている様子です。

次に、建物及び土地の売却について述べます。

建物の事業総額約13億8000万円、面積約6400平方メートル、土地は1万1000平方メートルで売却価格3億2380万円で、土地・建物の合計価格は4億420万円です。これらの数字をどう判断するのか。次の資料を当局に提出を求めました。売り手である県が依頼した不動産鑑定評価書、買い手が依頼した不動産鑑定評価書及び県有財産売買仮契約書、移譲先選定までの経緯等を入手し精査した結果、平成20年の移譲先選定の際に県が依頼した不動産鑑定所が、平成19年の暮れに資産譲渡の概要として土地・建物価格として5億2250万円の鑑定結果を出しております。しかし、その際処分直前に2社による再鑑定を行い決定するとしています。さらに、教育教材機器等備品については、原則として有償譲渡とすると明記しています。

私は、本会議において2社の不動産鑑定評価書における再調達原価の積算根拠と残価率の積算根拠の提出を要請したところ、提出は困難であるとの回答がありました。さらに、文教厚生委員会で質疑したところ、鑑定士は国家資格であり、知事が指定する鑑定業者の中から選定し依頼をしている。我々は鑑定についての説明はできないということでした。しかしながら、県の「管財関係例規集」第3章「評価」、「第14 鑑定評価の依頼」については、不動産鑑定業者に鑑定を依頼する場合は、次に掲げる事項を別途提出を求めるものとするとしています。7つの項目があり、その(3)に「再調達原価の積算根拠」が挙げられています。つまり別途提出されなければならないものの一つであります。説明がつきません。

鑑定士は、不動産の鑑定評価に関する法律で責務がうたわれ、不正不当なことが禁じられていることは承知しています。しかし、鑑定結果には大きな幅があることも事実です。

本会議で土木建築部長に逆の立場から、いわゆる県民の財産を買い上げる場合の手法を質疑したところ、近郊地域の取引価格等を参考にしてとの答弁でした。土地や建物を買上げる際、県民の財産を周りの状況に照らし、根拠を示し交渉し買上げる。同時に、県民財産はできるだけ高く処分する。このことは、不利益を最小限にとどめるという当然あるべき姿ではないでしょうか。この観点に立てば、今回の事案は、もともとなる数字の根拠が示されていないこと自体私は問題であると言わざるを得ません。

そこで、平成22年度国土交通省の建築着工統計調査報告の都道府県別、用途別における沖縄県の教育・学習支授業用建物の平米当たりの単価と比較してみまし

たところ、2社の鑑定とも安価でありました。残価率を税法上の定率法・定額法と比較しましても乖離しております。

さらに特筆すべきは、機能的・経済的減価として35%を差し引き、さらに市場性減価の名目で30%差し引くなど売り手である県民の側に立った売却とは言えません。土地においても、2つの道路に面している浦添市の土地が坪当たり10万円を切る9万7000円であることは県民的に納得がいくのでしょうか。先に述べた教育教材機器等の加算も見当たりません。平成19年の資産概要に示した5億2000万円余の金額から今日の金額に減じた根拠も示されておりません。

最後に、契約上危惧する点として、契約から10年間は学校存続が担保されているものの、10年後においてはその限りではないということがあります。

以上を申し上げ、民間移譲と「財産の処分について」、反対の立場から討論を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党県議団を代表して、沖縄県立看護学校の土地、建物など財産のすべてを民間に売却するための乙第15号議案「財産の処分について」、反対の討論を行います。

沖縄県立浦添看護学校の民間譲渡が、浦添看護学校の生徒や保護者、関係者、多くの県民から存続の声が上がる中、昨年12月に県議会において賛成多数により可決されたことは、将来に禍根を残すものであると言わざるを得ません。

県議会は、過去3回にわたり全会一致で県立存続などの決議を行ってきたにもかかわらず、仲井真知事の福祉を削減する行財政改革の一環として県立浦添看護学校が民間譲渡されました。2005年7月14日の県議会決議では「近年は、安心・安全な医療を提供するための高度な専門的知識と技術を備えた看護職員の配置が望まれていること、24時間いつでも治療が受けられる体制づくりが急務であること、介護等新たな需要に対応するため、看護職へのニーズが高まっていることなどから、同校の存在価値はますます高まる一方である。」と全会一致で決議し、同年10月13日にも再び全会一致で存続決議を行っています。

県は、民間譲渡の布石として2008年の12月議会では、県立浦添看護学校の授業料を5万6000円から24万8000円に4倍もの引き上げを行っています。それでも月額3万6000円の県の看護師修学資金があれば何とか

授業料を賄えたのが、来年4月の民間開校時には授業料などで70万円になり、入学金と合わせて95万円の高額になって県民に重くのしかかってきます。質疑では、民間になると、国から変更許可を受ければ授業料は幾らでも引き上げることができる。150万円であっても授業料に上限はないという答弁には大変な危惧を感じさせています。

県立浦添看護学校の入学志願者の倍率が3倍から昨年5.85倍に倍加しているのは、県民生活が苦しくなる一方で、授業料の安い県立でなら看護師の夢を実現できると志願する県民が多くなっているからにほかなりません。県立看護学校の廃止は、所得の格差で看護師への道を閉ざしてしまうものであり、看護師を志す崇高な芽を摘み取ってはなりません。

県内には、准看護師が5000人近く働き、正看護師になるには通信制を受講して資格を取得しますが、県内に通信制の学校がないため、高い費用負担をして九州の通信制を受講しなければなりません。県政には、県立看護学校に通信制を設置して正看護師への道を開くことこそが求められているのではないのでしょうか。民間に通信制の設置をしてもらうなどと言っていますが、無責任で不誠実な答弁と言わざるを得ません。

また、答弁では全国の看護学校は483校あって、うち公立は163校、県立が59校ということによれば、県平均で3.5カ所の公立の看護学校があることになり、沖縄県で1つしかない看護学校を廃止することの無責任さが浮き彫りになりました。看護師が足りなくて悲鳴を上げ、看護師養成が急がれている現状の中で民間譲渡をする理不尽を県民は納得できません。

沖縄県の看護師不足は極めて深刻です。県立病院では、看護師不足で県立こども医療センターの小児病棟の休床など66床のベッドが閉鎖され、患者を受け入れられない状況が続いています。看護職員の8割が慢性疲労を訴え、7割が辞職を考えているという過酷な労働環境のため、離職する悪循環は県民の医療を脅かしています。看護師不足の解消は、県民の生存権にかかわる県政の重要課題であります。

今回の議案は、県立看護学校のすべての財産を譲渡先である本土の民間法人に売却をするものですが、売却するに当たっても幾つもの重大な問題点が出てきました。初めに、県の台帳価格で約15億円の土地、4階建て校舎、体育館、工作物、学校内にある1467点の備品一切を4億402万円で売却する問題です。地理的優位性のある1万1000平方メートルの土地を坪単価9万7000円余で売却することに県民の理解を得られるはずはありません。

県は、売却価格について、2カ所の不動産鑑定士に鑑定をさせて平均を売却価格にしています。不動産鑑定の価格を県が一切検討をする必要はなく妥当だとする根拠を問われて、部長は、県に鑑定する能力はない、2つの鑑定に不正な行為はない、鑑定は法の趣旨にのっとった鑑定評価なので信頼していると、業者丸投げの無責任な答弁を繰り返しています。個人でも財産を売却するときは、市場価格を調査したりしてみずからの評価を慎重に行います。ましてや県民の貴重な財産を売却するのに、県独自の市場調査もせずに慎重な検討もなく、鑑定士に丸投げすることが県民の理解を得ることができるのでしょうか。ある市の部長に確認をしました。財産の売却は、行政が独自に市場価格の調査を行い慎重に積算をして、鑑定士の評価と比較検討して価格を決定しているということでした。

地方自治法第2条には、地方自治体は「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めがあります。財産を売却するときには、本県にとって有利な適正価格によることは言うまでもありません。県の事務の執行は、同条に抵触すると言わざるを得ません。

また、土地の売却は議案として提案されていません。その理由は、条例では議会に諮らなければならない予定価格が7000万円以上の不動産の処分（土地の面積は2万平方メートル以上にかかる）となっていて、面積が1万1000平方メートルの本件土地が3億2380万円での高額の売却でも審議の対象外にされているからです。土地と建物が一体で売却され、さらには土地が市場価格の2分の1から3分の1に破格の値段で売却するのを議会で審議できないと知りつつの対応は、県民不在と言わざるを得ません。

さらに、民間法人と県が交わした平成21年4月28日の基本協定書で、「土地の定着物と建物に付属する工作物は、契約時の時価で譲渡する。機材機器等備品については帳簿価格で譲渡する」と定めています。ところが、工作物5530万円余と備品1467点の1869万円は売買価格に入ってなく、無償で譲渡されています。その上、民間譲渡をしたために、県は国に対して2223万円の起債残高を繰り上げて支払うこと及び1874万6000円の補助金返還義務が生じて、計4000万円の負担をしなければなりません。

民間法人には、国から年間約4500万円の補助金が入ってくることも明らかになり、買い手にとっては至れり尽くせり、売り渡す県民にとっては痛みの押しつけであり、県民への背信行為と言わざるを得ません。

次に、民間法人には10年間の看護学校の存続義務が

ありますが、それ以降は縛りはありません。看護学校から撤退することは自由にできる取り決めです。撤退すれば、10年から先の沖縄県の看護師養成に大きな支障が出てくるおそれは否めません。看護師確保の県の責任は重大です。

県立浦添看護学校は、昭和52年の創立以来、3000名近くの看護師を養成して、県立病院や医療・福祉の現場で貢献しています。民間譲渡に対する議案審議で在校生の保護者から聴取した声は、「授業料が安いから、生活が苦しくても看護師の夢を持てる」、「頑張れば夢が叶うという志を高く持てる」などでした。県立看護学校を存続させて通信制を創設し、給付制の看護師修学資金の創設など県民の命と健康を守る看護師養成校として整備・拡充することが県政の責務ではないでしょうか。

県民の貴重な財産を破格の値段で売却して、10年間の責任しか持たない民間学校に県立看護学校を譲渡することは県民に大きな不安を与え、将来に禍根を残すものであることを厳しく指摘し、県立浦添看護学校の財産を処分する議案に反対の討論といたします。

続けて、乙第45号議案沖縄県立宮古青少年の家、乙第46号議案沖縄県立石垣青少年の家を民間に指定管理をさせるための「指定管理者の指定について」、反対の討論を行います。

県は、社会教育施設である県立青少年の家を民間に指定管理をさせる計画を進め、今回の指定管理で6カ所の県立青少年の家すべてを民間に管理をさせることになります。

県は、直営から指定管理者にする理由の一つに経費の削減を挙げています。沖縄県立青少年の家は、「健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として、」利用されてきた施設です。経費の問題ではかることのできない青少年のための教育上重要な施設です。

指定管理によって削減される経費は、宮古青少年の家で6786万4000円から3538万1000円の約半額となり、うち水光熱費や委託料などは10%削減の1036万円となります。人件費は、現在の職員6人で5635万2000円から、指定管理は8人体制で2536万7000円と3000万円の減額となり、県が1人当たりの人件費として積算した349万円余より100万円少ない249万円余となります。石垣青少年の家は、6053万9000円から3385万1000円の約半額になります。人件費は、6人で4924万7000円が、9人で2536万7000円となり、管理者を除く1人当たりの人件費は218万円余で、県の積算額349万円から131万円も少ない額です。指定管理は、人件費の大幅

な削減をもたらし、官製ワーキングプアを生み出す根源となっていることを如実にあらわしています。

維持管理費を10%削減することについて、県は、指定管理にすればサービスの向上が図れると言っています。施設は、使用度が高いほど電気、水道、修理、清掃などの維持管理費は増加します。維持管理費の10%削減は、サービス向上と矛盾しています。宮古の施設は建築して31年になり、八重山は33年目の施設で老朽化しています。修繕費が膨らんでくるのに前年度より10%の維持費を削減することも実態に合いません。修理費の確保のために人件費を削るようなことにならないか、それとも施設を危険なまま放置して事故につながらないか危惧せざるを得ません。

指定管理を導入した総務省は、昨年12月28日、全国自治体と議会あてに通知を出しています。「地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきた」、「改めて制度の適切な運用に努められるよう、」という通知内容です。片山元総務大臣は、ことし1月の記者会見で、指定管理について「コストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきた」、「コストカットを目的として、結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっている」、「少し見直してもらいたい」と発言していることは重要です。指定管理者制度によってコスト削減が優先され、労働者の1年臨時職などの有期雇用化と低賃金化が進み、自治体みずからワーキングプアを生み出していることへの見直しを求めています。指導員の指導力量の蓄積が重要な社会教育施設での専門性が壊されることは、特に看過できるものではありません。

総務省の調査で、指定管理の取り消しなどが2100件に上ることも明らかになり、その2割は直営に戻されています。自治体の公的責任を放棄してきた指定管理者制度の弊害が出て、見直しも全国的に広がっています。

青少年の健全育成を図り、もって社会教育の振興に資することを目的として設置された青少年の家を民間に任せることは、県の公的責任、役割を放棄するものであり、とりわけ沖縄の将来を担う青少年の育成にかかわるだけに認めることはできません。よって、宮古青少年の家及び石垣青少年の家を民間に指定管理させるための議案に反対の討論といたします。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第15号議案、乙第16号議案、乙第24号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第16号議案及び乙第24号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案及び乙第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第45号議案及び乙第46号議案の2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第45号議案及び乙第46号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第15号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第15号議案は、可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 乙第9号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案及び乙第30号議案から乙第44号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長 當山眞市君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木環境委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第9号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案及び乙第30号議案から乙第44号議案までの議決議案23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び環境生活部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第9号議案「工事請負契約について」は、伊良部大橋橋梁整備第7期工事（上部工その7）の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約金額は14億700万円で、契約の相手方は三井住友建設株式会社、株式会社古波蔵組、有限会社丸宮建設特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、総合評価落札方式による入札を実施しているが、応札した6共同企業体のうち低入札調査対象の5共同企業体が追加資料の提出もせず辞退しているのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、一般的な総合評価落札方式における低入札調査基準価格の設定の考え方は、一定のレベルの成果物を確保するために厳格な審査を行った上で施工可能かどうかの判断をするものである。したがって、追加資料の提出とともに相当厳しいヒアリングが行われるので、過去の事例等を確認しながら辞退する判断をしたものではないかと考えるとの答弁がありました。

次に、辞退した低入札調査対象の5共同企業体は、施工可能だということで入札したにもかかわらず、追加資料の提出やヒアリングに応じることが負担になるため辞退したとも考えられることから、調査対象企業に対する審査を緩和したほうがいいのかとの質疑がありました。

これに対し、低入札調査基準価格の場合、低価格によるダンピングの弊害が大きいということからその基準は厳格であり、資料の提出など厳しい設定がされている。県としては、現在の形がベストだという判断をしているが、他県にダンピングの防止や適正に評価ができる事例等があれば検討の余地があるとの答弁がありました。

次に、乙第10号議案から乙第14号議案までの「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」の5件は、工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

当該工事は、宮古島と伊良部島間の海上部に建設する伊良部大橋橋梁整備工事であり、上部工工事3件と下部工工事2件である。5件の変更増額合計は2億254万5000円であるとの説明がありました。

本案に関し、架設までにはどれぐらいの期間がかかるのか、伊良部大橋が完成するとどれぐらいの船舶が航行できるのかとの質疑がありました。

これに対し、工場での組み立て作業等は終了に近づいており、冬期波浪等を考慮して来年の3月から5月ごろにかけて工場からけたを運搬し架設する計画である。また、伊良部大橋完成後は、2000トン級の船舶が航行できるような設計になっているとの答弁がありました。

次に、乙第21号議案「道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について」は、県道久米島一周線の道路整備事業において取得した土地の所有権の保存登記を行うため県が所有権を有することを確認する和解を行う必要があり、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、所有権確認に関する和解についてはどのような手続を行うのかとの質疑がありました。

これに対し、所在の不明な方の土地を購入するに当たっては不在者財産管理人制度を活用し、家庭裁判所が選任した不在者財産管理人と土地売買契約を行う。所有権の保存登記に当たっても同管理人と和解しなければならないことになっているとの答弁がありました。

次に、乙第22号議案「指定管理者の指定について」は、平和の礎の指定管理者として財団法人沖縄県平和祈念財団を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、これまでの指定管理業務の内容と財政状況及び費用対効果はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、財団法人沖縄県平和祈念財団を指定管理者として指定している。主な業務内容は平和の礎の警備、植栽、案内及び浄化槽の管理等があり、平成20年度から平成23年度までの3年間の指定管理料は6166万8000円である。また、年間の来訪者は推計100万人前後で、業務的には順調であるとの答弁があ

りました。

次に、乙第30号議案「指定管理者の指定について」は、宜野湾港マリーナの指定管理者としてヤンマー沖縄株式会社・アクト総合サービス株式会社共同企業体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理料はどのように算定しているのか、人件費は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理料は、現在の指定管理者が負担した管理経費の過去3年間の平均で算定されている。人件費は、1年間の職員給与と福利厚生費14名分で3800万円が計上されているとの答弁がありました。

次に、乙第31号議案から乙第38号議案までの「指定管理者の指定について」の8件は、県営都市公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

県営都市公園の指定管理者については、各公園ごとに指定管理者を公募し、奥武山公園については、文化観光スポーツ部の奥武山総合運動公園及び奥武山公園に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て株式会社トラステックを選定し、奥武山公園以外の7公園については、土木建築部公の施設の管理に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て名護中央公園、浦添大公園及びパンナ公園は沖縄県緑化種苗協同組合を、沖縄県総合運動公園は株式会社トラステックを、海軍壕公園は財団法人沖縄観光コンベンションビューローを、平和祈念公園は財団法人沖縄県平和祈念財団を、首里城公園は財団法人海洋博覧会記念公園管理財団をそれぞれ選定したとの説明がありました。

本案に関し、各公園の職員数について正規雇用と非正規雇用はそれぞれ何名か、非正規雇用の場合、最低賃金が確保されているのかとの質疑がありました。

これに対し、正規雇用職員と非正規雇用職員の割合は各公園で異なるが、8公園を合計すると職員208名のうち正規雇用職員が53名、非正規雇用職員が155名で、割合は75%が非正規雇用職員である。また、非正規雇用職員の最低賃金については、指定管理者にその額の確保を確認しているとの答弁がありました。

次に、奥武山公園は施設等が幾つかあるが、管理はどのように分けられているのかとの質疑がありました。

これに対し、セルラースタジアムは都市公園の中に設置許可を与えて那覇市が管理している。多目的広場等は土木建築部が、陸上競技場や武道館等は文化観光スポーツ部が管理しているが、指定管理の一体的管理

ということで、県が管理する部分についての選定委員会は文化観光スポーツ部が行っているとの答弁がありました。

次に、指定管理者の選考や選定に当たって指定管理者制度運用委員会に期待していることは何かとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者制度運用委員会は、県の運用方針に基づき部単位で設置することができることになっており、土木建築部は一括して運営する形で設置している。委員としては学識経験者、財務に精通する者、施設の機能に専門知識を有する者、施設を利用する団体の者にそれぞれの立場から意見をいただくということで委員を選定しているが、次回の指定管理者選考に当たっては、施設ごとに専門知識を有する者を委員に選定することができないか検討する余地があるとの答弁がありました。

そのほか、これまでの指定管理料の推移、公園の国管理と県管理の境界などについて質疑がありました。

次に、乙第39号議案から乙第44号議案までの「指定管理者の指定について」の6件は、県営住宅等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

県営住宅の指定管理者については、県内を6地区に分割して各地区ごとに指定管理者を公募し、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て北部地区、中部A地区、同B地区及び南部地区の4地区の県営住宅等は沖縄県住宅供給公社を、宮古地区及び八重山地区の2地区の県営住宅等は住宅情報センター株式会社をそれぞれ選定したとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決に先立ち、乙第30号議案から乙第38号議案までの9件については、共産党所属委員から、公の施設は本来県が直轄で運営すべきものであり、指定管理制度は人件費合理化で維持費を軽減するという労働者に犠牲を強いる制度である。しかも県の指定管理施設においては約8割が非正規職員であり、県みずから雇用情勢を悪化させる状況になっている。労働者自身が将来設計も立てられないような制度は今後なくしていく必要があるということから反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第30号議案から乙第38号議案までの9件は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第9号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案及び乙第39号議案から乙第44号議案

までの14件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第9号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案及び乙第30号議案から乙第44号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第9号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案及び乙第39号議案から乙第44号議案までの14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案14件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案及び乙第39号議案から乙第44号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第30号議案から乙第38号議案までの9件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第30号議案から乙第38号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）」は、沖縄特別振興対策調整費や沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する事業のほか、災害への対応など当初予算編成後の事情変更により、緊急に対応を要する事業などについて必要な予算を措置するものである。

補正予算の総額は、歳入及び歳出ともに25億5524万8000円となっており、これを既決予算額6169億9869万3000円に加えると、改予算額は6195億5394万1000円となる。

歳入の主な内容は、国庫支出金が沖縄特別振興対策調整費や沖縄振興自主戦略交付金など16億2563万7000円、繰越金が平成22年度実質収支額の一部で7億8402万7000円である。歳出の主な内容は、普通建設事業費の補助事業費が沖縄特別振興対策調整費や沖縄振興自主戦略交付金を活用した事業など15億3965万円、災害復旧事業費が渡名喜漁港の第2防波堤を復旧するための漁業用施設災害復旧費として2億円となっている。その他の経費のうち、維持補修費が県単道路維持費や石垣市の真米里ダムにおけるダム放流設備制御装置の修繕費として5934万8000円、補助費等が国有資産等所在市町村交付金法に基づく市町村等への固定資産税相当額の交付金など6億4422万6000円であるとの説明がありました。

本案に関し、栽培漁業センター事業費について、中国市場開拓のための認知度向上に要する経費とあるが具体的な内容はどうかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県で種苗生産され、生産増大が有望視されているヤイトハタの大量生産技術を確立するため、陸上水槽による養殖を低コスト化するシステムの開発を行うとともに、大量生産技術開発後、中国への輸出拡大を図るために、水なし活魚輸送技術の改良

と中国人観光客をターゲットとしたヤイトハタの試食アンケート調査を実施するとの答弁がありました。

次に、災害救助費の民間賃貸住宅の借り上げについては、何世帯を想定しているか、また、これまでの実績はどうかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算では77世帯を想定している。これまでの実績は12月6日現在、岩手県4世帯、宮城県22世帯、福島県166世帯、千葉県2世帯、合計194世帯で、家賃の平均は5万877円となっているとの答弁がありました。

次に、放射能調査費の内容はどうかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正は、福島原発事故を受け、そのモニタリングを強化するというもので、モニタリングポスト、ゲルマニウム半導体、サーベイメーターの整備を行うものである。モニタリングポストについては3台増設し、那覇市、名護市及び石垣市に設置する予定であるとの答弁がありました。

次に、未熟児等養育費に関連して、本県における未熟児の出生数、出生率はどうかとの質疑がありました。

これに対し、未熟児の出生数は、平成20年度が525名、平成21年度が492名、平成22年度が521名となっており、平成22年度の未熟児出生率は約3%となっているとの答弁がありました。

次に、太平洋・島サミット支援事業費について、補正予算と債務負担行為の関係はどうかとの質疑がありました。

これに対し、今回初開催となる支援プログラム「高校生太平洋・島サミット」の実施のため、早期に委託事業者を選定して準備に取りかかる必要があり、年度内の委託料を補正予算として要求した。また、支援事業の企画と実施を統一業者で担う必要があることから、複数年度の契約を結ぶため平成24年度の委託料に係る債務負担行為を補正するものであるとの答弁がありました。

次に、公有財産管理費について、平成22年度の交付実績と補正措置後の金額はどうかとの質疑がありました。

これに対し、平成22年度の交付実績は8億3228万4300円である。今年度は当初予算8億3906万9000円に補正額4億5674万7000円を加えると、12億9581万6000円の交付額となるとの答弁がありました。

そのほか、小波津川河口部の拡幅工事、饒波川・中城村の通報システム整備、食品の放射能測定機器、放射能調査結果の公開、沖縄特別振興調整費と沖縄振興

自主戦略交付金の使い分け、県営通作条件整備事業の内容、具志川環状線の整備計画、繰越明許費補正の理由、サポーター産業基盤強化事業の内容、県道の維持管理、含みつ糖振興対策事業費の補正理由、真米里ダムの放流設備制御装置などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、甲第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 甲第2号議案から甲第4号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長 當山眞市君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木環境委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました甲第2号議案から甲第4号議案までの予算議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第2号議案「平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、宜野湾浄化センター水処理施設建築工事の機械設備工事及び電気設備

工事の予算を繰り越し、工程表の点検を行い早期完成を図るために、繰越明許費の追加補正をするものであるとの説明がありました。

本案に関し、宜野湾浄化センターに接続されている公共下水道はどこからどこまでのものか、処理水はどこに放流しているのか、これらの処理水を有効活用すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、流域は北は読谷村から南は浦添市まで、流入量は10万トン前後あり、東シナ海に放流している。また、処理水を有効活用することについては、現在、宜野湾浄化センターにおいて処理施設を増築する予定であり、県としても当然再利用、有効活用をしていく方針であるとの答弁がありました。

次に、各家庭の公共下水道への接続について、県は市町村に対して監督責任があると思うが、市町村に任せきりになっているのではないかとの質疑がありました。

これに対し、各家庭の公共下水道への接続については、公共下水道管理者である市町村の役割であると考え、現在、市町村と連携して住民説明等を実施するなど接続を促す努力を行っているとの答弁がありました。

次に、甲第3号議案「平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、宜野湾港マリーナの施設の修繕費用に係る歳入歳出予算を増額するものであり、同マリーナの保管船舶の陸揚げ、着水作業を行うマリーナクレーンの修繕を行うための補正である。また、債務負担行為の追加は平成24年度から平成26年度までの宜野湾港マリーナの指定管理料であり、限度額は補正により1億6553万7000円になるとの説明がありました。

本案に関し、マリーナクレーンの利用状況はどうなっているのか、同クレーンを修繕することにより従来の機能とどのように変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、マリーナクレーンの平成22年の利用状況は年間568回である。また、修繕内容は、同クレーンの本体はそのまま、部品等の取りかえを行い、現在の機能を回復させるものであるとの答弁がありました。

次に、宜野湾港マリーナ内にある給油所のガソリンの値段がほかの給油所と比較して割高になっているなど、サービスの低下を招いているのではないかとの質疑がありました。

これに対し、スケールメリットの違いにより割高になっている状況であるが、給油施設は同マリーナ内に

において有効利用させる目的で設置されていることから、厳しい経営の中ではあるが、何らかの工夫ができないか指定管理者に検討させたいとの答弁がありました。

次に、甲第4号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）」は、水道施設の耐震化等を推進するための建設改良事業として、北谷浄水場整備事業及び漢那・石川導水管等の整備を行うものであり、これらの事業に必要な資本的支出の建設改良費10億2906万4000円を増額補正するとともに、資本的収入について、7億7179万8000円を増額補正し、当該事業に要する財源として充当するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、甲第2号議案から甲第4号議案までの3件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案から甲第4号議案までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第4号議案までは、原案のとおり可決されました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 議員提出議案第2号 知事において専決処分することができる事項の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大城一馬君。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 ただいま議題となりました議員提出

議案第2号「知事において専決処分することができる事項の指定について」、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、知事から行政執行の迅速化及び議会審議の負担軽減等を図るため、交通事故に関する和解及び損害賠償の額の決定に関する事項で、法律上県の義務に属する損害賠償の額が1件300万円を超えないものについては、地方自治法第180条の規定に基づく、知事において専決処分することができる事項として指定していただきたい旨の依頼がありましたことから、各会派で慎重に検討を行った後、議会運営委員会において協議を行ってまいりました。

その結果、当該事項については軽易な事項であり、行政執行の迅速化及び議会審議の効率化等を図る観点から、地方自治法第180条第1項の規定により、知事において専決処分することができる事項として指定することについて全会一致で決定したことから、本議案を提出した次第であります。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第2号「知事において専決処分することができる事項の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決

されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第10 議員提出議案第3号 私学助成の拡充に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
當間盛夫君。

〔議員提出議案第3号 巻末に掲載〕

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 ただいま議題となりました議員提出議案第3号につきましては、12月12日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、私学助成の拡充について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を読み上げます。

〔私学助成の拡充に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第3号「私学助成の拡充に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第11 議員提出議案第4号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

當山眞市君。

〔議員提出議案第4号 巻末に掲載〕

〔當山眞市君登壇〕

○當山 眞市君 ただいま議題となりました議員提出議案第4号につきましては、12月13日に開催した土木環境委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第4号「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第12 議員提出議案第5号 沖縄振興一括交付金（仮称）等の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

当銘勝雄君。

〔議員提出議案第5号 巻末に掲載〕

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 こんにちは。

ただいま議題となりました議員提出議案第5号につきましては、12月14日に開催した沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明いたします。

提案理由は、沖縄振興一括交付金（仮称）等の確保を求める意見書について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第5号を朗読いたします。

〔沖縄振興一括交付金（仮称）等の確保を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため議会の代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号

については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第5号「沖縄振興一括交付金（仮称）等の確保を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第5号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第5号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び入選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第13 陳情10件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました陳情10件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情10件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第14 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第15 陳情10件を議題と

いたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました陳情10件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情10件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第16 陳情15件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長渡嘉敷喜代子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議題となりました陳情15件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのであり

ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情15件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情15件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第17 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長比嘉京子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長
比嘉京子さん登壇〕

○観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長（比嘉京子さん） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のと

おり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第18 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付をいたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会は閉会となり、また本年の議会活動もすべて終了することになります。

さて、この1年を顧みますと、ことしは3月11日に発生した想像を絶する東日本大震災により、1万5000人余のとうとい人命が失われるとともに、今なお3400人を超す方々が行方不明であり、被災地へのお見舞いと一日も早い復旧・復興を祈念申し上げる次第であります。また、この大震災は地震・津波被害にとどまらず、原子力発電所の安全神話の崩壊など、国民はこれまで経験したことのない大きな不安を抱えた1年でありました。

加えて、相次ぐ台風襲来は、本県のみならず本土も大きな被害をこうむり、防災対策の強化の重要性を改めて認識いたしました。

東日本大震災や台風災害に関しましては、本県議会としてもできる限りの協力・支援を行ったところであります。

一方、ことしは第5回世界のウチナーンチュ大会が開催され、過去最多となる5300名を超える方々が国内外から参加し、世界のウチナーンチュと県民との交流が深まるとともに、沖縄のアイデンティティを再確認した感動的な大会になったことは、まことに意義深いことでありました。

このような中、本県の喫緊の重要課題である普天間飛行場問題に関しては、県議会として「米軍普天間飛

行場の辺野古移設に反対し、環境影響評価書の提出断念を求める意見書」を可決し、同問題に対する県民の明確な意思を国内外に発信することができました。

また、現行の沖縄振興計画及び沖縄振興特別措置法が来年３月末に期限を迎えることから、それにかわる新たな沖縄振興計画の策定については、本県議会といったしても「新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書」や「沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書」を可決するなど、積極的に取り組んできたところであります。

そのほか、日米の要職にある者からの本県を愚弄した許しがたい発言に対しては、直ちに抗議決議を可決し、直接抗議活動を展開するなど迅速に対応できたものと存じます。

このように、議員各位が県民福祉の向上を図るべく、さまざまな問題の解決等に取り組まれるとともに、関係要路への要請活動などを積極的に展開したことは、県民から高い評価と支持を得たものと確信するものであります。

普天間飛行場問題を初めとする基地の整理縮小や日米地位協定の見直し並びに雇用・労働環境の改善な

ど、県政の重要課題についてはなお年を越すことになりました。

また、懸案事項であります議会基本条例につきましては、議会基本条例等検討委員会で策定に向け精力的に取り組んでいるところであり、今後とも議員各位の英知を結集して諸課題の解決にともども邁進し、県民の負託にこたえてまいりたいと決意を新たにす所存であります。

終わりに、平成23年の議会活動を閉じるに当たり、議員各位が鋭意職務に精励され、また議長に御協力を賜りましたことに対して心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のためなお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年第８回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後０時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 照 屋 大 河

会議録署名議員 池 間 淳